

平成19年度 6 月定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成19年 6 月20日～22日

場 所 第4委員会室

平成19年6月20日（水曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第10号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 工事請負契約の変更について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告事項
 - ・県が出資している法人の経営状況について
社団法人宮崎県林業公社（別紙9）
財団法人宮崎県環境整備公社（別紙10）
社団法人宮崎県農業振興公社（別紙13）
財団法人宮崎県内水面振興センター（別紙14）
財団法人宮崎県水産振興協会（別紙15）
 - ・平成18年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（別紙18）
 - ・平成18年度宮崎県事故繰越し繰越計算書（別紙19）
- 環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・平成18年度「大気及び水質の測定結果」等について
 - ・しいたけの生産状況及び乾しいたけ品評会について
 - ・宮崎県水と緑の森林づくり条例に基づく「森林の整備及び保全に関する指針」の策定について

- ・本県農業生産の状況と平成19年度の主な取組について
- ・商品ブランドの販売方法について
- ・担い手の育成対策について

出席委員（9人）

委員 長	押川 修一郎
副委員 長	山下 博三
委員	外山 三博
委員	坂口 博美
委員	井本 英雄
委員	中野 一則
委員	満行 潤一
委員	松田 勝則
委員	権藤 梅義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部長	高柳 憲一
環境森林部次長 （総括）	野村 秀雄
環境森林部次長 （技術担当）	寺川 仁
部参事兼 環境森林課長	鈴木 康正
計画指導監	徳永 三夫
環境管理課長	堤 義則
環境対策推進課長	飯田 博美
自然環境課長	坂本 成海
森林整備課長	金丸 隆一
技術検査監	星野 次郎
林業公社対策監	池田 隆範
山村・木材振興課長	楠原 謙一
木材流通対策監	河野 憲二
国土保全対策監	江口 勝一郎

林業技術センター
所 長

黒 木 由 典

木材利用技術
センター所長

有 馬 孝 禮

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹

壺 岐 哲 也

政策調査課主査

千知岩 義 広

○押川委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会日程及び審査方針についてですが、お手元に「委員会日程（案）」及び「委員会審査の進め方（案）」を配付しておりますが、日程は、別紙「日程（案）」のとおり、補正予算関係議案及びその他報告事項について、各部局ごとに行うこととしております。

なお、補正予算に関する環境森林部及び農政水産部の説明及び質疑は、「委員会審査の進め方（案）」のとおり、2から3課ごとに行った後、総括質疑を行いたいと考えております。

また、採決につきましては、すべての質疑が終了した後に行うこととしておりますので、そのようにお願いしたいと思っております。

また、質疑の進め方につきましては、お願いでありますけれども、「日程（案）」をごらんください。質疑を効率的に行うために、まず最初に「議案」、続きまして「報告事項」に関する説明に対する質疑、次に「その他」というようなことでさせていただいて、また「その他」のその他ということで、何かあればそういう方向で質疑をさせていただきたいというふうに考えておりますから、よろしくお願いをしておきたいと思っております。時間は十分今回とらせていただいておりますので、慌てず焦らず、ゆっくり議案等を聞いていただいて質疑をしていただければ

ありがたいと、そのように考えておるところであります。

今回の委員会日程及び審査方針については以上であります。何か御異議あれば受けたいと思います。御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

今回、当委員会に付託されました補正予算関連議案につきまして、部長の説明を求めます。

○高柳環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございますが、大変お疲れさまでございます。本日はよろしくお願いたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元に配付いたしております環境農林水産常任委員会資料の表紙をごらんいただきたいと思います。

本日の説明事項は、予算議案が1件、特別議案が2件、報告承認事項が1件、報告事項が4件、その他の報告事項が3件でございます。

それでは、1ページをごらんください。

議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」の概要を御説明いたします。

まず、「平成19年度環境森林部施策のポイント」についてであります。

環境森林部では、新たな県総合計画であります「新みやざき創造計画」に基づきまして、（1）から（3）に掲げます事項を基本方向として、施策の展開に努めることといたしております。

ます。

まず、(1)の「自然と共生した環境にやさしい社会づくり」につきましては、まず地球温暖化防止に貢献する社会づくり、環境への負荷が少ない循環型社会づくり、きれいな空気・きれいな水の確保、豊かな自然環境の保全・創出、環境保全のために行動する人づくりの5項目を柱に、また、(2)の「安全で安心な暮らしの確保」につきましては、災害に強い県土づくりを柱に、そして(3)の「林業の振興」につきましては、環境を守る多様な森林づくり、新たな木の時代を築く林業・木材産業づくり、森林と共生する活力ある山村づくり、森林・林業・木材産業、山村を担う人づくりの4項目を柱に、それぞれ施策を展開していくことといたしております。

次に、2ページをごらんいただきたいと思っております。

「平成19年度環境森林部歳出予算」の補正予算を課別に集計したものでございます。

平成19年度の6月補正予算額は、表の中段、ちょっと色の表示をしておりますが、小計の欄にありますように、肉付け予算といたしまして、一般会計113億2,217万3,000円の増額をお願いすることといたしております。この結果、補正後の予算額は、表の一番下の合計欄にありますように、245億1,020万1,000円となりまして、平成18年度当初予算額の87.3%となっております。

次に、3ページから4ページをごらんください。

「平成19年度環境森林部主要新規・重点事業一覧表」であります。

これは、環境森林部の平成19年度予算の新規・重点事業、ここに74事業掲げております。こ

の事業につきまして、「新みやざき創造計画」の施策の基本方向に沿って整理したものでございます。

下線を引いております事業が、今回の補正予算に係る事業であります。

次に、飛びまして13ページをお開きいただきたいと思います。

特別議案であります。

まず、議案第10号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、県が川南町におきまして、森林環境教育の場として整備を進めておりました「宮崎県川南遊学の森」を、公の施設として追加をお願いするものであります。

次に、15ページをごらんください。

議案第16号「工事請負契約の変更について」であります。

平成17年度ふるさと林道緊急整備事業吐合線6工区の吐合トンネル工事に係る請負契約につきまして、設計変更に伴う契約額の減額変更をお願いするものであります。

次に、17ページをごらんください。

報告承認事項、「専決処分の承認を求めることについて」であります。

内容は、産業廃棄物税と森林環境税のそれぞれの基金への積み立てにつきまして、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分の承認をお願いするものであります。

次に、18ページ、報告事項であります。

まず、「財団法人宮崎県環境整備公社について」であります。

環境整備公社は、県、市町村、民間団体によりまして、平成7年に財団法人として設立され、県内全域の産業廃棄物の処理と、宮崎・東諸県地区、西都・児湯地区の11市町村の一般廃

棄物処理を一体的に行います「エコクリーンプラザみやざき」の管理運営を行っております。

本日は、平成18年度事業報告及び平成19年度事業計画を御報告いたします。

次に、19ページをごらんください。

「社団法人宮崎県林業公社について」であります。

林業公社は、森林の造成を通じ、県土の保全と地域経済の振興を図ることなどを目的といたしまして、昭和42年に公益法人として設立されました。現在、平成16年9月に策定いたしました抜本的改革方針に基づきまして、集中的に改革を実施しているところでありまして、本日は、平成18年度事業報告並びに平成19年度事業計画にあわせまして、林業公社の抜本的改革の実施状況等を御報告いたします。

次に、23ページをごらんください。

「平成18年度繰越明許費について」であります。

昨年度の梅雨や台風時の集中豪雨等によりまして工事の進捗がおくれ、表にございますような繰り越しが生じたところであります。

その内容は、自然環境課、森林整備課所管事業で、合わせまして15件151カ所、繰越額で46億7,489万7,000円となっております。

次に、24ページ、「平成18年度事故繰越しについて」であります。

前述の繰越明許費と同様、集中豪雨による影響などによりまして、事故繰越しが発生しております。

その内容は、自然環境課、森林整備課所管事業で、合わせまして4件5カ所、繰越額で7億7,705万4,000円となっております。

次に、25ページをお開きいただきたいと思います。

その他の報告事項であります。

まず、「平成18年度『大気及び水質の測定結果』等について」であります。

県では、毎年、関係法等に基づきまして、大気や水質などについて常時監視を行っており、平成18年度のそれらの測定結果の概要について御報告いたします。

次に、28ページをごらんください。

「しいたけの生産状況及び乾しいたけ品評会について」であります。

去る6月5日に開催されました「宮崎県乾しいたけ品評会」につきましましては、押川委員長、山下副委員長に、御多忙中にもかかわらず御出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

本日は、山村地域の重要な収入源となっておりますしいたけの生産状況及び「第52回宮崎県乾しいたけ品評会」について御報告いたします。

最後に、別に配付いたしております別添資料をごらんください。

「宮崎県水と緑の森林づくり条例に基づく『森林の整備及び保全に関する指針』の策定について」であります。

平成18年4月に施行いたしました「宮崎県水と緑の森林づくり条例」に基づきまして、森林の整備及び保全に関する基本的な方針や具体的な手法等を定めた指針を策定いたしましたので、その概要を御報告いたします。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、それぞれの担当課長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○押川委員長 部長の説明が終わりました。

続いて、各課長に説明をお願いいたします

が、審査に時間を要するため、3課ごとの2班に分かれて議案の説明と質疑を行い、それが一通り終了した後に総括質疑を行いたいと思いますので、御協力をお願い申し上げます。

なお、歳出予算の説明につきましては、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

まず、環境森林課、環境管理課、環境対策推進課の審査を行いますので、関係の方だけお残りいただきまして、その他の方につきましては、待機していただきますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時18分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

それでは、環境森林課長から順次説明をお願いいたします。

○鈴木環境森林課長 それでは、環境森林課の平成19年度6月補正予算について御説明いたします。

お手元の平成19年度6月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、環境森林課のところでございますが、ページで言いますと111ページをごらんください。

今回お願いしております補正は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で1,448万1,000円の増額であります。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄にありますように、29億6,687万1,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。113ページをごらんください。

中ほどの(目)林業振興指導費の(事項)森林計画樹立費であります。347万9,000円の増額であります。これは説明欄にありますように、森林法に基づく地域森林計画の樹立及び森林施業計画認定に要する経費であります。森林の図面情報等を一元的に管理する森林地理情報システム——森林GISと申しますが——のデータ整備に必要な植栽未済地等の現地調査費であります。

次に、続いてですが、(事項)流域林業総合推進対策費であります。204万6,000円の増額であります。これは説明欄にありますように、流域林業の推進に要する経費で、流域森林・林業活性化促進対策事業として、県内5流域において、関係の市町村、森林組合、素材生産事業者等を構成員として設置されている森林・林業活性化センターの流域林業活性化の活動に対して支援を行うものであります。

次に、このページの一番下の(事項)林業普及指導費であります。484万3,000円の増額であります。114ページをお開きください。これは説明欄にありますように、林業技術の改善向上と林業経営の合理化推進指導に要する経費であります。職員の研修、林業技術者等を対象としたセミナーの開催に要する経費、及び新規事業として、植栽未済地や人工林の充実、高品質の製品の生産に対応した技術指針の策定を行う未来を拓く林業技術普及事業に要する経費であります。

最後に、(目)林業試験場費の(事項)林業技術センター管理運営費であります。305万3,000円の増額であります。これは説明欄にありますように、林業技術センターの管理運営に要する経費であります。建設から15年を経過しているセンター本館の玄関周辺の補装改修

工事等に要する経費と、センターを広く県民にPRするため、毎年秋に開催しております「森とむらのフェスティバル」に要する経費であります。

環境森林課関係は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○堤環境管理課長 環境管理課の平成19年度6月補正予算について御説明いたします。

お手元の平成19年度6月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、環境管理課のところ、115ページをお開きください。

上段左側2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で4億972万8,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は6億9,694万5,000円となります。

それでは、主な補正内容について御説明いたします。117ページをお開きください。

まず、上から6行目にあります(事項)地球温暖化防止対策費130万7,000円の増額であります。

説明欄1の地球にやさしい人づくり温暖化防止推進事業につきましては、県が法律に基づき指定いたしました地球温暖化対策の普及啓発の拠点であります地球温暖化防止活動推進センターの活用等により、県民や事業者に対する啓発活動等を実施するものであります。

次に、(事項)大気保全費2,581万5,000円の増額であります。

説明欄1の大気汚染常時監視につきましては、大気汚染防止法に基づき、県内13の測定局で二酸化硫黄や二酸化窒素などについて常時監視を行っておりまして、老朽化した測定機器を更新するものであります。

また、説明欄3の石綿健康被害救済基金拠出金につきましては、アスベスト問題は社会全体

で迅速に救済するものであるという石綿による健康被害の救済に関する法律、いわゆるアスベスト新法の趣旨にのっとり、救済給付の財源となる石綿健康被害救済基金への拠出を行うものであります。

次に、(事項)水質保全費76万6,000円の増額であります。この事業につきましては、工場や事業場の排水規制や河川等の公共用水域や地下水の状況を監視するために必要な機器整備を行うものであります。

次に、(事項)化学物質対策費123万3,000円の増額であります。1枚おめくりいただいて118ページをお開きください。

説明欄1の環境ホルモン対策事業につきましては、内分泌かく乱作用が疑われている環境ホルモン類の大気や河川等の環境中の濃度を調査し、環境汚染の状況を把握するものであります。

また、説明欄2の化学物質環境汚染実態調査につきましては、法律で規制されていない化学物質による環境汚染を未然に防止するため、環境省が汚染実態調査を行うもので、県は委託を受けて、水質、河川底質及び大気の試料採取を行うものであります。

次に、(事項)合併処理浄化槽等普及促進費3億8,059万2,000円の増額であります。お手元の常任委員会資料で説明させていただきます。資料の5ページ、6ページをお開きください。

事業の説明に入ります前に、6ページの生活排水対策について御説明いたします。

生活排水対策は、1の第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画(改訂計画)に基づき実施しているものでありまして、生活排水処理率を計画期間の最終年度である平成26年度までに78.1

%に引き上げることを目標にしているところであります。

2の生活排水処理率であります。 (1)の生活排水処理率の推移の折れ線グラフをごらんください。平成17年度の県全体の処理率は、黒色の折れ線で示した59.5%となっております。その内訳は、赤色の公共下水道の38.9%、青色の合併処理浄化槽の17.1%、緑色の農業集落排水施設等の3.5%であります。一方、全国平均の処理率は、グラフの上の方に茶色で示しているとおり、74.5%となっており、本県は15.0ポイント低い状況で、生活排水対策の一層の推進が必要となっております。

次に、(2)の県内各市町村における生活排水処理の状況についてであります。下の棒グラフをごらんください。このグラフでは、平成17年度の市町村別生活排水処理状況を処理率の高い順に並べておりますが、最も高い北川町で85.7%、最も低い南郷町で24.0%とかなりの差が見られます。

続きまして、事業の内容につきまして御説明いたします。資料の5ページにお戻りください。

まず、1の事業の目的ですが、河川等の水質浄化を図るため、生活排水対策総合基本計画に基づいて、市町村が実施する合併処理浄化槽の整備等に対し支援するものであります。

次に、2の事業の概要でございます。

予算額は3億8,059万2,000円であります。

(3)の②浄化槽整備事業補助金3億8,028万6,000円ありますが、この補助金は2つの補助制度で構成されております。

1つ目は、アの浄化槽設置整備事業(個人設置型)でありまして、個人が設置する浄化槽の整備に補助を行う市町村に対し、補助金を交付

するものであります。平成19年度の補助事業実施予定市町村は、県内の全市町村であります30市町村で、補助対象基数は3,031基を予定しております。

なお、米印にありますように、この補助対象基数につきましては、財政力指数が高く、生活排水処理率が県内市町村の平均を上回る市町村につきましては、市町村要望に対し補正をし、補助対象基数を調整いたしております。この対象になるのは、宮崎市、延岡市、日向市であります。

2つ目は、イの浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)であります。市町村が事業主体となって浄化槽を整備し、維持管理を行う場合に補助金を交付するものであります。平成19年度の補助事業実施予定市町村は綾町の1町でございます。基数は10基であります。

なお、下の米印にありますように、この事業は、宮崎市及び延岡市でも実施しておりますが、両市は財政力指数が高く、生活排水処理率も県内市町村の平均を上回っておりますことから、今年度から補助対象としないこととしております。

浄化槽整備事業についての説明は以上であります。

環境管理課は以上であります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○飯田環境対策推進課長 それでは、環境対策推進課の平成19年度6月補正について御説明いたします。

お手元の平成19年度6月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、環境対策推進課のところ、ページで申しますと119ページをお開きください。

上段左側2列目の補正額の欄にありますよう

に、一般会計で3億5,691万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は5億3,153万4,000円となります。

それでは、主な補正内容について御説明いたします。121ページをお開きください。

まず、上から6行目の(事項)一般廃棄物処理対策推進費3,828万2,000円の増額であります。

説明欄1の宮崎県ごみ処理広域化推進支援事業につきましては、市町村等が新たに整備する広域的な廃棄物処理施設の整備を支援するものであります。

次に、(事項)産業廃棄物処理対策推進費2億8,769万2,000円の増額であります。主なものにつきまして御説明をいたします。

まず、説明欄1の(1)ダイオキシン類等排出監視強化事業につきましては、廃棄物焼却施設などから排出されるダイオキシン類などを県が独自に測定するものであります。ダイオキシン類につきましては、ダイオキシン類対策特別措置法などによりまして排出基準が定められており、この基準に適用しない施設に対しましては、県が改善指導を行っているところでございます。

次に、2の廃棄物が地下にある土地の指定区域台帳調整事業であります。この事業は、最終処分場の跡地において、土地の掘削その他の形質変更が行われることによる浸出水の漏出やガスの発生等、生活環境の保全上の支障が発生することを未然に防止するため、廃棄物が地下にある土地の台帳を調整するものであります。

次に、3の宮崎県産業廃棄物処理計画進行管理事業であります。この事業は、平成17年度に策定いたしました宮崎県廃棄物処理計画(第二期)に掲げた排出抑制等の目標値の進行管理を

行うことにより、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等を促進するものであります。

次に、4の多量排出事業者排出抑制等支援事業につきましては、産業廃棄物の多量排出事業者に対し、処理技術等の専門家を派遣し、廃棄物の減量や処理に関する助言指導等を行うことによりまして、多量排出事業者の排出抑制と適正処理を推進するものであります。

次に、5の産業廃棄物税基金積立金であります。産業廃棄物税につきましては、その税収のうち徴税費用を除いた額を一たん産業廃棄物税基金に積み立てることとしております。19年度は税収2億3,661万7,000円のうち、徴税費用1,756万6,000円を除いた2億1,905万1,000円を積立金として計上しております。

次に、6の産業廃棄物処理施設適正化促進事業につきましては、産業廃棄物税の課税の公正化、適正化を図るため、産業廃棄物処理業者等が設置するトラックスケールの設置費用の一部を補助するものであります。

次に、7のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業であります。この事業は、ポリ塩化ビフェニル、略称PCBの適正な処理を促進することを目的に、中小企業の処理費を助成するため、独立行政法人環境再生保全機構が設置するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に対しまして、各都道府県負担額の分の補助を行うものであります。

次に、(事項)廃棄物減量化リサイクル推進費3,093万6,000円の増額であります。1枚おめくりいただきまして、122ページをお開きください。

1の産業廃棄物リサイクル施設整備支援事業であります。お手元の常任委員会資料で説明させていただきたいと思っております。7ページをお

開きください。

まず、1の事業の目的であります。産業廃棄物の排出量は依然として高水準で推移しておりますことから、環境の負荷の少ない循環型社会を形成するためには、廃棄物の排出を抑制し、また、リサイクルを推進することにより、最終処分量をできるだけゼロに近づける取り組みをさらに進めることが求められております。そのため、廃棄物を排出する事業者みずから、産業廃棄物等の排出抑制等につながるリサイクル施設の整備等を行う必要がございます。本事業は、こうした事業者の取り組みを支援することによりまして、本県の産業廃棄物の排出抑制、再生利用を促進するものであります。

次に、2事業の概要であります。

これにつきましては、(4)にありますように、本事業は、県内企業情報やリサイクルに関する研究開発等の支援ノウハウを有する財団法人宮崎県産業支援財団を通じまして、産業廃棄物のリサイクル施設の整備等を行う事業者に対して、その事業に要する経費の一部を補助するものであります。事業費の2分の1内、限度額1,500万円となっております。

予算額は、リサイクル施設の設置補助金として3,000万円、財団の事務費として93万6,000円の、合計3,093万6,000円となっております。

なお、本事業は、産業廃棄物税基金事業により実施するものであります。

次に、報告承認事項、専決処分の承認を求めることについてであります。

議案書は、60ページの平成19年6月定例県議会提出議案書の60ページをお開きください。

60ページの4 衛生費の2 環境衛生費の歳出補正であります。これにつきましては、常任委員会資料の17ページをまたお開きいただきました

と思います。

これは、(1)の産業廃棄物税基金積立金の執行に伴う補正であります。18年度の産業廃棄物税の税収が確定しましたことから、積立金1,250万円を補正したものであります。この結果、18年度の産業廃棄物税の基金への積立金は、2億5,646万5,000円となります。

環境対策推進課につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、次に、財団法人宮崎県環境整備公社の経営状況について御説明いたします。

平成19年6月定例県議会提出報告書の67ページをお開きください。

それでは、御説明申し上げます。財団法人宮崎県環境整備公社平成18年度事業報告書であります。

1 事業概要であります。宮崎県環境整備公社は、宮崎県ごみ処理広域化計画に基づき、宮崎・東諸ブロックと西都・児湯ブロックの県央11市町村の一般廃棄物の処理と県内全域を対象とした産業廃棄物の処理を一体的に行う総合廃棄物処理センター「エコクリーンプラザみやざき」の運営管理を行う法人であります。平成17年11月の本格稼働以来、安心・安全な運転を目標とし、効率的な運営管理を行い、あわせて県民の環境問題や廃棄物処理に関する普及啓発に努めております。

2 事業実績であります。一般廃棄物処理受託事業につきましては、11市町村の一般廃棄物の処理を行っております。次の産業廃棄物処理事業は、主に県内の企業の産業廃棄物の処理を行っております。普及啓発事業は、広く県民を対象として、廃棄物に関する啓発を行っております。周辺環境整備事業は、県や11市町村、

公社が経費を負担いたしまして、宮崎市、国富町の関係地域の振興等を図るために、道路整備事業などを実施しております。

次に、68ページをごらんください。

まず、公益法人の会計基準につきましては、平成16年度に見直しが行われたことに伴い、宮崎県環境整備公社は平成18年度から新会計基準に移行しております、今回の報告分から貸借対照表等の様式が変更されております。

それでは、3の貸借対照表総括表であります。

公社には一般会計を含む4つの会計がありますが、左から2番目の列の総合計欄で説明させていただきます。

まず、I 資産の部の1 流動資産についてであります。流動資産の合計は、8億2,136万7,135円で、その内訳は、現金預金と市町村からの施設運転委託金の未収金が主なものであります。

次に、2 固定資産は、基本財産、特定資産、その他の固定資産から成り、固定資産合計は45億4,090万9,112円であります。

それでは、(1) 基本財産は、定期預金と国債で1億110万円、(2) 特定資産は、公社の周辺環境整備基金に県が平成14年度から毎年度3億円出捐している周辺環境整備積立金や借入金の返済のための積立金で16億9,963万4,000円、(3) その他の固定資産は、土地、建物、構築物、機械装置などで、27億4,017万5,112円であります。

以上により、資産合計は53億6,227万6,247円になっております。

次に、II 負債の部の1 流動負債についてであります。流動負債の合計は7億9,113万7,548円となっております。

そのうち未払金は、施設運転委託会社であります、ひむかエコサービス株式会社への委託料の未払い5億600万円余が主なものとなっております。

仮受金は、九州電力からの売電収入などで市町村に支払うものを一時借り受けしているものでございます。

次の2 固定負債は23億8,780万5,900円で、整備公社が負担する建設費等について、日本政策投資銀行などからの長期の借入れが主なものであります。

以上によりまして、負債合計は31億8,094万3,448円になっております。

III 正味財産の部の合計は、21億8,133万2,799円となります。

以上によりまして、負債及び正味財産の合計は、正味財産の部の欄の一番下にありますように、53億6,227万6,247円となります。

次に、69ページをごらんください。

4 正味財産増減計算書総括表であります。

これは、事業年度における正味財産の増減状況をその発生原因別に表示して報告するものであります。左から2番目の列の総合計の欄で説明させていただきます。

まず、科目欄のI 一般正味財産増減の部の1 経常増減の部の経常収益についてであります。経常収益計は22億1,254万3,148円ですが、その主なものは、(1) ②事業収益の産業廃棄物処理料金収入1億9,315万3,376円と③受取補助金等の20億1,120万2,000円です。なお、受取補助金等の主なものは、周辺環境整備出資金の3億円と市町村運転委託金16億3,698万2,000円です。

次に、経常費用の計は22億3,916万8,647円ですが、その主なものは、(2) ①事業費

の施設運転管理事業費や産業廃棄物処理事業費、そして周辺環境整備事業費などの19億1,669万7,453円と、②管理費は人件費や支払利息などの管理費や機械、構築物などの減価償却費3億2,237万1,194円であります。

以上により、当期経常増減額は2,662万5,499円の減となっております。

次に、2 経常外増減の部であります。

(2) 経常外費用の過年度分減価償却費の5,983万9,714円は、新会計基準の適用により、初年度に過年度分の計上が認められますので、同じく認められます過年度退職給付引当金負債計上額と合わせまして、経常外費用の計は6,038万5,814円となりまして、当期の経常増減額の2,662万5,499円の減との合計額は、当期一般正味財産増減額の項目にありますように、8,701万1,313円の減となっております。

以上により、一般正味財産期末残高は21億8,133万2,799円となっております。

なお、Ⅲの正味財産期末残高は、Ⅱの指定正味財産がないため、一般正味財産期末残高と同額となっております。

70ページと71ページの財産目録につきましては、貸借対照表の明細となっておりますので、説明を省略させていただきます。

次に、72ページをごらんください。

まず、1 事業概要についてであります。

環境整備公社は、19年度も引き続き地元と締結しました公害防止協定を尊重した安全で安定した運営を行うとともに、環境学習施設やプラント施設見学を活用し、廃棄物処理の正しい知識の普及啓発に取り組むこととしております。

2 事業計画であります。

一般廃棄物処理受託事業は、市町村の一般廃棄物の処理を行うものであります。産業廃棄物

処理事業は、産業廃棄物の処理を行うものであります。周辺環境整備事業は、この施設を円滑に運営するためには、地元住民の理解と協力が不可欠でありますので、宮崎市、国富町が実施します周辺環境の整備事業へ補助を行うとともに、公社が実施いたします地元還元施設建設に対し、周辺環境整備基金を活用することとしております。普及啓発事業は、県からの委託を受けまして、展示施設を活用した環境教育などを継続して実施してまいります。

次に、73ページをごらんください。

3の収支予算書総括表であります。

収支予算書総括表は、事業活動収支の部、投資活動収支の部、財務活動収支の部に分けられております。左から2番目の列の予算額の欄で説明させていただきます。

事業活動収支の部のうち、1 事業活動収入の主なものは、②補助金等収入23億8,002万3,000円であります。これは、県補助金、市町村からの運転委託収入であります。

次に、③廃棄物処理収入2億8,350万円は、産業廃棄物の処理料金収入であります。

次に④受託収入1,248万9,000円は、県から委託を受ける産業廃棄物の普及啓発事業の受託収入であります。

また、⑤の雑収入600万円は、売電収入のうちの公社の取り分でございます。

以上により、事業活動収入の計は26億8,310万7,000円であります。

2 事業活動支出につきましては、①管理運営費の2億7,270万9,000円は、報酬、給料手当などの人件費が主なものであります。

次に、②施設運転管理事業費20億9,240万5,000円は、一般廃棄物の処理に要する経費であります。

74ページをごらんください。

③の産業廃棄物処理事業費 1 億4,792万1,000円は、産業廃棄物の処理に要する経費であります。

次に、④周辺環境整備事業費 6 億円は、宮崎市などが実施する周辺環境整備に対する補助に要する経費であります。

次に、⑤普及啓発事業費1,248万9,000円は、県から受託した産業廃棄物の普及啓発事業の実施に伴う経費であります。

以上により、事業活動支出の計は31億2,652万4,000円、事業活動収支差額は 4 億4,341万7,000円の減となります。

次に、投資活動収支の部のうち、1 投資活動収入の特定預金取崩収入10億5,000万円につきましては、宮崎市等が実施する周辺環境整備の補助金に充てるための公社の周辺環境整備基金の取り崩し分であります。

2 投資活動支出の固定資産取得支出 4 億3,600万円のうち、建設仮勘定支出 4 億2,600万円は、公社が建設を計画しております地元還元施設の建設経費であります。

以上により、投資活動収支差額は 6 億1,370万円となります。

財務活動収支の部のうち、2 財務活動支出については、借入金返済支出が 1 億5,831万4,000円ありますので、財務活動収支差額は 1 億5,831万4,000円の減となります。

これに予備費支出を行い、当期収支差額は18万5,000円、次期繰越収支差額は643万1,000円となっております。

75ページから79ページまでの各会計ごとの収支予算書は、収支予算書総括表の明細でありますので、説明については省略させていただきます。

宮崎県環境整備公社の経営状況につきましては以上のとおりであります。

○**堤環境管理課長** 常任委員会資料の25ページをお開きください。

平成18年度の「大気及び水質の測定結果」等ありますが、まず、(1)大気測定結果の①大気汚染常時監視・移動監視についてであります。

アの測定項目であります。二酸化硫黄など5項目を測定しております。

イの測定地点数ありますが、表の上段の大気汚染常時監視につきましては、固定した測定局で19局設置しております。また、大気汚染移動監視につきましては、車に測定機器を搭載して、測定局のない地域の6地点で測定しているところあります。

ウの測定結果ありますが、5つの測定項目のうち、光化学オキシダントにつきましては、測定を行ったすべての測定局及び移動監視地点で環境基準を未達成でありました。また、浮遊粒子状物質につきましては、1つの測定局で1日平均値の環境基準を1日未達成でありました。その他の項目は、すべて環境基準を達成しております。

光化学オキシダントの原因といたしましては、3月から6月にかけて成層圏にあるオゾンが降下してくることにより発生するという自然現象や中国による影響が考えられております。また、浮遊粒子状物質については、基準を超えた日に黄砂が観測されていたことから、黄砂の影響が考えられます。

次に、②の有害大気汚染物質モニタリングについてありますが、宮崎市1地点、都城市2地点、延岡市1地点の4地点で、環境基準が定められておりますベンゼンなどを測定いたしま

したが、すべての地点で環境基準を達成しております。

次に、(2) 水質測定結果の①公共用水域がありますが、この公共用水域とは、河川や海域、湖沼のことです。

アの測定項目がありますが、砒素などの健康項目を26項目とBODなどの生活環境項目を9項目測定しております。

イの測定地点数ですが、河川、海域、湖沼を240地点で測定しております。

ウの測定結果につきましては、(ア)の健康項目について、砒素が3地点で環境基準を未達成のほかは、すべて環境基準を達成しております。砒素が環境基準を超過した地点につきましては、上流の旧土呂久鉦山の大切坑からの地下水が排出されておまして、土呂久川の東岸寺用水取水点と岩川用水取水点、岩戸川の旧鹿狩戸橋で基準を超過しておりました。この対策といたしまして、高千穂町では昨年度から国の補助事業を活用した大切坑からの水対策について、坑道内のコンクリート吹きつけ工事を行い、坑内の水が外へ排出される際に、砒素に汚染された土壌と接触させないようにする対策工事を実施しております。

次のページがありますが、(イ)の生活環境項目につきましては、代表的な指標であります河川のBOD及び海域のCODにつきましては、すべての地点で環境基準を達成しております。河川におけるBODの環境基準達成率の推移をグラフで示しております。縦軸が達成率で横軸が年度であります。平成17年度の達成率で全国と比較してみますと、全国が87.2%に対し宮崎県は97.5%となっており、全国に比べ達成率は高くなっております。平成18年度の達成率は100%となっており、県内の公共用水域につ

いては、おおむね良好な水質を維持しております。

次に、②の地下水でございます。

アの測定項目であります。砒素などの健康項目を26項目測定しております。

イの測定井戸本数であります。137本の井戸を測定しております。測定方法として、表の下に説明を加えてありますが、概況調査とモニタリング調査があります。概況調査は、県内全域の地下水の概況を把握する調査でありまして、県全域を5キロメートルメッシュに区切り、井戸が存在する174メッシュのうち毎年49本の井戸を選定し、順次計画的に実施する調査と、有害物質を使用している事業所周辺等の井戸の調査であります。モニタリング調査といえますのは、過去に環境基準を超過した井戸などの継続的な監視のための調査であります。

ウの測定結果であります。概況調査で新たに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が2本、都城市と川南町の井戸で環境基準を超過しておりました。また、モニタリング調査では、砒素が宮崎市の青島地区の井戸で3本、テトラクロロエチレンなど有機塩素化合物が宮崎市、延岡市及び日向市の井戸で計17本基準を超過したほか、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が宮崎市と都城市の井戸で2本超過しておりました。

次の27ページがありますが、(3) ダイオキシン類測定結果であります。

①の環境調査につきましては、アの測定地点数、79地点で測定した結果、イの測定結果のとおり、すべて環境基準を達成しております。

②の発生源検査につきましては、アの施設数等がありますが、ダイオキシン類対策特別措置法での届け出施設は113であります。

イの自主検査についてですが、113の施設か

ら自主測定結果の報告があり、その中で排出基準を超過していた廃棄物焼却炉1施設につきましては、自主的に改善を行い、再度測定したところ、基準を下回っていたことを確認しております。

次に、ウの立入検査であります。61施設について検査しましたところ、廃棄物焼却炉4施設の排出ガスが排出基準を超過しております。このため、改善を命令し、1施設は改善され、3施設は改善中となっております。

次のページであります。 (4) の内分泌かく乱化学物質、いわゆる環境ホルモンの測定結果についてであります。

環境ホルモンにつきましては、下から4行目に記しておりますが、まだ十分に解明されていない状況でありまして、また、環境基準や指針が定められておりませんことから、現段階では調査結果を評価することはできない状況であります。

このような状況の中で、環境ホルモンのうち測定方法が確立しております21物質につきまして、大気4地点、河川水質3地点、河川底質3地点で調査した結果、一部の物質が検出されました。

以上が調査結果の概要であります。この内容につきましては、本日記者発表を予定しております。説明は以上であります。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案及び報告事項（専決処分、公社の経営状況）について質疑はないでしょうか。時間はとっておりますので、ゆっくり勉強して質問していただきたいと思っております。

○井本委員 最初の117ページですが、地球環境温暖化防止対策費、地球温暖化防止対策とい

うのは、恐らくこれだけじゃなくて、いろんな対策があるんでしょうけれども、あとはどんなものか。私も今回久しぶりにこの委員会に来たものだから、よくわからないものだから、ちょっと不勉強で済みませんが、大体どんなものが。

○堤環境管理課長 地球温暖化関係につきましては、まず予算関係でございますけれども、当初予算でお願いしました、こども地球温暖化防止活動推進員事業というのがございます。これは、県内の環境教育推進校10校、小・中・高校におきまして、子供たちが地球温暖化の知識を学習し、また子供たちが自宅でそれを実践する、そういった授業を昨年度から行っております。

それから、地球温暖化防止共同促進事業でございますけれども、これは地球温暖化防止活動推進センターというのは県がNPOに指定しておりますけれども、こちらのほうで地球温暖化防止フェスティバルとか実施する際に、そのフェスティバルで県が105名に委嘱しております推進員、地球温暖化防止活動推進員を活用いたしまして、フェスティバルでの地球温暖化の家庭での実践活動を啓発していただく、また、この事業では、フェスティバルだけではなくて、各地区で環境祭りとか産業祭り等々ございますけれども、そういったところに推進員を派遣して啓発事業を行う、そういった事業を行っております。

また、(2) にありますように、地球温暖化防止活動推進員、これは今説明したとおりでございますけれども、全市町村に2名ないし7名、家庭の主婦の方が多くいますけれども、推進員を委嘱いたしまして、その方々はまず自分の家で実践活動をしていただきます。そして、

その体験を友達であるとか、あるいは公民館等で普及していただくと、そういった事業を行っております。

それから、県の予算にはございませんけれども、地球温暖化防止活動推進センターといいますのは、環境省からの補助金や委託、これを受けまして普及活動をするようになっております。ことし実施する事業の中で、「一村一品・知恵の環づくり」という事業がございます。これは環境省の予算でございますけれども、県の地球温暖化防止活動推進センターに委託されまして、550万の委託なんですけど、県内でいろいろ活動されている方々の取り組みをまず掘り起こしまして、その中で優秀なものを一つだけ全国の大会に選出することにしております。全国の大会では、各県から集まった優秀な取り組みをまた全国に発信する。また、その取り組みのいいものについてはグランプリなどを決めると、そういったことによって普及啓発を図ることとしております。

また、さらに環境みやざき推進協議会の会員でありますトラック協会等を通じまして、業界でのエコドライブの推進、こういったものを推進していくこととしております。以上であります。

○井本委員 地球環境問題について中心的にしている課はおたくの課と考えていいわけですか。

○堤環境管理課長 地球温暖化対策の計画を策定して、主に普及啓発を中心に環境管理課は実施いたしております。

○井本委員 そうすると、あと具体的にそれを実践しているというのは、どこで、今言ったセンターとか、そういうところで実践しているわけですか。センターなんかは普及啓発なんです

か。その辺はどうなってるんですか、具体的に。

○堤環境管理課長 環境管理課としましては、宮崎文化本舗というNPOに地球温暖化防止推進センターを指定しておりますけれども、こちらが行う事業等、協力して普及啓発を実施することにしております。このセンターには、環境省とか、あるいは環境省が指定しました全国の地球温暖化防止推進センター、こちらの方から補助金やら委託料が出されております。

○井本委員 例えば、木を植えることによって二酸化炭素をできるだけ吸収しようとか、そういうことがありますよね。そういうものをどこが中心になって進めているのかというところをちょっと聞きたいんですが、どこが大体中心になって具体的に進めているのか。

○堤環境管理課長 実際の木を植えてというようなことになると、森づくりボランティアとかそういった事業になるかと思っておりますけれども、この推進センターの啓発事業は、そこまでの事業はやっておりません。

○井本委員 じゃそれは大体どこでやっているんですか。その中心になっているというのはいいわけですか。旗振り役というのはいいわけですか。

○堤環境管理課長 環境森林部では、自然環境課の方でそういった森づくりボランティア関係の事業を実施いたしております。

○井本委員 そうすると、その地球環境問題を統括してあらゆる分野に対してやっているのではなくて、みんなばらばら個々にやっているという感じなんですか。

○堤環境管理課長 国におきましても、各省庁でそれぞれの業務の中で対策をしております。県におきましても、例えば地域生活では新エネ

ルギーであるとか、総合政策本部ではいわゆる県病院で実施しておりますE S C O事業というような事業を実施する、あるいは総合交通の問題、そういった形で関係課で実施いたしております。

○井本委員 京都議定書じゃないけど、何%削減しなさいとなれば、それに向けて、あなたのところはこれをやりなさい、あなたのところはこれをやりなさい、あなたのところはこれをやりなさいという総合的な、もちろん計画はあるんだけど、それを真ん中で仕切るというのか、そういうところが必要じゃないかという気がするけど、そういうのはないわけですか。

○堤環境管理課長 計画を策定した際に、それぞれの関係課から業務の中でこういったことを推進しますというようなものを計画に書いております。私どもとしては、関係課の事業を集約して、お互いに連絡調整をするという、そういう形で対応していつているわけです。

○井本委員 わかりました。地球環境問題というのは、これは、そう思わない人もおるかもしれませんが、非常に喫緊の大きな問題だと私は思ってるんですね。防災対策本部じゃないけど、あんなのが真ん中であって、そして後をやっているようなことをやらないかん時代が来るんじゃないかなと私なんかは思うんですけど、各関係課が計画に従ってやるということも、それはそうかもしれんけれども、本当に全庁を挙げてという時代が来ているんじゃないかと思って心配してるんですが、それに少し考えてもらっていただければいいです。

じゃ次にいきますが、ダイオキシンのことがここに書いてあります。私も久しぶりにダイオキシンなんですけど、この報告書の中にもありますが、ダイオキシンについて、今こういう特

別措置法とか何とか法律がある限り、仕方なくやっているのかなという気もしますが、多分にこのダイオキシンに対する考え方が昔と違って、ちょっとこれは待てよという時代が来てるんじゃないかなと思います。私も大分前のことだったから、あれから何年かたって大分流れは変わっているのかなという気がします、その辺はどうですか。

○堤環境管理課長 ダイオキシンについての対策ですけれども、国の方でダイオキシン類対策推進基本方針というのがありまして、平成9年度に対しまして国全体の総排出量を14年度には9割削減すると、そういう方針のもとに実施されております。実際の数字では88%削減ということになっております。また、環境基準を越すようなことは現在はないということでございますので、かなり状況はよくなっているのではないかと考えております。

○井本委員 私が言うのは、一時ダイオキシン、ダイオキシンと、歴史上最悪のどうのこうのとか言われて、ちょっと大騒ぎし過ぎたかなと。だから、一時はその辺の草を燃やすのもいかなというような話になりよったじゃないですか。しかし、このごろ、どうもあれはちょっとやり過ぎた、ダイオキシンで死んだ人はどこにもおらんというような話で、枯葉剤がベトナム戦争のとき余りにも宣伝され過ぎたものだから。ちょっとこれは反省というか、やり過ぎたなということで、環境省なんかも随分それを今は余り言わなくなったという話を聞いているものだから。その辺の流れをちょっと聞きたいなと思ったものだから。

○堤環境管理課長 特に環境省の方でダイオキシンについてはもういいとか、そういったことはないんですけど、ダイオキシンの害とい

うのは、発がん性とかいう害があると言われて
いますが、発がん性については、確かにダイオ
キシンによってがんになったかどうかというの
は、なかなかわかりにくいわけですが、
ダイオキシンの害で言うのであれば、カネミ油の
PCB汚染ですね。これが実はダイオキシンが
発生していて、ダイオキシンの害の方が強いと
いうことがわかりまして、患者の救済について
も、血液中のダイオキシン濃度を測定すると、
そういった事例はございます。

○井本委員 これについてまた詳しく、事実ダ
イオキシンというのは物すごい種類のダイオキ
シンがあって、これは非常にきついけれども、
これは全然関係ないと、例えば麦わらなんかを
燃やしても大したダイオキシンは出ない。ダイ
オキシンという名前に入るのかもしれないけど、
もう何千年もずっと今まで農耕民族が燃やして
きたのを急にとめてということが一時期あった
けど、今度は燃やしておりますね、今見ると。
だから、恐らく大分流れが変わっているのかな
という気がします。これはこれでいいです。

次に、5ページの報告、浄化槽整備事業の個
人設置型のやつですけれども、普通個人に対し
てやるという事業はなかなか珍しいなという気
がするんですが、これは一応市町村に出して、
市町村が個人に金を出すと、こういう形になっ
てますね。この基準というのは、環境問題だか
ら公共性が非常に強いということがあってもち
ろん出しているんだろうと思いますけれども、
その辺の基準というのはかなり厳しくやって
いるものなんですか。ちょっとその辺、個人に金
を出すということは、なかなかあり得んことだ
と思ったものだから。

○堤環境管理課長 この個人設置型の補助金の
考え方ですけれども、以前はし尿浄化槽という

ことで、し尿だけを処理する浄化槽でございま
した。これについては個人で出すと、その個人
の生活レベルのアップのために水洗化するの
で、個人で出すということになっておりまし
た。その後、生活排水を処理するということ
で、これは河川をきれいにするために個人が出
すわけですので、合併処理浄化槽とし尿浄化槽
の差額を補助するという考えになっておりま
す。その後、浄化槽法が改正になりまして、し
尿浄化槽はいわゆる単独浄化槽ですね。これは
設置できなくなりました。となりますと、浄化
槽をつくるということになると、合併しかない
ということになります。そうしますと、それか
ら後の考え方なんですけれども、浄化槽を設置
する場合の6割は本人の利便性のためである
と、4割は社会的便益のためにつくるので、浄
化槽設置のおおむね4割を国庫補助の市町村に
対する補助基準額となっております。

○井本委員 わかりました。

○坂口委員 浄化槽、市町村管理型がなかなか
進んでいないですよ。後の負担の問題、受益
者の負担の問題なんですけど、これは個人型よ
りも市町村管理型の方が、僕らの判断では、後
に責任を持つ、特に補助金対象にするとな
ると、その効果を責任を持続させていくとい
うことでは、やっぱり今の管理の状況を見た
とき、僕は市町村設置型かなと思うんですよ
ね。ここらに対しての公費を支出していく上
での将来責任ですよ。これに対しての責任を
どういうぐあいに今後担保していこうとし
ておられるのか。今やっぱり管理が問題に
なってるんですよ。設置したらそのまんま
ということで、機能を果たしていない。ここ
らに対してはどう把握されていますか。

○堤環境管理課長 維持管理の問題というふう

に、維持管理というのは、年に3回程度の消毒剤入れたり管理したりする保守点検と、それから年1回以上の清掃、それからそれが十分されているかをチェックするための法定検査機関による法定検査がございます。現在、届け出が14万基ぐらいございまして、保守点検業者からの保守点検をしましたという報告、この報告と届け出数で見ますと、8割ぐらいが保守点検がされているという数字になっております。ただ、保守点検業者さんから聞くと、もっとあるんじゃないかという意見も出されております。そこで、18年度に浄化槽の届け出が本当にどのくらいあるのかといった調査を実施いたしてございまして、その中で保守点検のされているところ、清掃のされているところ、法定検査のされているところ、そういったものをすべて色分けしてゼンリンの地図にポイントを落としております。ことしは、その維持管理されていないところに対して指導する予定にしております。

○坂口委員 市町村管理型が出てきた背景の事情というのは何なんですか。それと、どちらがコスト的に安くつくんですか。

○堤環境管理課長 まず、コストの問題ですけども、例えば90万円の浄化槽設置費用を見ますと、個人設置型ですと、個人の負担が54万円あります。市町村の負担は、国、県の補助がありますと、約12万円ぐらいになります。市町村設置型ですと、個人負担が1割という設定になっておりますが、これは変えてもいいんですけども、そうしますと90万のうち9万円、市町村が実質25万5,000円の負担なんですけれども、県が半分補助する制度を設けていますので、12万7,500円ということで、市町村の負担はほとんど変わらない。個人負担が6分の1ということで、非常にいいということで、これは

私どももこういう制度をつくって市町村にもやりませんかということで随分お願いしてきております。

これがなかなか進まない理由なんですけれども、1つは、公共下水道と同じように、まず範囲を決めて、同意をとって、そしてそれに対して入札業務とか出てまいります。それから工事検査とか、そういったものが出てまいります。それと、今度は設置した後、維持管理を市町村がやることになりますので、そういった維持管理契約、それから今度は個人から利用料を徴収します。利用料金の徴収。簡単に言いますと、下水道とほとんど同じぐらいの手がかかるということがまず第1点で、そのために職員の増が必要になってくるということが言われております。もう1つは、市町村が負担する金額の中で交付税措置というのがございます。下水道事業債を使って半分は交付税措置で返ってくると。新たな借金をしたくないというのがもう1つはあるようでございます。大きくはその2つではないかと考えております。

○坂口委員 時代の流れから見て、それは当然と思うんですね、借金をふやさないというのも。それと、行財政改革でスリム化をしていって、民にできるものは民に、そういう流れの中で、あえて既存の事業がある中でこういう市町村管理型が出てきたというのは、先ほど説明いただいた年3回の点検管理とか、そういうものを行った結果の出口なんですよね。出口から本当にいい水が出てるか出てないか、やっぱり出てないという事実があると思うんです。だから、そこをどうやっていくか。そして、むしろ市町村管理型が少なければ、これは行政の効率からも個人設置型でやっていって、確実にきれいな水が出るようにする。そういう数字を集計

して満足するということに問題があると思うんですよ。保守点検業者がどういう点検をやっているのか、どういう水が最終的に流れ出しているのか。目的を達成するということは、きれいな水が外に出ていくという目的、的確に法律に守って、その点検が回数ごとなされているとか、目的はそういうものじゃないと思うんです。だから、そこは僕はこの事業は大いに反省せんといかん事業と思うんですよ。市町村管理型が必要、個人設置型がダメだからということで、何とか煩わしいけど市町村管理型を、時代の流れに逆らって新しく出てきた事業ですよ。それも進まないということは、何か問題を含んでいると思うんですよ。だから、そこは今後ちょっと点検していただきたいなど。問題は、普及率をどんどん高める進捗のいい事業、そしてその目的を果たせるように、いい水が外に流れ出す、そういう事業をどう進めていくかということに視点を置かないと、ちょっとこれは考えが必要じゃないかなと。これは前から進まないですよ。当初は市町村管理型が理想的だと言われてスタートした事業だったと思うんです。これは今後の考え方への要望です。

○満行委員 環境管理課、117ページ、石綿健康被害救済基金拠出金は、どういう背景、拠出金なのか教えてください。

○堤環境管理課長 石綿、アスベストにつきましては、平成17年度、クボタの公表から大変話題になったわけですが、アスベストの健康被害と申しますのは、アスベストを吸ってから大体20年から50年たって発症するということが一つ特徴がございます。しかも、アスベストによって発生する病気は、中皮腫あるいは肺癌でございますけれども、その病気になりますと、治療法がなくて、大体2年で亡くなるとい

うことがございます。原因がわからない、どこでそのアスベストを吸ったかという原因施設なり、原因がわからないということと、発症した場合にすぐ亡くなると、そういうような悲惨な状況であります。また一方で、アスベストそのものは非常に有用な物質でございまして、例えば私たちの車のブレーキライニングだとかクラッチなどにも使われておりますし、耐火構造、そういった建築物にも使われておりますし、屋根材にも使われておると。国民のほとんどの方がアスベストの恩恵にあずかっていると。そういった考え方に基きまして、迅速に社会全体でこの費用は負担すべきであると、そのような国の考え方でございます。

そこで、向こう5年間に760億円の資金が必要というふうに試算されておりますけれども、そのうちの388億円は既に国が予算化をしております。あと残りの分について、都道府県に拠出をお願いされたのが10年間で92億円でございます。毎年約9億2,000万ということになります。残りのものについては、労災保険の方から徴収をするということになっておりまして、労災保険適用の全事業主が賃金総額の1,000分の0.05を負担するという形になっております。

それで、この拠出金の考え方、1,387万円ですけれども、まず、約92億円ということで年間9億2,350万なんですけれども、その半分4億6,175万、この半分については人口割でいきましょうという考え方です。それでいきますと、本県は0.9%ぐらいですので、427万円でございます。あとの半分の4億6,175万円につきましては、各県の過去10年間の中皮腫の発生者数を人口で割りまして、10万人当たりの発生者数、これで案分しております。そうしますと、本県の負担は960万円ということになりました。

て、合計1,387万円となります。全体の拠出額の1.5%ということで、人口は0.9%ですけれども、若干多くなっているところがございます。

○満行委員 アスベスト対策は本来国策だと思うんですね。92億を都道府県に出せというのもどうなのかなと、その国策の誤りを都道府県に転嫁してもどうなのかなという気がするんですけど、状況はわかりました。また勉強させていただきたいと思います。

次に、委員会資料の7ページの産業廃棄物リサイクル施設整備支援事業3,000万、これは基金事業ということになってるんですけど、まずは3カ年事業で産業支援財団で行う。この3年間の限定の理由、あと産業支援財団で行う理由、これは専門家がやるとか書いてありますが、あとこれで得られる効果というのは、産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進を図っているんですけど、具体的に排出事業者とか処理業者がどういう事業を行えばこの効果があるのか、目的は何なのか、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○飯田環境対策推進課長 3カ年ということにつきましては、基本的には、当初予算の要求をするときに3カ年ということで要求しておりますので、やっております。財団を通じて必要なものにつきましては、なぜするのかということにつきましては、支援財団というのは、御承知のとおり、県内の企業に詳細な情報を持っているということがまず1点でございます。それと、研究開発という支援を行っておりますので、それを終えて、例えばそういうリサイクルの、排出抑制にかなうような企業があれば、補助制度として、それをそのまま速やかに乗せることができる。それとあわせて、財団の方には専門家といいますか、そういうコーディネー

ターとかアドバイザーという方がおられますので、そういう方々に審査していただくということ等によりまして、財団の方をお願いしたということでございます。

効果につきましては、要するに減量化というか、リサイクルという大きな目的が循環型社会ということで今問われてるわけでございますけれども、我々の今度の採択基準としましても、発生量が多くてそれを減量化できると。例えば飛灰等が出ましたときに、それを使って例えばコンクリートに使うとか、そういうことをやることによって、そういう飛灰等が非常に減量化されると、埋立処分場に搬入しなくてもいいということ等によりまして、そういう事業を今回考えたところでございます。そういう企業があれば、こういうことで採択したい。いわゆるリサイクルの推進ということは、一つの大きな循環型社会の目的でございますので、そういう意味から、この事業をお願いしているところでございます。

○満行委員 3年間というのは、とりあえず3年間なのか、本県のこういう支援事業としては、もう3年で一くくりですよという意味なんですか。

○飯田環境対策推進課長 これはモデル事業として取り組む事業でございますので、とりあえず3年間ということで考えておるところでございます。

○満行委員 具体的な事業所、排出業者というのはないわけですか。どこでも、焼酎メーカーだろうがパルプ工場だろうが何だろうが、減量、リサイクルが進めば、目的に合致すればということだから。排出業者、処理業者といっても、かなりのほとんどの業者がそうなるんだろうと思うんですけども、モデル事業というこ

とは、具体的に何かあるわけですか、採択の理由は。それとも、今から支援財団に任せるということですが、財団に対してこういう採択の要件とか、そういう打ち合わせをされるのか、それとも支援財団が有効と思えば、それで県としては支出するのか。

○飯田環境対策推進課長 今回予算も審議をお願いしているわけですが、それが通ったという前提で話させていただきますと、環境対策推進課の方で、例えば支援事業の実施要領とか、そういうものをつくりまして、補助対象者とか例えば採択基準というものを定めまして、それに基づいて財団の方に審査をお願いするというように考えております。

○満行委員 産業廃棄物税基金というのは、どこが所管されておるわけですか。

○飯田環境対策推進課長 基金は環境対策推進課が所管しております。

○満行委員 ではお伺いしますが、その税の伸びというのはどうなっていますか。

○飯田環境対策推進課長 産業廃棄物税の伸びということでございますけれども、19年度につきましては、前年度比で税金そのものは減っております。ただし、この産業廃棄物税というのが17年度の4月から導入されておりますので、その4月から例えば12月まで、17年度の4月から12月、それと同じく18年度の4月から12月までを対比いたしますと、若干減っているということで、ある程度排出抑制に資しているんじゃないかなと思います。約5%減ということでございます。

○満行委員 今後の推移というのは、それぐらいのパーセントで年々落ちるといった見込みでしょうか。

○飯田環境対策推進課長 これにつきまして

は、産業廃棄物税そのものにつきましては、税務課の方が例えば排出事業者とかそういう方々から情報収集いたしまして、一応どれぐらいになるかということの伸びを決めるわけですが、私どもの方が税の伸びそのものについては若干わからないところもございますけれども、我々としては、これは排出抑制ということで導入した制度でございますので、基本的には産廃税というのは減っていくというふうに考えておるところでございます。

○満行委員 客体を減らすというのがこの目的でしょうから、それはぜひお願いしたいと思いますが、もう一つ委員長。基金事業の全体、どういう事業を今行っておられるのか。この支援事業が一つの事業でしょうが、それ以外に、幾ら、どのぐらいの事業をやって、その一つがこれなんですか。

○飯田環境対策推進課長 例えば、19年度で申しますと、商工サイドの方で、新産業支援課の方で、県内企業や産学公が連携した共同研究グループが行う環境リサイクル関連に関する技術開発という研究事業に対する補助とか、それとか焼酎廃液のリサイクルを図るために、製造過程等を見直して排出量の減量とか、そういうものの開発を行うというものとか、あとは環境教育推進事業と言いまして、学校政策課、教育委員会の方で、児童生徒の環境保全教育にこういう税を充てたりとか、それとか食品加工残渣を活用いたしまして新規食品素材の開発ということで、減量化をあくまでも目的として、こういう事業を展開しているところでございます。トータル的には、19年度で言いますと、全部うちの課以外のも挙げますと、今回*1億6,529万2,000円となっております。

※22ページに訂正発言あり

○榑藤委員 満行委員の関連で質問させていただきますと、117ページの課長の方から760億円の負担という点で、雇用主のところを聞き漏らしたんですが。雇用主と、例えば企業が途中でだめになった企業とか、昔、公害的なものを発生したけど、今は法人として機能してないようなもの、そういったものとの関連で、先ほどの負担のところ、雇用主は現存する企業の能力があるところは負担できますが、それがないところとの関係で、例えば本県等に仕事をやめて帰ってきて病気になったと、そういう石綿が原因だと認定されているというものが、当時生産した県とか、そういうところがもっと負担すべきじゃないかという意見や議論があつてしかるべきと思うんですが、その関係をちょっと聞きたいなど。雇用主のところをちょっと、負担金額とか。

○堤環境管理課長 全事業主で労災保険適用の事業主、総賃金額の1,000分の0.05でございます。

○榑藤委員 額的なもの、それはもうそれでいいですから、さっきの配分でいくと、388億円が都道府県とか92億円が住居地域ごとの負担とかあつた中で、雇用主というのを聞き漏らしたんです。

○堤環境管理課長 雇用主というか、アスベストを製造していた事業主だけではなくて、国内の全労災適用事業主が労働保険料を納めるときに1,000分の0.05ずつ納めます。特にアスベストを製造していた事業主4社については、別に乗せして徴収されるようになっております。

○榑藤委員 わかりました。それから、手元資料の7ページのこの解釈でいくと、限度額が1,500万ということですから、3,000万ということは、2社ぐらいこの産業支援財団を通じて

支援をしようということなのかなと、そういうことであれば、まだ予定かもしれませんが、ことごとく、そういうのがあるのかなと。それとも総額でという、3,000万。

○飯田環境対策推進課長 基本的には2事業の3,000万ということで考えてますけれども、これは一応審査の中でそういう対象事業者があれば、2にこだわる必要はないと思っております。

それと、先ほど満行委員に対しまして、19年度の産廃税の充当額につきまして、1億6,529万2,000円と申し上げましたけれども、これは当課の分だけでございまして、トータルにつきましては2億582万5,000円になっておりますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

○榑藤委員 提出報告書の68ページの貸借対照表なんですが、この数字を、一番上の現金預金のマイナス表示というのは、下の未収金との関係でされるのかどうかわかりませんが、こういう表示は貸借対照表上は表示されないと思うんですけども。

○飯田環境対策推進課長 通常はありませんけれども、ただ公社の場合は4会計を持っておりまして、3月31日現在におきましては、要するに産廃税の方にほかの方からお金を流用したということでマイナスが上がっていると、これについては当然後でまた振り戻しということになっております。

○榑藤委員 借りたという解釈でいいですか。

○飯田環境対策推進課長 そういうことでございます。

○榑藤委員 わかりました。ちょっと急ぎますが、72ページです。周辺環境整備事業というのは、事業主体は国富町がやるというのはわかるんですが、周辺、例えば宮崎市で言えば大瀬町

とか、そういうところの周辺事業というのは終わって、あとは国富町だけが残っているというような解釈でいいかどうか。

○飯田環境対策推進課長 72ページの周辺環境整備事業といますのは、これは宮崎市の方もまだ残っておりますので、宮崎市と国富町、それと公社がやります温浴施設でございますね。それがまだ今後残っておりますので、国富町だけということではございません。

○榎藤委員 さっきの説明が国富町云々ということだったので、そういうふうに質問したんですが、これの運用ルールというか。私はさっき国富町と聞いたから、国富町がそういう事業を提案して、それまでに宮崎市のやつとかほかがあれば、佐土原も宮崎市になったんですけど、そういうところの部分があれば、事業をやっていくルール、一部聞いているのは、何百項目という要望は上がったと、しかし、それを事業化するわけにいかんから、北支所等でこの大瀬町の分は選別して、そして、そういうものをセレクトして事業化していきましようということは若干聞いているんですが、その事業化していくルールですね。

○飯田環境対策推進課長 ルールにつきましては、公社の方に審査会というのを置いておまして、これは市町村とか県も入っておるわけでございますけれども、前年度行った市町村の事業に対しまして、翌年度にその妥当性を判断いたしまして補助すると、その2分の1を補助するというふうにしておるところでございます。

○榎藤委員 それについては、宮崎市に関係する部分は、宮崎市がそれを判断して運用していくということですか。

○飯田環境対策推進課長 基本的には宮崎市の要望でございますので、宮崎市のほうでまとめ

ていただいて、そして、それについての妥当性を審査委員会のほうで審査していくということでございます。

○榎藤委員 それから、74ページですが、上から10番目ぐらいに委託費というのがあるんですが、1億2,000万、これはどこへ何をどういう委託だったのか。

○飯田環境対策推進課長 これは、ひむかエコサービス株式会社の産業廃棄物にかかわる運転委託費ということになります。

○榎藤委員 それから、下の方の建設仮勘定の地元還元施設、4億2,600万ということなんですが、これは具体的には何なのかと。

○飯田環境対策推進課長 これは、今、温浴施設等をつくっておりますので、それに対する建設仮勘定と、建設途中でございますので、計上しているところでございます。

○榎藤委員 それから、歳出予算説明資料の121ページなんですが、一つは、3番目だったか4番目か、多量排出事業者、ちょっと間違っていたらごめんなさい。3番目だったか、この当事業者の研究以上のものを何か県で情報を集めて指導しましようというようなことかなと思っただんですが、これは3だったんですか、4だったんですか。

○飯田環境対策推進課長 4番の多量排出事業者排出抑制等支援事業でございますでしょうか。

○榎藤委員 これは通常は多量排出者の方が専門的な情報とかいっぱい持っていると思うんですが、それ以上に県の方で事業ができるというのは、具体的にはどういうことでしょうか。

○飯田環境対策推進課長 御指摘のとおり、県の方が独自にやるわけではございませんで、産業廃棄物協会というところがございまして、そこの方からまた専門家の方に委託して行う事業で

ございます。

○**榑藤委員** それは、県独自じゃなくて、そういう現場から上がってきたのを県が補助してやりましょうというような感じのものですか。

○**飯田環境対策推進課長** 基本的には、そういう専門家の方々に、例えば企業等から排出抑制とかのためにどういう技術革新をしていいとか、そういうこと等が上がってきたときに、コンサルタントをする専門の方々にアドバイスをいただくという事業でございます。

○**榑藤委員** わかりました。それから、7番のPCBの処理の関係で、今現在、ポリの回収等については、何か協同組合みたいな、そういうものでやっている協会か何かがあると思うんですが。これの推進事業というのは、事業の内容もちょっと教えていただきたいし、こういったところに対してやるんですか。

○**飯田環境対策推進課長** これにつきましては、基本的には1,800万というのが都道府県が負担する額でございます。抛出する額、北九州の方にそういう処理施設がございます。宮崎県の場合は、例えば21年度からそこに持ち込んで、そして処理をします。その処理費用を、大体14年度からですけれども、積み立てをいたしまして、人口割で宮崎県の場合は大体1,800万と、毎年度決まってくるわけでございますけれども、1,800万を積み立てなさいと。この経費は中小企業者のための処理費用として充てますよということで、大企業とか例えば県とか、それについては補助しませんということでございます。

○**榑藤委員** それを間接的に受益するという意味で、県内施設組織として、そういうポリの回収のための事業協同組合か何かは県北と県央にあるようなことを聞いているんですが。そうい

うところが集めて北九州に送るのかどうか、北九州という話が出てきたから、またわからなくなっただけです。

○**飯田環境対策推進課長** 先ほど申しましたのは、独立行政法人の環境再生保全機構というのがございます。そこに1,800万を積み立てまして、そこが北九州にあります日本環境安全事業株式会社、これがPCBの処理をするところでございます。そこに持っていくということで、基本的には、収集計画とか、これは非常に危ないものでございますので、そういうものにつきましては、今後、県の方で計画を策定いたしまして、そういう収集業者の方、当然許可が要りますけれども、そういう方々に対して指導していくということでございまして、特に協同組合だけというのは今のところはございません。今からそういうことを検討していくということでございます。

○**榑藤委員** そうしますと、農業用のポリ塩化ビニールですか、そういうもの等の収集の体制、そういうものは、一部、産廃業者みたいなところが、宮崎市にあると、県北にあると。それはしかし処理するんじゃないで、集めて北九州に送りますよと。そういう業者、業種で、それに入っていないところで、そういう協同組合みたいな形でやっているところもあるけど、まだそれ以外、その協同組合みたいなものに入っていないで直接福岡とやりとりしていると、そういうところもありますよという理解でいいんですね。

○**飯田環境対策推進課長** 農業用ビニールとまたちょっと違うわけでございまして、塩化ビフェニルというものをPCBと言っております。それは非常に危険なものでございますので、例えば保管基準とか、それと保管するための収運

とか、そういうものは許可業者じゃないとできませんので、変圧器とか蓄電器ですね、その中にPCBが入っておるわけでございまして、そういうものを処理していくということでございます。

○権藤委員 じゃ農業用のそれは逆に入らないと解釈していいですか。

○飯田環境対策推進課長 これは農業用の廃ビニールのことではございません。

○中野委員 環境森林課長にお尋ねしますが、予算説明資料の113ページ、流域林業総合推進対策費の中の流域森林・林業活性化促進対策事業、もう少し詳しくこの内容を教えてください。

○鈴木環境森林課長 これは、今、県内には森林計画を立てる上で5流域ございますけれども、その5流域につきまして、流域の活性化センターというのが、これは市町村とか関係団体で構成されたところがございまして、簡単に申しますと、これの活動費につきまして支援を行うものであります。

○中野委員 その活動内容というのは何ですか。

○鈴木環境森林課長 活動内容は、細かいあれはないんですが、流域の川上、川下のいろんな業者と申しますか、育成をされる方等あるいは製材業者、こういったものなんかを含めまして、いわゆるそこら辺の林業の振興と申しますか、円滑に流れるような活性化の方向を探っていくということなんかが中心でございまして。

○中野委員 5流域ということでしたが、5流域はどこですか。河川名を。

○鈴木環境森林課長 5流域と申しますのは、県北の方から申し上げますと、五ヶ瀬川、それから耳川、それから一ツ瀬川、大淀川、広渡川

ということになります。5流域でございます。

○中野委員 この事業は、今回初めてなのか、継続なんですか。

○鈴木環境森林課長 継続して行っております。

○中野委員 継続した河川名で、これ以外の河川名があるんですか、河川が、過去において。

○鈴木環境森林課長 これは17年度からやっている事業でございますけれども、流域森林につきましては、御存じのように、森林計画というのを立てますけれども、基本的に国の方で流域を決めまして、その5つの流域ということで決まっておりますので、それ以外の流域についての活動というのはございませんので、従来からここを支援しているということでございます。

○中野委員 今の活動内容の説明で川上、川下という話がありましたが、川内川がないんですが、九州では大きな川の一つで、川上、上はえびの市、川下といえば鹿児島県になってしまいますが、そういう川上、川下が他県の場合に、川上が宮崎県ですね、こういう事業内容というのは組み入れられないものですか。

○鈴木環境森林課長 川内川は、大淀川の流域に入ります。そこにつきまして、流域の業者等が集まりまして、いかに活性化を図るということでやられる事業でございます。

○中野委員 川内川は大淀川の流域に入るといえば、えびの市の確かに川内川の岩瀬川、浜ノ瀬川の上流は吉牟田川ですが、全部えびの市全域を流域と解釈できるという意味ですか。

○寺川環境森林部次長 今の流域のお話でございますけれども、これはいわゆる森林計画区というのを便宜上流域というふうに呼んでいるものでございまして、全国で150幾つかの流域になっております。これは県境を持たない形で代

表的な河川ごとに区域を区分するというところで、我が県では5つの森林計画が5流域と、先ほど課長が申しましたように、五ヶ瀬から始まって広渡川まで5森林計画、5流域ということで、全県網羅されております。川上、川下というのは、単なる上流、下流というものもあるんですけども、林業者全体といたしますか、森林所有者から木材生産業者まで含めて、しかも国有林、民有林含めて、その地域の森林・林業の活性化を図っていくと、そういう意味の川上、川下、流域というふうに御理解いただきたいと思っております。

○中野委員 だから、えびの市は全域入るんですか。

○寺川環境森林部次長 入ります。

○松田委員 今はこの推進対策費のほとんどが森林の活性化ということで伺いました。毎年活性化に取り組んでいらっしゃると思うんですけども、具体的に、例えば日南市が「飢肥杉課」を設けたとか、あるいは和歌山県が樹齢の高いものを売れるような方策を考えると、いろいろなことが出ておりますが、宮崎県の場合はどういうふうな活性化を具体的に打ち出しているのか、案があったらお聞かせいただきたいと思っております。

○徳永計画指導監 流域という単位というお話でよろしいでしょうか。例えば耳川流域であれば、あそこは川下の製材工場と山元が一緒になって加工場をつくったりしながら、いわゆる流域で川下と川上が一体となってやっというので流域林業というものをやっております。今、活動的に5流域でやっているわけですけど、今、耳川が一番先導的な動きをやっているというふうに感じております。広渡川等につきましては、いわゆる飢肥杉という前の飢肥林

業の特性を生かしてどうしていくかということで、流域流域で特徴のある林業の進め方というのを会議を開きながら毎年計画を立てて、それに向かってやっていると、それについてこの事業で支援をやっているということでございます。ですから、そこそこの流域で、流域の特色を生かした林業を目指しているというふうに理解していただくとありがたいと思っております。

○松田委員 川上、川下というキーワードがきっかけから出ているんですが、そうしますと、林家と製造業者、製材業者との仲を取り持って流通がうまくいくようにということがメインだというふうに受けとめるんですが、そのような受けとめ方でもよろしゅうございましょうか。

○徳永計画指導監 流域林業の目的はそこにあると思っております。木材生産者、林家の方と素材生産業者の方と木材製材業が一緒になって、その流域全体を考えていくということが目的でございます。

○押川委員長 では、休憩をとります。

1時から再開ということでよろしくお願ひしたいと思います。

午後0時0分休憩

午後1時0分再開

○押川委員長 それでは、再開いたしますが、議長はちょっと所用が入っている関係でおくれるかと思っておりますので、坂口委員については御理解いただきたいと思っております。

それでは、再開いたしますが、御質問のある方。

○外山委員 環境整備公社、これについて説明と直接関係はないんですが、関連があるから、お聞きしたいのは、67ページの環境整備公社のことだけど、この環境整備公社をつくる時、

県央部にまずつくると、その後、県北、県南にも整備をしていく計画だということを聞いておったんですが、その後どういうふうになっておるんですか。

○飯田環境対策推進課長 基本的には、当初は、法律上はこういう公共関与の産廃処理センターについては1カ所ということになっておりましたけれども、基本的にはあと何カ所もできるということがございますけれども、今のところ、最終処分場につきましては、本県の場合についてはかなり容量がございますので、基本的には今回の公社の分が1カ所というふうに考えているところでございます。

○外山委員 これは産廃だけではなくて、産廃は全県内というようなことでしょう。一般廃棄物の焼却に関しても、それは全県のを全部ここに持ってくるという計画ですか。

○飯田環境対策推進課長 一般廃棄物につきましては、県下を7ブロックに分けて、それぞれの地域において、焼却施設についてはつくるといことで、広域化計画に掲げておるところでございます。

○外山委員 最初は7ブロックかな、それがいつ、2年前ぐらいの話かな、県北にもう1カ所、県南にもう1カ所ということで、公社がやるということじゃなくて、地域の市町村が設置をするという方向で、そういうふうを集約してつくっていくと。その理由は、今、各市町村でずっとやっている焼却炉が古くなったということもあって、不完全燃焼とかいろんな問題が起きておるので、そういう方向で検討していきますということを明確に私は聞いておるけど。

○飯田環境対策推進課長 それにつきましては、だから7ブロックございまして、それぞれのブロックごとに市町村がございましてよ。そ

ういうところが集約してつくっていくというのが広域化計画でございますので、それが変わっているわけではございません。

○外山委員 それで、それが今どういうふうに進捗しておるかを聞いておるんです。

○飯田環境対策推進課長 宮崎県のごみ処理広域化計画というのがございまして、まず県北ブロックにつきましては、一応焼却施設につきましては、今、延岡の方で工事着工しております。それと、中継施設については既に供用開始ということになっております。それと、日向・入郷につきましては、今後、焼却施設についてはつくっていくということになっております。県央地区につきましては、西都・児湯ブロックと宮崎・東諸ブロックで、エコクリーンプラザということで集約しておりますので、この1カ所については、すべて焼却、リサイクル施設、最終処分場についても集約してつくっております。そうすると、あとの残りが県南地区の西諸ブロック、都城・北諸ブロック、日南・串間ブロックということにつきましては、それぞれ3ブロック、これから焼却施設を集約してつくっていくという計画になっております。

○外山委員 県南のは、具体的にはいつごろ着工するということまでいってないんですか。

○飯田環境対策推進課長 広域化計画の中では、県南の日南・串間ブロックにつきましては、一応25年に着工予定ということになっております。

○外山委員 そこで、古くなった施設を使っておる市町村が大分あるということで聞いてきたんですが、現状はどうなんですか。急いでこういう効率のいいのをつくらなくてもいいということなんですか。

○飯田環境対策推進課長 基本的にはダイオキ

シンというのが基準でございまして、その範囲内で入っておりますので、基本的には急いでつくるといことはございません。あとは、その焼却量、ごみ量、それが極端にふえるということになれば、それぞれのブロックの方で計画を進めるということもあろうかと思えます。

○井本委員 私も県央につくったら、県南と県北にああいう大きいやつをつくるという話は前々から聞いてるけど、じゃその話はなくなったということですか。

○飯田環境対策推進課長 現在のところ、そういうふうに理解しております。

○井本委員 理解しておるといのか、そちらがそういう計画があると、私も福祉の委員会が入っていたから、そういう話を聞いたことは何回もありましたけど、その話はなくなったということですか。

○飯田環境対策推進課長 そういう話は、例えば県北につくるとか、つくるといのはどういものをつくるかといいますと、焼却とカリサイクルとか最終処分場も合わせた、要するに公共関与の処理センターということは、そういう話はあったというふうには聞いてはいますが、それをつくるということにつきましては、私の方では今のところ確認していないということでございます。

○井本委員 じゃあの話は立ち消えになったと考えていいわけですね。

○飯田環境対策推進課長 そういう話は、話としては聞いておりますけど、計画としてはもともとないということでございます。その公共関与の処理センターをつくるということですね。

○井本委員 でも、その話は聞いたことがありましたよね、皆さん。

○外山委員 それは、委員会で正式に私は聞いて

た記憶があるし、それを井本委員も多分言っておると思うんですね。どこかの委員会なりでそういう発言をされたことが私はあると記憶しておるから、一度、そういうことをなかったと言うんだったら、言われたことがうそだったというわけだから、一回ちゃんと調べて、委員長、どういう説明をされたかというのを再度報告をお願いします。

○飯田環境対策推進課長 わかりました。

○押川委員長 それでは、今の件につきましては、現実を調査していただきまして、今後また、あしたでもあさってでも、早く時間の中でその記事があれば、委員会の方に提出をお願いしたいと思います。

ほかに御意見はございませんか。議案の中になければ、一応議案についての質問は終わりますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、その他の意見があればお願いいたします。

○井本委員 26ページの生活環境項目の（イ）でBODやらCODやら書いてあって、全部環境基準を達成していたと書いてあると、なかなかきれいにやってるなという感じはするんだけど、その環境基準というのが一応問題じゃないかなと私なんかいつも思ってるんだけど、例えば宮崎の浜川なんかは相変わらず汚いですよ。あれはだれが環境基準として決めているのか。

○堤環境管理課長 生活環境項目の環境基準でございますけれども、別に健康項目というのがあるんですが、健康項目については全国一律の基準になっています。生活環境項目というのは、一つ、行政の努力目標という位置づけがありまして、現状の水質がどの程度あるのか、そ

して将来、工場排水の規制なり生活排水の処理がどのくらい進んで、例えば5年後にはどうなるとか、そういうシミュレーションをして、類型指定をしていきます。それが達成されますと、さらに上を目指していくと、そういったものでございまして、確かに環境基準100%の達成といたしましても、基準が低ければ達成するわけですので、だから、その基準がどの程度かということが問題になるかと思えます。本県では今、環境基準のAAからA、B、C、D、Eまであるんですけれども、本県はAAとAの割合が92.4%というふうに、非常に厳しい基準を指定しております。これは全国的にも5番目ぐらいに入る、そのAAとAの多さなんですけれども、その中で18年度100%ということは、やはり水質的にはかなりいい水質じゃないのかなというふうに考えております。

また、浜川についてなんですけれども、浜川につきましても、御存じのように、90%以上が旭化成の排水でございまして、例えば昭和60年ごろですと、BODが27、一番下のランクのE類型なんですけれども、27で基準は10でございます。これが平成3年には9.8になりまして、それからずっとE類型を達成しておりました。その後、平成11年にDタイプの8、これを達成できるようになりまして、平成16年ではランクを一つ上げましてD類型にしております。それで、18年度は達成しましたけれども、17年度は達成できておりません。ですから、90%ぐらい工場排水で、8という数字はかなり厳しい数字なんですけれども、工場の方に公害防止協定等でもお願いしまして、努力していただいているところでございます。

○外山委員 今の井本委員の発言と多少ダブるかと思いますが、地下水のことについて幾つか

お聞きしたいんですが、まず、測定井戸数が89というふうに書いてありますね。その下の方に5キロメートルメッシュに区切り、井戸がある174メッシュの云々と書いてありますね。これはどんな意味なんですか。

○堤環境管理課長 県内を5キロずつメッシュに区切りまして、例えば山だけのところとか、そういったところは除きまして、井戸があるところのメッシュが174ございます。それを毎年49メッシュずつ順次ローリングして検査をしていきますということです。その5キロメッシュの中に井戸が何本もある場合は、毎回違う井戸を選定して測定いたします。

○外山委員 概況調査で89というのは、どういう意味ですか。

○堤環境管理課長 この資料の中には書いてありませんが、私、説明のときは申し上げたんですけれども、そのメッシュの49と、それから有害物質を使用している工場・事業場がございまず。例えばコマツ電子とか沖電気とか、その周辺を別に概況調査で測定しております。合わせて89でございます。

○外山委員 井戸があるということは、集落があるところからをカウントしていくということでしょう。山の集落がないところは全然カウントしてませんね。

○堤環境管理課長 そのとおりでございます。

○外山委員 そこで、砒素等の健康項目（26項目）というのがありますね。この中に大腸菌なんかは入っているんですか。

○堤環境管理課長 環境基準で健康項目として大腸菌群数等は入っておりませんので、これはいわゆる有害物質だけでございます。

○外山委員 一般の県民にしてみたら、一番関心があるのは、地下水、井戸水を飲んで、飲料

に適するか適しないかということなんですよ。ここでこう言われたことは、飲料に適する、適しないということとは全然別の次元ということなんですか。

○堤環境管理課長 私どもの調査は、環境基準に適合するか適合しないかという観点の調査でございまして、飲用適否の判断は福祉保健部の方の調査になります。したがって、飲んでる、飲んでいない関係なく、工場にある井戸でも環境基準に適合するように指導していくと、そういうことでございます。

○外山委員 飲料適か不適かというのは福祉保健部、そうすると、ここで出されたデータというのは、これは何のためにするんですか。

○堤環境管理課長 環境基準というのが定められておりますので、有害物質による環境基準の達成状況を見るということでございます。

○外山委員 だから、何のための調査になるんですか。人間の体にいいか悪いかというのは、この大腸菌が入っているかどうかと、そういうのを全部入れないと意味がないわけでしょう。だから、基準値があるから、それをクリアしているかどうか調べることが、それじゃ生活する人にとって何か意味があるのかどうかということなんですよ。

○堤環境管理課長 環境調査でございますので、飲む、飲まないという観点じゃなくて、海でも例えば河川でもそれぞれ基準が決められていて、それを環境基準というのは行政の目標でもございますけれども、地下水そのものが環境上、一つの環境でございますので、それが有害物質に汚染されていないということを目指しているわけでございます。したがって、環境基準を超しておれば、それに対して何らかの対策をとっていくということになります。

○外山委員 それじゃ大腸菌が入っているかどうか別にして、これをクリアしておれば飲んでも害はないということですか。いや、大腸菌がないとしたら。

○堤環境管理課長 逆に超えておれば有害物質が入っておりますので、飲まないようにという飲用指導をいたします。しかしながら、超えていないといっても、これは飲用適・不適のすべての項目をやっているわけではございませんので、これでオーケーだから飲んでいいということにはならないかと思えます。

○外山委員 そうしますと、飲んでいいか悪いかというのは、福祉保健部の方に聞いたら、ちゃんとした答えが出てくるということですか。

○堤環境管理課長 福祉保健部では、水道の普及ということで事業をやっておりまして、水道の普及率を上げると。水道については、水道法で決められた検査項目が数十項目ありまして、それを全部チェックしてオーケーであれば飲用適という観点で業務をやっているかと思えます。

○外山委員 私が一番気になって知りたいのは、宮崎県内の地下水が、いろんな物質を含め、大腸菌を含めて、どの程度汚染されているのか、そしてそれが進行しているのか、いい方に移ってきておるのか、そういうことが非常に大事だと思うんですよ。ですから、今のお話を聞いておると、福祉保健の方は井戸水に限ると、こっちの方は飲める、飲めんということは別だということで、どこで調べれば一番いいんですか。ここのデータと福祉のデータを突き合わせれば、飲用適か不適かというのが出てくるわけですか。

○堤環境管理課長 通常の井戸水の飲用適・不適は、保健所であるとか、あるいは公衆衛生セ

ンターであるとか、そのあたりで調べますけれども、それは細菌検査とか大腸菌とか、ごく限られたものでございます。ですから、有害物質すべてがオーケーとかということではございませんが、そういう保健所に持って行って、通常細菌検査については適否は出しております。

○外山委員 そうしますと、保健所あたりが環境管理課の方に、有害物質を含んだこの水に関して、自分のところで検査していないから、有害物質を含んでいるかどうかということの調査依頼というか、問い合わせというのはあるんですか。

○堤環境管理課長 有害物質を含んでいるかどうかの問い合わせは、一般の個人からは通常はないんじゃないかと。

○外山委員 保健所からですよ。福祉保健部、保健所などから。

○堤環境管理課長 この業務は、保健所が実は採水して、そして有害物質が検出された場合には、環境管理課の業務ですけれども、保健所に依頼しまして、保健所で採水し、そして結果については保健所から井戸の所有者に連絡して、有害物質が出てますよというようなことは連絡して、飲まないよという飲用指導はしております。保健所は、別に福祉保健部の仕事もしております。ですから、福祉保健部の飲用不適云々の担当と環境の担当と一緒に飲用指導をするということでございます。

○外山委員 ということは、福祉保健の方は、こっこの環境管理の方を一応通ってくるということですね。水の飲用適・不適ということは、一緒になって協議しておるといふ今説明だったでしょう。

○堤環境管理課長 環境管理課が実施している環境基準達成・未達成の調査は、保健所を通じ

てやっております。そして、それが超えた場合には、飲用指導は福祉保健部の担当も一緒に飲用指導をしていると、そういうことでございます。環境部局としては、飲用指導まで入っていないかなくて、環境基準適否だけを業務として持っていますので、これを飲むなとかいうような指導については、福祉保健部の担当と一緒にやっているということでございます。

○外山委員 これは福祉の方に聞いた上でまたいろいろお尋ねしたいので、この先はちょっと何かよくわからないのですがね。都城と川南と言われましたか、概況調査で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が2本、結果が悪かったと、これは都城と川南ということですか。

○堤環境管理課長 そうでございます。

○外山委員 この原因は何ですか。

○堤環境管理課長 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、同じ項目なんですけれども、これは一般的に言われておりますのは、家畜排せつ物などの野積みだとか素掘り、それから施肥ですね、肥料のやり過ぎ、それから生活排水の地下浸透とか、そういったものが原因だと言われております。

○外山委員 宮崎県の農業の中心は畜産ですよ。ね。ならば、畜産と環境とのバランスをどこにとっていくかというのが私非常に大きいと思うんですね。今、説明のように、堆肥等々でというようなことになれば、無制限に畜産の振興をやっていっていいのかどうかという議論がどこかに出てくると思うんですね。ですから、そこあたりの、縦割り行政だからなかなかそういかないんですが、環境森林部の方で、多分家畜のふん尿等と堆肥の関係で、ここあたりの畜産の盛んな都城とか川南で地下水が汚れておるといふようなことを今推測で言われました。であ

るならば、今度は農政の方にそこあたりのところ、畜産の今後のあり方、そういうことについての話は当然持つべきだと思うんですよね。現状でそういうはないんですか。

○堤環境管理課長 都城盆地につきましては、従来から都城市の方で、95%ぐらいを地下水で飲料水とか工業用水とっているものですから、非常に危機意識が強くて、都城市が中心になって調査してきております。都城市だけじゃなくて、郡部もあるし、また鹿児島県もあるということで、県の方に調整役の要望がございました。そこで、県の環境部局とそれから福祉保健部、農政水産部、一緒になりまして、平成16年に都城盆地の硝酸性窒素対策の基本計画をつくっております。それは32年までの計画なんですけれども、第1ステップ、第2ステップ、第3ステップで実施することにしておるんですが、第1ステップの実行計画ということで、17年に実行計画を策定しまして、協議会をつくりまして、そこで農政の方もJAに入ってくださいまして、畜産の排せつ物対策、施肥対策、生活排水対策を、実行計画に基づいて現在実施中でございます。また、川南につきましては、その都城の取り組みを参考にしまして、川南町の役場と振興局、保健所で、排せつ物であるとか施肥の対策をこれからやっていこうかという状況でございます。

○外山委員 今の計画立案・実行というのは、中心は農政の方ですか、それとも環境管理課の方ですか。

○堤環境管理課長 事務局は環境管理課で、各部会長を、振興局の課長あるいは普及センターの課長、それから保健所の課長が務めております。

○外山委員 都城市が中心になっていろいろ調

査してという話で、計画をつくってと言われました。その計画案を後でいいから見せてください。

○堤環境管理課長 わかりました。

○井本委員 今まで家畜のふん尿処理場をずっとつくってきましたよね。私は大分よくなったんじゃないかなというふうに思っているんだけど、そういう傾向はないんですか。

○堤環境管理課長 地下水の流れが非常に緩やかでございますので、16~17年かかると言われておりますが、17年からモニタリングということで、地下水、井戸を調査しております。幾つかの地点で、原因はよくわからないんですが、非常に*よくなっている井戸がございます。

○坂口委員 ことしの都城盆地の地下水の環境改善の予算というのは、あれはずっと17年から毎年あったような気がしたんですけど、県の方で。

○堤環境管理課長 特に負担金とか予算はとっておりませんで、計画をつくる段階での予算はございましたけれども、実行計画を推進していくのは、基本的に地元の方が率先してやっていくというのが基本でございますので、進行管理だけをしている状態でございます。

○坂口委員 じゃ計画ができた時点で県からのあれはないんですね。というのが、なぜ都城盆地だけなのというので、川南台地も前からあったんですよ。例えば開発事業特別資金で企業立地可能性調査の中で井戸を1本ぐらい掘ってもらったりの調査とかやって、おおよその状況は把握できてるんですよ。それで、例えばなんですけど、東ドイツなんかでは、農地をだめにした亜硝酸が塩基化してから、それが雨が降るごとにだんだんだんだん浸透して、表面まで

※34ページに訂正発言あり

塩まで出てきたという、そういう状況までやっぱりやるなら調べて、たまにサンプリングで当たる井戸の亜硝酸が減少したから改善されているとか、そんな簡単なものじゃないと思うんですよ。あれだけの年月かけてから浸透していった亜硝酸がですね。だから、そこらはもうちょっと大がかりにやらないと、市町村への指導的なもの、期間が終わったからというような程度で、果たしてこれは簡単に改善できるような生っちょろいところじゃないという気がするんですけど、どんななんですか。もうちょっと深刻な状況にあるような、そしてもうちょっと大がかりな調査が要りそうな気がするんですけどね。

○堤環境管理課長 先ほど、予算としては、協議会の予算はないんですけども、保健所の方で、盆地内の110本の井戸をモニタリング井戸として毎年2回調査しております。それから、都城盆地には、県の方で井戸を3本、1カ所2本ずつです、6本ですけども、深井戸と浅井戸の井戸を掘りまして、経年変化を見ているところでございます。

○坂口委員 素人だから余りわからんですけど、例えば安定塩基化して、土中でそのまま固定されている部分、こういうものが将来だんだんだんだん浅く地表に出てきたりして、作物への影響を与えたりとかいう、そういう今後出てくる影響まで想定したり、土質そのものがどうなのかとならないと、井戸水をくんだだけでやっつけば、なぜそこで濃度が低くなったのか高くなったのかというのまで、それで簡単に特定できないというのと、当然のことながら、環境基準がだんだんだんだん厳しくなって、畜産をやっているところは、10頭以上のところは原則全部、堆肥だってピシッとした管理を義務づ

けられたし、原因がなくなっているから、ただ自然減にはなっていないとは思いますが、しかしながら、今までに流れ出した分とか浸透していった分が、今後どういう影響を環境に与えてくるのかとかいうところまでやっつけられないと、これはほんの入り口だけのよう気がするんですけど、そこらはどんななんですか。

○堤環境管理課長 硝酸性窒素は、基本的に作物の養分、栄養分でございまして、いわゆる肥料の一部なんですね。

○坂口委員 そういう認識はだめですよ。窒素過多とか硝酸過多とか、塩基化したら塩なんですよ。塩は水を吸い込むんですよ。そしたら作物は育たないんですよ。塩害というのがあるでしょう。東ドイツで前例があるじゃないですか。農地をだめにしたじゃないですか。あそこは生でばんばんばんばんやっつけ。肥料で適当なものが適当に配合されていれば、成分過多というのは、連作障害どころか単年度障害なんですよ。そんな甘い生っちょろい考えじゃ、これは環境、言えないですよ。

○堤環境管理課長 それは十分わかっておるんですけども…。

○坂口委員 わかっているなんて言うのは、当然だめですよ。わかってなんて言うのはちょっと失礼ですよ。わかっててそんな答弁したんだったら。

○堤環境管理課長 硝酸性窒素は肥料の一部というのは事実でございます。

○坂口委員 一部だ、だからいいことだという答弁であなた今…。

○堤環境管理課長 ただ、余り…。

○坂口委員 訂正しなきゃだめ、いいことだというトーンであなた答えたの。それは肥料です

からって。

○堤環境管理課長 いいことだというふうに答えたわけではなくて…。

○坂口委員 トーンはそう、ちょっと今の起こしてください。

○押川委員長 ちょっと休憩します。

午後 1 時33分休憩

午後 1 時33分再開

○押川委員長 再開いたします。

○堤環境管理課長 確かに、肥料過多ということで、障害があるということは十分認識いたしております。ただ、硝酸性窒素は植物がどんどん吸収して行って、ある程度吸収すれば低くなるということはあるかと思えます。それで、肥料過多についての施肥対策ということで、農政水産部の方で施肥基準を決めたり、そういったことを実際その基準どおりやっているかどうか、土壌調査を行って指導して行っているという状況でございます。

○坂口委員 だから、例えば農家はソルゴーという作物を植えたりして、過多成分を吸収させて、土壌を何とか健全な状態に持っていこうという努力が今求められているぐらい、表面がそれぐらい偏ってきているんですよ。そして、塩分というのは水分を吸収していきますから、だんだんだんだん水が浸透すれば上に上がってくるんですよ、塩害というのは。下に塩の層があって、そこにずっと水が降っていったら、その塩分は表面に出てきて、そういうことが今後起こらないようにというための基礎調査でしょう。だから、土がどういう状況にあるのかなんかを、今のようないちっぴけな2～3年計画をつくったから、もういいんだよというようなことで、本当に何を目指して仕事をしようとしてい

るのかということです。なぜ都城をモデル事業で入れたのか。川南ももっと深刻かもしれないということは、都城盆地の地下水環境改善のための事業をやったとき、平成16年か17年にやったときにわかったことじゃないですか。でも、都城をモデル事業として入れたじゃないですか。だから、僕はそのことを言ってるんですよ。地下がどういう状況にあって、どちらに動いているのか。今のお話といたら、理由はわからないけど、1～2本の井戸で改善の兆しが見られたなんて言うから、改善なんて言葉がそんなたやすく使う言葉じゃないということをお願いなんですよ。

○堤環境管理課長 よくわかりました。1～2年で改善と言ったのは間違いだと思います。現象としてそういうのがあったけれども、理由はわからないということでございます。

○坂口委員 だから、もうちょっと、これは物すごく深刻な問題だと思うんです。戦後何十年、畜産をやってきて、土地還元型でずっと堆肥を入れてきたんですよ。中には未完熟の堆肥まで入れてきて。未完熟の堆肥が一番原因なんですよ、硝酸塩は。そういうものを、何十年という歴史を持ったものが、1～2年の調査で、ずっと更地に浸透して行って水に流れていったり、あるいは塩基化して安定してしまっていて、そこにずっと蓄積していったりするものを、そんな簡単な調査で、先ほどから言われるように、環境基準がどう、生活環境がどうのとか、将来の自分らの生活への影響なんていうときは、そんな1～2年のことをやって、それで今後事業に入っていくんだとか、うちが事務局だけれども出先でどうのと、そんなものじゃなくて、もうちょっと動きを知ってやらないとだめじゃないですかということが言いたかったん

です。だから、枝葉を聞いているんじゃないんですよ。この成分は肥料だからとか、この成分は毒じゃないんだからとか、そういうものじゃなくて、我々の生活にどう与えてきているのかと。深刻な状況にいつているのか、いつていないのかの判断からやらなきゃだめじゃないですかということをお願いしたかったんです。物すごく優秀な課長だなと思ってびっくりして聞いていたんです。物すごく勉強されていると思ったから、ここのプロパーで来られているのかなと思ったけど、余りにも専門家過ぎて、そこだけを求めていたらこれはだめなんだと、暮らしを求めなきゃ、暮らしをよくするというのを。だから、今なぜそういう基礎的なことをやっているのかということをお願いしたかったんです。僕も言い過ぎたけど。

○中野委員 関連で要望しておきますが、今、都城盆地でそういう調査なり事業に取り組んでおられますが、川南も大変だという話でしたが、私はえびのの地域も大変な状況だと思うんですよ。事例を言いますと、20年間で飲料適が飲料不適になったという事例があるんですよ。ですから、できたら、えびのあたりも調査をしていただきたいなということをまずは要望しておきます。

質問ですが、この大気測定結果、25ページですけれども、勉強不足で済みません。光化学オキシダント、これと光化学スモッグ、この関係というのは何かあるんですか。

○堤環境管理課長 光化学オキシダントの注意報発令基準というのが、0.12 p p mでございます。この0.12 p p m以上の濃度をその後継続するおそれがある場合に、光化学オキシダント注意報、もしくは光化学スモッグ注意報とも言いますが――を発令するようになっております。

○中野委員 いわゆる光化学スモッグという意味での専門用語ということですね。

○堤環境管理課長 注意報を出す場合に、2種類の出し方がありまして、昭和50年代ごろに非常に光化学スモッグが大都市で発生したころは、光化学スモッグという、そういう言い方で注意報を出しておりました。現在は、光化学オキシダントという測定項目がございますので、光化学オキシダント注意報という出し方をする県もあれば、昔ながらにわかりやすいように、光化学スモッグ注意報と出すところもございます。

○中野委員 最近、北九州の小学校の運動会が中止になったり、あちこちでこういうことで注意報が出ましたよね。あれもこれということですか。

○堤環境管理課長 そうでございます。

○中野委員 それで、この測定結果で、環境基準を達成、環境基準を未達成と、これが専門用語だと思うんですが、何か「環境基準を未達成」と書いてあれば、これは達成せんないかんような意味にこの文言は受け取れるんですけれども、素人だからですね。この未達成という言い方が専門なのか。もっと平たく「環境基準を上回っている」とか、ああ、上回っているな、これは大変だとか、そういうイメージがわくんですが、未達成であれば、これは達成せんないかんような印象を受けるんですよ。

○堤環境管理課長 未達成ですので、本来は達成しないといけないわけでございます。光化学オキシダントの環境基準は、注意報基準の半分の0.06 p p mなんですけれども、その達成状況は全国でもほとんど達成していない状況でございます。17年度、全国で3局のみ達成と、1,184局のうち3局が達成していると、そ

ういう状況でございます。

○中野委員 だから、この書き方ですが、これを未達成と書けば、何か達成しなければならぬような気がするとなれば、その答えでいいんですが、未達成という書き方は、未達成と書かないかんわけですか、専門的に、我々に出す資料として。

○堤環境管理課長 一応統一的に、達成、未達成という表現を使わせていただいております。

○中野委員 わかりましたが、いわゆる未達成であるということで、これが0.06 ppmを超えていけば、光化学オキシダントあるいはスモッグということで、大変なことになると思うんです。ほとんどのところで未達成なんです、そういう光化学スモッグが起きる要素が宮崎県にもあるということですか。

○堤環境管理課長 注意報基準が0.12なんですけれども、本県でも0.1を越す例がございます。今年度は、北九州市、長崎、熊本、大分、福岡で注意報が発令されております。専門家によりますと、中国の影響ではないかというふうに言われております。

○中野委員 この前の議会の一般質問で、知事だったと思うんですが、きのうかおとといの質問で、唯一宮崎県がこういう光化学スモッグが発生していないと答弁されたんですよね。しかし、その近くまでは宮崎県も来ているというふうに理解しておけばいいんですね。

○堤環境管理課長 そのとおりでございます。

○榎藤委員 手元資料、もらった資料の5ページなんです、この浄化槽の個人補助のことなんですけれども、米印で財政力指数が云々と書いてあるんですが、例えば延岡市であれば3北が合併したというようなことで、財政力指数は延岡に合併されれば当然高くなるということな

んですが。こういうあとの3北で個人の浄化槽整備を進めていた分があるかどうかということがわからなくて聞くので、質問になるのかどうかわからんのだけど、この調整をしたということなんです。それで、当然合併をすれば、その調整対象になるんだろうとは思いますが、これは補助する予定のところというのは30市町村ということになって、3,000基ということですから、そういう合併後に調整したというのが実際にあるのかどうかということですね。その合併によって、例えば3北が延岡と合併して、そのことによって、独自の町でやっていくときには補助が受けられたと、しかし、延岡市に合併したら調整対象になったとか、そういう例があるのかどうかということなんです。

○堤環境管理課長 16、17、18年の延岡市の財政力指数で補正をしておりますので、結果としまして、3北の方も調整されることとなります。

○榎藤委員 私が言うのは、30市町村3,031基というのは、例えばもう調整がされましたよということで米印で書いてあるのであれば、例えば3北とかで今までだったら受ける、しかし、延岡市になったから、3北かどうかという確認をしたかどうかは別にして、おたくは調整対象地域にはなると、そういったことで実際に合併したことによっておくれていくとか、補助対象が後年度に回されるとか、そういうことがあったらどうかと、そういう疑問なんです。

○堤環境管理課長 合併処理浄化槽の補助は、市町村が実施することになっておりまして、事業主体は市町村でございますけれども、それに対して国が補助するということでございます。また、県もそれに補助するということですが、調整されたことによって、延岡市の方で

実際には要望基数113基で補助基数が102基なんですけれども、延岡市の場合、11基の補助が県からもらえないということになりますけれども、その件については、私どもとしては、延岡市には市独自で補助をお願いしますということをお願いしている状況でございます。また、3北については、それぞれ今まで非常に積極的な取り組みをしていただきまして、非常に処理率は高い状況でございます。

○榎藤委員 ということは、合併等によって個人負担は遠慮願うとか、あるいはそのことによって個人も補助がないならやめたというような、そういうようなことは、特に合併後の3北においては従前からクリアしていたと、だから、それは当たらないよと。合併云々じゃなくて、113基そのものを102基に調整したという事実はあるけれども、基礎データを見ると、3町においては、かなり延岡と合併以前の実情よりも整備が進んでいたと、そういう解釈でいいのかどうか。

○堤環境管理課長 17年度はまだ北川町が合併しておりませんので、ここに棒グラフがありますけれども、県内の市町村の中で85.7でトップということでございます。かなり進んでおることは事実でございます。現在、北浦町とか北方町とかのデータが合併して消えてしまったものですから、ちょっと今手元にございませんが、非常に高い状況ではございました。

○榎藤委員 25ページですが、先ほどからのダイオキシンの問題で、これは地域とか県として測定はするけど、それをクリアするための努力みたいなものができるのかどうか、原因の究明。

○堤環境管理課長 光化学オキシダントということよろしいでしょうか。もともと光化学オ

キシダントは、大都市では自動車排ガスとか工場排ガスが光の紫外線を受けてオキシダントに変わるといったものでございますので、そういった地域においては、自動車排ガス対策、工場排ガス対策が有効でございますけれども、宮崎の場合、そういう大気汚染が余り著しくないにもかかわらず光化学オキシダントが高いというのは、やはり自然現象的なものであるとか、中国からの影響であるとか、そういったことですので、直接県内での対策が効果があるとは思えない状況でございます。

○榎藤委員 同じページの下の方で、砒素の問題が取り上げられているんですが、これは下流域の生活をしている家庭とかそういう世帯があるのか。その3つの川ですか、コンクリートで吹きつけ工事をすれば、仮にあるのかないのかという確認があつてからの議論になるかもしれませんが、下流域に人が生活しているという場合には、そのコンクリート工事をすれば、当面クリアできる、大丈夫だと言えるのかどうかについて。

○堤環境管理課長 この地域に住んでいらっしゃる方はいらっしゃいます。ただ、飲料水として使用はされておられません。それから、農業用水として田んぼに入れておりますけれども、それにつきましては、昭和58年以前に農政水産部の方で客土をいたしまして、田んぼの今の砒素の状態は、除去基準というのはあるんですけれども、それより下の状態でございます。それから、玄米についても検査しておりますけれども、全国平均レベルということで、特に米に対する問題もないということでございます。

○榎藤委員 26ページの大淀川に関係してなんですが、平成10年以前だったと思うんですが、九州の中で大淀川がBODでワースト2だとか

いう時代があったんですが、それも冬場の水の少ないときにそういうことが起こるとかいうような、これは比率ですからそうなるのかなと思うんですが、近年はそういうニュースを聞いていない。その主たる原因が、都城盆地の畜産と人口の下流域に当たると。そういうことで、飲み水としては不適切だけれども、宮崎市を中心とするところは、それ以外の水源が求められないというようなことで、随分特別委員会で調査したり、いろいろ騒いだことがあるんですが、現状は、要するに都城盆地の状況がある程度改善されてきたからよくなったという判断でいいのかどうか。

○堤環境管理課長 大淀川の水質ですけれども、平成2年のデータで非常に高く、九州でワースト1ということになっております。その後、徐々によくなってきておりまして、現在、国土交通省がやっております九州のランキングでいきますと、24河川のうち18位ということでございます。水質的にはBODで1.2ということで、基準がこの地域は2ですので、環境基準はクリアしているという状況でございます。

○榎藤委員 そのクリアするようになった、推論かもしれませんが、都城盆地云々ということ等については、都市下水の計画も進んできたし、例えば素掘りとかそういうものの規制も強化されてきたというようなこと等で、実質的に今後については、2という基準であれば大丈夫だというふうな判断でいいたろうかなという疑問なんです。

○堤環境管理課長 大淀川の上流域につきましては、工場・事業場につきましても、通常の法律の基準よりも厳しい条例で上乘せ基準をしております。そういう関係で、工場・事業場の排水も非常によくなっているということと、や

はり公共下水道や合併処理浄化槽の普及によって、生活排水がかなりきれいになってきているということではないかと思います。

○中野委員 25ページの水質測定結果、河川76地点で測定して、そしてこの土呂久が2カ所、岩戸が1カ所、超過しているという報告ですが、この河川76地点のうちで、調査した河川がえびのにもありますか。

○堤環境管理課長 川内川も測定いたしております。

○中野委員 本流だけですか。

○堤環境管理課長 しばらくお待ちください。

○中野委員 実は、えびの市の西部の方、地下に砒素があると。それが地下にあるうちは何も問題ではないけれども、それが飛び出して表面化すれば基準値を超えているという話は聞いたんですよね。ですから、そういうところの河川がどうかとふと思ったんですよね。河川の名前は白川です。わからんなら、その白川もあるかないか確認していただいて、できたら調査対象にさせていただきたい。

○堤環境管理課長 川内川で有害物質を測定しておりますのは、亀澤橋だけでございます。

○中野委員 いわゆる川内川のえびのの一番下流で一括してしているということですから、たくさん水が流れて、それはなかなか超過しないと思うんですが、その白川もちょっと心配でしたので、できたら調査していただきたいなと思っております。要望しておきます。

○押川委員長 白川は要望ということでありませう。

その他で何か委員の皆さん方、ないでしょうか。

○坂口委員 多分今のは、あれは県土整備部か、どこか近くにトンネルを抜いたですがね。

あそこは多分、伏流水から砒素が出たと思うんですよ。だから、やっぱり言われるとおりかもわからん。これは環境対策推進課になるのか、どっちになるんですかね。このリサイクルというか産業廃棄物での。僕はちょっと前、担当と話して、この基準はおかしいなと思ったんですけど、家を壊したりしたときのかわらとか瓦れき、あれをリサイクル品として認めるための基準が直径40ミリ以下となっていますよね。40ミリ以上のものは、そのまま自分が必要な目的に沿って道路とかに使ってもそれは不法投棄、40ミリ以下というのは、リサイクルの骨材となると。これはここの中の課でよかったですか。基準をちょっと。

○飯田環境対策推進課長 後ほど、またお答えさせていただきたいと思いますが、40ミリかどうかの確認がちょっと定かじゃございませんものですから。

○坂口委員 40ミリになっていると思うんですが。なぜ40ミリにしたのかというその根拠ですね。根拠はすぐわかると思うんです。

○押川委員長 じゃそのこともあわせて、後ほどまた提出をよろしく願いいたします。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして、環境森林課、環境管理課、環境対策推進課の審査を終了いたします。

執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

午後 1 時55分休憩

午後 2 時 4 分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開させていただきます。

次に、自然環境課、森林整備課、山村木材振

興課の審査を行います。

それでは、自然環境課長から順次説明をお願いいたします。

○坂本自然環境課長 自然環境課の提出議案について御説明をいたしたいと思います。

まず、平成19年度6月補正予算でございます。

お手元の平成19年度6月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、自然環境課のところでございます。ページで申し上げますと、123ページでございますので、よろしく願いいたします。

上段左から2列目の補正額の欄にございますように、一般会計で30億4,992万円の増額補正をお願いいたしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄にございますように、51億3,047万3,000円ということになります。

それでは、主な補正内容について御説明させていただきます。まず、126ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、上から3段目の林業振興指導費でございますけれども、その下の段の(事項)㊦水と緑の森林づくり推進事業費で320万円ほどお願いいたしております。これは、県民参加の森林づくりの推進を図るため、「水と緑の森林づくり条例」で定めております森林づくり推進月間、これは10月と11月でございますけれども、この期間におきまして、森林づくり県民の集いを開催するものでございます。

それから、その下の段でございます(事項)㊧「未来へつなぐ森」保全対策推進事業費で830万円ほどお願いいたしております。これは、地域に残る巨樹等を地域の宝として後世に継承するために、樹勢の衰えた巨樹古木の保全

運動への支援や、薬剤の樹幹注入等、機能上重要な松林の保全を図るものでございます。

次に、下の127ページをごらんいただきたいと思ひます。

上から3段目でございます。(事項) 森林環境教育推進事業費でございますが、説明の欄の㊦「遊学の森」森林環境教育実践モデル事業ということでございまして、640万円ほどお願いいたしております。これは、今回公の施設に関する条例に追加をお願いしております川南町の「遊学の森」をフィールドにいたしまして、児童生徒等を対象にした森林環境教育を実施するものでございます。

次に、128ページをお開きいただきたいと思ひます。

上から3段目の(目) 治山費でございます。

中ほどに(事項) 山地治山事業費で16億7,816万8,000円の増額をお願いいたしております。これは、山腹崩壊地等の荒廃山地の復旧整備や山地崩壊の未然防止等を図る事業でございまして、説明欄に掲げておりますように、復旧治山事業から東南海・南海地震防災対策緊急治山事業までの5つの事業を実施することといたしております。

次に、その下の段でございます(事項) 地すべり防止事業費で1億2,000万円の増額をお願いしております。これは平成17年の台風14号で被災いたしました諸塚村中の又地区の地すべり防止対策にかかわるものでございます。

次に、下の129ページをごらんいただきたいと思ひます。

上段にございます(事項) 緊急治山事業費で2億円の増額をお願いいたしております。これは、今年度、山地災害が発生した場合に、早急な復旧を行うための事業にかかわるものでござ

います。

それから、その下の段の(事項) 林地崩壊防止事業費で4,000万円の増額をお願いいたしております。これは、今年度、激甚災害が発生した場合に、市町村が行います災害復旧事業への補助にかかわるものでございます。

次に、その下の段でございますが、(事項) 保安林整備事業費でございます。2億5,000万円ほどの増額をお願いいたしております。これは、8歳級までの保安林において、その機能を維持強化するために、改植や本数調整伐等の森林整備を行うものでございます。

次に、130ページをお開きいただきたいと思ひます。

下から2段目の(目) 狩猟費でございます。

その下の段に(事項) 鳥獣保護対策費でございますが、次のページの131ページの最上段に移っていただきまして、ここに説明の欄がございますけれども、この中の㊦6の野生猿被害防止総合対策事業334万8,000円の増額につきましては、後ほど委員会資料で説明をさせていただきますと思ひます。

次に、下から2段目の(目) 公園費でございまして、その下の段の(事項) 自然公園事業費でございます。次の132ページをお開きいただきたいと思ひます。説明の欄の上から5行目でございますけれども、㊦の8の人と自然のふれあい自然公園づくり事業で2,804万2,000円をお願いいたしております。これは、自然公園等を安全かつ快適に利用することができるよう、市町村が実施する駐車場等の公園施設の整備に対し支援をするものでございます。

最後に、下から2段目の(目) 林業災害復旧費でございます。

その下の段の(事項) 治山施設災害復旧費で

ございますけれども、2億7,000万円の増額をお願いいたしております。これは、昨年被災いたしました治山施設の復旧費と、それから19年度に治山施設が被災した場合に早急な復旧を図るための復旧費でございます。

続きまして、先ほど説明を後回しにしておりました野生猿被害防止総合対策事業について御説明させていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1の事業の目的でございますけれども、野生猿による被害につきましては、近年、過疎地域など一部地域を中心に、農林作物等への被害が深刻化いたしておりまして、捕獲体制の強化等、被害防止対策の充実を図るというものでございます。

平成19年度は、2の事業概要の(4)事業内容にございますように、①の野生猿対策基盤整備事業と②の野生猿捕獲体制強化事業の2つの事業を実施することとしております。この中で、①のアの野生猿生息実態調査、イの野生猿総合対策検討委員会及び②のアの野生猿特別捕獲班活動助成につきましては、既に当初予算で御決定いただいたところでございますが、今回は文字囲いをいたしております①のウの野生猿地域相談体制の整備、エの県民への野生猿被害対策普及啓発及び②でございますが、イの野生猿捕獲用わな購入助成の事業につきまして、補正をお願いするものでございます。

それぞれの事業内容につきましては、右側の10ページをごらんいただきたいと思います。

まず、上段の野生猿対策基盤整備事業でございますが、当初予算につきましては、簡単に説明を申し上げますと、アの野生猿生息実態調査を踏まえまして、イの野生猿総合対策検討委員

会の開催をいたしまして、地域別のより効果的な被害対策を構築してまいりたいというふうに考えております。今回の補正をお願いいたしておりますウの野生猿地域相談体制の整備におきましては、専門家による研修を受けました相談員約100名を各地に配置いたしまして、住民が身近なところで野生猿対策の相談が受けられますよう体制の整備を図ってまいります。さらに、エの県民への野生猿被害対策普及啓発におきましては、チラシ等を作成して、えづけの危険性や生ごみの管理の重要性などを、県民に広く普及啓発を行っていくこととしております。

次に、下段の野生猿捕獲体制強化事業でございます。当初予算分のアの野生猿特別捕獲班活動助成におきましては、市町村と一体となって捕獲体制の強化を図るものでございますが、今回補正をお願いいたしておりますイの野生猿捕獲用わな購入助成につきましては、写真にございますような箱わなの購入経費を助成いたしまして、これまでの銃による捕獲に加えまして、わなによる捕獲をも促進することとしております。

なお、この事業は、左側の9ページの中段の(1)と(2)にお示ししておりますが、予算額1,300万円のうち、6月補正分が334万8,000円でございます。事業期間は、平成19年度から21年度までの3カ年といたしておるところでございます。

6月の補正予算については以上でございます。

続きまして、委員会資料の13ページをお開きいただきたいと思います。

議案第10号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

まず、今回の条例改正の理由及びその概要で

ございます。(1)改正の理由や(2)改正の概要にありますとおり、森林環境教育や県民の自然とのふれあいの場などとして整備をいたしてまいりました「川南遊学の森」が本年3月で完成いたしましたところでございます。このことから、公の施設に関する条例の別表第1に追加するものがございます。

(3)施行期日でございますけれども、公布の日ということでございまして、7月の上旬を予定いたしておるところでございます。

次に、(4)宮崎県川南遊学の森の概要ということでございますが、①につきましては、右側のページの右下の地図にお示しいたしております。赤い旗でお示ししておりますけれども、旧県畜産試験場、村上牧場の跡地でございます。

主要な施設につきましては、13ページの下段の④にお示ししておりますけれども、詳細につきましては、14ページの先ほど御説明いたしました概要図にお示しいたしておりますので、後ほどごらんいただければというふうに考えております。

公の施設に関する条例については以上でございます。

続きまして、報告承認事項でございます。委員会資料の17ページをお開きいただきたいと思っております。

報告承認事項、報告第2号の専決処分の承認を求めることについてでございます。

(2)森林環境税基金積立金の執行に伴う補正でございます。

森林環境税基金積立金につきましては、今年2月の議会で補正をお願いしたところございますが、3月末の時点で収税額に変動がございました。このことから、積立金186万2,000円を

補正いたしましたものがございます。この結果、平成18年度の森林環境税基金への積立金は、2億308万9,000円となったところでございます。

続きまして、報告事項ということでございまして、委員会資料の23ページをお開きいただきたいと思っております。

3の平成18年度繰越明許費についてでございます。

自然環境課の繰越事業の主なものといたしましては、まず、最上段の山地治山事業でございます。これは、昨年7月の梅雨災害による被災のため、地形などの施工条件が変化いたしまして、工法等の検討に日時を要したこと等によるものございまして、23カ所の7億9,059万7,000円の繰り越しとなったものがございます。

次に、その下の段の地すべり防止事業でございます。この事業は、近接して施工する関連工事が平成18年の梅雨災害によりおくれたことに伴いまして、当該工事にもおくれが発生いたしまして、1カ所1億2,802万3,000円の繰り越しとなったものがございます。

次に、その下の段でございます緊急治山事業でございますけれども、これは国庫補助決定のおくれなどから、6カ所3億9,388万1,000円の繰り越しとなったものがございます。

この結果、自然環境課の明許繰越につきましては、山地治山事業ほか5事業でございまして、繰越額は、表の中ほどに小計欄がございしますが、ここにございますように、14億491万4,000円でございます。

続きまして、4の事故繰越しについてでございます。右側の24ページをごらんいただきたいと思っております。

自然環境課の欄の緊急治山事業と治山施設災

害復旧事業でございます。平成18年の梅雨災害によりまして、地すべり活動が活発化いたしまして、調査や工法検討の必要が生じまして、工期が不足いたしまして、繰り越しをしております。

この結果、自然環境課の事故繰り越しにつきましては、緊急治山事業及び治山施設災害復旧事業の2つの事業で、繰り越額は表の中ほどの小計欄でございますけれども、7億4,581万7,000円でございます。

最後に、繰り越し事業の進捗状況でございますけれども、先ほど御説明いたしました明許繰り越しを含めまして、すべての繰り越し箇所38カ所のうち、6月末までには18カ所を、箇所ベースで47%でございますけれども、また、上半期までには28カ所、箇所ベースで74%でございますが、完成する見込みでございます。そのほかの10カ所につきましても、鋭意早期完成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いしたいと思います。

自然環境課の説明は以上でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○金丸森林整備課長 森林整備課でございます。

当課からは、提出議案が2件、報告事項が3件ありますが、報告事項のうち社団法人宮崎県林業公社については、後ほど林業公社対策監から説明させていただきます。

まず初めに、平成19年度6月補正予算について御説明いたします。

お手元の平成19年度6月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、森林整備課のところ、ページで言いますと133ページとなります。よろしくお願いたします。

上段左側2列目の補正額の欄にありますよう

に、一般会計で68億2,826万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように、特別会計と合わせて111億561万1,000円となります。

それでは、主な補正内容について御説明いたします。135ページをお開きください。

初めに、中ほどにあります(事項)緑資源幹線林道事業負担金2億4,700万円の増額でございます。この事業は、独立行政法人緑資源機構が実施しております緑資源幹線林道宇目・須木線の事業に対する県負担金でございます。

また、その次の(事項)森林整備事業費11億9,467万7,000円の増額でございます。この事業は、森林整備のための補助公共事業でありまして、造林や下刈り、除間伐などに対して助成するものでございます。

次に、136ページをお開きください。

中ほどの(事項)林業公社費15億1,159万1,000円の増額でございます。この事業は、林業公社の抜本的改革方針に基づき、市中銀行等への償還原資として必要な資金を県が貸し付けるものでございます。

次に、137ページをごらんください。

一番下の段の(事項)森林保全林道整備事業費11億503万8,000円の増額でございます。この事業は、林道網の整備に要する経費でありまして、森林管理道や森林基幹道を県営及び市町村営事業により整備することとしております。

次に、138ページをお開きください。

下の段の(事項)道整備交付金事業費4億9,465万1,000円の増額でございます。この事業は、地域再生計画に基づく林道整備により、山村地域交通のネットワーク化、森林施業の促進を図るものであります。

次に、139ページをごらんください。

上の段の（事項）里山エリア再生交付金林道整備事業費4億2,205万4,000円の増額でございます。この事業は、居住地周辺の森林や居住基盤の整備を総合的に実施し、個性的で魅力ある里山エリアの再生を行うものであります。

次に、140ページをお開きください。

中ほどの（事項）林道災害復旧費13億5,242万3,000円の増額でございます。この事業は、主に市町村の管理する林道の災害復旧に対して補助するものでございまして、今回の補正予算では、現年災分の見込み額を増額計上しております。

以上が平成19年度の6月補正予算であります。

続きまして、提出議案第16号についてであります。お手元の常任委員会資料で御説明させていただきます。常任委員会資料の15ページをお開きください。

本契約につきましては、（1）工事概要にありますように、平成18年2月定例県議会で議決いただきました、西都市で施工中のふるさと林道緊急整備事業吐合線（6工区）のトンネル工事であります。位置等につきましては、右の方のページにお示ししているとおりでございます。

今回は、（2）工事請負契約の概要の②請負額にありますように、変更前の請負額10億4,002万5,000円を変更後10億2,856万円と、1,146万5,000円の減額変更をお願いしております。

減額変更する理由につきましては、③の変更の理由にありますように、地質が当初設計より良好であったことから、地山の崩落防止に要する費用が減額となったものでございます。

提出議案については以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告事項についてでございます。

資料は、同じく委員会資料で御説明させていただきます。23ページをお開きください。

まず、平成18年度繰越明許費についてでございます。

表の中より下の森林整備課の欄でございます。森林整備課の繰越事業の主なものとしましては、まず上から3段目の森林保全林道整備事業であります。これは梅雨や台風等による被災のため、近接する関連工事がおくれたことなどから、17カ所9億3,145万2,000円の繰り越しとなったものであります。

次に、4段目の道整備交付金事業であります。これにつきましても、同様な理由により11カ所4億7,164万7,000円の繰り越しとなったものであります。

また、下から2段目の林道災害復旧事業につきましても、事業主体である市町村において事業が繰り越しとなることから、69カ所13億3,690万8,000円の繰り越しとなったものであります。

森林整備課の明許繰越はただいま御説明いたしました事業を含め、小計の欄にございますように、箇所数が116カ所、繰越総額が32億6,998万3,000円でございます。

右側の24ページをお願いいたします。

平成18年度事故繰越しについてでございます。

森林整備課の事故繰越しは、林道災害復旧事業の2カ所で繰越金額は3,123万7,000円であります。これは、市町村所管の林道の復旧工事におきまして、秋雨等の影響で再度被災し、崩壊

したのり面の復旧などに日時を要したことなどから、本年5月中旬までの工期を要したものとあります。なお、工事につきましては、予定どおり、5月14日に完成いたしております。

なお、先ほど御説明いたしました明許繰越も含めたすべての繰り越し箇所118カ所のうち、6月末までに18カ所、箇所ベースで申しますと16.1%が、また、上半期までに92カ所、箇所ベースで申しますと82.1%となりますけれども、完成する見込みとなっております。その他の26カ所につきましても、鋭意早期完成に努めてまいりたいと考えております。

繰り越し関係については以上でございますが、続きまして、林業公社関係につきまして、林業公社対策監から説明させていただきます。

○池田林業公社対策監 続きまして、社団法人宮崎県林業公社について御説明いたします。ただいまごらんの常任委員会資料の19ページをお開きいただきたいと思います。

2の社団法人宮崎県林業公社についてであります。

(1) 設立の目的については、記載のとおりであります。

次に、(2) 出資金につきましては、全体の約43%に当たる500万円を県が出資しているところであります。

次に、(3) 分収林の仕組みについてであります。分収林事業は、土地所有者と林業公社が分収造林契約を締結しまして、約定に基づき、林業公社が植林、育林等の森林整備を実施した後、伐採収益を分収するものであります。なお、森林の造成等に必要な経費については、農林漁業金融公庫、市中銀行及び県から借り入れを行ってきたところであります。

次に、(4) 長期借入金残高についてであり

ます。林業公社は自己資金を有しておりませんことから、設立の当初から森林の造成等に必要経費のほとんどを借入金によって賄ってまいりました。この結果、平成18年度末現在の長期借入金残高は、農林公庫から約81億円、市中銀行から約92億円、県から約160億円など、合計で約333億円となっております。

次に、右の20ページをごらんください。

(5) 年度別新植面積についてであります。林業公社は、当時、全国で推進中の拡大造林政策に沿って設立されました昭和42年度から60年度までの19年間に、1万2,000ヘクタールを超える森林の造成を行ってきたところであります。また、平成6年度から10年度までは、県の取り組みに呼応しまして再造林事業を実施しておりますが、平成11年度以降は、分収方式による新規の造林は行っておりません。

次に、(6) 債務解消に向けた課題についてであります。林業公社は、平成16年度時点の経営や支援策のまま推移した場合、すべての分収林事業が終了する平成80年度には、約134億円の債務が残ることが見込まれたところであります。事業運営の見直しや債務累増の抑止に向けた取り組みを進めていくことが大きな課題でございました。このため、平成16年度に副知事を会長とします宮崎県林業公社改革会議を設置しまして、抜本的改革方針を策定したところであります。

次に、(7) 抜本的改革の実施についてであります。林業公社の経営体質や収支の改善を図り、県民の負担を最小限にすることを目的といたしまして、平成17年度から19年度を集中改革実施期間として抜本的改革に取り組んでいるところであります。具体的には、③の枠内ですけれども、アの現行の契約内容の見直し、イの債

務累増の抑止、ウの運営経費の縮減等に取り組んでいるところであります。

次に、21ページをお開きいただきたいと存じます。

(8) 抜本的改革による主な成果についてであります。

まず、①分収林契約期間の延長につきまして、グラフでお示ししております。林業公社の分収林契約期間は40年または50年でありまして、このまま推移しますと、緑色の棒グラフにありますように、平成19年度以降、契約期間が満期を迎える面積が急激に増加しまして、ピーク時の平成22年度には、年間1,100ヘクタールを超える面積を伐採する必要がございました。このため、県土の保全や木材市況に配慮する必要性からも、伐採時期の集中を避けることとしまして、長伐期施業の実施とあわせ、黄色い丸の折れ線を目標に、伐採量の平準化に取り組んでいるところでありまして、契約期間の延長を進めました結果、本年5月現在における契約周期ごとの面積は、赤い丸の折れ線グラフのようになっております。

次に、②抜本的改革による効果額についてであります。ただいま御説明した抜本的改革を実施しました結果、それぞれ表のと通りの効果額が得られることとなりまして、その合計額は、表の右に示しております約139億5,000万円となります。この結果、分収林事業が終了する平成80年度には、すべての債務を解消して、約1億3,000万円の黒字が見込まれるところでございます。

次に、③その他の成果につきましては、アからウのとおりであります。特にイの地方財政措置につきましては、林業公社の経営改善が全国的な課題でありますことから、九州地方知事

会を初め、関係各県が連携しまして、国等に対して提言要望を行ってまいりました結果、平成18年度から県の無利子貸付金に対する特別交付税措置が講じられたところでございます。

また、ウの森林整備地域活動支援交付金制度につきましては、平成19年度以降も継続されたところでございます。

次に、22ページをごらんください。

④長期収支計画についてであります。このグラフは、過去5年間に林業公社が実施した立木販売の実績をもとにしまして、長期収支を試算したものであります。

まず、アの収入につきましては、水色で示しております伐採収入が次第に増加していくことに伴いまして、ピンクで示しております県からの借入金が次第に減少していく見込みであります。

また、イの支出につきましては、黄緑で示しております市中銀行への償還が平成41年度に、また、水色で示しております農林公庫への償還が平成55年度に終了する予定であります。ピンクは県に対する償還金でございます。

なお、グラフには示しておりませんが、平成38年度には、県への償還金が借入金を上回ることとなりまして、一般財源の持ち出しによる貸付はなくなる見込みでございます。

次に、(9) 将来の経営形態の検討についてであります。

林業公社の将来の経営形態につきましては、ただいま御説明しました抜本的改革の成果等を踏まえまして、県営林への移行、他団体との統合、公社としての存続のいずれかを存続することとしております。このため、本年3月に、副知事を会長とする宮崎県林業公社経営形態等検討会議を設置したところでございまして、現

在、検討を重ねているところでございます。検討結果につきましては、本年9月の定例県議会において報告させていただきたいと考えております。

以上が林業公社の概要及び抜本的改革の取り組み等についてでございます。

続きまして、平成18年度事業報告並びに平成19年度事業計画について御説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の平成19年6月定例県議会提出報告書をごらんいただきたいと思います。

報告書の59ページをお開きいただきたいと思います。

社団法人宮崎県林業公社平成18年度事業報告書であります。

まず、1 事業概要であります。

林業公社においては、先ほど御説明した抜本的改革に集中的に取り組んでいるところでありますが、特に下から7行目から記載しておりますように、農林公庫の低利資金であります施業転換資金の借りかえを行いまして、債務累増の抑止に努めたところであります。

また、下から5行目から記載しておりますように、事業費等の削減を図りながら、計画的・効率的な主伐、間伐により収入を確保しますとともに、下から2行目に記載しておりますように、森林整備法人としての役割を果たすため、県内全域を対象に森林施業受託事業による植栽未済地対策に取り組んだところであります。

次に、60ページをお開きください。

2の事業実績であります。

表にありますように、(1)保育事業から(7)森林施業受託事業までの各事業を実施したところであります。

次に、61ページでございます。

3の財産目録ですが、この内容につきましては、次の貸借対照表で説明させていただきます。

62ページをお開きいただきたいと思います。

4 貸借対照表であります。

資産合計、負債及び正味財産合計、それぞれの額につきましては、表の中段の二重下線と一番下の欄の二重下線にありますように、それぞれ365億7,574万5,170円であります。

まず、表の上段、大きなⅠの資産の部であります。

1の流動資産合計は金額の欄の上から9行目にありますように、3億5,458万4,881円で、その内訳は、現金預金、未収金等であります。

2の固定資産合計は、表の中ほどでございますが、362億2,116万289円で、その大半は森林勘定であります。

この結果、その下の行、資産合計は、365億7,574万5,170円であります。

次に、中段の大きなⅡの負債の部であります。

1の流動負債合計は6,744万4,595円で、その内訳は未払金等であります。

2の固定負債合計は375億9,789万5,578円で、その内訳は農林公庫、県、市中銀行及び市町村からの長期借入金や引当金であります。

この結果、その下の行の負債合計は376億6,534万173円であります。

次に、大きなⅢの正味財産の部であります。正味財産は一般正味財産のみでありまして、その合計は、下から2行目のマイナス10億8,959万5,003円で、内訳は出資金及び平成16年度からの累積損失であります。

したがって、負債及び正味財産合計は365億7,574万5,170円であります。

次に、63ページをごらんいただきたいと存じます。

5の正味財産増減計算書であります。

まず、大きなⅠの一般正味財産増減の部のうち1の経常増減の部であります。

(1) 経常収益計は、表の中段にありますように8億5,156万5,737円で、その内訳は、主伐、間伐の売上代金や補助金、森林勘定増加額等であります。

次に、(2) 経常費用計は11億150万5,934円で、内訳は、植栽費や保育費などの森林経営直接費、それから、土地所有者への分収交付金や一般管理費、償還などの森林経営間接費、及び主伐、間伐に係る売上原価であります。

この結果、当期経常増減額はマイナス2億4,994万197円であります。

次に、2の経常外増減の部につきましては、

(1) 経常外収益は該当ございません。

(2) 経常外費用のうち、当期一般正味財産増減額はマイナス2億4,994万197円で、一般正味財産期首残高がマイナス8億3,965万4,806円でありますので、一般正味財産期末残高は、合わせてマイナス10億8,959万5,003円であります。

大きなⅡの指定正味財産増減の部については該当ありません。

この結果、大きなⅢの正味財産期末残高はマイナス10億8,959万5,003円となり、貸借対照表の正味財産合計と同額でございます。

次に、64ページをお開きください。

社団法人宮崎県林業公社平成19年度事業計画書であります。

まず、1の基本方針についてであります。

平成19年度は、抜本的改革方針に基づく集中改革実施期間の最終年度に当たりますことか

ら、これまでの実行状況を踏まえまして、改革の円滑かつ着実な実行を確保することとしております。事業運営に当たりましては、高齢級間伐を積極的に実施しまして、間伐収入の確保に努めることとしております。

また、平成19年度から継続されることとなりました森林整備地域活動支援交付金制度を積極的に活用しまして、経費の節減に努めますとともに、分収林契約期間の延長手続を進めて伐採量の平準化を図ることとしております。

さらに、森林整備法人としての役割を果たすため、引き続き施業受託による植栽未済地対策に取り組み、森林の広域的機能の維持増進に努めることとしております。

次に、65ページをごらんください。

2の事業計画であります。

平成19年度におきましては、保育事業や造林施設事業において、引き続き徹底した見直しを進めながら、社営林の適正な管理に努めることとしております。

なお、平成19年度は、県の当初予算が骨格予算のため、林業公社においても骨格予算として編成しております。今後、県の補正予算に従って、必要な事業を追加したいと考えております。

次に、66ページをお開きください。

収支計画であります。

平成19年度の収支につきましては、収入、支出、それぞれ3億446万3,000円を計上しております。

まず、左の欄の収入であります。主なものとして、主伐、間伐による事業収入として2億3,185万3,000円、森林整備地域活動支援交付金として5,050万円、市町村からの無利子借入金として2,201万円を計上しております。

次に、右の欄の支出であります、主なものとし、社営林の適正な管理に必要な森林経営直接費として3,147万2,000円、土地所有者への分収交付金及び一般管理費でございます森林経営間接費として2億1,497万4,000円、農林公庫への繰上償還金として2,201万円を計上しております。

なお、先ほど御説明しましたように、この収支計画は骨格予算として計上しております、収入の部の補助金や借入金、支出の部の森林経営直接費及び償還金につきましては、県の補正予算に従って補正予算を編成したいと考えております。

以上で、社団法人宮崎県林業公社についての説明を終わります。

○楠原山村・木材振興課長 それでは、山村・木材振興課関係の提出議案について御説明申し上げます。

お手元の平成19年度6月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、山村・木材振興課のところ、ページで申し上げますと141ページでございます。

上段左側2列目の補正額にありますように、6億6,287万4,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右の方から3列目でございますが、40億7,876万7,000円となります。

それでは、主な補正内容について御説明いたします。143ページをお開きください。

中ほどにあります乾燥材供給システム整備総合対策事業費1,550万円の増額であります。説明の欄にありますように、2の㊦リード21木材加工・流通システム構築モデル事業について御説明いたします。この事業は、耳川流域にあります木材加工団地における事業者間の連携を強

化し、それぞれが有する技術等を活用して原木の供給から加工、販売に至るモデル的な取り組みを支援するものであります。

144ページをお開きください。

ページの中ほどにあります木製材品普及促進費1,212万7,000円の増額であります。その中の説明欄にあります㊦宮崎スギ高品質材の家づくり促進事業でございますが、この事業は、木材業界と住宅業界が緊密に連携して、高品質な県産材乾燥材を活用した家づくりを促進する取り組みを支援するものであります。

次に、下の145ページですが、一番下の森林組合育成指導費1,390万2,000円の増額であります。説明欄にあります㊦森林施業長期受託実践モデル事業でございます。この事業につきましては、別添の常任委員会資料で御説明いたします。恐れ入りますが、常任委員会資料の11ページをお開きください。

森林施業長期受託実践モデル事業でございます。

まず、1の事業の目的にありますように、林業の採算性の悪化や森林所有者の高齢化等に伴い、管理不十分な森林や植栽未済地が増加しており、地域の森林整備の中核的担い手であり、森林組合が森林所有者にかかわって、その森林の管理、整備に取り組むことが強く求められております。このため、森林組合が森林所有者に対しまして施業プランの提案を行い、長期間にわたって持続的な経営・管理を行うためのモデル的な取り組みに対して支援していきたいと考えております。

2の事業の概要ですが、予算額は(1)にありますように、平成19年度につきましては1,200万円であります。

事業期間は平成19年度から21年度までの3年

間で、県及び県森林組合連合会が実施することとしております。

事業内容は、(4)の枠で囲ってある中にありますように、①の施業提案マニュアル作成により、初年度にマニュアルの作成や委託契約書等の整備を行うとともに、②の施業受託モデル事業に、県内8森林組合がそれぞれ3カ年にわたりまして取り組むこととしております。

右のページのスケジュールをごらんいただきたいと思います。年度ごとの大まかなスケジュールを掲げておりますが、本年度は1の森林組合等から成ります検討会で7月から8月にかけてマニュアルの作成等を行い、2の9月から10月に行う研修会で各森林組合の担当者に周知徹底し、3の11月からモデル地区での施業受託の実践に入りたいと考えております。

モデル地区は1地区30ヘクタールを考えておりますが、初年度は地籍が終了した地区を対象に、2年目には地籍調査が行われていない地区、3年目には域内に森林所有者のいない森林を含む地区と、順次難度を高めて実施してまいりたいと考えております。

なお、モデル地区の選定後には、現地調査や地区座談会などを開催し、森林所有者に対しまして施業プランの提示を行い、施業契約の締結までを取り組んでいただくこととしております。

予算関係につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○坂本自然環境課長 それでは、別添資料でございます。森林づくり指針の御説明をさせていただきたいと思います。指針の本編につきましては、お手元にお配りいたしておりますけれども、今回の説明は資料の中に別添資料ということで要約版をおつけしておりますので、この要

約版の方で説明させていただきたいと思いません。資料の一番最後にとじ込んでございます。よろしく願いいたします。

まず、別添資料、要約版の1ページをお開きいただきたいと思います。

一番上の目次をごらんいただきますと、この指針は第1章の指針策定の趣旨から第5章の森林の整備・保全活動への県民等の参加手法まで、5つの章から構成しているところでございます。

それでは、各章ごとにこの指針の内容について御説明いたしたいと思いません。

まず、第1章でございますが、指針策定の趣旨でございます。

Iの指針の位置づけにございましておき、この指針は、「水と緑の森林づくり条例」第8条の規定に基づきまして策定するもので、その下のIIの指針の目的にございまして、本県の森林の現況や自然的条件、社会的条件等を踏まえまして、今後の森林の目指す姿や具体的な森林の整備・保全の手法をお示しするものでございます。

2ページをごらんいただきたいと思いません。

第2章の森林を取り巻く現状等と課題でございます。

Iの森林・林業の現状といたしましては、木材価格が低迷する中で、植栽未済地や間伐未実施林分等、適切な手入れが行われていない森林の顕在化など、大変厳しい状況にございまして。

また、IIの自然的条件といたしましては、本県が急峻な地形等から、山地災害が多発しやすい環境にございまして。

さらに、IIIの社会的条件といたしましては、山地災害の防止や地球温暖化防止等の面で、森林への期待が高まっている状況にございまして。

このような状況を踏まえ、最下段にお示しをしておりますように、山地災害の防止等、水土保持機能の向上、多様な動植物が生息・生育できる森林環境の整備、及び安定的な木材供給と二酸化炭素吸収能力の向上等が課題となっているところでございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思っております。

第3章の森林の整備・保全の目標と基本方針でございます。

一番上のⅠの森林の整備・保全の目標を「太陽の恵みを受けた豊かな森林づくり」といたしております。その下のⅡでございますけれども、森林の整備・保全の基本方針というところでは、1の基本方針の枠内でございますように、水を貯え、災害に強い森林づくり、多様な動植物が生息・生育できる自然性の高い森林づくり及び資源循環の森林づくりの3つ推進いたすことにしております。

また、2の目指す森林の姿では、地域森林計画で定めます3つの機能別区分との整合性を図る必要がございますことから、これらの機能別区分を細分化いたしまして、①の災害に強い森林づくりから②の水源となる森林づくり、③の人の心を豊かにする森林づくり④の多様な生物を育む森林づくり、⑤の資源循環の森林づくりまで、5つの森林づくりを進めることといたしております。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思っております。

第4章の目指すべき森林のための具体的な森林の管理方法でございます。

ここでは、先ほどの5つの森林づくりに基づきまして、それぞれの具体的な管理方法をお示しいたしておりますところでございます。

まず、一番左、①の災害に強い森林づくりでは、上の方の矢印の土砂崩壊や流出防止のため、間伐により下草を繁茂させることによる表土の流出防止、複層林や針広混交林への誘導、また、下の方の矢印でございますけれども、風害の防止のため、間伐による根や枝葉が張った健全な樹木の育成などについて記載いたしておりますところでございます。

また、下段の②でございますけれども、水源となる森林づくりでは、上の矢印の洪水や渇水の緩和のために、イチイガシなど深根性の樹種の植栽、複層林や針広混交林への誘導による孔隙量の多い土壌の形成、また、下の矢印の豊富な養分の供給のため、広葉樹の植栽等について記載いたしておりますところでございます。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思っております。

同じく、左側でございますけれども、③の人の心を豊かにする森林づくりでは、上の矢印の自然とのふれあいの促進のため、里山で広葉樹の導入等による自然性の高い森林への誘導や、身近な海岸林等の整備利用、また、下の矢印の森林環境教育の場の創出のために、学校林に広葉樹を植栽し、森林環境教育の場として活用することなどについて記載いたしておりますところでございます。

それから、その下の④でございますけれども、多様な生物を育む森林づくりでは、実のなる木の植栽による野生動物と人との緩衝帯となる森林の整備や、緑のコリドーの整備等について記載いたしておりますところでございます。

次に、その右側でございますが、6ページをごらんいただきたいと思っております。

⑤の資源循環の森林づくりでは、上の矢印の資源の循環的利用のために、標準伐期齢での伐

採・再生の繰り返しによる木材の安定供給や二酸化炭素吸収量の確保など、下の矢印でございますが、花粉の抑制のために、雄花着花量の多い木の選択的な間伐の実施などについて記載いたしておるところでございます。

最後に、7ページをお開きいただきたいと思っております。

第5章、森林の整備・保全活動への県民等の参加手法といたしまして、県民や森林所有者、それぞれの事業体等が森林の整備保全に参加する手法等について記載いたしておるところでございます。

この指針につきましては、今後、県庁のホームページで公表いたしますとともに、わかりやすくまとめました普及版を作成いたしまして、関係団体や市町村、ボランティア団体等に配布いたしまして、県民参加による森林づくりの推進に活用してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

指針の概要につきましては、説明は以上でございます。

○楠原山村・木材振興課長 それでは、その他の報告事項としまして、しいたけの生産状況及び宮崎県乾しいたけ品評会について御報告いたします。

常任委員会資料の29ページをお開きください。

(1) しいたけの生産状況についてであります。

まず、①の乾しいたけでございますが、本県の乾しいたけ生産量は、生産者の減少や高齢化の進行などによりまして、減少傾向で推移しております。表一1にありますように、平成18年次は、右の方ですけれども、603トンとなっており、大分県に次いで全国第2位の生産量とな

っております。一方、価格につきましては、平成16年次は、品薄感による価格上昇により1キログラム当たり3,777円、平成17年次は3,098円、18年次は3,124円と推移しております。

次に、②の生しいたけでございますが、表一2にありますように、生産量はここ数年、減少傾向で推移しておりましたが、平成18年次は菌床栽培による生産量が増加したため、1,601トン、約30%の増と大幅に増加しております。一方、価格につきましては、平成18年次は、残留農薬の検出などにより、輸入量が大幅に減少したにもかかわらず、市場価格は1キログラム当たり776円と低迷しております。

次に、右の30ページですが、第52回「宮崎県乾しいたけ品評会」についてでございます。

去る6月5日、宮崎市のJ A・A Z Mホールにおきまして、生産者等約400人の参加のもと表彰式が開催され、入賞品の展示や入賞者の表彰、生産者による記念講演などが行われたものであります。

品評会の状況ですが、④のアの個人の部にありますように、全体で700点の出品があり、審査の結果、袋物の部6点、箱物の部6点、合計12点の優等賞が決定し、その中から五ヶ瀬町の甲斐満男さんが出品されました箱物の部の香菇が農林水産大臣賞に、そのほか6点が林野庁長官賞などの特別賞を受賞されております。

さらに、最下段ですが、イの団体の部にありますように、五ヶ瀬町がこれまで12年連続優勝の諸塚村を破り、初優勝を遂げております。

県といたしましては、中国産乾しいたけの宮崎県産への偽装防止や乾しいたけの生産から販売に至る履歴が追求できるトレーサビリティシステムの確立、さらには消費宣伝活動等に積極的に取り組み、山村地域における貴重な収入

源となっております乾しいたけなどの特用林産物の一層の生産振興に努めてまいりたいと考えております。

山村・木材振興課関係は以上でございます。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案及び報告事項（専決処分、公社の経営状況、平成18年度繰越明許費及び事故繰越し）についての質疑はございませんか。

では、5分ほど休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時12分再開

○押川委員長 それでは、再開いたします。

質問のある方は、どうぞ挙手をしてよろしくお願いたします。

○井本委員 19ページの林業公社の件ですが、再建計画を立てて、こういうものを行っているようでございますが、今、残高が330億円、平成80年度は134億円、気が遠くなるような感じだけど、やらんわけにいかんということなんでしょうね。我々からすると、もう解散した方がいいんじゃないかという気がするんですが、それも有り得んと。本当に大変ですけど、しかし、今回は少し黒字というか、出てきたというようなことで、こんなもんしようがないかなと思います。あとこれと森林の整備及び保全に関する指針とは、どこかでクロスするとか、そういうことになっているんですか。

○坂本自然環境課長 この森林づくりの指針につきましては、県内の森林で例えば植栽するかそれから除間伐をすとか、そういった場合に、この指針に基づいてやっていただきたいというようなことでつくったところでございます。一方、公社ということになりますと、ほとんど林齢的にかなり高いものが多くなっており

まして、高齢級の間伐とか、そういったようなことになろうかと思えますけれども、例えば公社の場合は、どちらかといえば資源循環の循環利用林と申しまししょうか、要するに植えて切って収穫を得てというような話になるかと思えますので、この指針の中では、資源の循環利用林の中での管理と申しまししょうか、そういうようなことをしていただければなというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○井本委員 この指針は、条例ができたために今度こういうのがつくられたと考えていいわけですね。

○坂本自然環境課長 条例の方に位置づけがなされておまして、その位置づけに基づきまして、今回指針を策定したということでございます。

○坂口委員 努力されたところを聞かんといかんと思って、僕は、公社ですけど、これは大きな国策のミスみたいな、国の責任が大きかったと思うんですよ、この原因は。そこで、例えば100億ぐらいの改善内容は、結局県税、県の財政負担ですよ。利子補給という形で、いわば、これを予算化して、そちらに補てんすると考えれば、確実に支出が伴うやつで、そのことが県への負担によって改善される計画というのは、いたし方なかったと思うんですけど、国策のミスじゃないかということで、国は利子補給ぐらいやるべきだというこれまでの要望活動とか、分収の割合の見直しというものもあるんですけど、この分収の割合見直しも結構大きいと思うんですよ。これほどこれまでやられたのかとか、それから後は、今後、維持管理というのか、管理に努めていく中で、より高品質、高価格の材木として売り上げを今後伸ばしていつ

て、最終的にこの100億負担をより圧縮していくというようなものも今後当然基本ですけど、検討されていると思うんですけど、そこらの努力の跡というのをちょっと聞かせていただけたらと。

○池田林業公社対策監 最初にありました国への働きかけといいましょうか、要望につきましては、九州地方知事会が特に取り組みとしては大きゅうございましたけれども、当然全国知事会も通じますし、それから林業公社を抱えています各県がこぞって森林県連合を組織して国に要望するなど続けまして、少なくとも先ほど御説明したような地方財政措置、一部ではありますけれども、確保できた。今後も引き続き、拡充に向けて要望活動を続けていくことにしております。何と申しましても、国からの支援措置というのは、私ども大きな期待感を持っておりますので、さらに拡充に向けて要請を続けてまいりたいと考えております。

それから、分収割合の見直しにつきましては、検討段階では個人の森林所有者に対してもという意見もありましたけれども、結局これはどうしても長伐期型に持っていかないといけないという契約変更が前提にありまして、それと同時に、分収割合の見直しということになりますと、駆け込み伐採といいましょうか、それが発生するおそれと、既に伐採に入っておりますので、伐採が済んだところとの不公平感といったものもございまして、一般の所有者については行わずに、市町村有林、公社が契約して分収造林やらをやっているという市町村有林については、分収割合を9対1を基本に見直しております。

それから、売り上げにつきましては、現在販売しております、結構公社の材が通直なもの

が多いということもございまして、私どもは通常の市場価格よりは高値で取引されていると考えております。そういった中でも、やはり現状では材積が小さい、17年度が一番木材価格が下がりましたので、その関係もありましたけれども、現時点では、本来、公社の分収林から言われるほどの金額じゃなかったといいましょうか、そういったこともございますので、平準化の中で木材価格の動向とかそういったことも見ながら、できるだけ材積を大きくして、高く売れるような努力をしていきたいと考えております。長伐期にすることによりまして、途中で間伐収入を2回ほど上げることができますので、それによってもかなりの収益増につながっていくだろうというふうに考えております。以上でございます。

○坂口委員 ぜひそれを続けていただきたいと思うんですね。交付金制度なんかもまた拡充していったり、別個なものを認めてもらえるような制度創設を要望していったりですね。それと、今後、借りかえ資金分の61億の県費負担というか、無利子分はしようがないと思うんですよ。ただ、残りの48億については、年度ごとに支払いの時点で免除になっていくはずですから、それが少しでも圧縮できるように、言われましたように、製品というか木材の差別化あたりで価値を高めていって、極力その43億分については、今後も努力する中で圧縮していくんだという考え方は、ぜひこの中で努力目標としてびっしりと意識しておいてほしいなと思います。これは要望です。

○満行委員 2億2,500万の未収金の説明をお願いします。

○池田林業公社対策監 未収金につきましては、造林補助金、それが最も大きい内容でござ

います。3月の決算期以降に入ってきました、もう既に入っておりますけれども、造林補助金、それから森林整備地域活動支援交付金、それから間伐の売上代金、これは森林組合から入ってくる予定の金額、そういったものが入っております。

○満行委員 前二つは相手方はどこですか、造林補助金と活動支援交付金。

○池田林業公社対策監 造林補助金は宮崎県、それから市町村分もございます。それから、森林整備地域活動支援交付金につきましては、各市町村、実施市町村ですから、五ヶ瀬町ほか10の市町村でございます。

○満行委員 委員会資料の9ページ、事業の目的、一部地域を中心にと言われる、その一部地域の中心はどこなのか、その認識を。

○坂本自然環境課長 一部地域を中心にということで表現をいたしておりますけれども、例えば延岡市の方では北浦町、北川町、児湯地域では西米良村、西都市、それから南那珂地域では北郷町、串間市、それから宮崎市でも高岡町、生目地区、こんなところで被害が最近多発いたしておるところでございます。

○満行委員 県西部は入っていないということですか。

○坂本自然環境課長 県西部ということ、小林、須木とかあろうかと思っておりますけれども、こちらの方は一応入っておりません。

○満行委員 かなりどの地域も、北諸、都城もどんどんどんどんおいでになって、大変な状況だと思うんですが、これはかなり広域的な問題だろうと思うんですが、そこで、その事業内容の野生猿対策基盤整備事業744万8,000円、全額県費ですよね。これは国はどうなっているのがまず一つ、あと、市町村との問題はどうか

ておられるのかお尋ねします。

○坂本自然環境課長 まず、国でございましてけれども、環境省の方が野生動物関係を所管しておるところでございまして、こちらの方からはそういった事業がございませんということで、活用いたしておりません。それから、市町村との関係ということでございまして、まず一つは、有害鳥獣駆除対策、これを各市町村は駆除班をつくっていただいて、駆除に当たっていただいております。それから、特に野猿につきましても、野猿の特別駆除班、これを設置していただいております。野猿の駆除に当たっておるところでございまして、野猿の駆除につきましては、これまで県費だけで地域の野猿の駆除班に補助しておったところなんですけれども、この資料10ページの下から2段目の欄にございますように、駆除班の活動助成を今年度から市町村と一体となってやろうということで強化いたしたところでございます。以上でございます。

○満行委員 野猿以外の有害鳥獣の国庫補助というのはあるわけですか。

○坂本自然環境課長 直接的な国庫補助はないというふうに考えております。

○満行委員 もう一つ、相談員100名配置ですが、対象者、あとこれも一部地域を中心に配置されるのか、そのあたりをお尋ねします。

○坂本自然環境課長 相談員は100名ほど考えておるところなんです、これは市町村の職員とか、それからJAの職員の方々とか、こういう方々にお願いしてまいろうかなと考えておるところでございまして、地域につきましては、一応県下全域を予定いたしております、被害の多いところを中心に、こういった活動を進めてまいりたいというふうに考えております。

○満行委員 ありがとうございます。結構です。

○松田委員 満行委員に続きまして、野猿のことでお伺いいたします。まず、5点お伺いしたいと思います。

まず、対策検討委員会を設けるということで、対策ということに関しては、それぞれの市町村がいろいろ今まで悩みを持っていたわけなんですけど、具体的に専門家に審議してもらって、どういう対策が出てきそうであるかということをお教えいただきたいと思います。

2つ目、今ありました100人の相談員なんですけど、この相談員の役割、バスターズなのか、それともカウンセラーなのか、ただ話を聞いて話に乗るだけなのか、それとも実際自分が駆除の方の活動もされるものなのか、そちらの線引きをお教えいただきたいと思います。

3つ目、啓発の部分でございます。チラシをつくってそれぞれとありますけれども、現場の方が一番困っていらっしゃるの、自然保護団体からの突き上げがあるというふうに聞いております。どうしても、猿といえども命を奪うことですから、それに対していろんな意見が出たりして困っている。その部分も含めた啓発なのかということをお伺いしたいと思います。

最後になります。捕獲の方なんですけれども、昨年度までの捕獲の実態、県の方がずっと助成をしていらっしゃるということなんですけど、昨年度までどれぐらい捕獲数というのがあったものなのか。また、1回当たりの捕獲数というのはどれぐらいであったのか、お教えいただきたいと思います。以上です。

○坂本自然環境課長 対策検討委員会の役割ということでございますけれども、これは左側の野生猿の生息実態調査を行いますよということ

にしておりますけれども、この実態調査、これは要するに、その地域にどれぐらいの野猿がいるのかとか、どういう被害が中心なのかということ、こういったことを地域ごとにきちんと把握いたしまして、検討委員会の中で、これは国の野猿対策の専門家とか大学の先生等、そういった方をお願いして、専門的に対策を研究していこうということでございます。

それから、2番目の御質問で、カウンセラーか、バスターというか駆除かというお話でございますけれども、この相談員は、中には有害鳥獣の資格を持っておられる方もお入りになるかもしれませんがけれども、基本的には、先ほど申しましたように、市町村、農協職員等ということで、相談に乗っていただくという方、これを中心に考えておるところでございます。

それから、自然保護団体との関係ということでございますけれども、確かにこういった野生動物は、猿も含めてなんですけれども、貴重な遺伝資源でございますし、なくなるといけないし、かといって多過ぎてはいけないというようなことでもございまして、大変難しいところがあるんですけれども、しかしながら、基本的には、農林作物への被害がひどくというか顕著になりますと、どうしても数を減らすという対策をとらざるを得ないということでもございまして、そこ辺は自然保護団体にも御理解を願っていこうというふうに考えておるところでございます。

それから、今年の捕獲数ということですが、平成17年度の野猿の捕獲数でございますけれども、548頭ということでもございまして、18年はまだ集計中でございますので、よろしく申し上げます。

○権藤委員 先ほどの満行委員の関連ですが、

報告書の62ページの未収金、これは例えば上期中にはほぼ消えるというふうに考えていいんですか。

○池田林業公社対策監 未収金につきましては、総会時点ではほぼ解消できておりましたけれども、一部残っておりますが、現時点ではなくなっております。

○榎藤委員 それから、先ほど来の猿が人気があるんですが、私は、隔年実施とかで不妊対策のえさの中にそういうものを入れてやるとか、そういうのも反対する人もおるかもしれんけど、生まれた子供というのは、2～3匹で子供は10匹ぐらいおるわけですよ、ゴルフ場やらに出てくるのを見ると。だから、そういう不妊対策みたいなものを含めて議論してほしいなという、これは要望でもいいんですが、そんなふうに思います。

それから、20ページから22ページにかけての話ですが、特に22ページの青の部分が伐採収入ということなんです、本会議でも若干需給価格が外材等によって上がるんじゃないかというような予測もあったんですが、私はある程度60年間を見通した場合にはそういうことは起こるんじゃないかというようなことも含めて、少し夢を、夢と言ったらおかしいけど、そういう将来予測を入れて事業をやらないと、60年たってまだ140億残りますと、それを消すためにひいひい言いますということは、現実には私は価格は少し戻っていく傾向というのは絶対に起こるんじゃないかなと。そういうものが仮定として、例えば立米当たり、トン当たり、5,000円戻った場合にはこうなりますよとか、余り仮定を入れるのはよくないけれども、口頭説明その他でも、そういうこと等はしてもらわないと、特に若い人とか後継者とか、そういう人は分収

林以外についてもなかなか夢がないと。だから、夢のために架空の数字を入れろとは言いませんが、そういう将来予測も入れて計画をしないと、何のためにやっているのかと、そういうふうに、そりゃ確かに環境とか空気とか水とかありますが、これも要望になるんですかね。何かお答えがあればお願いしたいと思います。

○池田林業公社対策監 資料の見方ですが、これは資料のつくり方が悪かったかもわかりませんが、20ページの平成80年度の債務残高見込みとしまして134億円上げております。これは平成16年度時点で見込まれた数字でございまして、この後、抜本的改革に取り組みまして、次の21ページの②でお示ししております、この②の枠の中、それぞれの効果額を合計しましたところ、右にあります効果額約139億5,000万円の効果額が生じまして、20ページの赤字が解消できるという、そういうつながりになっておりまして、結果、最終収支、21ページに矢印で示しておりますけれども、平成80年度の最終の収支がプラス1億3,000万程度と。額が小さいので、今委員お話のように夢がないようには感じますけれども、少なくとも債務残高は解消できるという見込みでございまして。

○榎藤委員 ちなみに、この表でいきますと、スギ、マツ、ヒノキの立米当たりの単価とか、そういうものが、私たちから見ると、現状で予測されているんだったら、そういう前提も明らかにしていただいて、説明の過程で、今の外材輸入が減ってくると、そうした場合には、5,000円上がれば、これが1.3億が50億ぐらいになりますよとか、そういうものがあるべきじゃないかと、現実に起こり得るんだと、その可能性が高いんだと、我々は60年間というのを見たときには、むしろそれが自然じゃないかと、だか

ら、それは予測できる範囲の可能性の高い数字であれば堂々と主張してほしいなということなんでしょうね。お答えはいいですが。

24ページなんですけれども、大藪の地すべりとかいろいろあるんですが、地すべり対策というのは、工事の手法としては、あれは土木で見に行った島野地区ですか。2年前の台風、あ那时候には、地域というか幾つかの部落全体が地下水が多いことによって何ミリかずつ移動していくと、だから早く井戸を掘って地下水を抜かないといかんというようなことで工事をやっているという、壮大なことを考えるもんだなと思ったんですが、ここの林務がやる地すべり対策というのはどういうことなんでしょうか。

○坂本自然環境課長 地すべり対策ということでございますけれども、基本的には土木と同じような形で進めておるわけですが、地すべりの工法につきましては、抑制工と抑止工と二通りございまして、例えば先ほど井戸の話が出ましたけれども、ボーリングをした結果、地中に水脈があって、水がかなり流れているということになりますと、水を出さないといけないという話になりますので、取水井、井戸ですけれども、深井戸を掘りまして、水を抜いて地すべりをとめるということがございます。それから、もう一つ、くい打ち工がございまして、地すべりが直接的に起こっているというか、そういうところについては、コンクリートパイル等を打ち込んで、鉄製のパイルもございまして、パイルを打ち込んで地すべりをとめてしまうという工法もございまして、こういった二通りの工法を使い分けながら対策を打っているところでございます。

○榎藤委員 ちなみに、23ページの繰越明許の地すべり対策の対象地域と右側も同じなのかど

うかわかりませんが、地名その他はどこのことですか。

○坂本自然環境課長 地すべりは一つ大きいのは、日之影町に星山地区というのがございまして。これは日之影の八戸のちょうど対岸に大きな地すべりが起きておるわけなんですけれども、ここが一番大きくて、ここの対策に今全力を挙げておるところでございまして。それから、もう一つ、諸塚村に中の又地区というのがございまして、そのあたりに今対策工法をやっているところでございまして。

○榎藤委員 この明許繰越でいう左と右の地区名は、今言われたどっちがどっち、両方なんでしょうか。

○坂本自然環境課長 星山地区は両方でございまして。

○中野委員 川南の「遊学の森」、これが完成して、施設として条例で追加されておるんですが、また、本年度予算に「遊学の森」森林環境教育実践モデル事業というのがあるんですが、この施設は単なる施設なのか、それとも管理人が何か置いて、いろいろ今から子供たちの教育のための施設として経営されていくのか、どちらかをお尋ねいたします。

○坂本自然環境課長 川南の「遊学の森」でございまして、これは14ページの資料でもお示しいたしておりますけれども、基本的には、管理人を置いて管理するといった施設ではちょっと考えていないところでございまして。といいますのは、この施設をボランティア活動の実践の場というふうにご位置づけをしております。また「遊学の森」のサポーターというのをご養成してまいりましたところでございまして。こういった方々の実践の場あるいは研修の場というふうにご活用して

まいりたいというふうに考えております。

○中野委員 必要なときに利用するということがですね。今、指定管理者制度があるわけだから、そういう管理人はおって、いろいろな事業をしていけば、指定管理者制度の範囲内で活用せんといかんのかなと思って、ちょっと思い出しました。

それから、きのう一般質問でえびのの災害復旧のことを申し上げましたが、部長の答弁と私が聞いたのでは、この市の事業採択申請、私の調べでは14カ所ということなんですけど、もともと2億8,900万円の災害があるんですけれども、全部で34件、これが全部今から事業申請をした場合に、この予算の範囲内で全部復旧事業として取り組んでいただけるんですか。

○坂本自然環境課長 えびの市の災害においての県単事業の取り組みということでございますけれども、昨年も県単事業で6カ所ほど取り組んできたところでございますが、本年も市から現時点で要望が上がっておりますのが、14カ所ぐらい上がっております。ただ、しかしながら、本県の県単事業の予算動向を見ますと、昨年は非常に特別枠等ございまして、3億数千万ほどあったところなんですけれども、今年はそういった特別な制度がなくなりましたものから、県単事業そのものの予算がトータルで1億5,400万ぐらいしか措置できておりません。したがって、えびの市の方から、先ほど14カ所希望が出ているというお話をいたしましたけれども、事業費的に見ると、えびの市の方の積算でございますが、7,000数百万あるようでございます。先ほど私が県単事業が1億5,000万しかありませんよと申し上げましたけれども、この中で災害復旧の工事費に回せる分が約7,000～8,000万かなというふうに見ておると

ころでございます。なかなか全箇所については、県内各市町村等もございまして、全箇所を採択するというのは、今後、慎重に検討と申しましょうか、なかなか無理ではないかなというふうに考えておるところでございます。

○中野委員 今、採択申し込みが14カ所、あと20カ所、要望した箇所があるんですよ。それで、きのうも質問で言いましたとおり、昨年は、林道を含めたら17億と言いましたけれども、この治山事業では8億7,600万円減額補正されておると、こういうことですよ。ですから、この要望は、肉付け予算をつくられる時点では要望があったわけだから、これは全部事業をしてもらえると、復旧してもらえというぐらいの予算は当初から肉付け予算でつくっておられないけなかつたんじゃないかなと、こう思っているんですがね。

○坂本自然環境課長 こういう台風災とか豪雨災とか、現場に行ってみると、人家の裏山が崩れたり、本当に住民の立場に立ってみると大変だなと、私たちも心配する場合があります。そういうことを踏まえると、私たちが災害復旧を進めていくのは、例えばえびの市の脇村とかございましたけれども、人家の裏山が崩れて避難されたという話がありました。私も現場に行ってみると、そういう緊急性のあるところ、規模の大きいところから順に、国庫事業の災害関連緊急治山事業であるとか林地崩壊防止事業とか、そういうのを投じまして迅速な復旧に努めておるわけなんです。災害の中には、現地を私たちが時々見るわけなんですけど、そういうふうな緊急性、とにかく早くやらんといかんといふところと、例えば山の上流の方の森林地帯の中にぽつぽつと崩壊地が見られるというふうなところもあり

まして、私たちの方としては、緊急性のあるところから、しかも採択要件にのるところから順に復旧を図っておるところでございまして、そこ辺はそういうことで御理解をいただきたいなと考えております。

○中野委員 今回えびの市が先週の月曜日でしたが、6月11日にその事業採択の申請をされたんですよね。その14件、これは今言われたように、県も緊急性のあるところはこれだということで指導されて、14件が決まって市から申請が上がってきたんですか。

○坂本自然環境課長 この件につきましては、被災の直後に災害の確定報告ということでなされておるかなというふうに考えておりますが、その中から、例えばこの部分については県の緊急治山事業でやってくださいよと、ここの分については市の方の林地崩壊防止事業でやりますよと、残りの箇所については県単事業でというような話も出てくるわけなんですけれども、そういうものの中でこの14カ所については、県の出先機関も調査に参りますけれども、そういった調査を市と共同で実施しながら、現地を見ながら、その中から恐らく14カ所ほどやっていただきたいということで、市の要望として上がってきたのではないかなというふうに考えております。以上です。

○中野委員 14カ所の申請をされた箇所がわかる資料を後で個人的にいただきたいということを要望いたします。

それと、このすべての箇所、34カ所、これを昨年の災害が発生したときに申請しておけば、これはすべて事業ができたというふうに理解しておってもいいんですか。

○坂本自然環境課長 すべてがああ事業で採択できるということではないかと考えておりま

す。先ほども少し申し上げましたけれども、いろんな事業、国庫補助事業、県単事業、採択基準というのがございまして、いわゆるそういう災害面で採択していく場合と、事後に復旧治山事業であるとか予防治山事業で手を打つ場合と、いろいろございます。今回仮に全部が採択できないような場合が出て、先ほど申し上げましたような復旧治山事業であるとか予防治山事業であるとかということで、ここ辺も活用しながら手を打つということは可能な場合もあるかと思えます。以上です。

○中野委員 2月補正で8億7,800万も減額されておるということと、今、全部はできないかもというのが聞こえたんですが、その分は、その採択要件を満たしていない場合があるから事業ができないかもしれないという意味なんですか。

○坂本自然環境課長 先ほどから申し上げておりますとおり、採択に当たっては、緊急性、重要性とか、そういったことも十分頭に置きながら事業の箇所を採択いたしておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思えます。

○中野委員 振興局から聞かればわかるとおり、人家のところまでひびが入っているところもあるのに、昨年工事をしなかったというのもあるわけですから、市がなぜ採択の申請をしなかったのかわかりませんが、市の言い分では、きのうも言いましたが、県にお金がない、県に補助金がない、そういうことでしなかったと、されなかったということを、現に私も市民から、被災者から何カ所も聞いているわけです。ですから、なぜしなかったのかなと思いつつ、それをまさか県が指導して、お金がないからと本当に言われたのかなという疑問もあって、きのうも質問しましたし、また再

度、今質問しているわけですが、必要性があるところ、緊急性があったところもかなりあったと思うんですが、そういうものは昨年しておけば間違いなく事業をしたんでしょうか。

○坂本自然環境課長 おっしゃられたようなすべての箇所が全部採択できるということではないかというふうに考えております。

○榎藤委員 さっき、川南の「遊学の森」の施設のところで、ボランティア云々という説明があったんですが、この中での目玉は、例えば遠足とかで行くとしたら、炭焼き体験施設じゃないかと、あとは歩いたり展望したりという、そういうことであれば、もう少し炭焼き体験施設の利用の仕方はどんなふうに検討しておるのかなということなんです。

○坂本自然環境課長 炭焼き体験の施設ということでございますけれども、森林環境教育ということで、小中学生を対象に、今、別な事業も兼ね合わせながらやっておるところでございます。一つは、そういうこれから次の世代を担っていただく児童生徒の方々、森林に直接入っていただいて、森林の大事さとか役割とか、そういったことをまず勉強してもらうことが非常に大事だと思っておりますし、また、この森林の産物の中で、例えばこういう体験施設等の中です炭焼き等を体験していただくということになると、木からこういうものが林産物として出てくるんだなということも理解してもらえますし、例えば今本県でも炭を焼いている地域が北郷村の宇納間とか北川町とかありますけれども、そういったところの焼いている炭、これがまた、そういう子供たちが大人になって、それを使っただけでいいことになると、そういうところの林産物の利用にもつながっていくのかなというふうに考えておりますので、そういうような体験

施設で勉強してもらうことも大事であるというふうに考えております。

○榎藤委員 私が質問しているのはそういうことじゃなくて、炭は何日間焼き上がるまでにかかるのかとか、ここにぽつんと窯をつくったって、小学生がバスで、中学生が乗りつけたって炭は焼けませんよと。ボランティアでこれを貸すのなら貸すと、1人の人に貸したら、どうだこうだと公共施設はかなり問題とか起こってくる。常に焼いてないと、そこに子供たちは行かんじゃないですかと。農業大学のところのいろんな施設がたくさん置いてあるけど、今はバスがトイレで休憩するだけだというふうに悪く言われているわけですよ。それと同じように、つくっただけではだめだと。ボランティアにやってもらったって、それは無償で貸してもいいけど、どこから連れてきてしてくださいというぐらいにせんと、近くに木がないとだめなんです。炭を焼くのに2週間以上かかるんですね。最初1週間は、乾燥させるために入り口で火をたいて、中の生木を乾燥させるとか、そういうことを考えたときに、バスで乗りつけて炭焼き体験ってできないんですよ。だから、そういう意味の検討はどうしているのかということです。

○押川委員長 ここで委員の皆様にお諮りをいたしますが、本日の日程は午後4時までとなっておりますが、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 では、自然環境課長、よろしくお願いたします。

○坂本自然環境課長 大変申しわけございません。私が委員の御質問をちょっと間違っただけで解釈しておりましたので、申しわけございません。

それで、炭焼きについては、確かに委員のおっしゃるとおりでございます。やっぱり火をつけて焼き上がるまでには最低1週間ぐらいかかりますので、たまたまそこに1週間生徒たちがそこに置くわけにはこれはできませんので、今やっておりますのは、例えば火をつけるときとか、それから炭をちょうど窯出しするとき、そういうときに合わせて、そういう環境教育を実施しているところでございます。確かにこの施設は専門家の方がいらっしゃらないと、なかなか素人では扱いきれませんので、地元にも私たちがそういう方がいないかなということで探したところなんです、ちょうどお一人おられて、その方を必要なときをお願いしながら、そういう環境教育、体験実習をやっているところでございます。

○榎藤委員 十分に検討していただいて、例えば遠足シーズンとか、そういうのが学校側ととれるような時期に合わせるとか、そしたら児湯郡内と言わずに、いろんなところからバスで見に来れるとか体験できると、そういう実態を学校側ともスケジュールも含めて十分相談してもらわないと、原木を山から切ってくるのところが難しかったら、今度は竹なんかでやっているところもあるんですね、国富辺では、そういうやつでもいいのかなと。でもいいのかなと言うと悪いけど、やむを得ない場合はですね。そういうことを練って稼働が高まるように、変な話を農業の話をしましたけれども、何年かたったらだれも見に来ないと、利用しないと、そういうことじゃいかんので、苦言を呈したということで、別に他意はありませんので、そういうことです。

○坂口委員 135ページ、これはちょっと気がかりなんですけど、緑資源幹線林道、これは

今、国の方の方針が緑資源に対して、今後の事業、これとの関係で、これはまた息の長い事業だと思うんですよ。今後の進捗の見通しと現状、大まかでいいですけど。

○金丸森林整備課長 まず、予算の内容でございますけれども、緑資源幹線林道事業負担金となっています。幹線林道の負担金の支出内容につきましては、かかった事業費を21年間で償還するという事になってまして、過去に行った事業について、今現在、償還しているというのがこの内容でございます。それと、幹線林道の進捗状況でございますけれども、全体としましては、大分県の宇目から宮崎県の小林の須木まで、200数十キロになりますけれども、そのうち林道で開設する部分が100キロメートル強でございます。現在、18年度末までに完成しているのが約80キロ、80%です。あと20キロぐらい残っております。残っているのが、西米良村内だけということになっています。完成予定が現在の計画で平成31年というようなことになっています。委員が今おっしゃられましたように、国の方で事業の進め方、それから実施主体であります緑資源機構のあり方というのが検討が始まったところです。私どもとしましては、せっかく山地を北から西へ縦貫する道路ですので、あと10数年かかりますけれども、ぜひ完成させたいというような考えがございます。国の動向等を十分把握しながら対応していきたいと現在考えております。

○坂口委員 この事業そのものがなくなるということは、事業主体がどこになるかだけの話かなとは思いますが、ぜひともここまできて、いよいよ完成が、近くはないけれども、めどが立ったという時期ですから。ぜひこれは引き続き進捗してもらおうようお願いしておい

て、先ほどの条例に基づく森林づくりの説明資料、これは僕は勘違いかもわからないのですが、一つには、あれは林務が持っていたと思うんですけど、「癒しと健康の森業」創出促進事業という分野横断プロジェクトの筆頭レベルのあったたですよ。それなんかの位置づけというのは、これはどこになるんですか、この指針の中で。今それらしいのを見ていたら、この41ページからその次のあたりかなと思うんですけど、これはフィトンチッドの説明がちょっと書いてあるぐらいで、何かこれらにそういう大きい構想とかプロジェクトは、ここらに何らかの形で出てきていないとおかしいんじゃないか。森をこれから作りかえて、そこに新しい事業を起こして、それで飯を食っていこうというような壮大な構想ですよ。その精神がこの指針に入ってきているのかなと。僕が勘違いだったら、総合政策本部か何かだったら別だけ。

○江口国土保全対策監 国土保全対策監ですが、今先生が言われました「癒しと健康の森業」関係の事業につきましては、こちらの方の森林整備及び保全に関する指針というのは、どちらかといいますと森づくり、それで、私どもが所管しております「癒しと健康の森業」の創出促進にかかわる事業につきましては山村・木材振興課の方で、一応議員の方からいろいろ御指摘があって、その辺あたり総合政策本部の方とも共通した部分もあります。まだ今当面は一応環境森林部の方でこの事業を衣がえしてやっていくということで、改善事業という形で歳出予算説明資料の145ページに、下から2つ目ですが、(事項)山村振興対策費、ここの説明の㊦1ということで450万上げさせていただいております。これにつきましては、一応昨年度ま

で日之影だけをモデル地域ということで、昨年までは大体1年というような感じでおったんですが、こういうふうないろいろな流れがございますので、一応3年間、日之影についてもやりたいと、それから引き続き今度は綾町、あそこについても一応モデル地域として3年間やりたいということで、改善事業として取り組ませていただきながら、また全庁的な協議もさせていただこうというふうに考えております。以上でございます。

○坂口委員 これは、なかなかこの単発の事業で部内だけにとどまる、この事業の範囲でおさまりそうな気がして、改善ということでまた新たにこれからということ期待させていただきます。

説明資料の15ページ、これは工事請負契約の変更ですけれども、平成19年10月31日までの工期で、今度のじん肺訴訟ですね、これは請願も出てきて、恐らく取り下げになるかなとも思うんですけども、和解が成立して、現場は早速その対応をせんならなかったですよ。これらは、この工事あたりはどんななるんですか、この工期の中で、早急に取り組むということ。

○金丸森林整備課長 じん肺訴訟の結論が出たというのは、最近出まして、私も新聞で拝見しました。基本的に、じん肺訴訟みたいな訴訟が起きてますので、この工事に関しては、十分そういうことは、当然安全性上、管理されて工事はなされているものというふうに考えております。法律的なことについては、ちょっと詳細は存じておりませんので、申しわけございません。

○坂口委員 設計変更対象ですよ。恐らく県は設計変更やらないと思うんですよ、それを指導しても。ここらは今後、一般競争入札になれ

ばシビアにやっついていかないと、歩掛かりに含まれていないということですね。そこで、23、24ページの明許なんですけど、まず最初に、例えば災害なんかは2月の定例前あたりに設計もすべて終わって発注できるようになったら、当初から明許繰越で出されますよね。翌年度までの1億ぐらいの工期なら200日前後の標準工期をとった設計で出される。そこで、それ以降に出すもの、それ以前に出したものは3月25日あたりの工期で出されていると思うんですよ。それが台風災害だったら、10月なり11月なりになって即発注して、工期が物すごく窮屈ですよ。120日ぐらい。標準工期からいくと200日か220日ぐらい。こうやって次の年、明許繰越が出てくるんですけど、これで工期だけが延びて、設計書そのものが変わってないのについては、金額の契約変更というのは伴わないわけでしょう。この中で金額まで含めた明許繰越になっているやつというのはどれなんですか。工期だけが変更になったのはどれですかと聞いた方がわかりやすいかな。

○金丸森林整備課長 お答えします。

工期だけが明許繰越です。

○坂口委員 それと、そのときは、どういう歩掛かりで設計書は積算されているんですか、当初。例えば上から2番目の1億2,800万とか、これは1本ですがね。これは標準工期あたりでは200日ぐらいとってると思うんですよ。これはいつ出されたのかわからんですけど、短い工期で積算はされていると思うんですね、設計は。今度実際は、これは工期を延長したから、工事期間は物すごく長くなると思うんですよ。そのことです。それに伴う金額の契約変更はなぜやっついていないのかということです。

○坂本自然環境課長 上から2番目が地すべり

防止事業でございますけれども、発注いたしまして、その途中でこういうふうに、ここに書いてございますように、途中で災害があって、関連工事がおくれたことによって、ここの工事現場もおくれて、やむなく次年度に工期を延ばして実行するというのが繰越事業でございます。いわゆる単価はそのまま使用いたしますけれども、金額については、工事費の変更も含めて契約変更しているということでございます。

○坂口委員 それは調べてもらうとないと思うんです。工期が延びたことによって金額を契約変更しているのではないと思うんです。工事内容が変わったことによってと思うんです、作業内容とか。もう一回確認しますが、工期が延びただけで、ほかの施工条件が何も変わっていない、工期だけが変わったところで金額まで契約変更されているかどうかです。

○金丸森林整備課長 先ほど私がちょっとお答えしましたので、災害復旧の場合、工期を早期完成を急ぐと、そういうような意味で、例えば3月末までで、工期が少ない期間で発注します。現実的に難しいということになりましたら、金額、年度内に完成分を除いた分を繰り越します。で、金額を明示する。3月末になりましたら、議会の手続を承認を得ましたら工期を変更すると。ですから、額の変更が当初のまま、期間の変更のみを行っているということです。

○坂口委員 そのときの歩掛かりで特に損料に関する部分の標準歩掛かりの考え方、これは何を根拠に歩掛かりを組んでいるのか、標準歩掛かりの損料と標準工期。

○金丸森林整備課長 損料については、一番最後の最終契約変更のときに変更するということになっておるそうです。

○坂口委員 歩掛かりに組まれている損料ですよ。リース品で借りる鉄板だの、そういうのじゃなくて、例えば歩掛かりは根の3の4分なら1日何立米動かして、この工事には何立米だから何日間というのがあって、標準歩掛かりはこさえられているんですよ。その歩掛かりの根拠になる損料ですよ。

○金丸森林整備課長 お時間をちょっと2～3分いただきたいと思います。

○押川委員長 暫時休憩いたします。

午後4時12分休憩

午後4時23分再開

○押川委員長 それでは、再開いたします。

○金丸森林整備課長 先ほど坂口委員から、いわゆる工事の工期が変更になった場合、例えば長くなる場合もありましょうし、短くなる場合もあると思いますけれども、その際に、損料の設計あるいは歩掛かりの積算の仕方について御質問がありました。私ちょっとお時間いただきまして検討いたしましたけれども、国等が検討する必要もあるような部分も含んでいるみたいですし、私どもの方でも検討してみないといけないのかなというような案件のようでございますので、検討させていただきたいということでお答えしたいと思います。

○坂口委員 これは本当に検討というか、改善しなきゃだめと思うんですけど、今、国の考え方に基づくしかないというのが一つだけ、県が今言っているのは、全国に向けてたんかを切ったんですよ。宮崎から全国を変えるんだと。一般競争入札でやっていくんだ、モデルをつくるというんだから、やっぱりそこはその心意気を見せてほしい。責任を持ってほしい。今、損料の話をしましたけど、例えば用地交渉なんか

で現場をとめてるわけでしょう。施工計画は承認して契約して、ところが、用地が済んでない。大体用地が済んでないのを発注するというのが間違いだけど、出した、県の都合でちょっと現場待ってくれと言ったとき、損料だけならいいですよ。そこは現場管理が要るんです、安全管理。事故が起こったら、人身事故でも起これば、何千万という金がそこで出ていくわけですよ、管理していかないと。現場代理人もそこに県は張りつけさせているんですよ。ひどいところは代理人を2人張りつけさせていますよ。こういう人たちは損料じゃなくて給料が出ているんです。ほかの現場に行けば、また給料以外のものを稼いでくるんです。でも、これは設計変更に応じていないので、応じるルールじゃないんですよ、今のは。応じられないルールなんです。だけど、一般競争入札になったら、業者は何で生き残るかといったら工期短縮でしかないですよ。今度は県は指示書を出すと言ってますよ。工事をきょうでやめてこの現場は、何日間そこに置かれている機材から何からの責任をだれが持つのかと。事故が起こったときだれが持つのか、安全管理を。それから、ひどいときは、そこに借りてきて、県の設計の考え方では、あくまでも機械は損料だと言うけれども、業者はそれは償却し切った機械で、うちはただの機械を持っているから低入札でもやれるんですよ。それならいいが、おまえのところは失格だと言って、いかに安い機械を持っているかで合格・失格を県は決めてるんですよ。おまえのところは高いリースしか借りられんから、それでやれるわけないから失格ということになってくるんですよ、今度の最低制限価格は。その機械をそこでくぎづけされなくて、よそに持っていてもいいですよとなるために

は、そこで工事の中止命令を出さなきゃしょうがない。これはさっき課長にも言ったんですけど、クローラクレーンなんていうのは、分解して運んで、また持ってきて組み立てる。これで1回で300万かかるんですよね。ところが、リースで借りてきて、業者、そこに置いていたずらされたら、今度は補償が出るから、そのとき返して、1カ月工期をとめられれば、また1カ月後に持ち込むときに、その300万を県は見ないんですよ。中止命令も出さないけど、出しても見ないんですよ。だから、そういう理不尽な設計のもとで、ただ官製談合って自分らがやらしてた談合を排除するために、そんなところまで犠牲に追い込むなんていうのが全国モデルかということをお願いなんです。だから、改めるべきところは改めて、だめな、できないことはできないから、もうちょっとそれは試行して行って、本当に対等な契約をやりましょう。今後、物すごく理不尽なことが起こりますよ。歩掛かり一つをとってもそれだけど、今後はその歩掛かりを分解しろと言って再度組めと言ったって、だれが今度は歩掛かりの数字をどういう作業をやってこさえられますか。特殊歩掛かりというのは、設計の手法として認知されてるんですよ。認知されてるということは、そういうケースが想定されて必要だから特殊歩掛かりというもの、標準歩掛かり、契約変更というものもあるんですよ。そこなんです。だから、林野庁に要請すると、これは一生待ったって「ああそうですね」とは言わないですよ。こういう理由だからこうしたというものを、宮崎モデルをつくるべきですよ。あれだけのたんかを切ったんだから。県は全国モデルをやると言ってるんですよ。相手は死活問題で生きるか死ぬかですよ。今、行方不明が何人出てますか。

元請が金をくれなかったから10日待てと、社長が言った言葉を信じて、10日間やりくりするのにサラ金に走った労務者が何人いますか。この人が次に給料もらえなかったらどうなるんですか。どこが何を始めると思うんですか。そんな本当に深刻な状況に来てるんですよ。それで今のような理不尽な契約を今後続けていこうといったって、そら宮崎の経済がパニックですよ。何か説明ができれば。

○高柳環境森林部長 今、坂口委員おっしゃいましたことにつきましては、今ここで即どうこうというようなお答えはできませんので、十分検討させていただいて、また別途御報告をさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○押川委員長 そういうことで、また御報告をしていただくということで、この件については終わりにしたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 その他の事項で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上で自然環境課、森林整備課、山村・木材振興課の審査を終了いたしました。

引き続き総括質疑に入りますが、準備のため暫時休憩いたします。

午後4時29分休憩

午後4時34分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、今からの時間を総括質疑に移りますけれども、環境森林部の議案並びに報告事項

について、質疑があればよろしくお願いたします。

○中野委員 資料の11ページ、森林施業長期受託実践モデル事業、この中身が説明があったんですが、いまいち理解できませんでした。具体的に、ここに1項目から5項目まで書いてあるんですが、具体的に何をすればこの1地区150万のお金がかかって、150万もお金を使ってするんですかね。何かモデル地区を選定したり、現地を調査したり、座談会を開いたり、境界を確認したり、そういうことをする。何かハードなものじゃないような気がするんですが、そしてその目的は何ですか。書いてあるけど、ちょっと理解しがたいんですが。

○江口国土保全対策監 11ページの森林施業長期受託実践モデル事業についての御質問であります。この事業につきましては、今、この目的に書いてありますように、いろんな部分で森林自体が腐敗しているといえますか、いわゆる不在村地主も含めまして、なかなか十分な管理がされていないという状況がございます。それで、昨年までにGISという機械等も今森林組合の方に配置しておりますので、そのいろんな情報を活用いたしました情報を集積しまして、それを使った形での施業プランの提案を、各関係の森林組合の方が主体となってやっていただこうということでございます。ただ、県内でばらばらにそれぞれの森林組合にやっていただいても成果の上がるものではございません。やはり県内統一した形でやっていただこうということで、まず、本年度、検討会を開きまして、その施業プランを提示するまでの、いろんなGISも含めたそういう機材を、ソフトの地理情報システムと言いますが、そういうふうなシステムを用いたプランのマニュアルをつくっ

ていただきます。

それから、もう一つ、大きい本題といたしまして、地主の森林所有者の方の方から委託を受けて実際はやっていただく。実際の作業自体は、それぞれ森林組合が契約を取った後に、この事業とは関係なく、それぞれ管理契約のもとにやっていただきますが、そういうそれぞれの地域で問題の薄いところから、まずは簡単などころから少しずつグレードを3年間1カ所ずつ上げて、8森林組合でこういう契約まで至るような事業をやっていく。そのためのソフト事業として、先ほど中野委員の方から言われましたように、1カ所大体150万、これになりますが、そういうふうなソフト面の事業、例えば地域の座談会を開催する部分もありますし、特に経費がかかるというのは、境界の確認とか施業方法の確認、そのあたりをいろいろ情報も得なきゃいけないので、そういう意味では、人を使っていろいろまだ調べなきゃいけない部分もございまして、それも含めてやらせていただくということでございます。以上でございます。

○中野委員 つまり、これは3年間にわたって、1年に30ヘクタールを、要は3年間で90ヘクタールを各地区ごとに、森林組合ごとに実施するということですか。

○江口国土保全対策監 モデル地域としては、各8つの森林組合、1カ所ずつをお願いしたいと、それを3年間、3カ所やっていただくということでございます。

○中野委員 「森林組合が森林所有者に施業プランの提案を行い」というのは、所有者に提案することになるんですよね。そうすると、この21年度の方は、域内に所有者のいない森林を含むと。所有者もいないところをどうして森林

組合がやって、また、その森林所有者に施業プランの提案をする、どういう意味ですか。

○江口国土保全対策監 これはいないというよりか、住所を持っていない、いわゆる県外に出られておりましたり、市町村外に出ておられるような所有者の持っておられる森林に対して、その県外等におられる所有者に対して働きかけていくということでございます。

○中野委員 わかりました。

○井本委員 ことし4月からの公共事業の環境森林部の平均落札率はどのくらいですか。

○金丸森林整備課 4月以降6月6日まででございますけれども、平均落札率76.3%となっております。

○井本委員 中国木材がいろいろまた言ってますけど、県の対応は基本的にはどんな態度ですか。

○楠原山村・木材振興課長 中国木材、ことしになってから進出を表明して、一方では賛成、一方では反対といった議論がございます。ただ、今一番地元が懸念していらっしゃいますのは、やはり30万立方という数字が出ておまして、これに支援がなくなるんじゃないかと、そういった不安が上がっております。今、中国木材、まだ具体的にどこからどれぐらいの量を集めようとかいうのをまだ示してくれておりません。そこで、我々は、現段階では、そういったより具体的な計画をきちんと示してもらって、それをもっとより詳しく地元の説明していただくということを働きかけているところです。

○井本委員 もう一つは猿のあれですが、シカのあれは、全然こちらでは予算はないんですか。それは別のところですか。

○坂本自然環境課長 シカの方も、これは要するに農林地の近くでシカが入らないようにさく

をつくったり、そういうことで事業を実施しております。

○井本委員 どこですか。

○坂本自然環境課長 県下全域でございます。

○井本委員 課はどこの課ですか。

○坂本自然環境課長 有害鳥獣対策事業ということで、自然環境課で所管をいたしております。

○井本委員 私が小さいころというのは、シカをそんな見るとか猿が出てくるのを見るということはめったになかったんですね。猿やらシカはふえたのかなと思ったり、そうじゃなくて、猿やらシカが山からおりてきているんじゃないかという説があったり、どっちかわからないんですが。それで彼らを退治するということばかり考えんで、彼ら地球の生物でありますから、できたら共存共生じゃないけど、共生できる何か道を、そういう発想があるのかどうか。今のところはやりっ放しという発想のごとあるけど、彼らと一緒に共生していこう発想はあるのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○坂本自然環境課長 猿も同じような話でございますけれども、シカも、要するに特定鳥獣保護管理計画というのをつくっております。この中で、基本的には駆除をしながら、頭数を減らしながら、農林作物を守ろうという考え方なんですけれども、反面、先ほど猿のところでも申し上げましたように、やっぱり貴重な遺伝資源でございますので、委員おっしゃったように、保護していくということも非常に大事でございますので、頭数のバランスをとりながら、保護も図るし駆除もするというような方法で努めているところでございます。

○中野委員 まず関連から、鳥獣被害とかいろんなことが発生しておりますが。一説には、人

間が住んでいる平地、そこと山林、その中間である里山、こういう里山がなくなったから、いろいろ猿が出現したり、イノシシ、シカが出てきたり、あるいはクマが出てくるというのを何かで聞いた話があるんですが、そういうのが事実かどうかわかりませんが、そうであれば、この環境森林部で、それに対する事業とか取り組み、そういうものがどこかあるんですか。

○坂本自然環境課長 要するに、人間の生活しているところと、そういった野生動物のすんでいるところ、これをきちんとすみ分けをしながら進めていくということが非常に大事でございます。私たちの方はどちらかと申しますと、そういう生息数とか頭数の管理とか、そういったことを中心にやっておるところでございますけれども、例えば生活圏であるところと里山との間に空間を設ける、いわゆる緩衝地帯と申しますか、バッファゾーンと申しますけれども、そういうことも必要でございますので、そういうことにも今後取り組んでいく必要があるというふうに考えておるところでございます。

○中野委員 ぜひ事業として取り組みをお願いしたいと思います。

それから、工事請負契約の変更で、私は初めて見たんですが、変更後の金額が下がりましたよね。今までも下がったというのがあったんですか。

○金丸森林整備課長 工事請負契約の場合は、当然上がる場合もありますし、下がる場合もございます。今回たまたま土質がよかった関係で下がったということになっております。

○中野委員 それから、環境森林部が発注した工事で、請け負った会社が今どんどんどんどん倒産しておりますが、その建設業者が倒産したという例はないですか。

○金丸森林整備課長 現在のところ聞いておりません。

○中野委員 わかりました。

○金丸森林整備課長 先ほど、井本委員に落札率で76.3%とお答えしましたけれども、落札率のはじき方が二通りございまして、総落札額を全部足し込んで、全部の予定価格を足し込んで、割った数値が76.3です。それと、あともう一つは、いわゆる一般的に平均的にどのくらいで落ちている、ちょっと言い方は悪いですがけれども、どのくらいなのかということで、落札率を全部足し込んでいって、それをパーセントの分を件数で割って出す場合もあります。割って出しますと、78.5%というふうになります。いずれにしても、75%台か80の間に、どちらではじいてもなっているというようなことでございます。申しわけございませんでした。

○榎藤委員 その減額契約の場合の手続的な一つの事前の判断、それから、見積もり、査定、その他の手続、そういったものはどんなふうにしてこの契約の修正になっているのか、流れを含めて。

○金丸森林整備課長 具体的に申しますと、理由のところを書いてございますけど、地質が当初設計より良好であったというようなことで、トンネルの中を支える、支保工というのは支える工事ですけれども、その数量が減ったということなんです。例えばH鋼が減ったとか、吹きつけコンクリートの量が減ったとか、積算しまして、量を減量しまして減額変更というようなことになります。

○榎藤委員 その判断、例えば業者だったら、ひょっとしたら黙っていようやと、3社ベンチャーで黙っていようやと、だから、そのスタート時点はだれが判定して、どういう見積もりを

して、今回の契約変更になるのかということ。

○金丸森林整備課長 このトンネル工事の場合は、支える工事を土質によっていろんなパターンを想定しています。濃密にやったり疎密にやったり、強いところは疎密にやったり、その支えのパターンが変わるときに検討委員会を開いています。業者も入っています。業者と県が入った中で、ここは土質が変わってますよね、強くなってますよね、ですから短くといいますか、支える工事は少しで済みますよねというようなことで、実際の工事の進捗については、業者立ち会いの上で検討しております。で、減額ということになります。

○権藤委員 それに至る過程は、かなり県が足を運んで現場を見ていないと、この委員会で本気で下げようとか、業者としては下げない方がメリットがあるわけです。そこに突っ込んでいけるというためには、相当県の職員が現場に出て行っていると、そういう評価でいいんですか。

○金丸森林整備課長 そのとおりでございます。この場合でしたら、通常の監督業務以外に、そういう土質が変わったときには検討委員会を開いてますので、それを8回ほど開いておる。ですから、ちゃんと足を運びながらやっているということです。

○飯田環境対策推進課長 先ほど、外山委員と井本委員、そしてまた坂口委員の方から御質問ございましたので、答弁させていただいてよろしいでしょうか。

まず、申しわけございませんでした。当初、広域化ブロックというのは7ブロックあったわけですが、要するに、県北、県央、県南という3グループという形で推進するということがございました。しかしながら、市町村の意

向によりまして、例えば延岡・西臼杵ブロックと日向・入郷ブロックが分かれたとか、そういう経緯がございます。それと、県が関与する産業廃棄物の最終処分場につきましては、今、公社の方が県全域を受け入れるということになっておりますので、そういう形での県が関与する最終処分場については、それぞれのブロックについては関与しないということになっております。よろしいでしょうか。

○押川委員長 外山、井本、坂口委員はいいですか。

○飯田環境対策推進課長 坂口委員の方からございましたクラッシュランの40ミリというお話でございますけれども、先生御存じだと思いますけれども、産業廃棄物処理法の処理基準の中にはそういうのはございません。ただ、再生資源の利用基準というのが、土木の方でそういうものを制定しておりまして、それにつきましては、クラッシュランの大きさにつきましては40ミリ以下ということが定められておりまして、その根拠といいますのは、国土交通省の土木工事共通仕様書の基準ということでございます。

○坂口委員 その国土交通省の基準は、これは設計上の20ミリから40ミリのクラッシュランを使いなさいということになっての構造上の問題なんですよ、強度の上での。すると、県がやっているリサイクルと産廃の違いというのは、そこに根拠を置くのはおかしいですよ。それは公共事業の中でクラッシュランのかわりとして使うときの基準であって、それは設計の方で考えればいいことで、40ミリ以下に砕けば産廃じゃありませんと、リサイクル品です、40ミリ以上のものをそこに使った場合は、これは不法投棄ですということで、農家が具体的に、畑の中に大型の機械とか車を入れるために、かわら

とかが便利がいいからひくんですよ。それに撤去命令を出してるんですよ。砕いてならいいということで、40ミリ以下ならいいと。ところが、使う人は再利用なんです。かわらををひいた方が便利がいいんです。その根拠は、いわゆる今の40ミリなんです。これは現にやっているんです。僕はそれでおかしいと言ったけど、やったんです。撤去させたんです。

○飯田環境対策推進課長 基本的には、おっしゃるとおり、産業廃棄物の処理基準におきましては、40ミリ以下にするということにはございません。ただ、例えばかわらとか、そういうものにつままして、捨てるということになりますと、不法投棄になるということになりますので…。

○坂口委員 捨てる話はしていない。再利用の話。

○飯田環境対策推進課長 失礼しました。再利用につつましても、どういう形でやるかというのがございまして、あくまでも再利用というのは、その廃棄物のものがどういうものかということがまず係ってくると思うんです。だから、廃棄物というものであれば、それについては、我々としては指導していかないといけない。廃棄物というのは…。

○坂口委員 そういうこと聞いてないのよ。利用するために便利がいいように農家が自分の土地でしたときのケースを何でそんな、根拠はその骨材として使うときの40ミリなんです。これ以上は廃棄物だという根拠、40ミリの根拠は説明できないと思うんです。そんないいかげんな説明していると。性悪説で言っているじゃないですか。

○飯田環境対策推進課長 それは多分、先生御存じの事件のことをおっしゃったと思うんです

けれども、あの場合につつましても、やはりクラッシュランとして農園の道路の方に再利用するというのでございました。ただし、クラッシュランとして使うのであれば、我々としてはそういう基準はございませんので、土木部のそういう基準を使いまして御指導申し上げた経緯はございます。それはなぜかと申しますと、ぬかるんだりとか例えば地盤が沈下したりとか、そういうことがないようにということで申し上げたところでございます。

○坂口委員 だから、40ミリの根拠を言ってるわけ。利用する目的に沿って、1枚のままで再利用というのも資源の有効利用なんです。わからないですか。かわらをじゃはがしてきて、それを廃棄せずに再度利用しよう。1枚のままひいた方がいい場所もあるんです。砕いて使った方がいいところもあるんです。あの場合は特殊な事情で、自分のお茶畑の中に機械を入れるのにかわらを置いていって、1枚の方がいいからと、それまで割らせたんです。それを言ってる。だから、40ミリの根拠、それ以上のものだったらこれは廃棄物だ、産廃だと、40ミリ以下に砕けば、これは有効資源として骨材として使えるんだということを、なぜおたくでそれを持つてるといふわけ。

○飯田環境対策推進課長 だから、それにつつましては、先ほど申し上げたとおりでございまして、路盤材として使うのであれば、その基準で使っていただけませんかということで御指導申し上げたところでございます。

○坂口委員 路盤材というのは、先ほどから言うように、設計に20ミリから40ミリのものと、でも路盤材じゃ使えないわけよ、これは公共事業には、かわらの廃棄物とかは、強度の点で。路盤材としては使えないんよ、公共事業には。

公共事業に使うための骨材としての20ミリから40ミリとか、0.4ミリ以上のものを今度は地質学からきている砂と言うとか、そういうものの根拠を。なぜリサイクルを推進しようというところが、何でそんな根拠のない数字をそこに置いているの。路盤として農家の人が自分らが入り出す道に物をひいて、雨が降ってそこがスリップしたり車がかえたりしないようにするために、大きいものを置いてもいいじゃないですか。そこを言ってるんですよ。それを撤去までさせるという根拠が、いや、こういうルールがあるからだという。

○飯田環境対策推進課長 例えば自分で自己処理すると、自分のかわらが余ったから、例えば自分の利用にするからということであれば、それはそれでいいと思うんですよ。ただ、そうじゃなくて、ほかの業者の方が、その始末といえますか、処理をしないとイケないと、そういうものについて、それを自分以外のところにやるということにつきましては、物によっては廃棄物になるということがございますので、そこは先生、御理解いただきたいと思います。

○坂口委員 それを理解して聞いているのよ。かわら屋さんからもらってきたんよ。自分のところはない。かわら屋さんからもらってきたんよ、はがしたかわらを。かわら屋がこれを使って何とかひいてくれないかといったやつじゃないんよ。わからないふりしてるんじゃないよね。ゆっくり話す。かわらさんがかわらを持って、農家の人がそのかわらを畑の中にひいて、そして道路にもひいたら便利がいいな、これは一般の人が通る道路じゃないんですよ。自分のところに入って行く道路ですよ。便利がいいな、下さいと言ってひいたわけですよ。かわらさんがこれを何とか処分せんといかんけ

ど、あそこの畑にいけさせようという、おまえ、これ使ってくれないかじゃないんよ。だから、そこをまず整理して聞かないと。だから、あくまでも一つの判断基準として、40ミリ以下のものについては骨材で使うときは使えるから、これは40ミリ以下に砕いたから、これを何とか再利用したいという申請については、これは商売上は認めざるを得ないなという判断ならいいけれども、何のためのリサイクルを進めているのか。廃棄物をなぜ少なくしようとしているのか。だから、その40とした根拠なんですよ。これが50なり60なりだったらなぜいけないのということ、目的で今言ったでしょう。目的によっては認めますよと。

○飯田環境対策推進課長 廃棄物の考え方でございますけれども、要するに差し上げるという、先生、リサイクルというとらえ方をされませぬけれども、排出事業者がそのものをどこかに処理するということになれば、これはやはり廃棄物だというふうなとらえ方しかできないと思うんですよ。

○坂口委員 処理じゃないでしょう。利用でしょう。これは繰り返しになるけれども、肝心なところよ。40ミリとしての根拠、それと目的と手法によって違うということ、処理じゃないじゃないですか。利用じゃないですか。

○飯田環境対策推進課長 受け入れる側につきましては、当然利用になるかもしれませんが、ただ、排出事業者が出す分につきましては、それは廃棄物というふうなとらえ方を我々はしております。

○坂口委員 何かわからんな。だから、そうすると40ミリの根拠だけど、ひく人は広い方がいいんですよ、小さく砕いたものをそこに組んで土の中に入って行くよりも、何ら障害ないんで

すよ。だから、それを40ミリにやって、40ミリ以下なら持ち出してから引かせてもいいですよと、40ミリ以上はだめですよと、だから砕いてくださいという、その40ミリは、あくまでも伝家の宝刀に使ったその40ミリと決めている根拠は、余りにも根拠がもろくないですかと言っているんです。その根拠は、先ほど言われたように、公共事業の設計のときの規格ですよ、クラッシュランのサイズの。それはなぜかといったときに、塗ったときにかぶりが何ぼ以上とか、それから何ぼのパイプを通すときにそれが詰まるとかいう、そういう根拠があってからの公共事業の中での20から40というクラッシュランのサイズになってるんですよ。それを単純に持ってきてるだけですよ。だから、根拠を持って説明できる数字なのかということを知りたい。そうでなければ、その現場現場で対応しながら、その目的と影響等に沿って、しかもかわらでしょう、粘土がわら。そこですよ。それを今後ともそんなびしとやっていくのか。それとも、運用の中で何を目的にした規制というか、40ミリなり産廃の判断なり。やっぱり判断の中でやっていこうとするのか、これはだめだからとやっていこうとするのか、だめだからとなれば、40ミリの根拠を僕は問わざるを得ないということ言ってるんですよ。

○飯田環境対策推進課長 確かに、40ミリの根拠と言われますと、おっしゃるとおり、土木部のそれしかございません、はっきり申し上げまして。ただ、私どもとしましては、その現場につきましては、既にそういうものが敷いてあったわけですね、かわらが。これを本来であれば、先生おしかりになるかもしれませんが、我々としては廃棄物というようなとらえ方をしたものですから、撤去して処理をするとい

うのが筋だったんですけれども、それではあんまりじゃないかと。それであれば、廃棄物じゃないという形のクラッシュランということで処理していただけないかということで御了解いただいたというふうに思っていたんですけれども。

○坂口委員 それは了解してるんよ。了解せざるを得ないからしてるんよ。だけど、今言ったように、既にひいてあったということは、やっぱり使う人はごく自然な形で、これを割れば使えるけど、割らなかつたら不法投棄になるんだというような感覚は、日常生活の中でわからないということですよ。そういう不自然なルールなんだということですよ。自分がもらったものを有効に使うのを、そして何ら害は出ないものをひいたのに、後からこういう基準がありましたと指摘されてびっくりして、どうしようとなっただけのことで、だから、そうすると、なぜ40ミリなのと、これが50ミリじゃいけなかったのか、そういうところまで議論せざるを得なくなるんですよ。だから、運用の中でそこは的確に判断しながら指導していくということをやめるのか、目的によってその40を変えていくということを検討するのか、そういう余地はないのかということ、それを盾にとってがんがんにがんやっけていこうとするのかということですよ。

○押川委員長 課長、今後のことについても、今、坂口委員がおっしゃられたように、今のことは今ですけれども、今後そういう事例がまた出てくる可能性がありますよね。そういうときには、その40ミリというのを、した以上は…。

○坂口委員 委員長、ちょっと待って、勝手に進めないで。だから、僕は迷惑をかけてもいから結論を言うけど、40ミリとして廃棄物と

有効骨材との分かれ目にした根拠、それをリサイクルを推進する立場からの根拠を求めます。

○寺川環境森林部次長 今、坂口委員からの御質問ですが、私も聞いていまして、要するに廃棄物の基準とひいたときの基準、いろいろあります。初めて聞いて、廃棄物で人が不法に投棄したのと、再利用ということでやったのと、その区分けといたしますか、そういうことでいけば、今の課長が言った基準は従前やってた、しかし、実際本当にそれでいいのかなというのは感じました。だから、それについては、どうなのかということをもう一回持って帰って、十分そういう住民の実態もあるわけですから、廃棄物と再利用、再使用ということの区分けといたしますか、本当に不法に人の田んぼとか畑に捨てたと、人の道路に捨てたというのと、実際有効活用を図るためにしたというのは、同時に解釈するということはちょっと無理があるという意見があれば、あるいは規定どおりという、その規定がまた根拠がおかしいじゃないかという意見も十分またあるので、全体的にまた検討してみます。そういうことでよろしいでしょうか。

○坂口委員 土木の技術検査課の決める基準というのは、あくまでも強度が重さに耐え得るかという観点からなんです。ところが、ここはリサイクルを推進していこう、廃棄物をなくそうということでしょう。そしたら県民生活にどう生かせるかという基準でそういったものはつくっていかないとだめだということを言ってるんですよ。だから、40ミリの基準を問いますよと言ったけど、これは本格的に問われたら説明できないですよ。だから、今後検討していくという答弁でよかったんですよ。

○飯田環境対策推進課長 その40ミリにつきましては、今後検討してまいりたいと思います。

○押川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、本当に御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後5時8分休憩

午後5時9分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

あすは10時開会、農政水産部の補正予算に関する審査から行う予定であります。

何か御質問ありますか。

ないようであれば、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後5時10分散会

平成19年6月21日（木曜日）

午前10時0分開会

出席委員（9人）

委員 長	押川 修一郎
副委員 長	山下 博三
委員	外山 三博
委員	坂口 博美
委員	井本 英雄
委員	中野 一則
委員	満行 潤一
委員	松田 勝則
委員	権藤 梅義

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	後藤 仁俊
農政水産部次長 （総括）	西田 二郎
農政水産部次長 （農政担当）	黒岩 一夫
農政水産部次長 （水産担当）	佐藤 信武
農政企画課長	玉置 賢
農水産物 ブランド対策監	服部 修一
団体調整監	假屋 義成
地域農業推進課長	岡崎 吉博
担い手対策監	土屋 秀二
営農支援課長	米良 弥
農業改良対策監	吉村 豊
消費安全企画監	吉田 周司
農産園芸課長	小八重 雅裕
畜産課長	荒武 正則
家畜防疫対策監	押川 延夫

農村計画課長	佐藤 公一
技術検査監	桑畑 政廣
国営事業対策監	矢方 道雄
農村整備課長	原川 忠典
水産政策課長	桑原 智
漁業調整監	那須 司
漁港漁場整備課長	関屋 朝裕
漁港整備対策監	野田 和彦
総合農業試験場長	齋藤 尚
県立農業大学校長	松尾 通昭
畜産試験場長	児玉 盛信
水産試験場長	田代 一洋

事務局職員出席者

議事課主幹	壺岐 哲也
政策調査課主査	千知岩 義広

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

今回、当委員会に付託されました補正予算関連議案について、後藤農政水産部長の説明を求めます。

○後藤農政水産部長 おはようございます。農政水産部でございます。よろしくお願いたします。

議案等の説明に入ります前に、「不適正な事務処理に関する自主申告」の結果について、御報告いたします。

農政水産部におきましては、平成14年度以降、16所属で預けの事実が判明し、このうち5所属におきましては、平成19年5月31日現在の残高144万5,132円が確認されております。このような事実が確認されましたことは、議会の皆様及び県民の皆様にご迷惑を申しわけなく思っております。深くおわび申し上げます。今後、この

ようなことが生じないように、コンプライアンスの徹底等に努めてまいり所存でございます。

それでは、今議会にお願いいたしております議案等について御説明いたします。座って説明させていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚開いていただき、右側の説明項目をごらんいただきたいと思っております。上から2番目、Ⅱにございますように、本日、農政水産部からは、議案といたしまして、議案第1号及び報告第1号の2件、Ⅲの議会提出報告といたしまして3件、Ⅳの委員会報告事項といたしまして3件を予定しております。これらのうち、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」、並びに議会提出報告の「損害賠償額を定めたことについて」及び「平成18年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」につきましては、私のほうから後ほど御説明申し上げます。そのほか、補正予算の詳細及び議会提出報告のうち、「県が出資している法人の経営状況について」につきましては、後ほど関係課長から御説明させていただきます。

資料を1枚めくっていただき、1ページをごらんいただきたいと思っております。初めに、議案第1号平成19年度補正予算案に関する基本的な考え方についてでございます。

まず、1の農水産業・農漁村を取り巻く情勢につきましては、農水産業は、食料供給や国土保全等の多面的機能を有し、県民生活に不可欠な役割を果たすとともに経済波及効果も大きく、本県の基幹産業として地域経済に重要な役割を果たしております。しかしながら、近年、WTOやEPAに象徴される国内外の産地間競争の激化、担い手減少や高齢化の進行、ポジティブリスト制度の導入に伴う食の安全性の確保への対応、さらには、本県における高病原性鳥

インフルエンザの発生や原油価格の高騰、また、水産業では、新しい海洋秩序の成立や資源悪化等による漁業生産の減少等、さまざまな課題に直面いたしており、これらの課題への的確な対応が求められると考えております。

このような中で、2に記載しておりますように、予算編成の基本方針といたしまして、「第六次宮崎県農業・農村振興長期計画」及び「宮崎県水産業・漁村振興長期計画」の着実な推進を図るとともに、特に、新しい総合計画であります「新みやざき創造計画」に掲げる戦略の実施に重点を置きまして、政策的事業や新規事業を中心とした、いわゆる肉付け予算として編成いたしております。

3の重点推進分野でございますが、まず、1)の農業部門におきましては、長期計画の5つの柱に基づきまして、明日の宮崎農業を支える意欲あふれる「担い手」づくり、安全・安心・健康な食を供給する個性あふれる「産地」づくり、消費者の信頼に支えられた「食」と農の絆づくり、「環境」とともに歩む循環型農業づくり、ふるさとの宝を活かす「地域」づくりに重点的に取り組んでまいります。

次に、2ページでございますが、2)の水産業部門におきましては、長期計画の5つの柱に基づき、豊かな資源の確保と持続的利用の推進、競争力のある経営と消費者に信頼される水産物の供給の推進、果敢に挑戦する、多様な担い手の確保、多面的機能を発揮する快適な生活・交流空間である漁村・内水面の創造、元気のいい水産業を支える水産技術開発の推進、に重点的に取り組んでまいります。

次に、3ページをお開きください。議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。下の表、平成19年度歳出予算

課別集計表（6月補正）のBの補正額の欄をごらんいただきたいと思います。中ほど、網かけしてございますが、一般会計で合計194億3,942万3,000円の増額補正をお願いいたしております。この結果、補正後の予算につきましては、その右隣でございますけれども、一般会計で467億5,824万6,000円、対前年当初比96.6%となっております。特別会計を合わせますと、一番下の段でございますが、農政水産部合計で473億597万3,000円、対前年当初比96.7%となっております。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。4ページから6ページにかけて、「第六次宮崎県農業・農村振興長期計画」及び「宮崎県水産業・漁村振興長期計画」に基づく重点事業等の体系表を掲載しております。その中の、網かけがしてあります補正予算に係る主要な事業につきましては、後ほど関係課長から御説明申し上げます。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。「損害賠償額を定めたことについて」であります。県有車両による事故の損害賠償額が決定いたしましたので、御報告させていただきます。件数は3件となっておりますが、内容はここに記載されているとおりでございます。

農政水産部といたしましては、職員の交通安全に対する意識の啓発に努めているところでございますが、今後とも厳重に指導してまいりたいと考えております。

次に、15ページをお開きいただきたいと思います。「平成18年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」に基づく明許繰越の報告でございます。一番下の段でございますように、農政水産部全体で22事業、繰越額56億404万円、箇所数は223カ所となっております。繰越事業の執行につきま

しては、関係機関との連携を図りながら早期の完了に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○押川委員長 次に、その他の報告事項について、関係課長から説明をお願いいたします。

○玉置農政企画課長 前回の常任委員会で要求のありました、本県農業生産の状況と平成19年度の主な取り組みにつきまして、御説明させていただきます。

お手元の委員会資料の16ページをお開きいただきたいと思います。まず、1の農業産出額の推移と今後の目標でございます。一番左の列をごらんください。本県の20年前の昭和60年の農業産出額は3,265億円となっております。バブルや平成不況を経まして、平成17年の産出額は全国第6位の3,206億円となっております。その内訳につきましては、耕種部門が40%の1,346億円、畜産部門が56%の1,823億円となっております。畜産部門が伸びておる状況でございます。最終的には、表の一番右の端にありますように、平成26年には3,400億円の農業産出額を目標としており、平成19年につきましては、26年の目標に向けて着実な歩みを進めるとともに、平成17年と比べ同程度以上を目指しまして、耕種部門で1,400億円以上、畜産部門で1,800億円以上を目標と考えてございます。全国的には非常に産出額が減る中で、宮崎県としては、担い手の意欲の頑張りにより生産が維持されているものというふうに認識してございます。

次に、2の目標達成に向けた平成19年度の主な取組のところをごらんいただきたいと思います。農政水産部では、平成19年度におきましても分野別の長期計画に基づく取り組みを着実に

するため、目標を設定し、施策の推進状況を確認しながら進めることとしておりまして、その主な取り組みについて説明させていただきます。

まず、(1)の「担い手」づくりでございますが、認定農業者や集落営農組織、新規就農者などそれぞれについて目標を掲げ、地域特色を生かした本県農業を支える企業的経営体や組織の育成に努めることとしてございます。

次に、(2)の「産地」づくりでございますけれども、農水産物の統一販売戦略の検討やブランド認証の推進、水田や畑地かんがい、農道等の生産基盤の整備に努めまして、個性あふれる産地づくりを進めていくこととしてございます。

(3)の「食」と農の絆づくりでございますけれども、経済連の行う農産物安全・安心総合推進センター（これは今度の補正予算で要望しているところでございます）の整備を支援するとともに、食品表示の巡回調査等の活動を促進することで、食の安全・安心の確保に努めることとしてございます。

(4)の循環型農業づくりでございますけれども、減農薬や減化学肥料栽培に取り組むエコファーマーの認定、農地・水・環境保全向上対策の取り組みを進めることによって、環境と調和した生産活動を推進することとしてございます。

最後に、(5)の「地域」づくりでございますけれども、中山間地域等直接支払制度を適切に取り組ましまして、みずから考え実践する個性を生かしたむらづくりを進めることとしてございます。

以上の取り組みを踏まえた分野別計画の取り組みを着実に推進することにより、その計画に

掲げる目標の達成に努めてまいりたいと考えております。これにつきましては以上でございます。

引き続き、その次のページの「商品ブランドの販売方法について」は、農水産物ブランド対策監より説明をさせていただきます。

○服部農水産物ブランド対策監 みやざきブランドにおきます商品ブランドの販売方法について、御報告いたします。

17ページをごらんください。まず、商品ブランドについてであります。みやざきブランドにおきまして、宮崎ならではの安全で品質の確かな特徴ある商品づくりを推進するために、平成13年度から商品ブランド認証制度に取り組んでおります。参考として、「商品ブランド認証数及び産地認定数の推移」を表にしておりますが、現在、宮崎牛、みやざきワンタッチきゅうり、完熟マンゴー「太陽のタマゴ」など30商品を認証し、64の産地を認定しております。この商品ブランド認証制度では、消費者のニーズを的確にとらえながら、鮮度、糖度、安全性など一定の基準以上の品質を備えた農産物を「商品ブランド」として認証してきているところであります。また、取引先との安定的な取引づくりによる農家経営の安定向上を目指しまして、商品ブランド産地を牽引役とした量販店等との契約取引の拡大を推進しているところであります。

次に、2の「商品ブランド」の主な販売方法であります。①のJ A宮崎経済連が経済連直販等を通じて消費者に直接販売する方法、②の市場を通さずに経済連がコープこうべ等の量販店と直接取引する方法、また、③の市場を経由して経済連がイオングループ等の量販店との取引をする方法、大きくはこの3つに分類するこ

とができるものと考えております。このうち契約取引の手法としましては、②及び③の手法が主流となっております。

次に、商品ブランドの主な販売先についてであります。3の表に「主な商品ブランドの主要販売先」をまとめております。例えば、キュウリについて申し上げますと、通常はJA宮崎経済連等が全国の卸売市場へ委託販売しておるわけではありますが、みやざきエコきゅうりとかみやざきワンタッチきゅうりといった商品ブランドにつきましては、経済連とイオングループや平和堂等の量販店との契約取引を主な取引形態として取り組んでいるところでございます。みやざきエコピーマンその他の品目についても同様にとらえ方をすることができると思います。今後とも、みやざきブランド対策の推進によりまして農家経営の安定向上に努め、国内外の産地間競争に勝ち残る産地づくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、みやざきブランドに取り組んでおります商品ブランドの販売方法について御報告申し上げます。

○岡崎地域農業推進課長 それでは、担い手の育成対策について、御報告いたします。

同じく、委員会資料の18ページをお願いいたします。まず、1の担い手の現状についてであります。本県の農業・農村を取り巻く状況は、農業従事者の減少、高齢化が年々進み、担い手の育成・確保が喫緊の課題となっております。図1に示しておりますとおり、基幹的農業従事者に占める65歳以上の割合は年々増加いたしまして、平成17年には51.5%となっております。また、図2の販売農家のうち農業後継者なしの割合は、平成17年に62.5%となっているところであります。

次に、2の担い手育成・確保の推進体制についてであります。担い手の育成・確保について、関係機関・団体が連携協力して対応するため、平成17年5月に「宮崎県担い手育成総合支援協議会」を、また、同年度内に県内15の地域において「地域担い手育成総合支援協議会」をそれぞれ設立しまして、県内全域を網羅する関係機関・団体が一体となりました担い手育成・確保に向けた取り組みを強力に推進するための体制をつくったところであります。また、本年度は、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化の推進、新規就農者の確保並びに農用地の利用集積などを円滑に実施するため、認定農業者部会、集落営農部会、新規就農者部会、農地利用調整部会の4つの部会を組織し、それぞれの分野における活動を強化いたしますとともに、県協議会全体の活動強化を図ることとしたところであります。

最後に、3の担い手育成・確保の数値目標についてであります。地域の話し合い活動をもとに担い手の明確化を図りながら、農業生産の相当部分が認定農業者、農業法人及び集落営農によって担われ、農地の利用面においてもこれら担い手への面的利用集積を進め、効率的で持続的な営農ができる農業構造の構築を目指し、表に示しておりますとおり目標を定めているところであります。まず、認定農業者につきましては、平成18年度目標7,600経営体に対し実績が8,354経営体と大幅な増加となっております。また、農業法人数は、目標525法人に対し実績は524法人と、ほぼ目標を確保したところであります。特に集落営農法人は目標を上回りました順調な確保ができています。また、集落営農組織数は、18年度目標47に対し実績51、新規就農者数は、18年度目標255

人に対し実績243人となっております。今後とも、県担い手育成総合支援協議会と15の地域担い手育成総合支援協議会が連携協力しながら、担い手育成・確保に向けて鋭意努力してまいりたいと存じます。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○押川委員長 報告事項は、それぞれ委員の皆さん方の御意見をもとに今回報告をしていただきました。

今、報告をいただいたわけではありますが、これから時間をいただいて質疑の時間を設けたいと思いますので、御質問のある方はよろしくお願ひしたいと思ひます。どなたからでも結構であります。

ここまですで1回切ります。この後、課ごとに質疑しますが、全員いらっしゃいますので、時間をいただいて質疑の時間を設けたいと思ひます。

○中野委員 18ページの担い手のことで、一番最後に、新規就農者数243という説明でしたが、これは新卒者の意味ですか。

○土屋担い手対策監 ここで書いてございます243名の新規就農者といひますのは、学校を卒業したばかりの人と、UターンとかIターンすべて含めた数でございます。

○中野委員 では、年齢がわかっておれば。

○土屋担い手対策監 これは10代から60歳ぐらひまで多岐に及んでおります。

○中野委員 つまり、定年でやめられた方も入っているということですね。

○土屋担い手対策監 入っております。

○中野委員 後で年齢構成を5年刻みでまとめていただけるといいんですが。

○土屋担い手対策監 承知しました。

○榑藤委員 今、担い手について、年齢という話がありましたが、類型別に、卒業して就農する人もあれば、サラリーマンから土地がなくて就農する人。そういう場合に、定着率といひますか、途中で断念してやめていくと、そういうようなこと等考えて、長期的な戦力としての評価というのがあると思ひんですが、そういう傾向はどんなふうになっておるんでしょうか。

○土屋担い手対策監 年齢別の内訳が出ておりますが、一番多いのは20～29歳の方が114名です。30～39歳が51名、19歳未満が22名、50歳以上が39名、40代が17名、合計しますと243名になります。

○押川委員長 榑藤委員の質問に答えてください。定着率あたりも今出たわけではありますが、どのような状況なのか把握されておられれば。

○土屋担い手対策監 申しわけございません。定着率につきましては、今手元にござひませんので、後ほど御報告したいと思ひます。

○榑藤委員 もちろん新規の若い人も大事ですが、類型別に、定着率とあわせて、後で何らかの形で説明していただければと思ひます。

○押川委員長 年齢構成と定着率についても、後ほど資料の提出をお願いいたします。

○榑藤委員 年齢というかサラリーマンとかね。

○押川委員長 以前の職種もということですね。

○榑藤委員 それから、21年度目標とか長期的に、255名という数字が18年からずっといくんですが、これはその年々で新規就農を255名ずつ期待していると、そういう理解の仕方でいいんですか。

○土屋担い手対策監 各年度ごとの目標の人数でございます。

○井本委員 品目横断政策というのが、戦後のあれ以来の大改革だと言われるんだから、私の勉強不足かもしれんけれども、具体的にどういう施策を品目横断政策で進めておられるのか教えてもらえませんか。これもその一つだとこの前聞いたけれども。延岡は農業をやっている人は多くはないんだけど。委員の方がよくわかっておられれば別ですけど、個人的にでも教えてください。戦後最大の改革と言われるんだしたら。

○玉置農政企画課長 ことしから農政の大改革ということで、品目横断だけではなく、米改革と、先ほど言いました農地・水・環境政策もございまして。改めてそこら辺の関係を含めて御説明させていただきたいと思っております。

○外山委員 16ページ、農業産出額の説明がありました。これについてお尋ねしたいんですが、幸い宮崎県の農業生産額は大体横ばいで、平成26年は少しふえるという形になっています。その中で、全国の昭和60年と平成17年の数字を見ると、17年が大きく減ってきてますよね。これは何が減ってきたんですか。

○玉置農政企画課長 一番の要因は米の価格の下落です。他県は米の生産の割合がかなり多いので、その下落による産出額の減少が一番大きいということでございます。

○外山委員 それは、生産量は変わらずに価格だけが落ちてきたから、額として減ったということですか。

○玉置農政企画課長 米は生産調整をやっているとして、平成に入ってからどんどん生産調整の規模が拡大しています。ですから、米の量自体も減ってきているということでございます。量

も減るし価格も下がる。消費量が減っているというのが要因になっているかと思っております。

○外山委員 平成26年、宮崎県の一つの目標という指標が出てはいるんですが、全国規模で考えたときに、平成26年、全国はどこ辺の数字が想定されるんですか。

○玉置農政企画課長 国では、食料・農業・農村基本計画というのを平成17年につくっております。その中で、私の記憶では産出額についての目標値はなかったと思っております。非常に厳しい農業の現状だということで、何とか今の生産を維持し、先ほども言った品目横断とか農地・水・環境とか、そういった農政改革で意欲ある農業者の所得を確保していこうという形を目指しているのではないかと考えております。

○外山委員 自給率を上げないといけないということは、国民的な考えで言われてますよね。そういう中で、今の答弁だと、国がよくわからないということは、5年後、10年後、日本の自給率もどうなるかわからんということですか。目標はあるでしょう。

○玉置農政企画課長 国の自給率目標は、自給率は今40%ですので、それを5%アップしようという計画で、45%を目指しているという形でございます。

○外山委員 そうであるなら、何をふやしているか、それが明確でないと、ただ5%というのは、絵にかいたもちでよくわかりません。どうなんですか。

○玉置農政企画課長 国の食料・農業・農村基本計画では、自給率向上の一つとして――品目横断の対象になっているのが米のほかに麦と大豆がございまして。麦と大豆は非常に輸入量が多い中で消費量も多い。こういった作物を上げないとなかなか自給率はアップしないというの

が、品目横断政策が出てきた要因の一つになっているかと思えます。また、畜産に関しては飼料作がポイントになると思えます。飼料作物は輸入に頼っている部分が非常に多いので、自給飼料の育成といったものが一つあるのかなというふうに思っております。

○外山委員 畜産は宮崎の農業の中心であるわけでしょう。これを将来どういう数字に持っていくか、これだと微増とかふやす方向ですが。きのう環境農林の委員会でも質疑をしたんですが、環境問題と畜産の問題は切っても切り離せない関係にあるわけです。きのうの議論の中でも、宮崎県で都城盆地と川南が亜硝酸窒素が過多であると。原因は何かといったら、畜産のし尿の関係、堆肥を過剰にやっ取るんでしょいうね、そういうことです。その中で、畜産をこれ以上ふやしていけるのかどうか、そういうところにかかってくるわけで、環境問題を考えたときにどういう折り合いをつけていくかということをお尋ねします。

○荒武畜産課長 長期計画をつくっておりますけれども、そういうことも配慮してつくっておりますして、飼料基盤に立脚しない集約型の畜産、豚や鶏については現状維持でいこうという計画でございます。飼料基盤に立脚して、飼料自給率向上の可能性が高い肉用牛につきましては、増頭していこうという計画を組んでいるということでございます。

○外山委員 ということは、畜産はこれ以上積極的にふやさずにいこうということにとっていいんですか。

○荒武畜産課長 畜産は、総頭数は現状維持が目標でございます。ただ、農家戸数はどんどん減ってきておりますので、残った農家の方は規模拡大がなされております。そういうきちんと

した担い手については、今後とも支援をしていく必要があると考えております。それと同時に、ふん尿処理の問題もきちっと設備を整備して、土地への還元なり焼却等をやっております。総量をなるべく少なくするようなことも配慮しながら、畜産の振興に努めてまいりたいと考えております。

○外山委員 私が聞いたことと答えが整合性がない。ふやすのか減らすのか、現状維持なのか。確かに後継者が少なくなれば畜産農家は減っていくでしょうが、逆に、企業化して1件当たりの飼育頭数をふやしていくことは、やり方によっては幾らでもできるわけです。企業経営としてね。そういうことを考えたときに、宮崎県としては畜産の総数をどういうふうに持っていくかということなんです。

○荒武畜産課長 先ほど申しましたとおり、豚については現状が90万頭を超しておりますけれども、長期目標は87万頭となっております。それから、鶏につきましてはほぼ目標を達成している状況でございます。ただ、肉用牛についてはまだ目標に達しておりませんので、今後増頭についていろいろ施策を打っていきたいと考えております。

○外山委員 豚とか鶏の目標数、これはし尿の排せつ量を考えた上での上限なんですか。

○荒武畜産課長 そういうことも含めて考えております。特に宮崎県の耕地面積から考えますと、どうしても畜産に集中しておりますので、地域によっては過剰ということもあります。これらを十分反映した上で、中小家畜については現状維持でいこうということでございます。なおかつ、ブロイラーは全国一の産地であります。その鶏ふんについては、土地に直接還元しなくてもいいように、今あります23万トン

全部焼却処分してバイオエネルギーとして発電をすると、九電等にそれを売電していくということを既にやっております。そういうことで、なるべく環境への負荷を少なくすることについても対応しながらやっていくということがございます。

○外山委員 和牛についてはふやしていきたいということですが、目標としてはどの辺まで持っていく計画ですか。

それと、乳牛、酪農についてはどういうふうを考えておられますか。

○荒武畜産課長 肉用牛については、現在27万900頭おります。21年度目標を28万6,000頭ということでやっております、これは毎年計画に近い数字で増頭が達成できるのではないかと考えております。

ただ、酪農については、現在2万頭おりますが、21年度では2万1,000頭ということで計画しておりますが、御存じのとおり17年度から減産計画になっておりますので、これについてはなかなか達成が難しい状況でございます。

○外山委員 さっきちょっと言いましたが、都城盆地と川南、畜産が盛んなところですよ。その地下水が相当汚染されておると。ということは、堆肥をそこにまくわけですが、過剰にまき過ぎておるからそういう形になるんだろうと思うんです。この点についてはどうなんですか。宮崎県のふん尿からできる堆肥の総量と畑にまく堆肥の需給関係、まだ余裕があるのか、もう悲鳴を上げてこれ以上だめなのか。そこ辺で畜産のこれからの計画というのは変わってくると思うんです。

○荒武畜産課長 宮崎県は畜産県でございますので、そういうことは十分配慮しながら長期計画をつくっております。畜産の飼養頭数から推

定します排せつ量が約400万トンあると考えております。それをいろいろ処理していきますので、堆肥は約180万トンできると思っております。先ほど言いましたとおり、プロイラーについては全部焼却して堆肥化いたします。堆肥化して残ったものが約180万トンだと思っております。それをすべて県内の農地に還元するとなりますと、地域によっては需給バランスが壊れて過剰施肥ということもありますので、これからの課題としては、県外に広域流通をやっていきたいというふうには考えております。

○外山委員 今、400万トンと言われたのと180万トンというのは、どういうことなんですか。

○荒武畜産課長 400万トンというのはふんと尿全体の生の量でございます。尿は別に処理いたします。残るふんについても、徐々に水分を除いて発酵処理いたしますので、でき上がった製品量としてはそのぐらいになるということでございます。

○外山委員 そうしますと、地域によっては、全部そこでまいてしまうと過剰なところもありますね。この180万トンの堆肥の総量というのは、宮崎県の農地にとってはまだ足りない、それとも相当オーバーなんですか、どうなんですかそこ辺は。

○荒武畜産課長 地域によって過剰なところと全然足りないところがあると思っております。畜産の密集地帯は、単純に耕地面積から割り崩しますと、少し多目かなという地域もあることは事実でございます。それと、県北や県南の家畜の少ないところについては、特に早期水稻を中心に堆肥等入っておりませんので、まだまだ利用する余地があると考えております。地域によってばらつきがあるということがございます。

○外山委員 ばらつきがあっても、県内であれば運ぶことは簡単にできる。現実はどうなんですか、流通はしていないんですか。足りないところがあれば、余ったところから取り寄せて施肥することはできるわけでしょう。

○荒武畜産課長 県内に堆肥センターがたくさんありますので、堆肥センターが県内流通をやっております。ただ、経済行為でございますので、例えば県北から県央まで持ってくるには、横持ち運賃、輸送費がかかりますので、どうしても堆肥センターを中心に流通しているというのが現状でございます。

○外山委員 県北から県南まで持っていくなんてことはないですよ。県北が足りなければ、近場の川南、都農から持っていけばいい。

それでは、都城盆地の地下水が亜硝酸窒素過多になっておる。これについて農政サイドではどういう手当てをしようと考えておられますか。

○米良営農支援課長 都城盆地の硝酸性窒素対策につきましては、地域の関係者で協議会をつくっておりましたいろいろ検討しているところでございます。農業面から申し上げますと、畜産の堆肥等を適正施肥、適量を施肥するという。それと、基本的には化学性の肥料も減らすということでコスト的にも効果がございませぬので、土壌診断等に基づく適正量を適切な時期に施すようなシステムをつくり上げると、そういったことを普及センター等を通じましていろんな技術開発をやりながら進めているところでございます。

○外山委員 ということは、こういうふうになったというのは、今まで適正じゃなかったということですよ、結果的には。適正な施肥をやっていくということは、具体的に一軒一軒の農

家に指導をしていかないことには、幾ら行政が考えてもそういうふうにはいきませぬよね。具体的にもうやっておられるんですか。

○米良営農支援課長 これまでは、10アール当たりどのくらい肥料をやるといった基準でやっておりましたが、圃場、圃場で蓄積が違いますので、圃場の土壌分析をやりながら、残存量等も勘案してその圃場に合った肥料をやっていくと、そういうことを技術的に進めているということでございます。

○外山委員 環境のほうにもそういう計画があると、きのう聞きましたので、その計画を見せてほしいということをおきました。農政のほうも計画があるということですから、その計画を見せてください。

○満行委員 商品ブランドについてお尋ねしたいんですが、地鶏の定義がないと一般質問の中でも出たんですけれども、宮崎地鶏が大分出ているので、付加価値を高める上にも商品ブランドが必要じゃないかと思うんですが、見解をお尋ねしたいと思います。

○荒武畜産課長 地鶏の定義というものは、地酒というのがありますが、それと同じように使われておりました、ある特定の地域で生産された鶏という意味で社会通念上使われているということで、地鶏はこういうものだという明確な定義はございません。その中で、日本農林規格（JAS）の特定JASの中で地鶏というのが決められておまして、昔から日本における在来種の血液量が50%以上入っていないといけない、飼養期間が80日以上ないといけない、28日以降は平飼い——ケージではなくて土の上で飼わないといけないとかいろいろ基準がございませぬ。今、宮崎が進めている「みやざき地頭鶏」というのは、このJAS規格に準じてもっと厳

しい上乘せ基準をつくっておまして、きちんとした規格があります。一般的には地鶏については定義はないということで、法的な縛りもないということです。だから、極端な話、ブロイラーを地鶏として販売しても法的な規制はないと聞いております。

○満行委員 法律はどうでもいいんですが、宮崎の地鶏という定義が必要じゃないのか。鶏肉では商品ブランド認証として地頭鶏しかないんですけど、宮崎地鶏というのはブランド化は必要ないのかということです。

○荒武畜産課長 1,000羽以上飼育している鶏農家について、畜産課で飼養状況の調査をしております。ことしの4月の調査では、地鶏というものが県内で18万7,000羽おりました。そのうちみやざき地頭鶏が13万6,000羽、その他の地鶏が5万1,000羽おられます。委員がおっしゃるのは全体としてという話だと思っておりますが、その他の地鶏がどういう在来種由来のものを使っているのかわかりません。県としては、宮崎県で開発したみやざき地頭鶏を中心にブランド認証もしておりますし、そのことを踏まえてきちっと差別化をして振興していきたいと考えております。

○満行委員 ということは、宮崎地鶏というブランド確立はしないと。

○荒武畜産課長 先ほど言いましたとおり、地鶏というものの定義が明確なものがありません。「宮崎地鶏」と申しますと、何をもって宮崎地鶏というのが非常にあいまいになりますから、「みやざき地頭鶏」というものを商品ブランドとして推進していきたいと考えております。

○中野委員 宮崎県の地鶏の中で、みやざき地頭鶏が今言われた数字なんですけど、本当の地頭

鶏——平飼いとかそれぞれ飼っている地鶏はわかっているんですが、今流通して地鶏として売られている中身は、正直言って鶏卵用の廃鶏の割合はどのくらいあるんですか。

○荒武畜産課長 国が調べている食鳥の出荷統計がございます。これでいきますと、ブロイラーは御存じのとおり1億1,000万羽宮崎から出ております。それプラス廃鶏は400万羽程度出ております。それから、さっき言ったような地鶏が75万羽出ております。ただ、400万羽のうちどの程度そういう販売がされているかということについては、把握のしようがないというのが実情でございます。

今一番問題になっているのは炭火焼きだと思いますけれども、炭火焼きで「地鶏炭火焼き」と書いてあるのはほとんどございませぬ。「地鶏炭火焼き」と書いてあるのは特定JAS基準に基づいた地鶏で製品がつくられておまして、あとの炭火焼きはほとんど「鳥」と書いてあるだけで、「地鶏」と明確には書いてございませぬ。ただ、消費者からすれば、それは地鶏だというふうに誤認されると思いますので、その辺については消費者に誤解を招かないようにきちっとやっていただきたいと思っております。地頭鶏協議会は少なくとも地頭鶏についてはそういうことのないように、今指導しているところでございます。

○松田委員 地鶏に関連して要望ですけれども、県としては「みやざき地頭鶏」という新しいブランドをしていこう。でも、大消費地の東京は「宮崎地鶏」として大変浸透しております。大きな居酒屋とかで「宮崎地鶏使用の店」という看板をよく見ます。かなり東京では「宮崎地鶏」というのは浸透しておまして、地頭鶏とかなんとか関係なしに、宮崎の鶏だという

ことで東京の人は認識をして、それを目掛けて食べに来るといった状態があります。そういう現状ですので、さっき各委員がおっしゃったように、「宮崎地鶏」という定義をしておかないと、物すごい勢いで宮崎地鶏が今ブームに乗っていますので、どこかで突き上げがくるんじゃないかという危惧を覚えております。業者さんが「宮崎地鶏使用の店」なんていう看板を使っていっちゃると思うんですけども、かなり評判がいいんです。そういう現状も踏まえて、鶏に対する認識を県のほうでも持っていたらというふうに思っております。

○荒武畜産課長 実は宮崎の地鶏は、昭和60年に県の試験場の川南支場で地頭鶏に基づいて地鶏が開発されたわけです。当初は「宮崎地鶏」という名前で売り出しておったんです。ただ、宮崎の地鶏というだけでは消費者に対するインパクトがないということで、ブランドとして認識していただくためには物語性がないといけないとかいろいろ量販店側から指摘がございまして、それで、地頭鶏というのは地頭職の方に献上するぐらいおいしい鶏だったということで、それを使っているということから、「みやざき地頭鶏」と平成16年に名前を変えたばかりでございまして、県としては「みやざき地頭鶏」をブランド名として推進していきたいと考えております。

○松田委員 平成16年からそういうストーリーに基づいて地頭鶏ということですけども、知事の口からも「地鶏、地鶏」ということで、日本じゅうの人が地鶏という認識を持っております。いま一度見直すとか、地頭鶏を拡大して地鶏というふうに持っていくということは不可能でしょうか。

○荒武畜産課長 平成16年に見直したばかりで

ございまして、当分の間は「みやざき地頭鶏」として推進していきたいと考えております。

○坂口委員 参考までに教えてほしいんですが、農業産出額では頻繁に額と順位の説明を受けるんです。要は農家所得だと思うんです。農家所得と農業所得の推移がどの程度あるのか、全国でどのぐらいの地位を占めてきているのか。

○玉置農政企画課長 農業産出額はコストが入ってございませぬので、農業所得、農家所得という形で説明をしたいと思っております。主業農家1戸当たりの農業所得は500万円ぐらいございませぬ。これは農業所得だけです。農家所得を入れると600万円ぐらいございませぬ。宮崎の場合は農家所得にすると全国よりは低くなります。兼業所得が少ないという特徴がございませぬ。推計は後ほど資料でお示ししたいと思います。

○坂口委員 トータルで言われているから、平均です。いいところばかりの所得じゃなくて、3,600億にカウントしている農家戸数で割ったときの平均の農業所得と全国での順位。わからなければ、農業所得が6位より高いのか低いのか。

○玉置農政企画課長 2004年、3年前は、1戸当たりの平均的な農業所得は207万円、全国2位という形になってございませぬ。畜産の所得が非常に高いという部分がございまして、ほかの県は米が中心だとすると、米価の下落がそのまま所得にも反映されているというふうに思っております。

○坂口委員 これだと、理想的というか良好な状態で伸びてきている。以前は順位が低かったんです。だから、リスクの大きい、過剰に投資して、コストがかかって実入りが少ない農業だ

ったんです。所得の順位を高めることを主目標にしないと、生活をいかに確保するかということだと思っんです。やたらコストだけかけさせれば、コストプラス幾らかの上乗せで付加価値で返ってくるから、出荷額を高めることだけに重きを置くのはどうか。農家所得を確保して何位に持っていくんだという実質的な長期目標を立てて、そこに持っていかせないと。

そして先ほどのような品目横断的な部分で、特に中山間地農業は、所得政策と農家所得の順位なり額を高めることとリンクさせた具体的な営農計画を立てるとか、そこらが必要じゃないかと思っんです。生産額を上げるのは、コストかけさせればそう難しいことじゃないと思っんです。高度化事業を入れたり規模拡大をやらせたり。その結果、農家のリスクが大きくなってコスト倒れになるような農業じゃだめだと思っんです。これは要望です。

畜産課長に、参考までに教えてください。宮崎地鶏は、平飼いで平米当たりは何羽でしたか。この前部長が答弁されたばかりだったんですけど。

○荒武畜産課長 特定JASが平米当たり10羽以下になっております。みやざき地頭鶏については2羽以下という非常に厳しい上乗せをやっております。

○坂口委員 参考までに、御苦労話も含めてですけれども、みやざき地頭鶏がこれだけニーズがありながら、なかなか羽数がふえてきていないという純度の難しさ、交配を戻しながら今の地頭鶏まで来たということと、100%の親鳥を持ちながら、その卵をふ化すればすべてひなでとれるんじゃないんだということ、そこらの過程というか難しさをもう一回レクチャーいただけると。100%の純度のものがどうなるかと

か、みやざき地頭鶏のひながどういう過程を経て農家に渡されていくのか。量産に入れない難しさですね。

○荒武畜産課長 みやざき地頭鶏につきましては、天然記念物である、在来種100%の地頭鶏と、白色プリマスロックという普通の肉鶏をかけ合わせまして、地頭鶏の雄鶏の親をつくります。それと別に、九州ロードという在来種血液量50%の九州各県でつくりました地鶏がございます。これとこれをかけ合わせた子供がみやざき地頭鶏でございます。天然記念物の地頭鶏はおじいさんに当たることになります。今おっしゃったとおり、地頭鶏からの生産性が非常に悪うございます。365日卵を産むような品種ではございませんので、それでできた貴重な卵をそれから3代かけてつくっていくということでございますので、時間もかかるし、簡単に都合ができないような状況になっております。

○中野委員 ブランドのところで地鶏の話が出ています。知事のおかげで宮崎地鶏がどんどん売れてありがたい悲鳴なんですけど、ブランドに傷がつかないように、皆さん方が知事にきちんと認識させにやいかんと思っんです。後で、県が改良してつくったのはみやざき地頭鶏だと、今売れているのは地鶏だと。やがてぐらぐらしたときに、皆さん方が、「いや、我々はきちんとみやざき地頭鶏、地頭鶏と言ってきたんだ」と言っても、東京を中心に、宮崎地鶏というのはブロイラーがあつたり廃鶏があつたり、あちこちで養ったのがあつたり、地頭鶏があつたり、ばらばらなんですよね。そのときにブランドが傷つかないように、きちんと今のうちに知事に認識してほしい、そういうことで傷がつかないようによろしく願いしておきます。

もう一点、農政企画課長、さっき自給率40%

と言われましたよね。40%の計算基礎は、何の40%と言われたんですか。

○玉置農政企画課長 カロリーベースの自給率です。

○中野委員 本当にカロリーベースで40%なんですかね。日本の自給率はどんどん下がってきて、ここ4～5年ずっと40%と言ってますよ。45%を目指そうと言って、もうかれこれ10年でしょう。本当ですか。計算が、金額ベース、量ベース、オリジナルカロリーベースいろいろあります。これをいいときにどんどん作り変えたりいろいろされているんじゃないか。というのは、自給率が農業政策の一番基本だと思うんです。これをきちんと——あなたは農林水産省から来ていらっしゃる方だから言っているんですが、これを誤っていかげんにしておけば、私は農業政策は誤ると思うんです。今、豪州とのEPAとかFTA、WTO、どんどん国際交渉しますよね。そのときの日本の立場とか、これからの農業政策は、自給率がどうなるかということで、これが基本になるんですから、これだけはきちんと間違いのない数字を——もう4～5年40%と聞いていますよ。その前はずっと下がっていたのに、何で今横ばいか。本当のことを農林水産省は教えないとだめですよ。

○玉置農政企画課長 私も確かなことはわかりませんが、中野先生の御指摘もちゃんと国につなげて、本当にどうなっているのか確認をさせていただきたいと思います。

○権藤委員 16ページの中山間地域等直接支払制度の推進ということですが、この制度ができるまではかなり熱い議論が展開されて制度の創設を見たわけではありますが、その後、本当に中山間地域でそのことによって若い人のUターン

とか、農山村に若い人が定着する、そういう意味で貢献をしているのかなと首をかしげるような気がいたします。

この制度の推進ということで5,500ヘクタールということですが、1戸当たりの受給額を見たときに、本当にそれに依存することによって——現金収入がないと若い人は子供の教育等の面で耐えられないということがあったと思うんです。また一方では、どういう形で不利益な地域に再配分をして定着してもらうか、そういう両面から、適正な額というのが我々自身もわからないんですけれども、その尺度がなければ、税金を投入するわけですから、受給することもルールづくりが難しい。

この制度によって中山間地域の若年者の農業就業、林業就業に貢献しているのかどうか。制度はできた。しかし、このままだと先細りをして、手続もややこしいからやめたと、そういうような形で、この制度が本当に推進の名に値するのかどうかという疑問を持っているんです。農家1戸当たり一番多くもらっているところはどれぐらいなのか、少ないところは限りなく少ないと思いますが、そういった現状と評価をお聞かせいただきたい。

○岡崎地域農業推進課長 交付金額は、協定参加者当たり、多いところで12万1,000円、少ないところで2万5,000円です。

それから評価ですが、委員がおっしゃった、後継者というのは非常に難しい問題ではあるんですが、平成17年の12月に集落の代表者に聞き取り調査をいたしております。その結果では、農業生産活動の継続、特に耕作放棄地の防止などに効果がありました。それから、集落営農組織の農業生産活動が活発になりました。協定参加者間の人間関係がよくなっておりまして、こ

のような結果は得られております。これにつきましては、確かに委員がおっしゃったようなこともありますし、平成19年度が2期対策の中間年に当たりますことから、第三者機関による中間年の評価をいたすこととなります。その中でもどのような形で貢献しているかを検証してみたいと考えております。

○押川委員長 委員の皆さん方はまだ御意見があるかと思いますが、各課ごとの報告もあります。副委員長のほうから要望があるということでもありますから、これを最後に終わりたいと思います。

○山下副委員長 ブランド振興についてはそれぞれ努力していただいています。今、30品目認証されているということです。商品ごとの認定基準というのがあると思うんですが、それを各委員に出していただくとありがたいと思います。

それから、商品ブランドの販売方法についての2の販売方法が、経済連が直接販売する方法、市場を通して売る方法、市場を通さずに量販店と直接取引する方法があるということですが、ブランドの販売比率がどういう体制で売られておるのか。それと、それぞれ利点あるだろうと思うんですが、それをお示しいただくとありがたいと思っています。

それから、先ほど畜産課長の答弁の中で、養鶏の鶏ふんについてはすべて焼却しているという答弁があったと思うんですが、これは正しくないと思っています。採卵鶏の鶏ふんは焼却処分エネルギーにかえておられると思うんですが、ブロイラー関係はそれぞれ堆肥化している実態もあるだろうと思っておりますから、そのことも確認をお願いしたいと思います。

それと、外山委員のほうから都城の水質の問

題、こういうあたりもきのうから議論になっているんですが、誤解があると思うんです。畜産の関係で水質の汚濁が出てきたと、きのうからそういう説明になっておるようです。私はそこまでの影響はないという思いがあるものですから、畜産に原因があるのかどうか、環境のほうともそのことを確認してお示しいただくとありがたいと思っています。

それから、担い手確保の問題です。きょうは農業大学校の校長もお見えですが、生徒さん方の希望という形でどれだけの人たちが入学してくるのか。それと卒業生の動向、どれぐらいの人たちが就農していつているのか、その辺のことを示していただくとありがたいと思っています。

それから、先ほど坂口委員の質問の中で、農政企画課長から農家所得の話がありました。207万円ということで全国2位ということですが、このことが本当かどうか、もう一回確認してみてください。

それと、畜産が多いから所得が高いという答弁があったというふうに私は聞いたんですが、果たしてそうなのかなと、そういう思いがあるものですから、正しくまたお示しいただくとありがたいと思っています。

それから、消費安全企画監がお見えのようですが、先日、都城の地鶏を飼っておられる方が関係して、東京か埼玉で事故があったと思うんですが、その問題をどういうふうにとらえておられるか、御意見をお聞かせいただくとありがたいと思います。

○吉田消費安全企画監 私、東京のKONNEにおったこともあるんですが、東京都では特に生肉を食べさせることは基本的にだめと言います。あるとき、かごしま遊楽館で鳥の生肉を売

っておりましたら、東京都の保健所が入って「やめろ」という話がありました。鹿児島県庁は、「これは薩摩の文化だから、どうしても売らせろ」という話もあったんですが、結局、保健所はだめと言いました。特に関東地域の方は、生肉に対して、特に鳥の生肉というのは食べさせないような感じに私は認識をしておりました。今回の話を聞いて、インターネットで取り寄せて生肉を食べたというのがいかなものだろうかと、私は直感をしたところであります。

○荒武畜産課長 都城鶏の焼却は、ブロイラーが23万トン焼却処分しております。採卵鶏については堆肥化处理をしております。

○山下副委員長 採卵鶏の鶏ふんを堆肥化しているんですか。

○荒武畜産課長 南国興産と川南町に2カ所発電施設がございます。そこに持ち込んでいるのはブロイラーの鶏ふんでございます。

○服部農水産物ブランド対策監 先ほど商品ブランドについての資料の要求がございましたけれども、商品ブランドの認定基準につきましてはしっかり基準を持ってしまして、それによって認証していくことにしておりますので、これにつきましては御提出させていただきます。

それと、私が報告しました中で、主な販売方法について細かく区分して御報告いたしましたのが、実を言いますと、市場を通して量販店と契約している部分、あるいは市場を通さずに直接契約している部分、そういったものが非常に込み入っています。それもたくさんの商品がございまして、これを経済連に出してくれと申し上げても、非常に膨大な数字を持っておりまして、なかなか集計できないといえますか、短兵急にはできないところがございますので、これ

については検討させていただいてよろしゅうございますか。見える形でまた御相談したいと思います。

○山下副委員長 そこまでは求めていないんです。どういう有利性があるのか、ブランド商品の窓口としてそれぐらいのことは把握しておられないのか。有利性がどう違うのか、県がとらえている中で答えていただけたらいいと思います。

○服部農水産物ブランド対策監 商品ブランドにつきましては、基準によりますけれども、鮮度あるいは糖度、おいしさとかいろんな切り口で認証しております。一般の農産物よりも非常に付加価値の高い、ニーズにマッチしたような商品として認証認定しておりますので、一般の商品よりも非常に高くで契約取引ができるということで、非常に有利に取引できると認識しているところでございます。

○米良営農支援課長 先ほどの都城盆地の地下水の硝酸性窒素の原因でございましてけれども、畜産の排せつ物、あるいは肥料の過剰施肥だけが原因と考えているわけではございません。ただ、一般的に、肥料や堆肥が施肥されますと、余った分は地下浸透していきますから、当然一つの要因として考えられると。そういった点からいろいろな対策を打っていく必要があると考えているところでございます。

○山下副委員長 答弁をちゃんとできるようにしておってくださいよ。原因はいろいろあることはあるんですよね。だけど、外山委員は、畜産の排せつ物が原因じゃないかということをおっしゃられるわけですから、そのことに対しての皆様方の見解はぱっと出さにかいかなんですかね。そういうことをもう一回検討しておってください。

○松尾県立農業大学校長 先ほど委員の方から質問がありました、入学者の状況と卒業生の動向ですけれども、今、学科の1年生が61名おります。これは、75名が受験して65名が合格し、61名が入学しております。学科が、農産学科、園芸学科、畜産学科の3つございます。現状を申し上げますと、農産学科が15名の定員のところ9名、園芸学科が25名の定員のところ24名、畜産学科が25名の定員のところ28名ということで、畜産関係が非常に希望がふえております。それから園芸学科の中でも花と果樹のほう希望者が減ってきておる状況でございます。

それから卒業生の動向ですけれども、この3月に62名ほど学科を卒業しております。そのうち40名が即就農するか研修後就農ということで、卒業生の約65%が、就農したり就農の意向を持っているということでございます。農業大学の専攻科に進学した者が4名、就職等した者が18名おります。就職の中では農業団体なり農業関連企業に13名ほど行っておりますので、8割以上が就農するか、関連団体等に就職という状況になっております。

○押川委員長 それでは、各課長に説明をお願いいたしますが、審査に時間を要するというところで、2課または3課ごとの4班に分かれて、ただいまから議案の説明と質疑に入っていきます。

まずは、農政企画課、地域農業推進課、営農支援課の審査を行いますから、その方だけお残りいただいて、準備をさせていただきますから、暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時27分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

それでは、農政企画課長から順次説明をお願いいたします。

○玉置農政企画課長 農政企画課でございます。

平成19年度6月補正予算について御説明申し上げます。

お手元の歳出予算資料の青いインデックスの「農政企画課」のところ、177ページをお開きください。農政企画課の6月補正額は、一般会計で2億5,982万4,000円の増額補正をお願いしているところでございます。この結果、6月補正後の予算額は、右から3番目の欄でございますが、27億6,580万7,000円となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

179ページをお開きください。下の方からちょっと上がったところでございますけれども、(事項)新みやざきブランド推進対策事業費でございますが、2億4,998万4,000円の増額となっております。この事業につきましては、後ほど別冊の説明資料で御説明申し上げます。

次に、その下から180ページにかけましては、総合農業試験場管理費844万4,000円の増額となっております。これは、試験場の維持補修経費とか検査機器等の購入等に関する経費でございます。

それでは、お手元に配付しております、平成19年度予算案の主な新規・重点事業説明資料をお開きいただきたいと思います。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。事業名、「みやざきブランド」向上プロモーション強化事業についてでございます。

この事業は、本県農産物の流通、販売における優位性を確保する観点から、いわゆる「みや

ざき」の名前で支持され、消費者の信頼をかち取るため、全国に向けた情報発信対策の強化やブランド価値の向上対策を実施するものでございます。

右側の資料にありますように、県全体で取り組むブランド対策のもと、農・畜・水・林産の食ブランドを「みやざきブランド」と表現し、「いのちの恵みに感謝する県、みやざき」を基本コンセプトに、本県農産ブランドの確立に取り組んでまいりたいと考えております。これまで、完熟マンゴー「太陽のタマゴ」や宮崎牛といった、一定以上の品質のものを商品ブランドとして認証する認証制度により、先ほど説明した30商品60産地を認証認定し、それらを牽引役に産地全体をレベルアップする商品づくりを進めるとともに、全国トップの残留農薬検査体制に代表される「信頼される産地づくり」、トップセールス等々による「安定的な取引づくり」の3つを柱に、本県農業に携わる人々と一体となって取り組んでいるところでございます。今回、これらの推進に必要な事業を創設したところでございます。

詳しい事業内容は、左側のほうの2の(4)、①は、農産物ブランドと水産物ブランドのコラボレーションなど、効果的な販売戦略を構築するためのアクションプランを策定する事業でございます。②は、ブランドイメージを定着するためのテレビCM放映や携帯電話用のホームページの作成、安定的な取引づくりを進めるためのトップセールスなどを開催する事業でございます。③は、特徴ある商品づくり及びそれを支える産地の維持拡大のため、携帯電話から産地情報を入手できるシステムの構築などを通じまして、ブランド認証マークの認知促進を図る事業でございます。④は、本県農産物に

ついて、東アジアの富裕層をターゲットに輸出拡大、取引の定番化に取り組む事業でございます。⑤は、完熟マンゴーや宮崎牛といった商品ブランドを知っていただき、さまざまな媒体で応援していただける宮崎の宣伝マンを育成する事業となっております。

事業期間は、平成19年度から3年間、予算といたしまして3,181万8,000円をお願いしているところでございます。これにより、みやざきブランド確立をしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

次に、3ページをお開きください。「みやざきブランド」安全・安心総合推進体制整備事業でございます。

宮崎県においては、これまで2週間程度かかっていた残留農薬分析を2時間に短縮する宮崎方式を開発し、安全性を確認した後で出荷する、出荷前自主検査体制を確立してございます。また、分析農薬の種類や分析の検体数を拡大することで、全国最高水準の農産物検査体制の充実を図ってきたところでございます。この事業は、それをさらに確実にするため、さらに、「安全・安心は宮崎」というイメージをアピールするため、全国すべての農薬に関して残留濃度を確認するなど、一層の体制強化を図るものでございます。このため、この事業では、経済連などが国庫事業を活用して、みやざきブランド安全・安心総合推進センターというものを新たに設置いたしまして、県、団体一体となって信頼される産地づくりを進めていくものでございます。また、全国に先駆けて機能性成分分析や分析能力の拡大等を行って、健康に着目した商品ブランドの開発を進めるものでございます。

右側の資料でございますけれども、先ほどの

みやぎきブランド安全・安心総合センターは、3つの機関を1つに統合いたしまして、下にございますように、残留農薬検査6,000検体、土壌分析3,000検体、栄養・機能性成分分析600検体に対応するセンターを整備するものでございます。

そのため、左側の(4)の事業内容として、①センター整備に係るもの。そのセンターが計画どおり能力が発揮できるよう、②の機能性成分分析対策強化事業や、③の残留農薬検査体制強化事業で、試験場の開発した分析技術のスムーズな移転や、その検体数、農薬数の拡大のための必要な助成を行っていく考えでございます。

事業期間は、平成19年度から3年間、予算は2億1,816万6,000円をお願いしているところでございます。これにより、日本一安全・安心な産地づくりを一層推進し、商品ブランドの開発により本県農産物の優位性を確保してまいりたいと考えております。

農政企画課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岡崎地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。

まず、平成19年6月補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、181ページをお願いいたします。地域農業推進課の6月補正額は、一般会計で7億907万7,000円の増額補正をお願いしております。この結果、6月補正後の予算額は、右から3番目の欄ですけれども、39億9,758万3,000円となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

183ページをお開きください。まず、(事項)元気な地域農業支援総合対策事業費3,758万6,000円の増額となっております。主な事業といたしまして、集落の将来像を話し合う元気な地域農業創出プラン策定事業、及び遊休農地やハウスの再生・撤去を支援いたします、地域が考える優良農地再生確保対策事業を実施いたします。

次に、(事項)青年農業者育成確保総合対策事業費2,511万1,000円の増額についてですけれども、これにつきましては後ほど別冊で御説明いたします。

184ページをお願いいたします。まず、(事項)中山間地域活性化推進費5億5,852万2,000円の増額についてであります。これは、中山間地域等直接支払制度の対象農地への交付金の計上に伴い増額をするものであります。

185ページをお願いいたします。中ほどの(事項)構造政策推進対策費4,157万2,000円の増額についてであります。1の担い手農地情報活用集積促進事業は、農地情報を提供するホームページの整備などを支援するものであります。2の地域密着型農地利用調整促進事業は、担い手への農地の面的集積を加速させるために必要な経費や、面的集積に必要な簡易な基盤整備を助成するものであります。

次に、お手元に配付いたしております、平成19年度予算案の主な新規・重点事業説明資料をお願いいたします。

5ページをお開きください。事業名、産地を担うニューファーマー確保・育成事業についてであります。

本事業は、農業の担い手不足が深刻化する中で、地域(産地)における一貫した新規就農者の確保・育成システムを構築するため、地域担

い手育成総合支援協議会と連携して、就農相談体制の強化や研修体制の整備、新規参入者に対する機械、施設の導入支援などを行い、地域農業を担う人材の確保・育成を図るもので、1,732万3,000円の増額補正をお願いしております。

事業内容は、2の(4)にありますとおり、①の就農啓発促進事業から⑤の就農定着化研修事業まで5つの事業を実施することといたしております。特に③の農業技術修得強化事業では、農業大学校で実施いたしております「みやざき農業実践塾」の中に、県外の就農希望者を対象といたしました1泊2日程度の県内視察研修を行う入門コースを新設することといたしております。また、④の新規参入者経営開始支援事業は、JAなどが経営開始に必要な機械、施設等を新規参入者にリースする場合の導入経費に対し助成を行うものですが、今回、規模縮小農家等の中古機械・施設のリースを事業対象に追加することとしております。さらに、⑤の就農定着化研修事業では、現在、普及センターで行っております新規就農者の集合研修に加え、個別の濃密巡回指導を実施し、新規就農者の早期経営安定を図ることといたしております。

続きまして、社団法人宮崎県農業振興公社について御報告いたします。

常任委員会資料9ページをお願いいたします。まず、1の公社の沿革ですが、当公社は昭和35年に県農業開発機械公社として発足し、農業経営基盤強化促進法に基づきます、県段階での農地保有合理化事業を担う必置機関として、また、国の畜産経営環境整備事業等における事業指定法人として事業を実施いたしております。さらに、本年4月には、公社等改革指針に基づく経営改定計画を1年前倒しし、担い手へ

の総合支援機能の強化を図るため、財団法人宮崎県農業後継者育成基金協会と統合し、県農業振興公社として出発しております。

2の組織については、記載のとおりでございます。

次に、3の出資金等につきましては、(1)出資金6,000万円のうち、2,000万円を県が、残りを市町村と経済連、信連等の農業団体が出資しております。また、(2)農地保有合理化事業を円滑に推進するための基金として、総額3億3,700万円の基金を国と県で造成いたしております。さらに、(3)農業担い手確保・育成基金として、9億8,150万円の基金を農業後継者育成基金協会から引き継いでおります。

次に、10ページの4の事業でございます。まず、(1)の農地保有合理化事業は、規模を縮小する農家等の農用地等を一たん公社が保有し、規模拡大や農地の集団化を図る認定農業者等への集積を促進するものであります。

次の(2)と(3)の事業は、昨年度まで基金協会が実施してきた事業を引き継いだもので、(2)の農業担い手確保・育成事業は、農業担い手確保・育成基金の運用益と国、県からの補助事業等を活用し、就農希望者への相談活動や先進農家等での研修に対する支援を行うものであります。

(3)の就農支援資金貸付事業は、就農計画の認定を受けた認定就農者に対し、技術習得に必要な研修や施設整備に必要な無利子資金の貸し付けを行うものであります。

(4)の畜産環境等整備事業は、家畜ふん尿処理対策のため、堆肥を還元する草地、飼料畑等の造成整備や家畜ふん尿処理施設、畜舎等の施設整備などを行うものであります。

(5)の受託事業は、県、市町村、農業団体

等から委託を受け、圃場整備や農地の開発・造成等の土地条件の整備を行うものであります。

なお、農業学校の管理受託は、平成18年度からは県直営管理としたところであります。

また、参考の（１）、農地保有合理化事業で買い入れたものの、売り渡し予定者の事情で5年以上売り渡すことができない、いわゆる長期保有地の状況ですけれども、ピーク時の昭和63年度には56.3ヘクタールありましたが、18年度に3.5ヘクタール解消した結果、18年度末では1.9ヘクタールとなっております。

次に、（２）の累積欠損金につきましては、経営全般にわたるコスト削減と積極的な事業展開に取り組んだ結果、平成5年度以降は単年度黒字を確保し、累積欠損金の解消が進んできました。しかしながら、平成18年度は、先ほど申し上げました長期保有地の解消に伴い、差損が977万円余発生したこと、また、新しい会計基準で退職引当金の不足額の積み立て1,195万円余が義務づけられたことから、平成18年度末の累積欠損金は935万円余となったところであります。

それでは、公社の平成18年度事業報告及び平成19年度事業計画について御説明いたします。

お手元の平成19年6月定例県議会提出報告書をお願いいたします。これの101ページをお開きください。1の事業概要は、ただいまの説明と重複しますので省略いたします。

2の事業実績ですが、（１）農地保有合理化事業は、事業費5億5,679万円余で、売買事業では、57.3ヘクタールの農地を借り入れ、53.8ヘクタールを売り渡したところであります。貸借事業では、新規貸し付けが7.8ヘクタールありまして、継続分と合わせて32.1ヘクタールの貸し付けを行っております。

（２）の畜産環境等整備事業は、事業費4億4,264万円余で、発酵処理施設の整備を行う資源リサイクル畜産環境整備事業を北郷町で実施するとともに、家畜廃棄物処理施設の整備や飼料畑の造成等を行います畜産担い手育成総合整備事業を、北諸第2地区と西諸地区で行っております。

（３）の受託事業は、事業費4億9,573万円余で、経営体育成基盤整備事業と中山間総合整備事業を委託し、3市2町1村の9地区で圃場整備などを行っております。

次に、102ページをごらんください。当公社の会計基準は、国の指導通達に基づきました改定作業を行い、平成18年度から新しい公益法人会計基準に移行しております。今回は移行初年度となりますため、平成18年度のみの実績報告となります。

3の貸借対照表であります。表の中ほど下、資産合計及び次のページの一番下の負債及び正味財産合計は17億1,832万円余であります。

102ページのⅠ資産の部の主なものを説明いたします。1の流動資産の合計は12億1,670万円余で、うち、上から8行目の事業用地の7億1,252万円余は、農地保有合理化事業で公社が保有している農地であります。また、その3つ上の事業未収金の2億8,236万円余は、主に受託事業に係る県からの工事受託料の未収金であります。

表の中ほどの固定資産の合計は5億161万円余で、基本財産3億9,700万円、特定資産のうち退職給与引当資産が8,050万円余、その他の固定資産445万円余となっております。

次に、その下のⅡ負債の部の主なものを説明いたします。1の流動負債の合計は4億2,147

万円余で、うち事業未払金は2億7,276万円余ですが、主に畜産環境等整備事業に係る工事代金等の未払金であります。その下、事業預り金6,735万円余は、主に売渡予定地にかかります預り保証金及び売り渡しに至るまでの貸付小作料保証金であります。

次に、2の固定負債の合計は7億8,544万円余で、うち事業借入金7億1,816万円余は、農地保有合理化事業で農地を買い入れる用地借入金として、全国協会、県信連から借り入れたものであります。

これらを合わせた、表の一番下にあります負債合計額は12億691万円余となりまして、資産合計から負債合計を差し引きました、103ページの下から2行目のⅢ正味財産の合計は5億1,141万円余となっています。

この正味財産のうち、基本財産に当たる指定正味財産が3億9,700万円であることから、下から5行目の一般正味財産は1億1,441万円余となっております。

次に、104ページをお願いいたします。正味財産増減計算書であります。1の経常増減の部の主なものについて御説明いたします。中段から少し下の(1)経常収益計は12億2,715万円余で、農地保有合理化事業収益から畜産環境等整備事業収益、受託事業収益、上から9行目の②事業収益は11億7,288万円余であります。

中段から少し下の(2)経常費用計は、105ページの⑤の2行下にありますように12億3,448万円余で、事業費11億4,777万円余、一般管理費7,414万円余となっております。

この結果、105ページ、中段からちょっと下の、企業会計でいいます当期純利益に相当する当期計上増減額はマイナス732万円余となりまして、2の経常外増減の部、下から9行

目の当期経常外増減額15万円余を加えた、その下の当期一般正味財産増減額マイナス716万円余が当期の赤字となります。

新しい会計基準では、累積欠損金を明らかにする項目というのはありませんけれども、前年度の累積欠損金218万円余に、この716万円余を加えた935万円余が平成18年度末の累積欠損金となります。

次に、Ⅱの当期指定正味財産の増減はないことから、正味財産期末残高は、一般正味財産期末の残高1億4,441万円余と、指定正味財産期末残高3億9,700万円を合わせた5億1,141万円余となっております。

次の106ページから107ページの財産目録につきましては、ただいま御説明いたしました貸借対照表の内容をより詳しくしたものですので、説明は省略させていただきます。

続きまして、108ページをお願いいたします。平成19年度の事業計画書についてでございます。

1の事業概要ですが、将来の地域農業を担う担い手の確保・育成を図るため、これまでの農地保有合理化事業、畜産環境等整備事業等と、新たに取り組みます農業担い手確保・育成事業、就農支援資金貸付事業を一体的に展開いたしますことにより、農業後継者育成基金協会との合併効果を発揮していくこととしております。

次に、2の事業計画ですが、(1)の農地保有合理化事業では、売買事業で、買入65ヘクタール、売渡39.5ヘクタールを、貸借事業で45.2ヘクタールの貸付を計画しており、特に貸付事業に力を入れることといたしております。

(2)の農業担い手確保・育成事業では、まず、基金事業といたしまして、就農を希望する

高校生等に対する奨学金の貸与や、青年農業者の先進農家等での技術研修に対する助成などに加え、平成19年度からは新たに、新規就農を目指す研修生に対する研修費の助成などを実施することといたしております。また、就農・就業支援対策事業として、就農相談会の開催や、就農希望者の研修の受け皿となります先進農家、農業法人に対する助成等に対する支援を行うことといたしております。

(3) の就農支援資金貸付事業は、就農計画の認定を受けた認定就農者等に対し、技術習得のための研修や就農準備に必要な無利子資金の貸し付けを行うもので、39件を予定いたしております。

(4) の畜産環境等整備事業では、2地区2市2町で事業に取り組むことといたしております。

また、(5) の受託事業は、5地区で事業規模20ヘクタール程度の圃場整備等を実施することといたしております。

次に、109ページの3の収支予算書であります。(1) の総括表にありますように、収支予算につきましては、国、県などからの補助事業で実施いたします一般会計、農業担い手確保・育成基金の運用益で実施いたします基金事業特別会計、国、県から貸付資金を借り入れて事業を実施する就農支援資金貸付事業特別会計の3つに区分してありまして、それぞれ110ページから113ページに掲載しております。本日は、時間の都合もございまして、109ページの総括表で一括説明させていただきます。

まず、一般会計について御説明いたします。Iの事業活動収支の部であります。1の事業活動収入の計は16億3,711万円余で、うち、上から4つ目の事業収入は6億257万円余ですが、

農地保有合理化事業収入、畜産環境等整備事業の地元負担金、就農支援事業の負担金収入などでありまして、その下の補助金等収入10億3,097万円余は、農地保有合理化事業補助金、畜産環境等整備事業補助金、圃場整備等の受託事業費等であります。

次に、2の事業活動支出の計は19億8,432万円余で、うち事業費支出19億303万円余は、農地保有合理化事業費支出、就農支援事業費、畜産環境等整備事業費、受託事業費などでありまして、また、管理費支出として、前年度並みの8,129万円余を見込んでおります。この結果、事業活動収支差額はマイナス3億4,720万円余となります。この差額は、主に農地保有合理化事業の農地の売買年度がずれることに起因するものであります。

次に、IIの投資活動収支の部につきましては、平成19年度は有価証券の売買がないことから、特定資産の退職給付引当金として1,195万円余を計上しております。

次に、III財務活動収支の部であります。1の財務活動収入の借入金収入12億4,900万円は、農地の買い入れ資金として6億2,200万円を全国農地保有合理化協会から、畜産環境等整備事業資金として1億2,700万円を県信連から、年度当初に不足する事業資金や公社の運転資金を賄うため、県から短期資金として5億円を借り入れております。

一方、2の財務活動支出では、1の借入金の返済として事業借入金3億8,783万円余、県からの短期資金5億円の計8億8,783万円余を支出することといたしております。

この結果、財務活動収支差額は3億6,116万円余となっております。

このほか、予備費として200万円余を計上いたしておりまして、繰越収支差額は前後期とも6,109万円余で、当期収支差額はゼロとなっております。

次に、基金事業特別会計を御説明いたします。まず、Ⅰの事業活動収支の部であります。1の事業活動収入1,305万円は、農業後継者育成基金協会から引き継ぎました農業担い手確保・育成基金の運用収入であります。

次に、2の事業活動支出であります。事業費支出は、ニュー就農奨学金制度事業外6つの事業の助成金支出と一般管理費支出でありまして、事業活動支出計は1,958万円余となり、事業活動収支差額はマイナス653万円余となります。

次に、Ⅱの投資活動収支の部ですが、1の投資活動収入の基本財産取崩収入と、2の投資活動支出の基本財産取得支出にありますとおり、2億円の基本財産を取り崩し、地方公募債等の有価証券の購入を行うことといたしております。

次に、Ⅲの財務活動収支の部ですが、収入、支出ともにございませぬ。また、Ⅳの予備費支出もゼロとなっております。

この結果、基金事業特別会計におきます当期収支差額はマイナス653万3,000円となります。前期繰越収支差額が同じく653万3,000円ですので、次期繰越収支差額はゼロとなります。

次に、最後ですけれども、就農支援資金貸付事業特別会計についてであります。まず、Ⅰの事業活動収支の部ですけれども、1の事業活動収入は1,707万円余で、事業収入は、研修資金等の貸付金償還収入、借入金収入は、国及び県からの長期借入金収入であります。

次に、2の事業活動支出であります。事業費

支出の3,736万円余は、認定就農者に対する資金貸付金2,800万円余と、認定農業者に対する資金貸付金であります。借入金返済支出604万円余は、国及び県からの長期借入金の返済支出であり、事業活動支出計は4,340万円余となり、事業活動収支差額はマイナス2,632万円余であります。

次のⅡ及びⅢは、収入、支出ともございませぬ。また、Ⅳの予備費支出もゼロとなっております。

この結果、就農支援資金貸付特別事業会計におきます当期収支差額はマイナス2,632万円余となりまして、前期繰越収支差額が2,632万円余ですので、次期繰越収支差額はゼロとなります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○米良 営農支援課長 営農支援課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の187ページをお願いいたします。営農支援課の6月補正額は、一般会計で1億8,129万3,000円の増額補正をお願いしております。この結果、6月補正後の予算額は、右から3番目の欄であります、28億1,794万6,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

189ページをお開きください。（事項）農畜水産物加工体制確立対策費でございますが、290万9,000円の増額となっております。主な事業として、2の農業と食品産業の連携強化促進事業についてでございます。これは、産地と県内食品製造業者等とのマッチングの促進等を行うことにより、農産加工の推進や農業と食品産業の連携強化による農産物の安定的な供給

体制の確立を進めるものでございます。

次に、（事項）新農業振興推進費でございますが、1,757万7,000円の増額となっております。主な事業としまして、1のみやざき食の安全・安心総合推進事業についてでございます。これは、食の安全・安心に対する関心が高まる中で、新しい価値に対応した農業を展開していくため、天敵や特定防除資材等を活用した特別栽培農産物等の生産に向けた栽培技術の開発や普及を図る事業と、流通・開発・消費段階において食品表示適正化の推進や、消費者による安全・安心チェックシステムの構築を図り、県民の安全・安心な消費生活の確保に資するための事業でございます。

次に、3の㊦女性が伝える「みやざきの味」情報発信事業についてでございます。これは、県民向けのアンテナショップ等におきまして、JA女性部等が中心となって、消費者との交流を図りながら、直販コーナーでのブランド認証品目等のPR、あるいはイトインコーナーで「みやざきの味」を提案しながら、本県農畜産物の理解促進や、本県ならではの食育、地産地消の取り組みを推進するものでございます。

次に、190ページをお開きください。上段の（事項）農業改良普及活動特別事業費でございますが、2,058万7,000円の増額となっております。主な事業としまして、1の新しい農業改良普及体制整備事業についてでございますが、これは、多様化する農業者のニーズに的確に対応できる普及活動を展開するため、普及指導員の資質の向上を図るとともに、大学等の専門家や先進的農業者を普及指導協力委員に委嘱することにより、普及活動の対応分野の拡大や高度化を図るものでございます。

次に、中段の（事項）農業経営改善総合対策

費でございますが、4,725万900円の増額となっております。主な事業としまして、1の元気な農家をつくる経営健康診断事業についてでございます。これは、経営改善意欲の高い農家群に対しまして、将来の経営の目標となる経営革新プランの作成支援や、毎年の計画と実績を定期的にチェックする経営健康診断などを実施することにより、元気な本県農業の担い手の育成・確保を図るものでございます。

次に、191ページをごらんください。上から2番目の（事項）環境保全型農業総合対策費でございますが、2,433万8,000円の増額となっております。主な事業としまして、1の元気みやざきエコ農業3倍化プラン推進事業についてでございます。これは、環境に配慮した持続的な農業生産を推進するエコファーマーの認定拡大を図り、環境負荷への軽減や環境循環型野菜等の認証拡大による、みやざきブランド対策を推進するものでございます。

次に、4の㊦農地・水・環境保全向上対策事業についてでございます。この事業は、平成19年度から国の施策として、地域における農地・水・環境の良好な保全と質的な向上を図るための活動を支援するものでございますが、農村整備課が所管する共同活動支援と、営農支援課が所管する営農活動支援とがあり、後ほど農村整備課長が一括して御説明いたします。

次に、下段の（事項）重要病害虫防除対策事業費でございますが、2,716万5,000円の増額となっております。主な事業としまして、4の㊦野生猿被害防止総合対策事業でございます。この事業につきましても、お手元に配付しております、平成19年度予算案の主な新規・重点事業説明資料で御説明申し上げます。

資料の7ページをお開きいただきたいと思います

ます。この事業は、中山間地域から平たん地まで広範囲に拡大している野生猿等による農作物被害を防止するため、モデル地区を設置し、野生猿対策専門のアドバイザー等の診断に基づく地域ぐるみでの被害対策の実証及び検討を進めるとともに、県内全域を対象に低コストで効果の高い鳥獣被害防止施設の導入を支援いたすこととしております。

事業内容でございますけれども、右側のページのフロー図で御説明を申し上げます。最初に、①の被害多発地域緊急モデル支援事業でございますが、市町村が事業主体となり、野生猿の被害が大きい地域をモデル地区として、市町村や集落住民、有害鳥獣捕獲班、関係機関などによる野生猿被害対策協議会を設置し、野生猿対策専門アドバイザーの助言・指導に基づきまして、地域の実態に応じた総合的な被害防止対策を推進するものでございます。具体的には、アドバイザー等の指導を受けながら、被害の実態調査や集落環境の改善など地域ぐるみの取り組みを進めますとともに、集落や圃場への野生猿の接近を警報で知らせる接近警報システムや、猿を追い払う訓練をしたモンキードッグ、弾力性のあるポールとネットを組み合わせた侵入防止ネット「猿落くん」など、地域に応じた多様な被害防止技術の導入を支援することとしております。これらの取り組みを効率的に組み合わせ、効果的な被害防止対策をモデル地区ごとに確立してまいります。

また、中ほどの新技術実証事業におきまして、これらのモデル地区との連携を図りながら、新たに開発された被害防止技術や、本県で初めて導入する技術につきまして、地域の農業改良普及センターが実証検討を行い、新たな防止対策の開発普及を図ることとしております。

次に、一番下の被害防止施設導入事業でございますが、本県では、野生猿に限らず、イノシシ、シカ、鳥類等による被害も深刻であります。このため、食害防止や侵入防止のためのネットなど、低コストで効果的な被害防止施設の導入を支援する事業でございます。

これらの事業により、野生猿を初めとした鳥獣被害を防止し、農業経営の安定と生産者の意欲向上を図ってまいりたいと考えております。

事業期間は、平成19年度から21年度までの3年間で、予算額は2,072万1,000円を予定しております。

営農支援課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○押川委員長 質疑があるわけでありましてけれども、ちょうど昼に入りましたので、ここで暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後1時0分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

質疑のある方はよろしくお願いたします。

○松田委員 重点事業説明資料の1ページ、「みやざきブランド」向上プロモーション強化事業で1点お伺いいたします。(4)の事業内容、②みやざきブランド情報発信対策事業でテレビCMの項目について伺いたいと思います。昨年度もTBSの「朝ズバッ」で「ごちそうさまが聞こえない」というコメントで宮崎県がCMを打たれたかと認識をしております。そちらのほうに費やした費用と――CMに対する効果というのは大変難しゅうございますけれども、そちらのほうの事業振り返りをお聞かせいただきたいと思います。

○玉置農政企画課長 昨年も含めて過去3年

間、「いただきます」ということを推奨しましょうということでコマーシャルを打ってきました。日曜日の朝の「がちりマンデー」という番組がTBS系列でございますけれども、その中でスポット的にテレビCMを入れさせていただきました。テレビCMの予算でございますが、30秒と15秒のCMがございました。30秒では1,575万円、15秒では787万5,000円程度の支出をして取り組んできたところでございます。認知度については、3年間かけましたので、徐々に認知度がアップしているというふうに感じております。

○松田委員 それぞれプロモーション活動、先ほど出ました地頭鶏、ブランドの名前については県の方で努力をされたと思うんですが、一挙に覆す一大タレントが県知事として君臨をされました。そうしますと、県知事の名前が先行いたしまして、「地頭鶏」とか「ごちそうさま」「いただきます」というようなことが薄れてしまっている状況にあるかと思いますが、これから先のプロモーション活動におきまして、それを継続しておやりになるのか、それとも県知事といった一つのキャラクターを全面的に出していかれるのか、その辺の方策をお聞かせいただけますか。

○玉置農政企画課長 具体策についてはこれから詰めていきたいと思えます。テレビCMを引き続き考えていきたいと思えますし、知事のトップセールスもきちっと取り組んでいきたいと思っております。ただ、知事だけが顔ではないので、宮崎県はさっき言った安全・安心というものもありますし、「いただきます」とか地産地消、そういったイメージもあわせて宮崎県として売っていく必要があると思っておりますので、そういった観点全体含めてCMを考えてい

きたいと思っております。

○松田委員 先ほど聞きました、3,500万円ぐらいかけていらっしゃるCM費ですが、10本ぐらいでございましたか。それで見ますと、この業界、大変高いな、特に行政がおやりになるCMの中ではちょっと高いんじゃないかなと感じました。ちなみに、どこの広告代理店がおやりになっているかお教えいただけますか。

○服部農水産物ブランド対策監 これは九州電通さんをお願いをしたところでございます。

○松田委員 これに関しましては、広告代理店は当然入札と申しますか、この場合はコンペ等はなされた結果でありましたでしょうか。

○服部農水産物ブランド対策監 3年間継続して実施してまいりました。したがって、最初に企画を提出いただいてコンペをしました。後はノウハウ等ためていくこととなりますので、随契ということでやってまいりました。

○松田委員 最近のCMの中で、広告業界で特筆した例がございました。「雪国まいたけ」という会社がございました。あれが売り上げが一挙に3倍になりました。取扱店がたしか5倍だったと思えます。本会議でも出ましたけれども、これは1人のタレント、はなわがこういうことを言ったんです。商品はモヤシでございました。

「モヤシはめっちゃめっちゃ高いから、みんな買わないよ」という逆説のCMを流したところ、大変に売り上げが上がったというようなことがございます。テレビコマーシャル、使い方によっては——少しずつ浸透させていくというねらいもあるかもしれませんが、際物でございまして、使ったはいいけれども、全然効果が上がらないか、一挙に単発にどんと効果が上がって、その後継続しないで売り上げがまた落ちてしまうという大変難しい媒体でございますので、効果的

にお使いいただきたいと思います。ありがとうございました。

○山下副委員長 営農支援課にお尋ねしますが、経営指導農家数はわかりますか。

○米良営農支援課長 それは普及センターが指導している農家数という意味でございませうか。

○山下副委員長 違います。経営再建です。

○米良営農支援課長 済みません。後でお答えさせていただきたいと思います。

○山下副委員長 できますれば、経営形態ごとに経営指導農家がどれぐらいおられるか。今は確認できないですね。

○押川委員長 後ほど、資料の提出なり報告をお願いいたします。

○満行委員 野生猿被害防止総合対策事業ですが、きのうも自然環境課が同じ事業名の説明がありました。1,300万円。きょうはまた2,000万円の事業が7ページに出ておりますが、明細書を見ると違いますよね。費目が違うということは、一方は環境省サイドという視点なのか。きのうは全額県費ですよとおっしゃったんですけど、きょうはこれで見ると国庫、県単ということで、1,000万円ほど国の補助があるみたいですが、そこあたりについて教えていただきたいと思います。

○米良営農支援課長 野生猿被害防止総合対策事業は、環境森林部のほうの事業と一体的に進めるということにはしております。ただ、環境森林部のほうは総合的な被害対策の立案調整とか個体群管理が主でございまして、農政水産部のほうでお願いしております事業は、農作物被害対策を主とした事業で組み立てているところでございます。

また、国庫の事業につきましては、重点事業説明資料の8ページにあります新技術実証事

業、普及センターが新たな技術を実証する、こういう事業につきましては国庫の事業で対応することとしております。

○満行委員 環境森林部がやる野生猿被害防止ですから、野生猿被害というのは、今おっしゃる農作物被害が大部分なのかなと思うんです。だから、対象は同じ事業なのかなと思うんですが、営農支援課は農作物被害を重点にということですけど、我々から見ると、対策ということは農産物の被害防止なのかなと思うんです。きのうは、相談員を100名県下に配置するとか、野生猿総合対策検討委員会を開くとかになっていたんですが、こちらではモデル地域の野生猿被害対策協議会を開くということです。それぞれ部をまたいで——野生猿総合対策検討委員会とか向こうは向こうでやられるんですが、農政水産部としては一緒にチームをつくってやるという認識でいいわけですか。

○米良営農支援課長 県全体としては、環境森林部等関係部と一緒に総合的な対策等について検討してまいります。本日お願いしております事業は、地域の中で住民の方々が中心になって被害防止の対策を実際に打っていく事業でございまして、モデル地域を設置して、そのモデル地域の中で総合的な対策、具体的な対策を打っていくことにいたしております。

○満行委員 2,000万円、1,300万円という事業なので、相手は同じ野猿ですから、ぜひもっと有機的にやってもらえんかなと。一方は全県下の、一方は7地区モデルをつくってと。両方並行してやるというのはわかるんですけど、部をまたいでばらばら同じ事業をやるみたいにか見えないんです。そこあたりはぜひ一緒に研究とかやっていただきたいと思います。

○山下副委員長 4ページ、ブランド関係です

が、検査体制が19年度から新しく整備がされまして、経済連、JA西都、JA宮崎中央が一本化されて新たな検査システムをつくられていくということなのですが、1検体当たりのお金はどれぐらいかかるんですか。

○齋藤総合農業試験場長 総合農試で分析している場合は、1件3万円で受けております。こちらの計算はわかりませんが、相場として県内ではそのようになっております。

○山下副委員長 これは、残留農薬、栄養分析とかすべてですか。

○齋藤総合農業試験場長 残留農薬分だけしか試験場では依頼分析は行っておりません。機能性成分はまだ試験段階で、有料化はしておりません。

○山下副委員長 経済連が検体をやっていますよね。

○服部農水産物ブランド対策監 経済連が受けてやっているものにつきましては、掛かり経費——人件費、試薬類がかかってきますけれども、それらをひくくめまして——JA系統でやっていますのでどのくらいになるかというのは把握しておりませんが、系統外の生産者がお見えになったときは、分析料金が10万円になっております。

○山下副委員長 1検体ですか。

○服部農水産物ブランド対策監 はい。1検体で、農薬数が290を分析する場合の数値でございます。

○山下副委員長 農薬数が何ぼ。

○服部農水産物ブランド対策監 290検体です。

失礼しました。JA系統では1検体当たり1万数千円の経費となります。うち3,000円余りをJAが負担することになっております。した

がいたしまして、JAグループ、いわゆる系統共販をする方たちの分析でありますと、非常に低価格で対応されているということになります。

○山下副委員長 先ほど質問したんですが、結局、販売のやり方、経済連を通じてやるのと、独自の開拓、それと量販店等に個人的にやるもの。ブランド商品の売り方に対して、残留農薬のチェックのあり方というのが、そこはすべて把握されていますか。

○服部農水産物ブランド対策監 残留農薬を検査する場合に、ブランド商品であるかないかによりまして回数が違っております。残留農薬検査の回数は、1品目当たり月2回以上というのがブランド商品でございます。非ブランド商品になりますとそれ以下の回数になってきまして、ブランド商品についての残留農薬体制は力を入れておる状況でございます。

○山下副委員長 営農支援課にもう一回聞きます。一般質問でも取り上げたんですが、酪農をやめて廃業された人たちが、去年の4月からことしの6月、この前までで41件ぐらいやめているんです。その中の15件が経営不振なんです。その内容は把握されていますか。

○米良営農支援課長 具体的に経営の状況等がどうだったのかというのは、今のところ手持ち資料がございませんので把握しておりませんが、先ほどございましたコンサルの中で、18年度には78経営体のコンサルを実施しておりまして、その中で酪農が12戸ございます。12戸の酪農家の方々については、経営コンサルをしながら経営改善に向けた指導をしているところでございます。

○山下副委員長 データがないということですから、後で出していただきたいと思います。

非常に国際化、そして特に畜産経営も経営体

によってはかなり厳しくなってきましたから、各普及センターで分析をしていただいて、早目の指導が必要だろうと思うんです。その辺の今の取り組みをどう把握されているか。

○米良営農支援課長 非常に経営環境も厳しくなってきました。これからの経営の立て直しの中では、経営分析、それに基づく技術の改善、コスト削減の指導が大変重要だと考えております。

このために県では、昨年度から元気な農家をつくる経営診断事業を実施しております。農業経営者組織協議会（青色申告会）の方々を中心に経営改善革新プランをつくっていただいて、その革新プランに基づいて、自分の実績がどうなっているのか毎年チェックしながら、経営が順調に進んでいるのか、あるいは危なくなっているのか、どこに問題があるのか、そういうものをチェックしていこうということで取り組み始めております。それと同時に、先ほど申しました経営コンサルも進め、また普及センターでは経営指導等も行っております。モデル農家を74戸設置しております。そのモデル農家の方々の状況等も把握しながら適切に指導していきたいと思っております。

○山下副委員長 行政というところは、割といい農家をつかんで、いい農家のデータをもとにするんですよね。そうじゃなくて、悪い経営農家をどう育てるかですから、そこ辺のチェックをどうされているかということをお聞きしています。その取り組みを、チームを組んで各団体と連携していい行政指導ができたかなと思うんです。ぜひその辺の取り組みをお願いしたいと思います。

○米良営農支援課長 モデル農家は一つの指標になりますから、レベルの高い農家が多いと思

っております。先ほど申しあげました経営革新プランの作成、あるいは経営コンサル、こういう中で、経営に問題を抱えている方々も対象にしながら、JA団体、畜産団体等と一緒にやっていきたいと思っております。

○坂口委員 新規・重点事業説明資料の4ページの括弧書きの中の「ポジティブリスト制度への対応」、具体的にはどんなことを考えておられるのか。

○玉置農政企画課長 ポジティブリスト制度は去年の5月から開始されております。基本的には、農家に周知をして、生産記帳から始まっているとやっていたりしております。そういった宮崎県の今の努力をきちっと担保していきたいということで、ポジティブリスト制度で安全なものを使うようになっている。入り口段階の農家の段階できちっとやる。さらに出口段階でも守られていることを確認するために、農薬検査400を目指してやっていきますので、生産者の努力をきちっとここで担保していきたいという意味でのポジティブリスト制度への対応で、ポジティブリストを何か違うことをやるんじゃないくて、そういった努力をここできちっと取り上げてやっていきたいということでございます。

○坂口委員 完全な各国基準と国際基準での数値と農薬の判定、400種類は、各国が持っている基準が暫定期間の場合は許されるわけです。それが200余りありましたか。790ぐらい想定したときに、200ぐらいは各国基準と国際基準で認めざるを得ん部分があると思うんです。この体制整備の中で、それを宮崎県は独自に判定できるんですよ。だからポジティブリスト対応型なんですよということと、全くの登録外の残る部分も何十かあったと思うんです。ここらへの

対応という意味でないと、総合体制整備推進事業じゃなくて、あくまでも営農指導の中での一つの取り組みとしか位置づけられないと思うんです。この400種類で果たしてどうか、これは国内登録分だけのような気がするんです。

○玉置農政企画課長 県内で流通しているのが大体200あるらしいんですが、過去も含めて、国内で使用されている農薬数は350ぐらいあるということですから、400というのはそのさらに上を目指そうということなんです。今使われていなくて過去に使われたものを含め大体350と言われていまして、さらにその上の400を目指して取り組んでいく。

国際的には700種類ぐらいあるようなんですが、基本的には宮崎の安全・安心ですから、海外産のチェックをするわけではないんですけども、できる限り幅を広げて、まずは国内、今流通していないものまで含めて取り組んでいきたいということで400ですので、それで安全・安心の拡大にはつながるのではないかと考えています。

○坂口委員 拡大という意味では評価しているんです。早いという意味です。これは物すごく評価しているんですけど。

今までの県の説明ではたしか790ぐらいだったと思うんです。その中の400ぐらいが国内登録で国内使用可。しかしながら、国内使用不可でも、それぞれの国が基準を持って登録している農薬と、国際ルールの中で認めた残留については、暫定期間認めざるを得ない。それ以外のものは全くゼロ。世界どこでも登録されていない、認知されていないのは恐らく0.01ppmだったと思うんです。1億分の1。これに対応できてこそ初めてポジティブリストへの対応と、安全・安心の中では銘打てると思うんです。

国内で今まで登録された400種類、現に使われているものが350ぐらいですか、これに的確に対応できますよだけでは、ポジティブリストじゃなくて、残留農薬を国内基準は徹底して守っています。それが食べる前にわかる食材なんですよということまでしかまだ行っていないと思うんです。「ポジティブリスト対応型」となったら誇大広告みたいな気がするんです。でなければ、ポジティブリスト対応への営農指導をやっているということで、体制整備と銘打たれるからには、この升から外すべきじゃないか。でないと、せっかくの今の2時間判定の、機能性成分まで取り組もうとする——現実と期待の部分とをごっちゃにすると、かえってこの評価は落ちるんじゃないかという気がして、そのところをお尋ねしたかったんです。

それと、どういうぐあいに判断して囲んだのか、近未来でこれは実現可能と考えておられるのか。

○齋藤総合農業試験場長 現在、総合農試で開発していますのは350までは行っております。ここにあります400種類というのは、19年度のセンターでの目標でございます。試験場としての当面の目標は、800までは行かないんですが、600を目標に開発に取り組んでいるところでございます。

○坂口委員 これは「平成19年度整備」として「ポジティブリスト制度への対応」と書いてあるんです。ほかの部分は対応して現にクリアできておる。これを400、機能性を200ぐらい目標を持っておられると思ったんです。現にポジティブリストで対応できるとなったら、マーカだけでも国外の分も持たないと無理じゃないんですかというんです。国内登録分の350種類を目標にしている時点で、19年度内で対応できる

んですか。事前に短時間で判定できるというのは、物すごい宮崎の農業の成果だと思うんです。だから、こういう確固たるものと一緒に、これから取り組もうとするものを19年度整備体制の中に組み入れて、ポジティブリスト制度への対応をやるんだと言われるけど、本当にやれるのかなと。

ポジティブリストといたら、一番の問題は、国内で登録されていないものをどうやっていくのか、あるいはその国の基準がどうなっているのか的確につかんで、おまえさんところで登録している農薬が、おまえさんところでそれ以上に使っているじゃないか。特に中国に対しては、日本でだめでも、暫定期間中は中国で認めて登録されている中国基準以内は、ポジティブリストで外すことはできないでしょう。メーカーも持っていないような農薬については全く見つけることもできんでしょう、0.01ppm対象の農薬というのは。県の今までの報告では何十種類かあることになってますよね。それに対応できる見通しがついて初めて——今年度具体的に対応するのはポジティブリスト制度への対応ではだめじゃないか。残留農薬への対応ということならいいんです。拡大して行ってこれだけになりましたと。でないと、今までの成果がもったいないというんですよ。

○服部農水産物ブランド対策監 4ページの書き方についての問題もあろうかなと、今思ったところでございます。左側の上の方に「現在の検査機関」というのが3カ所ありまして、19年度に「みやざきブランド安全・安心総合推進センター」なるものを整備しますと、それをもって、その下にあります施設、機器の整備をやりまして充実・強化を図っていこうと、それから指導体制の強化を目指して、GAP導入、ポジ

ティブリスト制度に対応できる体制整備をしていこうと、これは19年度だけではなく、その後の体制整備充実を含めての書き方でございます。

○坂口委員 でないと、下の方の具体的400種類、6,000検体やるんだ、3,000検体やるんだ、その後の機能性やるんだと——どこも出てこないんですよ。国内登録外農薬への対応の部分とかが。では、本当に「ポジティブリスト制度への対応」と銘打てるのか。19年度事業だったら、少なくともここに入ってくるべきじゃない——批判しているんじゃないんです。せっかく今持っておられる、世界でも最高水準、第2位にかなり差をつけてトップを走っているランナーですよ、この領域にかけては。だから、確固たるもので具体的な事業の説明をされたわけですから、経済連が3つの検査施設を整備をする。だから、この中に銘打ってどうか。これは考え方の違いだから、これで終わって。

これは地域農業推進課になりますか、報告書の102ページの見方ですけど、貸借対照表の資産の部の流動資産の事業未収金2億8,200万円、それと事業未払金の2億7,200万円、これの関係はどんなになるんですか。出る金の性格、入る金の性格。

○岡崎地域農業推進課長 まず、2億8,200万円につきましては、受託事業に係る県からの工事受託料の未収金ほかでございます。

○坂口委員 出るほうの事業未払金2億7,200万円余り。

○岡崎地域農業推進課長 畜産環境整備事業、これは公社が県から事業主体として受けて、業者のほうに出す事業でございます。

○坂口委員 下請への……

○岡崎地域農業推進課長 下請ではございませ

ん。公社が事業主体でございます。公社が発注元で業者さんに出す。その分の工事代金が3月31日現在でまだ払われていなかったの、負債で残ったということになります。

○坂口委員 県から受けた受託事業に対しての外注部分への支払いが未払いで残っているというんじゃないかと、全く連動しないお金ですね。

○岡崎地域農業推進課長 最初の事業未収金につきましては、県から入ってこない金。2億7,000万円のほうは、公社が発注して、まだ業者さんに支払われていない金ということで、別でございます。

○坂口委員 畜環に対して受託したお金が2億8,200万円未収金じゃなくて、これは全く別な事業の未収金ということですね。

もう一つ、108ページの今年度の計画、ここの受託事業です。3つの事業が想定されているんですけど、これは具体的には、県が発注する工事を公社が受託されてやっていく19年度の工事契約の予定になるんですか。

○岡崎地域農業推進課長 そうでございます。

○坂口委員 今、一般競争入札導入で入札率が76%ですよ。それを想定されての収入の予測なのか。それとも、今までの90何%でやってきた折の設計額に近いものが当然入ってくるであろうという歳入見通しなのか、どんなぐあいに判断されているんですか。

○原川農村整備課長 この額については、落札率とかを考慮しない、通常かかるだろうという経費だと聞いております。

○坂口委員 そうなると、経営改善のさなかですよ。コストを積み上げて、自分ところでやればこれだけかかるんだぞというもので積み上げられたものになりますよね。僕らは当然、この工事については、コスト縮減の観点から言え

ば、一般的に言って、同種の工事が76%で落札できるようになったじゃないかということで、県の財政方に物を言わざるを得なくなると思うんです。そうなったときにどうされるかということで、これを確固たるものでぎりぎりの予算を、来年度の経営見通しをここで組まれることが、果たして正しい手法かなという心配をしているんですけども、そこはどう検討されますか。もし狂ったときは。

○原川農村整備課長 例えば、公社に対する委託の件でございますけれども、特に35年にできてから、個人の財産である農地を直接使う整地工とか農地造成につきまして、公社にやってきております。ただ、今委員が御指摘のように、最近、公共事業全体の予算が少なくなっているということもございまして。また、民間の技術力が向上しているということもあります。また、入札改革が進んできているということがございまして。そういうのを踏まえて、公社が経営改善計画を立てまして、23年に向けて受託工事を廃止することになっております。

それで、公社が民法34条に規定する公益法人ですので、営利を目的としないということで建設業の登録ができません。それで一般競争には参加できないという特徴もございまして。ただ、入札改革も進んできているということで、今後、23年廃止という公社の経営改善計画も踏まえながら、公社が今まで培ってきた技術力を、23年に向けて民間にきちんと技術移転していくと。その上で、23年から公社が関与しないことができるようにきちんと対応していかないとはいえないと思っております。

○坂口委員 技術移転はもうできていると思うんです。それは公式に認められたルールの中で、専門工種的に、一般土木で公社並みの点

数、実績を持っているところ。問題は、設計単価を何を採択されているかという、標準歩係なり標準単価、地域単価で設計されていくと思うんです。これからことごとくやったとき、仮に1年間に4回物価調査をやった場合は、社会変化の動向を調べて設計は変更してもいいということがあるわけだから、僕らは当然単価調査を県にお願いすることになると思うんです。そうなったときことごとく単価は安くなっているんです。公益法人だから公社の分だけ高い単価でやっていくんですよという理屈は通らないと思うんです。

だから、契約の時点で、単価が本当に適当かどうかという精査をせざるを得ない時期が来ると思うんです。ことごとく76%、77%ですから。だって、設計価格というのは実勢価格なんです。利益も何も含まない実勢価格。今までの現場で、幾らお金がかかってこれはできたのと、だからこれだけかかるよというものを設計している。だから、調査価格の実勢価格なんです。だけど、調査価格の実勢単価が25%も高く組まれているんです、今の設計書には。だから、これは社会の著しい情勢の変化が起こったということで、単価見直しの条件は整ってきているんです。見直したときには25%下げざるを得ないということはわかっているんです。

その中で、公益法人だから民間の領域にお邪魔しちゃいけないということで指名に参加しなかったのが、今度は優遇されるんですよという形にならざるを得ない。だから、宮崎発の一般入札制への導入、宮崎が日本を変えるんだというときには、ここらを改善されないと、とんでもないはったりになるんですよ。宮崎モデルでしょう。ここは僕らは徹底して追求していかざるを得ないんですよ。今の設計書では、公社に

やらせれば25%高く出ることにはわかっているんです。でも、どんな設計書も今後なくなるんですから、そういう高い単価は。それぐらい社会情勢が著しく変わるんです、この改革は。だから、それをなぜここに想定されて、これだけのお金が入ってくるから何とか1年間やっていけて、経営改善計画はまた目標に向かって進みますよなんて——相当狂うことになりましょ。

○原川農村整備課長 現在、経営改善計画がございまして。公益法人でございまして、現在は一般競争に参加できない。営利を目的としない範囲で、定款の目的を達成するためにとということで、地方自治法を根拠として随意契約でやっていると。今、委員の御指摘もありました。それで、公社のほうも、今の経営改善計画がございましてけれども、20年に中間見直しがあると聞いていますので、その辺の見直しも踏まえて適切に対応していかなくちゃいけないのかなというふうに思っております。

○坂口委員 公社にこれを随契でやられる立場として、今の設計に入っている単価が本当に正しい単価と思っておられるのか。25%ぐらい高い設計単価になってくるから、これは再調査して実勢に合わせてやっていかないといけないなという認識を持っておられるかです。単価は違ってきているんですよ。

○原川農村整備課長 108ページに載っています平成19年度事業計画については、公社のほうで実は昨年度9地区やっております。その中で5地区、昨年度に引き続いてやることになっております。これは公社のほうが見込みでつくった計画でございまして。我々としてはきちんと精査して、実際幾らでやるのか、どういう地区でやるのか、再度見る必要はあるとは思っており

ます。

○坂口委員 公社はどう考えられますか。

○岡崎地域農業推進課長 公社といたしましては、発注者側の保護という考えです。20年が中間年の見直しですけれども、いろんな情勢変わってきております。改定計画をつくったとき、収支予算等をつくったときの時期とずれてきておりますので、公社と私どもと発注者側等々と、計画の見直しについて早急に詰めていきたいと考えております。

○坂口委員 そこでお願いなんですけど、これはシビアに実勢単価を正直に出していただきたいんです。本当に今の76%ぐらいが実勢相場なのか。でないと、物価調査会が調査に入ったら、この次は今の76%の金額が設計価格で上がってくることになります。実勢調査をやって、その価格を設計単価にする設計になるわけですから。それからまた75%の最低制限価格を目指して競争が始まらんらんわけですから。この仕事についての公社側の見積もりというか積算というものは、的確な実勢相場と必要なコストを積み上げていただいて、そこで今度は75%見直し、県が今後正しいとする、これでやれるとする数字ですから、ここまで下げざるを得ないと思うんです。随契にせよ、むやみやたらに相手の欲しがる金額を払うことはないんですから。

だから、その差というものについて、これは真剣に考えていかないと、宮崎が日本を変えるというようなものじゃなくて、宮崎が日本に混乱を招くというような一般競争入札になってしまうと思うんです。宮崎モデルなんて、恥ずかしくて外で言えなくなると思うんです。だから、シビアにこれは検証してやっていかないと、大変な問題になると思うんです。僕は指摘

したんですから、赤字覚悟で75%でとっていくのか、それとも無駄な支出で25%高い金額で受注させるのか、これはシビアに検討を詰めていただきたいと思います。

○原川農村整備課長 今、委員が御指摘あった、実際、設計価格を組みます。現実として、一般競争をやった場合に、最近、最低制限に近いところで落札が行われているということは我々も認識しております。それについては、今後、最低制限のあり方も含めて検討していかなくちゃいけないということがございます。ただ、その前段となる設計価格については、一般の業者に発注する場合、公社に出す場合、同じものを使って設計金額ははじいているという事実はございます。

○坂口委員 だから、設計変更する条件に著しい社会変化が起こった場合、鉄が上がったり油が上がったり、品物が急に安くなったり、労務費が極端に安くなったり高くなったりしたときには、設計変更をしてもいいんですよということが認められているじゃないですか。その著しい社会変化が起こったじゃないですか。きのうまで1億円していたものが、ある日を境に7億5,000万円ですつといきだしたんです。発注者側としてその分析をして、どういう変化が起こったのか、見直す必要がないのか。あるとすれば、何月何日に見直さなければならないじゃないんです。物価調査をやって、その結果、地域版の単価もつくれるんです。歩係は全国共通です。だけど、単価は地域版なんです。見直さなくちゃしょうがないじゃないですか。設計額が決まっているからそれでやるのが正しいんだ——それは間違いです。設計変更という手法が公的に認められていて、それにはどういうときに認めてよろしいですよという条件がちゃんと

うたわれているんです。それに該当するのかわからないのか。

著しい社会変化が起こった。起こった原因は仕組みを変えたんだから、起こらざるを得ない状況になってきたということです。それじゃ単価を調べるぐらいのことをやらなきゃ。年に4回物価調査をやるということもあるでしょう。やらなきゃだめじゃないですか。分析をして、社会変化を黙って考えたときには、単価を即見直さなきゃだめじゃないですか。発注した後からでもいいです。契約した後からでも設計変更できる。「条件がこうなっている。ことごとく世の中75%じゃないか。だから設計変更しますよ」。オイルショックのときにも実際設計変更やった経緯があるでしょう。鉄が何倍にも上がった、油も何倍にも上がった。契約変更やったじゃないですか。そういう状況が起きていますよ。何本かがそうなったんなら社会状況の変化とは思わないです。ある日を境にぽおんとそんなになったわけですから、これは著しい社会情勢の変化だと僕は思うんです。そうでないならそうでないでいいんです。これは偶然なんだということでもいいけど、少なくともそれを検証されないといけないんじゃないですかということを行っているんです。これは宿題でもいいです。

○原川農村整備課長 いずれにしましても、県民の方や第三者の方から疑義を持たれないように、適切に対応していきたいと思っております。

○坂口委員 特に業界から過保護だなんていう指摘を受けたら、大変ですよ。

○外山委員 先ほどちょっと出てました農薬の検査体制、もうちょっと聞きたいと思います。今、検査をする機械は、開発した試験場、これ

によると経済連とJA西都とJA宮崎中央、外部では3カ所、3台あるということですか。

○服部農水産物ブランド対策監 分析する機械は単品ではございませんで、幾つかの機械がセットになってやられております。今までJA西都、JA宮崎中央、経済連分析センターに1台ずつございましたが、老朽化とか、分析数を多くするというので、セットで3つのラインをつくらうと考えておるところでございます。

○外山委員 難しい話じゃなくて、試験場で、今まで大分かかっておったのを2時間で検査結果が出る機械の開発をおととしたでしょう。それと同じものが3台外にあるかということを知っています。機械の組み合わせがどうこうじゃなくて。全然違う機械なんですか。

○服部農水産物ブランド対策監 新たな機械も入れることを前提に、今まであったものも使います。

○外山委員 だから、農業試験場の機能と同じレベルの機械が3台入っておるかということですよ。

○服部農水産物ブランド対策監 農業試験場が開発した技術を移転して対応できる機械を導入いたしました。

○外山委員 これができるときに、画期的な検査機械だということで、ほかの県からも分けてほしいという話があったけれども、これは出さずに宮崎でしばらくは大事にしておこうという話だったんですが、その後もそういう経過ですか。

○服部農水産物ブランド対策監 はい、その方向でございます。

○外山委員 その後、ほかの県なり機関で宮崎と同じようなものをつくらうという動きがあって、同じようなレベル、もうちょっといいレベ

ルのものができてきておるということはないんですね。

○齋藤総合農業試験場長 私どもが入手している情報では、うちの県が最先端を行っているというふうに聞いております。

○外山委員 そこで、これは宮崎県が安全・安心を表に出していく大きな武器になると思うんですが、今聞いた範囲では系統の3カ所だけと。ところが、農産物の流通を見ると、系統じゃなくて市場経由、宮崎市で言うと総合卸売市場、都城にも延岡のほうにも市場があるでしょうから、系統を通じずに生産者がそこに直接持っていく農産物も相当あると思うんです。そうすると系統を通じずに流れていく分で水が漏ってしまうという可能性もあると思うんです。そこあたりの対策も考えないと、宮崎の中央卸売市場なんていうのは、直接生産者が持っていく数量、種類が非常に多いわけです。そこ辺のところはどういうふうに考えておられるか聞きたいんです。

○吉田消費安全企画監 系統は、今言われるようにそうでございますし、系統外の商系につきましては、今、各卸売市場の皆さんが市場連合会というのをつくっておられますので、その皆さん方に昨年からお願いをして、サンプルをとって総合農業試験場のほうに持ち込んでチェックをしている状況でございます。なおかつ、市場におさめる農家の皆さんにも、記帳をちゃんとしてくださいよとか、こういうのに気をつけてくださいよとかも、系統と同じように、チラシその他お配りして協力を求めていますので、密度の差といいますかモニタリングの差は多少ありますけれども、基本的には同じような手法でやっていますので、宮崎から出ていく農産物は安全だと思っております。

○外山委員 市場から試験場に持っていったということになると、ワンクッション置くわけです。市場の一角に置いてあれば、抜き打ちでしょっちゅうやっておるから、生産者も緊張してきますよね。試験場に行くと1検体が10万円でしょう。

○吉田消費安全企画監 確かに市場にそういう機械が置ければ非常にいいんですが、1台が数千万円もするような機械でございます。また、技術も必要です。私どもと一緒にやって、それこそ抜き打ちでやりますので、モニタリングでやりますので、そういう意味では、系統が2週間に1回抜いてくるということと、多少密度は違いますが、やり方としては変わらんのではないかと考えております。

○外山委員 いや、変わりますよ。現場にないとね。

数千万円というのは、幾らですか。

○吉田消費安全企画監 機械がガスクロとかいろいろあるんですが、去年私どもが総合農試に入れました機械、それが2,700~2,800万円ですか。

○外山委員 3,000万円近いということになると、なかなか民間では手が出ないというのはわかります。系統だから、組織が大きいから買うことができたんでしょう。宮崎県全体の農業の底上げということになれば、県が何か事業を入れて、全額じゃなくてもフォローしてやるとか、こういうところに本当は予算を入れてほしいと思うんです。そういう検討はされてないですか。

○吉田消費安全企画監 そういう意味で、昨年度から、系統外のものをモニタリングする分につきましては予算の要求しています。それで、試験場には大変御迷惑をかけているんですが、

試験場の御協力をいただいて、年間130件を抜き取るようにしておりますので、それぞれの市場に置くよりも、どちらかというところのほうの精度を上げていくほうが効率的かなと思っております。

○外山委員　そういう事業をやっていないから、そういうふう逃げ道で言われるんだろうけど、私は直感的に、市場があれば生産者が緊張します。予算を上げたけど通らないということは、財政がだめだと言ったんだろうからですね。これは、本会議で知事に直接質問の機会がありますから、知事にこのことを言ってみます。

○吉田消費安全企画監　予算のことはともかくなんですが、市場の皆さんに集まっていたいで、開発をした試験場の安藤さんに来てもらって何度か研修会をしています。そういう意味では系統と同等以上に緊張感を持っていただいています。と申しますのも、万が一違反が発見されれば、その市場の責任でもって回収をしなくちゃいけないわけです。ですから、市場はもちろん、持って見える農家の皆さんにもそのことは真剣にお願いをしているし、研修等々やっていると申しております。大変緊張した中でやっているというふうに理解しております。

○外山委員　答弁聞いておるとだんだんおかしな方向に行ってますよ。市場のほうは置きたくないと言うんですか、金さえ用意できれば置きたいんでしょう。

○吉田消費安全企画監　仮に機械は置けるとして、技術移転といいますか人材はそう簡単にかないというのと、人材を確保してその人の給料から全部含めていくと結構な額になるんじゃないかというふうには思っております。

○中野委員　勉強不足で済みませんが、前の開発公社が、ことしから宮崎県農業振興公社として改めてスタートしたということですか。

○岡崎地域農業推進課長　農業後継者育成基金協会と組織統合いたしまして宮崎県農業振興公社となったということでございます。

○中野委員　報告書の108ページ、長期保有地が1.9ヘクタール残っているということですが、その1.9ヘクタールの価格は、106ページに書いてある長期保有地取得原価2,550万5,800円ということですか。1.9ヘクタールの見合いの取得原価というのは。

○岡崎地域農業推進課長　貸借対照表の上から8番目の事業用地7億1,200万円の中に含まれておりまして、1.9ヘクタールそのものの分については、この表上は出てきておりません。

○中野委員　財産目録で見れば、長期保有地の2,550万5,800円ですか。

○岡崎地域農業推進課長　長期保有地1.9ヘクタールの取得原価については、そういうことでございます。

○中野委員　それで、この1.9ヘクタールが5年以上経過ということですが、今何年たっているのかということと、また、これを売り渡さないかんと思うんですが、売り渡すときには少なくとも原価で売り渡すということになるんですか。また、それが本当に売れる評価の原価なんですか、それをお聞きしたいと思います。

○岡崎地域農業推進課長　まず、原価につきましては、取得原価と、取得するに当たっては借入金をしていますので、その借り入れの利子等が入ってきます。それで金額は出るんですが、実際に売り渡すときは現在の評価でいきますので、そこに差損が出ます。その差損を積み立てた金額とかで引いていって最終的な差損になる

ということでございます。

○中野委員 何年たっているんですか。

○岡崎地域農業推進課長 取得年が一番古いのが平成10年、次が平成11年、それと平成12年でございます。

○中野委員 せっかく衣がえをしたときだから、不良資産を抱えて新しいスタートをされたんじゃないかなという気がしたのだから、衣がえをするときに帳簿上償却か何かできなかったんだろうかと思って、また、売れない土地であれば、この際、ぐんと評価を抑えて、隣の人でも何でも早く売り渡して、こういうものを長期で保有せんようにされたらどうだったのかなと、いいチャンスではなかったかなと思ったのだから質問しました。

○岡崎地域農業推進課長 3つあるうちの1つは、売り渡し予定者の方がいろいろな経済条件でなかなか一括で買えないということです。ただ、内金として少しずつもらっているものから、それを出すわけにはいかないと。

それから、50何ヘクタールありましたものを、計画的に評価がえとかして売り渡した結果が1.9ヘクタールということでございます。確かに委員がおっしゃるとおり処分できればいいんですが、これはそういうわけにはいきませんので、協会との統合のメリットも出しながら今後詰めていきたいと考えています。

○中野委員 この事業は、買う人が決まってから公社が買い入れるという事業ですがね。

○岡崎地域農業推進課長 原則としてはそういうことです。売り渡し予定者があるものを買うということになります。

○中野委員 言いたかったのは、公社が今度せっかくかわったんだから、価格を下げたこの際やればよかったのになと思ったんです。それだ

けのこと。

○松田委員 要望だけで終わらせていただきたいと思います。

またプロモーションのほうになるんですけども、東京の現場では、宮崎県産品に対して大変な混乱が起こっております。理由は1つです。知事のマークと宮崎県のブランド認証マーク、どっちがどんげじゃろかという迷いです。特にKONNEに行きますと、知事のイラストのついているマーク商品と、認証マークがついている商品、どっちが売れるかという、答えは認証マークのほうです。といいますのは、知事のマークのついた商品は一つも置いておりません。理由は、先ほど農政企画課長がおっしゃったように、知事の云々じゃなくて、宮崎県は安全・安心を売っていくんだということで知事マークはついていないんだそうです。KONNEにいらっしゃるたくさんのお客様、特にKONNEというのは東京に20数カ所あるアンテナショップの中でもトップの売り上げを競うショップです。その中でほとんどの人がそれを期待してやってきて、ついていない。それでちょっとがっかりしながら職員の方の説明を受けて何となく納得して帰るんですけども。ブランド確立というのも、すべては宮崎県産品がもっともっと売れるように販路拡大、そして宮崎県に富をもたらすための基礎になるものだと思います。売って売って売りまくるチャンスは今だと思っております。

その中で、マークのこともありますし、こういったサポーター制度等々あるんですけども、プロモーション、本当に考えていただきたい。最初、テレビCM、やめてしまえということと言いたかったんですけども、3年間の継続だということを伺いましたので、それは取り

下げます。今本当に日本じゅうが宮崎県品に注目をしている、欲しいという時代だということ認識していただきまして、宮崎県のいろいろな活動につながってくるプロモーション活動だということ十分に活用していただきたい、このように要望いたします。

○押川委員長 以上をもちまして、農政企画課、地域農業推進課、営農支援課の審査を終了いたします。

職員の皆さん方の入れかえのために暫時休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時11分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

農産園芸課、畜産課の審査を行います。最初に、農産園芸課長から順次説明をお願いいたします。

○小八重農産園芸課長 農産園芸課です。

歳出予算説明資料の193ページをお開きください。平成19年度の6月補正予算について御説明申し上げます。

6月補正予算は、農産園芸課としては5億7万円をお願いしております。この結果、6月補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますが、30億8,054万円となっております。

それでは、主な内容について御説明申し上げます。

195ページをお開きください。（事項）農産物流通体制確立対策費3,153万円の増額となっております。2のみやざき青果物安定取引強化事業であります。この事業は、最近ふえています中食、外食産業との取引拡大や、量販店等との連携した商品開発や販売、食品産業との提携等を支援し、本県青果物の取引拡大を進めてい

くものであります。

④のみやざき青果物新輸送ルート実証事業であります。これは、フェリーの廃止に伴って京浜地区への輸送が難しくなっているわけですが、京浜地区への安定した青果物輸送のルートを開拓するために、19年度、20年度実施する事業で、出発時間が現在延岡が19時46分となっておりますJRコンテナや、細島での出発が14時とか23時になりますローロー船等について、まず産地で低温貯蔵して翌日輸送するというので、今までと同じような販売ができるかどうかを実証するものであります。

（事項）卸売市場対策費であります。289万9,000円の増額となっております。下の方の卸売市場機能高度化事業ですが、県内流通の基幹的な役割を担う卸売市場の体質強化を図るため、市場の経営分析や市場間の連携等を進めるとともに、生産者と消費者との交流を市場で図って、開かれた市場づくりを進めるものであります。予算額は185万円であります。

続きまして、196ページをお願いします。中ほどにあります（事項）みやざき米政策改革推進対策支援事業費ですが、この事業については別の資料で説明します。

その下にあります元気みやざき園芸産地確立事業費であります。7,210万円の増額となっております。この事業は、産地強化計画に基づく戦略的な産地構造改革と多様なニーズに対応できる個性あふれる産地づくりを総合的に行い、輸入に打ち勝つ競争力のある産地を確立するための事業です。2つの事業がありまして、産地構造改革促進事業は、コスト低減に向け、試験場で開発を進めています宮崎型超低コストハウス、並びに省エネルギー対策技術の開発実証を図るための事業であります。下のほうの個性あ

ふれる産地育成支援事業は、新たな契約産地の確立のための支援や、規模拡大に向けた効率化等を図るための機械施設等の整備を図るための事業であります。

続きまして、197ページです。中ほどに（事項）農業用廃プラリサイクル促進事業費であります。1の農業用廃プラ適正処理推進事業は、農業用廃プラスチックの総合的な適正処理を進めるために、県では、宮崎県農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会を設立して啓発活動等を実施し、市町村にも協議会を設置しています。その市町村の協議会が実施する回収活動や集積所等の整備を支援する事業であります。

一番下の（事項）果樹農業振興対策事業費でございますが、3,415万5,000円の増額となっております。この事業は、次の198ページにあります、事業名、魅力あるみやぎきの果樹産地育成事業として、本県の果樹農業を発展させるため、温州ミカン主体の農業から、他の果樹と温州ミカンを組み合わせた複合経営への転換や、消費者ニーズに即した高品質の安定生産を促進するとともに、完熟マンゴーに続く宮崎ならではの新品目の育成、産地化に取り組むもので、19年度から21年度の3年間の事業であります。

続きまして、主な新規・重点事業説明資料を開きください。9ページであります。みやぎき米政策改革推進対策支援事業であります。

事業の目的でございますが、19年度からスタートした米政策改革推進対策を円滑に推進するため、新たな需給調整システムに対応した指導体制を整備するとともに、需要に応じた米の生産体制の整備や品目横断的経営安定対策にも対応した水田農業の新たな担い手育成を図るものであります。

事業の概要でございますが、予算額1億4,885万9,000円です。事業期間は平成19年度から21年度の3年間で予定しています。

事業内容につきましては、右のほうのフロー図で説明したいと思います。新たな米政策を円滑に推進していく意味で、上のほうの2に課題として、農業団体が主体となった需給調整システムの確立、水田農業を担う新たな担い手の育成、需要に応じた米づくりの推進の3つが、新たな米政策では課題としてあります。

この課題を解決するために、それぞれに対応した3つの対策をとることにしております。①の新需給システム推進事業では、県段階と地域段階の指導推進体制を整備しまして、農業者、農業者団体が主体となった需給調整を実施することを支援するものであります。

下のほうの左側の②新地域水田農業担い手条件整備事業は、品目横断的経営安定対策対象経営体を、地域の実情に合わせて、ア、イ、ウとあります各タイプの水田農業の担い手を育成するため、これらの担い手が組織として導入する機械施設等の条件整備を支援するものであります。

右のほうにあります③の宮崎米新産地づくり体制支援事業は、宮崎県の品種は今、早期はコシヒカリ、普通期はヒノヒカリが中心ですが、そういうものにかわって、まいひかり、さきひかりという新品種や業務用米など、新たな米を中心とした販売促進活動や生産者の研修会などを通じて新たな米需要の創出を図るとともに、地域での特別栽培米や新品種等による産地づくりを支援いたしまして、需要に応じた宮崎米の新たな産地づくりを図り、これを支援するものであります。そういうことで、一番下にあります水田農業の本来あるべき姿の実現に向かって

いきたいと思っています。

以上であります。よろしく申し上げます。

○荒武畜産課長 畜産課でございます。

平成19年度6月補正予算について御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の199ページをお願いいたします。畜産課の6月補正は、一般会計で17億5,589万6,000円の増額補正をお願いしております。この結果、6月補正後の予算額は48億3,421万8,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、201ページをお開きください。一番下の段、(事項)畜産経営環境保全事業費、1の畜産排せつ物管理・利用推進対策事業7,237万2,000円についてであります。家畜排せつ物法が完全に施行されました。家畜排せつ物の適正管理は今後とも重要かつ継続した課題であることから、引き続き、簡易農家対応や規模拡大農家等の国庫補助事業で対応できない施設整備を行うとともに、生産された堆肥の流通促進に取り組んでいくものでございます。

次に、202ページをお願いいたします。上から3段目の(事項)畜産団地整備育成事業費で1の肉用牛振興施設整備事業2億5,115万6,000円についてであります。この事業は、地域内一貫生産体制の確立に必要な肉用牛施設の整備を行うもので、今年度は5カ所の整備を計画しているところでございます。

次に、203ページをごらんください。一番上の(事項)肉用牛生産対策費で2の地域肉用牛生産振興対策事業1億4,000万円についてであります。この事業は、肉用牛繁殖基盤の強化を図るため、宮崎県地域肉用牛振興基金に県も拠

出いたしまして、優秀な雌子牛の保留や増頭のための簡易牛舎の整備等を行い、地域ぐるみで生産システムを整備していくものでございます。

次に、その下の(事項)肉用牛導入対策費で1の改善事業、肥育牛生産振興対策事業2,260万円についてであります。この事業は、肥育牛の上物率向上のための優秀な肥育素牛の導入や増頭に対する助成を行うものでございます。

次に、その下の(事項)酪農振興対策費で、6の新規事業、酪農経営活性化事業についてありますけれども、この件につきましては、後ほど別冊の新規・重点事業説明資料で御説明申し上げます。

次に、一番下の段の(事項)養豚振興対策費で、1の改善事業、地域肉豚振興安定対策事業2,200万円についてでございますが、この事業は、肉豚の生産流通に係る関係機関・団体、生産者等が一体となり、生産性の向上を目的として器具機材の整備等に取り組むための基金造成に対し助成を行うものでございます。

204ページをお開きください。一番下の段、(事項)畜産物価格安定対策事業費でございます。次のページに移っていただきまして、2の改善事業、肉用牛肥育経営安定対策事業1億6,614万3,000円、3のブロイラー経営安定対策事業9,368万円、5の肉豚価格安定基金強化対策事業9,100万円につきましては、生産者等が、畜産物の価格低落時に備えまして、みずから積み立てる価格差補てん金の準備財源の一部助成を行うものでございます。

次に、(事項)飼料対策費で、3の自給飼料確保対策事業7,198万8,000円についてでございます。この事業は、耕畜連携による稲わらなどの自給飼料の確保等に意欲的に取り組む営農集

団等を対象に、飼料生産に必要な中小規格の機械導入や稲わら貯蔵施設の整備を支援するものでございます。

続きまして、（事項）公共畜産基盤再編総合整備事業費2億155万2,000円であります。この事業は、飼料基盤に立脚した生産性の高い畜産経営体の育成を図るため、西諸及び霧島南部地区で草地の造成、改良等とあわせまして、畜舎等の利用施設の一体的な整備を行うものでございます。

次に、一番下の（事項）家畜防疫対策費でございます。次のページに移っていただきまして、3の改善事業、高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策事業についてでございますが、この事業につきましては、後ほど別冊の新規・重点事業説明資料で御説明いたします。

次に、（事項）自衛防疫強化総合対策事業費で、1の改善事業、オーエスキー病清浄化総合対策事業2,980万円についてでございます。この事業は、豚の生産性を大きく阻害しておりますオーエスキー病の清浄化を推進するために、ワクチンの接種なり抗体検査等を実施していくものでございます。

資料がかわりまして、お手元に配付しております、平成19年度予算案の主な新規・重点事業説明資料の11ページをお願いいたします。酪農経営活性化事業でございます。

本県の酪農経営は、近年、牛乳の消費が低迷していること等によりまして非常に厳しくなっております。このため、本事業では、和牛受精卵の活用等による酪農経営基盤の強化なり、牛乳の消費拡大等を図っていくものでございます。

右のフロー図の上段をごらんいただきたいと思っております。フロー図に示しておりますとおり、

酪農におきましては、乳価の低迷による経営の悪化や夏季需要期の生産量の低下、さらには分娩間隔の延長による生産コストの増加、牛乳消費の低迷と4つの大きな課題がございます。これらの課題を解決するために、酪農経営の活性化に向けた対策を本事業でやっていきたいと考えております。

フロー図の下段の左端をごらんいただきたいと思っております。まず、和牛受精卵活用ですけれども、畜産公社に和牛ドナーを導入することで受精卵供給体制を強化いたしまして、和牛受精卵を活用した酪農家の所得確保を図ってまいりたいと考えております。次に、夏季需要期における生産拡大の対策として、牛舎に送風用の大型ファン等を設置して牛舎内の温度を下げ、乳価の高い夏場の生乳生産量を増加していきたいと考えております。また、生産コスト低減対策としましては、発情確認を的確に行うために発情発見機の導入を行いまして、分娩間隔の短縮を図りコストの低減を図ってまいります。最後に、学校給食用牛乳の安定確保、牛乳消費拡大のPRなどによる県産牛乳の飲用定着化、及び生乳検査体制の強化による良質な生乳供給体制の整備によりまして消費拡大を図ってまいりたいと思っております。

予算額は、全体で5,992万7,000円でございます。

次に、13ページをお願いいたします。高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策事業でございます。

今回の高病原性鳥インフルエンザの発生によりまして種々の損害が発生しておりますが、このうち、家畜伝染病予防法による国の支援を受けられない農家へ県独自で支援を行おうとするものでございます。また、万が一の再発に備え

まして、損失補てん準備財源の一部助成や、再発防止に向けた石灰散布などを行うものでございます。

右のフロー図をお願いいたします。上段に、これまで対応してまいりました2月補正と3月専決予算の内容を示しております。専決処分の承認を求めることにつきましては、別冊の環境農林水産常任委員会資料の7ページに報告第1号として掲載しておりますが、説明はフロー図でさせていただきたいと思っております。

2月補正では、1の初動防疫対策、2の清武町を中心とした第1次経営支援対策、及び3の風評被害対策といたしまして、合計5,230万円余の対応をいたしたところでございます。3月の専決につきましましては、日向市と新富町の必要経費がほぼ確定いたしましたことから、緊急的に追加措置いたしまして、1の出荷遅延による価格減少対策、2の卵や死鳥等の生産物保管対策、及び3のひなや卵等の廃棄に伴う生産物処理対策として、1億4,400万円余を3月28日に専決処理したところでございます。よって、現在、中ほどの既予算額にありますように、2月補正と3月専決予算で6億6,700万円余の対策を打ってきているところでございます。

今回、6月補正をお願いいたしておりますのは下の部分でございまして、1の第2次経営支援対策は、国の支援対策の対象とならないものへの県独自の経営支援でございまして、いわゆる宮崎モデルと言われているものでございます。支援内容でございますけれども、①の日向市の隣接農場支援対策、②の移動制限区域外の出荷支援対策、③の特別卵対策でございます。さらに④では、万が一の発生に備えまして、県と県内の食鳥会社で1億円の基金を造成いたしまして、食鳥処理場等への支援を行っていかう

というものでございます。

また、2の再発防止対策につきましては、養鶏農家への動力噴霧器や防鳥ネットの助成、さらには、本県独自で石灰散布助成や防疫演習等を行うものでございます。

3の危機管理対策は、改めて消毒薬なり資材等の備蓄をするものでございます。

6月補正の予算額は1億5,854万円でございます。

次に、債務負担について御説明いたします。資料がかわりまして、お手元の平成19年度6月定例県議会提出議案の議案第1号の8ページをお開きいただきたいと思います。一番上の畜産課の欄でございしますが、高病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金融通助成事業に係る利子補正でございまして、今回発生しました高病原性鳥インフルエンザの影響を受けた養鶏農家の経営負担を軽減するための利子補給を行うもので、1億2,120万2,000円の債務負担行為をお願いするものでございます。

畜産課は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案及び報告事項（専決処分）について質疑はありませんか。

○外山委員 歳出予算説明資料で、よく意味がわからないので聞きますが、204ページの下の方の食肉鶏卵流通対策費というのがありませんか。その下にある説明の3より良き宮崎牛づくり対策事業、これはどういう関連があるんですか。

○荒武畜産課長 これは、宮崎牛のブランド確立を図るために、より良き宮崎牛づくり対策協議会というものをつくっております。例えば、大相撲のときに優勝力士に宮崎牛を贈呈す

るとか、そのようなPR活動を行っておりますが、それらに要する経費でございます。

○外山委員 聞いておるのは、食肉鶏卵流通対策費、要するに食肉鶏卵というのは、鶏卵、鶏肉のことでしょう。これでより良き牛づくりというのが何の関係があるのか。

○荒武畜産課長 食肉には牛肉、豚肉も含まれていると考えております。

○榑藤委員 歳出予算説明資料の202ページ、2億5,000万円の整備費用は5カ所というふうに聞いたような気がするんですが、5カ所はどこいうところか。

それから、国、県の制度事業みたいな格好になっておるので、条件を満たすための規定があるんだろうと思うんですが、その内容を御説明いただきたい。

○荒武畜産課長 5カ所の場所は、JAこばやしと都城市、延岡市、新富町、西米良村の5カ所で、繁殖牛舎、肥育牛舎等を整備するものでございます。

採択要件についての御質問もありましたが、肉用牛の飼養計画の中で増頭という条件がありまして、おおむね300頭以上の増頭になるということが条件でございます。その中で繁殖牛については100頭ということになっております。

○榑藤委員 これは個人ですね。

○荒武畜産課長 補助事業の対象は個人に対する補助ではございませんで、農協が事業主体となつてつくりまして、それを農家の方にリースするとか、きちんとした農業に関する法人が対象となっております。

○榑藤委員 それは集団で入る、例えば複数のところが入るといふ考え方なんですか。

○荒武畜産課長 西米良村で今度取り組みますけれども、そこは経済連が事業主体となりまし

て、西米良村の担い手の方3戸に担っていただきたい、そのような取り組みでございます。

○榑藤委員 それについてはわかりました。

次に、205ページの2億7,600万円、食肉鶏卵の価格安定、これについても説明が早くて、価格差補てん金云々というふうに聞いたんですが、素人ですので、もう少し説明をわかるようお願いします。

○荒武畜産課長 肉用牛の肥育とか豚肉、鶏卵いろいろございますが、価格が相場によって変動いたします。上がったたり下がったりいたします。下がった場合の経営的なダメージを回避するために、あらかじめ生産者と国が基金を造成してありまして、その中から一定割合、例えば差額の8割をやるとか、そういう価格補てん制度というのが国の制度としてできております。それに対して今回、県として生産者が負担する積立金の一部を助成していこうというものでございます。

○満行議員 196ページ、降灰対策事業1億1,137万3,000円、今回補正ということですが、事業の中身を教えてほしいんです。

○小八重農産園芸課長 事業費が補正後で1億751万円でありまして、この事業は、北諸地域と南那珂地域しか県内ではできないようになっています。県外では鹿児島県が対象になっています。降灰の影響のあるものに対して、影響がないようにする。要するにハウスとか茶の洗浄施設とかそういうことです。今回、ハウスと茶の洗浄機を導入する予定です。

○満行議員 これは国庫支出金はないんですけど……。

○小八重農産園芸課長 これは以前は補助事業だったんですけど、国の三位一体改革で交付金になりまして、今、県単事業になっています。

ただ、一部に対して農村のほうの国庫事業を活用させていただいています。それで事業をしているということでもあります。

○満行議員 18年度1億2,600万円、ことしが1億1,100万円ということですから、年平均同じぐらいの実績になる事業ですか。

○小八重農産園芸課長 大体1億円を超えている事業ですが、この事業は3年ごとに何次対策、何次対策となっていて、今、第8次の降灰事業をやってもらっています。来年から第9次ということで、今後、財政課なり国等とも協議をさせていただくことになると思います。

○満行議員 近ごろふらないんですね。なぜか降りませんが、国の事業としては来年から第9次の予定をされているという認識でいいんですか。

○小八重農産園芸課長 国もやっていこうという認識は持っていらっしゃると思うんです。協議というか陳情も含めてお願いしますというような話も来ていますので、金額補助率は別として、今後とも継続になっていると思います。

ただ、宮崎県ではふらないんですけれども、今、鹿児島県では桜島は非常に活発に活動しているということですから、鹿児島県と一緒に今後ともお願いしていききたいと思います。

○榎藤委員 新規・重点説明資料でお願いしたいんですが、9ページ、10ページ、タイトルが、生産の改革なのか消費の改革なのか、流通なのかという感じなんですが、現在、減反等がうまく回らないという話も聞くんですが、こういう政策が確立されていけば——宮崎は県外出荷等は早場米を除けばそう多くないのかなという感じもしますが、こういうシステムの最終的な姿として減反その他がうまくいくのか。宮崎で米を専業に職が成り立つようなものを目指す

のか。そうじゃなくて、複合的なもので、機械化、最新技術で早く米作業を終わらせてほかのものに取りかかろうと、そのあたりの解釈はどんなふうにしたらいいんでしょうか。

○小八重農産園芸課長 基本的には、今まで進められてきた生産調整の裏返しだと思うんです。昔は米をつくらない品目に対して助成をしてきた。助成は同じなんですけど、今回は米をこれだけつくっていいですよという体制になっています。これをきっちりいけば生産調整はいくと信じて取り組んでいます。そのための組織づくりということで①、そのための米づくり等に対しては②で助成しようと。③では、今までコシヒカリ、ヒノヒカリだけでよかったのかという反省も込めて、新たな米づくりをしていこうということがこの事業です。

専業でいくのか副業でいくのかということですが、基本的には、多くの人が宮崎県で専業になれるとは思ってません。ただ、県内でも10ヘクタール、20ヘクタールという規模で作付されている人はいらっしゃると思っています。そういう人たちはそういう方向で行くのにに対して支援をしていくべきだと思います。ただ、宮崎県の姿とすれば、米だけではなくて、米を中心にしながら複合経営、畜産なりハウスなりという形だと思います。正直言って、そういうものに早く宮崎県は変更したことが、今の農業があると、生産額も維持されているというふうに、私自身は思っています。

○榎藤委員 同じ資料の13ページですが、鳥インフルエンザ、これは今後発生することに対する制度の充実を図るという意味では、納得といいますか、いろいろ苦労されているなというふうに理解をします。発生当時言われた原因究明の情報、確たるものではないにしろ、現状とし

てどのようになっているのかということです。

○押川家畜防疫対策監 原因究明につきましては確たるものがございませんで、まだ推測というような段階で報告されております。これにつきましては国のほうで原因究明チームがつくられておりますから、その報告を待たなきゃいけないんですけれども、中間報告の段階では、一応渡り鳥という形で本県に入ってきたんじゃないだろうかと推測しております。鶏舎内への持ち込みにつきましては、この前から議論になっておりますが、野生動物なり野鳥が鶏舎内に持ち込んだと考えております。

○坂口委員 さっきの畜産の規模拡大、増頭のリース事業ですけど、ほかにもこういったリース事業が幾つかあると思うんです。規模拡大や高度化に伴うもので。リースじゃないと、個人への補助が限界を超しているということで、形式的にそういう形をとらざるを得ない。今後、規模拡大とか高度化、品質の向上という、大きい流れとしてはリース事業によるところは拡大の傾向にあると考えていいんですか。

○玉置農政企画課長 全般含めてそういった規模拡大、担い手と言われる人たちに、県、国の施策が重点化していくという中で、リース事業的なものの対応と。補助事業は個人では難しい部分があります。ただ一方で、国では、個人でもプロジェクトみたいなもので補助事業等を使ってやる新しいメニューも出てきておりますので、そこら辺は両方併存しながら進めていくのかなと思っております。

○坂口委員 数字的なものがどこらまでどうかというのがわからなくて、漠然とした心配なんですけど、系統なんかの経営健全化の中での一つの取り組み、難しかったのが固定資産比率のクリアですよね。資産を抱えればそこが悪化して

くる。実際経営はそうでなくても、見かけ上悪化というバツ印になって、経営改善の指導なりをやらなきゃならん事態が出てくると思うんです。そうなったときに、補助金の償却期間と直接利用農家への払い下げの関係がどうなっていくのかとか、極力早く何らかの形で償却し切っておいて、今後の経営計画の中で設備投資が見合う額で個人資産へ譲渡できれば、一番それがいいかなと。固定資産比率を軽減しながら次のリース事業を受け入れられるようにできればいいかなというのと、今言われたように個人への何らかの道を開くという方法、この流れを整理しておかないと、今目指している農業の方向がそこで一つ限界を迎えんかなという気がするものですから、これに対しての考え方を持っておられたら。

○玉置農政企画課長 答えにならないかもしれませんが、先ほどの固定資産比率という部分では、農地を買ったり機械を買ったりする、資産の買い換え、規模拡大するために準備金制度というのがあります。認定農業者が使えるものでございます。そういった準備金制度——品目横断や産地づくり交付金のお金を準備金として蓄えておくことができる。それを損金算入ができるわけです。買ったときに、将来、農地や機械を買うためのために担い手が準備金を蓄えるときに、その準備金を損金算入できる仕組みがございます。そういった意味でも、固定資産比率、財産の負担軽減をできる限りしていくという面では、個人については税制等で取り組むという一つの方向はあると思っております。それ以上については、個人というのは補助事業の仕組みの中では……。

○坂口委員 現行の制度の中での受け皿として、団体がやるときの経営から見た比率、そこ

辺の限界が、ようやくクリアできた系統が多いと思うんです。ゆとりをほとんど持たない中で何億という資産を抱えてしまえば、そこで限界を迎えるんじゃないかという心配です。

○荒武畜産課長 畜産の事例でいきますと、特に繁殖牛の増頭は、一戸一戸の経営規模が小さいものですから、収益性が上がるまでかなりの未収益期間があるということで、初期投資がなかなか厳しいということがありまして、できれば経済連なり農協のリース事業は今後とも活用していきたいと考えております。おっしゃるように固定資産比率の問題についてもいろいろあるのかもしれませんが、今、団体、経済連は非常に前向きにそこらについて考えておりますので、団体と一緒に役割分担しながら進めていきたいと考えております。

○坂口委員 私もそこしかないと思うんです。ただ一方では、まだまだ合併の方向でしょう。最終的に一県一農協なんていう。そこで締めつけるためには、固定資産比率を一つの尺度にして指導があると思うんです。一方では、団体の経営改善、漁協なんかも再編計画をいよいよ実行していく。そこらが大きい判断材料になると思うんです。

では、今の国、県が目指している農業の方向というと、今言われたように、規模拡大にせよ何にせよ初期投資の限界、特に宮崎の農家は、生産力は高いけど、土地の担保力、評価は低いというおかしな現象が起きています。東京あたりの土地より生産力は持っているけれども、担保としての評価は東京の何十分の1しかない、同じ農地なのに。そういうのを今後解決していくためには、特に果樹類、これからマンゴーをやっていこうといったら収益期間まで10年、お茶でも10年ぐらいの期間が要る。どうしてもリ

ース事業に頼らざるを得ないと思うんです。公社にしても、今後幾ら農地を抱えることができるか。土地利用型にしても、規模拡大しようとするときに、リース事業への道を開いておかないと、それぞれが縦割りで自分の言い分だけを言っていたら——行政の検査も柔軟性を持って対応していかないと、農協は次を抱えるためには早く手放さざるを得んということで、おまえのところは何とか経営に乗ったから、はよこれを受け取れとかですね。言われたように収益期間はまだ終わっていないのに、たまたま経営状況がよかったときに受け取って行って、せっかく育つはずの大規模農家が途中で失敗せざるを得んというようなことが出るから、大きい方向として、この整理が必要じゃないかなという危機感を持ったものですから。

○玉置農政企画課長 農協の農家へのリース、農協の固定資産比率、いろいろと問題があると思います。基準はありますので、そういったところはしっかり見ながら、農家が使いやすいよう、また農協が経営をしやすいような形の検討をしていきたいと思います。

○坂口委員 くどくなるけど、例えば農協が車をたくさん買ったり、スーパーマーケットみたいなのをたくさん出して持つ固定資産と、純粹に農家を育成するための固定資産とは違うと思うんです。それで限界が来れば、それにかわるリース事業をやっていく公社みたいなものを、新たに時代が求めるものを立ち上げるなり育成していくことが必要じゃないか。少なくともどちらの方向で進むんだという整理ぐらいはしておかないと、今の計画は、将来、また新たな課題を抱えることになるんじゃないかということです。

○井本委員 197ページの農業用廃プラスチック

ク、これは具体的にどんなことをやるわけですか。

○小八重農産園芸課長 今は、農業用廃プラスチックは再利用ということで、デポジットといって、買うときに回収するための代金を生産者が払って、それを実際に処理するときに、あらかじめ担保されておったもので処理業者が処理していく。今までそれに対しても補助してきたわけですが、19年度からはその補助はしないということです。ただ、制度としては、生産者がビニールを買うときに処理料を払って、処理するときにあらかじめ払ったもので処理していくということです。ビニールが捨てられないようにということと、完全に回収して再利用していくという制度であります。

○井本委員 今まではデポジットみたいになってたわけですか。それをやめると。

○押川委員長 農産園芸課長、マルチングとか実例を挙げていただくとわかりやすいと思います。

○小八重農産園芸課長 ビニールハウスに張るビニール、マルチを生産者が使い終わった後に野積みとか、捨てちゃいかんところに捨てる。それをちゃんと回収するためにデポジット制度をつくって、きっちり回収して再処理していくということを進める事業です。事業そのものはずっと以前からやってきていまして、今回変わったところは、それに多少県の補助があったわけですが、それを完全にやめて、制度だけやっていくということです。

○榎藤委員 集積所の設置という説明があったような気がしたんですが、これはたくさんあるのか、それとも、県央と県北に集荷して回収して協同組合か何かがやっている。集積所というのは、集めてきたのを入れる倉庫みたいなも

のか。それとも集めるための、散乱するといかんと。そういうものをたくさんつくるといことなのか、もう少し具体的に。

○小八重農産園芸課長 まず、現在、県内で処理している業者、要するに集めたビニールをほかのものに加工している業者は延岡市と新富町に2社しかありません。この集積所というのは、県の協議会があって、その下に市町村なり農協単位の協議会があります。その協議会でつくる集積所という意味です。それに補助すると。

○井本委員 子牛の雌牛を残すのに補助するじゃないですか、あれほどの事業になるんですか。

○荒武畜産課長 203ページの肉用牛生産対策費の2地域肉用牛生産振興対策事業で行っております。

○井本委員 どの雌牛を残すかというのは、だれが決めているんですか。

○荒武畜産課長 県内の各地域にはそれぞれ改良協会とか、地域の改良をどう進めるか議論する場がございます。そこできちんと評価をして、残す牛、残さない牛を決めておるのが現実でございます。

○井本委員 見とると、案外高く売れなかったり、ほかのところ以案外高く売れるものだなと思ったりするものだから、あの辺の評価はだれがやっておるのかと思うんですけど、それはしよがないことですか。

○荒武畜産課長 そういう実態があることも事実だろうと思いますけれども、そういうことがあると地域の技術員が恥をさらすようなことになるんじゃないかと思しますので、技術力の向上に地域で努めていくことになると思っております。

○井本委員 値段が下がったときのために、基金にしてあるわけですか。

○荒武畜産課長 先ほど申しましたとおり、国と生産者で基金の財源を積み立てて基金として管理してあります。

○井本委員 今どのくらいたまっていますか。

○荒武畜産課長 205ページの上段にそれぞれ価格安定対策の事業が書いてございます。㊦は、平成19年度から新たに基金造成した事業でございまして、現在、基金残はございません。財源内訳を見ていただきますと、「その他特定」という財源が2億7,600万円ほどあります。これは、一つの業務年間で3年間になっておりまして、18年度で前の業務年間で終わりました。そのときに発動がなかった場合は基金が残っておりますので、それが全部無事戻し金として返ってまいります。その金が2億7,000万円でありまして、それを再度積み立てるという仕組みになってございます。

○押川委員長 関連で、県保留牛、本年度から減ってくるのではないかと聞いていたんですが、今までは国と県で15万円程度保留牛としてあったと思うんですが、今年度からどういう体制になるかわかれば教えてください。

○荒武畜産課長 今御質問のありましたとおり、昨年までは国と県で国費も使いながら保留対策が行われてきました。しかし、国費が、事業の要綱が変わりまして現在のやり方は通らないことになりましたので、この予算が通りましたら、県単事業として従来どおり15万円ということで、事業規模は少なくなりますけれども、やれるような方向で既に準備しているところでございます。

○押川委員長 15万円ということであれば、1,400頭ぐらいだったと思うんですが、頭

数は約半分ということでもいいんですか。

○荒武畜産課長 従来は1,200頭前後だったと思いますが、県全体の事業規模は670頭程度になろうかと思っております。

○押川委員長 その他を含んでありませんか。

○坂口委員 審査対象にならない牛、今までは民間のブリーダーからのストロー授精が対象にならないですね。それは財源の仕組みとか県の方針とかあったけど、一応一定のものをつくってきて、県内で生産された子牛全体にその対象にかかって、ひとしくそこに至るまでの検査を受けられるということも、今後検討対象にすべきじゃないかという気がするんですが、どんなぐあいにも今後考えられますか。今、一つの節目に来たと思うんです。今まで統一してきて、限った牛の中で改良を重ねてきて、いいものを求めてきたからある程度になりましたけど、果たしてこのままの方針でいいのか。県外の事例では、民間でかなりブリーダーが育っているところもあるし、そういうストローでの授精牛を対象にすべきかすべきでないか、もう一回この機会に検討する必要があるような気がします。いい機会ですから関連で尋ねたんです。

○荒武畜産課長 おっしゃるとおり、種雄牛は、当然県の責任として各県それぞれ県費使って独自にやっております。それとは別に民間ベースでやられておるところもありまして、お隣の鹿児島県なんかは特にそうでございます。ただ、県有牛を事業団のほうで一括管理するという方式は、全国でも宮崎だけでございまして、今のところ種雄牛造成には効果があっているものと考えております。ただ、将来のことを考えたら、民間が育っていることも事実でございますので、その辺については事業団とも話し合いをさせていただきたいと思っております。

○坂口委員 これはあくまでも個人的な要望ですが、今後いろいろ仕組みが変わっていく中で、事業団の将来を考えたときと、完全に民間で競争していかざるを得なくなったとき、民間ブリーダーが育っていないというのは、一つ不幸につながると考えているし——これはどちらがいいということじゃないんです。もうそろそろ検討すべき時期に来ているということです。頭の中に置いていてくださいということです。

○押川委員長 また検討をよろしく願いいたします。

先ほど私が言いました、これは生産農家ぐらまでは連絡が行っているんですか。

○荒武畜産課長 各地区の畜連の参事さんには既にそういう方向がおろしてございます。

○押川委員長 いつぐらいに。

○荒武畜産課長 予算が通りましたらすぐできるような体制にしてございます。

○押川委員長 その他を含んで何かあれば。

○山下副委員長 農産園芸課、先ほど説明いただきました195ページの農産物流通体制確立対策費、㊦4みやざき青果物新輸送ルート実証事業、ここをもうちょっと詳しく教えていただきたい。

○小八重農産園芸課長 カーフェリーが京浜航路中止になって、今、いろんな形で京浜に送っているわけですが、その中で、大阪を通っているのが多いと思います。また、大分からフェリーに乗っている。ほかにJR貨物、ローロー船とかあるわけです。JR貨物は佐土原16時半出発で延岡19時45分です。集荷からするとちょっと早いということで使いづらいというのが一つ。ローロー船は月曜と木曜で、月曜が14時細島、木曜日が……要するに使いづらい時刻

で動いています。それで、今まで3日目販売、東京方式だったわけですが、今の使いづらい時間でも、前日に集荷して翌日に乗せれば、その時間でも構わないわけですから、前日に集荷して予冷にかけて翌日にゆっくり乗せて、東京に着いて4日目に販売する、それでも鮮度としてクレームがないか実証して、そういうルートを確認しようという事業です。平成19年、20年でそれでも大丈夫かどうか実証しようということです。

○山下副委員長 志布志にサンフラワーが来ます。以前、鹿児島まで来て、それが合理化されて志布志、そこも廃止して宮崎港を発着にしようという考え方が去年あったと思うんですが、それは御存じですよ。サンフラワーは阪神で、京浜までは行かないんですよ。宮崎はそこ辺のサンフラワー側とのいろんな話し合いというのはなされたことがあるんですか。

○小八重農産園芸課長 農産園芸課としては直接はしていません。総合交通課が独自でその話はやっているというふうに聞いています。

○山下副委員長 実は、聞いた話なんですけれども、国の政策を入れてこにゃいかんだろうと思うんですが、新幹線は鹿児島まで来ています。まだ人吉から福岡までが開通していません。ここが開通してくると、カーゴというコンテナがあるんですが、新幹線で物を運ぶという構想があるんです。御存じですか。

○小八重農産園芸課長 私は知りません。

○山下副委員長 一つ検討してほしいんですが、この話が出ているものですから、ぜひアンテナを張っていただいて、そうなると、この農産物が鹿児島から動くようなスタイルが出てくるかわかりませんので、ぜひ構想に入れておっていただきたいと思います。

それと、酪農関係のことで、新規・重点事業説明資料の12ページの受精卵活用の事業ですが、これは県が高原の畜産センターでやっていただいています。問題点については一般質問の打ち合わせの中で話はしておったんですが、一般質問の中で言えなかったものですから、委員会の中で申し上げておきたいと思います。酪農家の経営支援対策、それと所得安定、それと酪農家が400戸を切るような状況なんですけど、経営の転換ということも考えておられる酪農家もかなりおられます。その中で、受精卵をぜひとも取り組んでさらにやっていただきたいというのが酪農家の体制の中にもあるんです。その中で、北海道にある全農のETセンターがかなり北海道で注目を浴びておりまして、5倍ぐらいの需要があるみたいなんです。九州に出てきたいという意向があるんですが、ぜひその辺の取り組みを——事業団とか宮崎県内の和牛の生産者団体等の調整も必要でしょうけれども、熊本がとるか九州南部がとるか、どっちかだろうと思うんですが、できたら宮崎県のほうに誘致ができないかなという思いを持っているんですが、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

○荒武畜産課長 全農のETセンターの誘致につきましては、今、委員からもありましたとおり、精液や受精卵の県外への持ち出しが心配されておりましたが、いろいろ情報をとってみますと、きちんと契約をすることによって、県内での精液を県内で受精卵として活用する方向もあるようでございますので、そこら辺の情報を十分とりまして検討を進めていきたいと考えております。

○山下副委員長 ぜひ、問題点を整理しながら、和牛の生産者団体、酪農家、そこ辺の総合

的な判断をしていただいて、早目に県の対応を示してほしい。我々は我々で環境農林水産常任委員会を中心に議論を進めながらやっていきたいと思っています。

これは営農支援だろうと思うんですけど、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）、総合資金的な、すべての資金を農家はこの資金の中で対応していただいているんですが、実は、平成19年度から21年度の3カ年に限って、この事業を使って経営規模拡大をする人たちは、償還が済むまで完全に無利子にする。今から事業をやる人たちはありがたい制度で、よくこういう法案が通ったなという思いなんですけど、実は、この資金を18年度だけでも法人、個人85件借りられて、29億3,100万円を使って事業を起こされているんです。その中で、16、17、18年度この資金を使った人たちと、ことしからやる人たちの差が余りにもあるんです。畜産経営をやっている人たち、特に去年事業を起こした人たちが、ことしからやる人と余りにも利子負担が違うものですから、非常に挫折感があるんです。何とかしてくれないかと。国の制度ですから我々ができるわけでもないんですが、その実態についてほっとけないなという思いがあるんです。例えば、去年この資金を4,500万円借りている人が20年の償還をした場合に、利息を1,334万円払わないといけませんが、ことしからやる人は全く利子負担がなくなってきたんです。

特に酪農家は、非常に経営環境が厳しい中で、利子に対しての問題が出てきて、余計経営意欲がそがれている部分があるんです。だから、畜産課を中心に営農支援課、この問題を酪農家からも意見聴取していただきながら、これは九州の酪農政治連盟でも問題提起して国にも

要望していこうということでありますから、県も問題意識はちゃんと認識をしておってもらいたいと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○米良営農支援課長 今、委員からありましたように、L資金につきましては、本年度から3年間、国のほうの担い手育成の集中期間ということで利子補給がございまして、ゼロ%となっております。これについて過去に遡及してというのはなかなか難しい問題だと考えておりますが、酪農家の経営安定のために今後どういう資金がどういう形で使われるのか、経営改善に資するためにはどういった形での支援がいいのかを検討していきたいと思っております。

ちなみに、昨年度もサンシャイン資金というのがございまして、L資金を借りた認定農業者の方々に対しましては、最高で0.5%まで資金支援を県単で行っておりますので、普通に借りられるよりもかなり支援は行っているところがございます。

○押川委員長 それでは、以上で農産園芸課、畜産課の審査を終了いたしたいと思ひます。

職員の皆さん方の入れかえのために、暫時休憩をいたしまして、時計で25分から始めたいと思ひます。

午後3時17分休憩

午後3時24分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

次に、農村計画課、農村整備課の審査を行います。農村計画課長から順次説明をお願いいたします。

○佐藤農村計画課長 農村計画課でございます。

平成19年度6月補正予算について御説明申し

上げます。

お手元の歳出予算説明資料の209ページをお開きください。農村計画課の6月補正額は、一般会計で36億7,583万9,000円の増額補正をお願ひしております。この結果、6月補正後の予算額は、右から3番目の欄であります。53億5,394万1,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

資料の211ページをお開きください。まず、中ほどの(事項)公共農村総合整備対策費でございまして、1,890万円の増額となっております。これは、国営事業による基幹施設整備の進捗に合わせ、末端施設整備の円滑な推進とともに、多様化・高度化した水利用技術等の確立による事業効果の早期発現を図るために、実証モデル圃場を設置するものでございます。

次に、(事項)土地改良計画調査費でございまして、3,016万9,000円の増額となっております。主な事業として、2の県営ほ場整備等計画費補助につきましては、土地改良事業の計画を策定している市町村へ助成する事業でございまして。次に、4の新規事業、段階的基盤整備等実証調査事業につきましては、国が段階的基盤整備等導入指針を策定することとしていることから、県はモデル地域において国と連携して実証調査を行い、計画地区の整備計画を策定するものでございます。

次に、212ページをお開きください。上段の(事項)大規模土地改良計画調査費でございまして、340万円の増額となっております。これは、大規模土地改良事業の円滑な推進を図るため、各種調査や地元農家への畑かん営農の啓発推進を行うものでございます。

次に、(事項)土地改良事業負担金でござい

ますが、36億1,152万8,000円の増額となっております。1の国営土地改良事業負担金につきましては、大淀川左岸地区外6地区の国営土地改良事業に係る県及び地元の負担金でございます。2の緑資源機構事業負担金につきましては、都城区域の緑資源機構営事業に係る県及び地元の負担金でございます。

次に、(事項)農地調整費でございますが、191万2,000円の増額となっております。これは、農地の売買や賃貸借など、その権利移動に係る利用関係の調整を行うことにより優良農地の確保等を図るものでございます。

最後に、(事項)食料安定供給特別会計事務費でございますが、968万円の増額となっております。これは、自作農財産、いわゆる国有農地開拓財産などの管理・処分及びこれに伴う債権の管理、徴収事務等を行うものでございます。

農村計画課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○原川農村整備課長 農村整備課でございます。

平成19年度6月補正予算について御説明いたします。

213ページをお開きください。農村整備課の6月補正予算額は、一般会計で97億3,185万8,000円の増額補正をお願いしております。この結果、6月補正後の予算額は、右から3番目の欄でございますが、180億3,100万7,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

215ページをお開きください。下段の(事項)公共農村総合整備対策費でございます。これは、農業・農村の一層の発展を図るため、農

業生産基盤と農村環境基盤を総合的に整備するものでございます。11億5,896万4,000円の増額をお願いしております。主な事業といたしまして、3の農業集落排水事業では清武町沓掛地区外3地区を、4の中山間地域総合整備事業では、216ページになりますけれども、日南市酒谷地区外10地区を整備することとしております。

同じく216ページでございますが、中ほどの(事項)県単土地改良事業費でございます。3億8,986万8,000円の増額をお願いしております。主な事業といたしまして、1の県単独土地改良事業は、国庫補助の対象とならない小規模な農地や農業用施設等の整備を行うものでございます。

次に、5の新規事業の農地・水・環境保全向上対策でございますけれども、この事業につきましては、後ほど重点事業説明資料で御説明させていただきます。

次に、その下の段の(事項)公共土地改良事業費でございますが、31億5,703万2,000円の増額をお願いしております。217ページをごらんください。これは、農業用の用水路や排水路の新設・改修及び圃場整備等を行うものでございます。主な事業といたしまして、2の県営畑地帯総合整備事業、国営の関連事業でございますが、宮崎市中尾地区外18地区を、3の県営経営体育成基盤整備事業、これは水田の整備でございますが、都城市横市地区外20地区を整備することとしております。

次に、その下の(事項)公共農道整備事業費でございます。これは農道の新設・改修を行うもので、9億18万円の増額をお願いしております。主な事業といたしまして、1の県営広域営農団地農道整備事業では、串間市沿海南部4期

地区外2地区を、2の県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、いわゆる農免農道でございますが、清武町船引2期地区外11地区を整備することとしております。

次に、その下の（事項）ふるさと農道緊急整備事業でございますが、8,730万円の増額をお願いしております。218ページをお開きください。これは、地域が緊急に対応しなければならない課題にこたえて、農業・農村の振興、また定住環境の改善に役立てるというものでございます。宮崎市小山田地区外1地区の整備を行うこととしております。

次に、その下の（事項）公共農地防災事業費でございます。これは、農地や農業用施設の崩壊侵食及び自然災害の発生を未然に防止するために、排水路や老朽ため池等の整備を行うもので、13億6,471万4,000円の増額をお願いしております。主な事業としまして、2の県営特殊土壌対策事業では、都城市平長谷地区外8地区を、ほかに5の県営中山間地総合農地防災事業、6の県営ため池等整備事業をやることとしております。

次に、219ページをごらんください。下段の（事項）耕地災害復旧費でございます。これは、農地・農業用施設の災害復旧事業費として24億1,581万6,000円の増額をお願いしております。

次に、平成19年度予算案の主な新規・重点事業説明資料をごらんください。15ページでございます。農地・水・環境保全向上対策事業でございます。

まず、1の事業の目的のところに「社会共通資本」という言葉を使っておりますが、これは農地や農業用水等の資源でございます。当然のことながら個々の農業者の生産手段ではござい

ますけれども、農業者のためのものだけではなく、国民に対する食料の安定供給、また、農村の豊かな自然環境の形成を図る上でも重要な役割を果たす社会共通の財産でございます。こういう資源は、これまで農家を中心とした地域の共同活動によって保全されてきたところでございますが、近年、農村部の過疎化、混住化、また高齢化に伴って、いわゆる集落機能が低下しており、これらの資源を農業者だけで保管理することが難しくなっております。また、環境に対する国民の関心が高まる中で、これらの資源の適切な保全とあわせて、農村環境の質的向上、さらには農業生産のあり方を環境保全に重視したものへ転換していくことが求められています。

こういう背景がありまして、1の事業の目的に書いていますが、社会共通資本である農地・農業用水等の資源や環境を良好な状態で保全するために、地域ぐるみの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な環境保全に資する営農活動を、一体的かつ総合的に支援するものでございます。

（4）の事業内容をごらんください。まず、農村整備課で所管する、①共同活動への支援でございます。これは、農業者だけでなく、地域住民、自治会などが幅広く参加する活動組織をつくっていただき、水路の草刈りや泥上げといったこれまでの保全活動に加えまして、将来の財政負担軽減につながる、施設を長もちさせるきめ細やかな手入れや、農村の自然や景観を守る地域ぐるみの共同活動に対して支援するものでございます。具体的な支援額は、16ページの右下の表にありますとおり地目によって異なっております。国と地方合わせて、水田で4,400円、畑で2,800円というふうになっておりま

す。

次に、営農支援課で所管する、②営農活動への支援でございます。これは、集落等でまとまりをもって化学肥料や化学合成農薬を大幅に削減する先進的な営農活動に対して支援するものでございます。この支援額でございますが、同じく16ページの中ほどの右の表にございまして、作物ごとに異なっております。例えば水稲では6,000円、施設トマト等では4万円となっております。

また、③の啓発推進費でございます。これは、この対策の活動の質的向上を図るとともに、本対策への県民の理解や活動への参加を促すために、活動事例の公開やシンポジウム等の開催を行うものでございます。本対策を実施することによりまして、本県の農業、また農村地域の振興に大いに寄与するものと考えております。

対策期間でございますが、平成19年度から23年度までの5カ年、本年度の予算額としましては、営農支援課と合わせまして1億2,131万6,000円をお願いしております。

農村整備課は以上でございます。

○押川委員長 執行部の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。どなたからでも結構であります。

○井本委員 農地・水・環境保全向上対策事業、これが品目横断と重なる大きな理由のことを言っているわけですか。

○玉置農政企画課長 平成19年からの柱としては、品目横断と、先ほど説明した米の政策改革と、この農地・水・環境保全対策が3点セットみたいな形で進められております。

○井本委員 事業内容ですが、①は意味がよくわからんけど、もうちょっと具体的に、こ

れはどういうことをやるわけですか。

○原川農村整備課長 ①の共同活動への支援でございますが、この対策の背景といたしまして、例えば農地や農業用水の保全管理、水路の草刈り、泥上げが基礎的な活動でございますけれども、今までは地域の農家の方々の共同活動で保全されてきましたが、農村地域で過疎化や高齢化、また、都市部の農村地域では混住化が進んでいて、農家だけでは今後大事な資源を守れなくなるであろうということで、一つは地域に活動組織をつくっていただく。それは農家だけじゃなくて、地域住民、自治会も入った形で活動組織をつくっていただく。その活動組織が、水路の草刈り等の基礎的な保全活動に加えまして、大きく2種類ある効果の高い取り組み、一つは、農地や水路、農道を活用して農村の環境向上に資するような活動をやっていただく。もう一つは、施設を少しでも長もちするようにきめ細やかな手入れをやっていただく。そういう取り組みをやっていただく活動組織に対して、水田地帯であれば10アール当たり、国と地方合わせて4,400円を支援するというものでございます。

○井本委員 また詳しくそのうちに聞かせてください。

○松田委員 関連してお伺いいたします。

今申された中で環境保全向上対策等々の活動がございまして。こういった活動をしていらっしゃるの個人の方が主で、アイガモとかコイを飼っていらっしゃる方が多いんですが、今のお話を伺いますと、こういった事業の該当者はグループということになるわけでしょうか。

○米良営農支援課長 営農支援活動につきましては、共同活動に取り組む地域の中で、環境保全型農業、環境に負荷を与えないような農業を

実践していただく農家の方々を対象にしております。その条件としまして、地域全体で取り組んでいただくことが大事でございますから、その地域の農家の8割以上の方々が何らかの環境保全型農業に取り組んでいただく、その上で、特に先進的な取り組みを行う農家の方々に、ここにあります単価で作物ごとに支援をしていくという形でございます。

○松田委員 地域ということですね。そうしますと地域も大字だったり字だったり、いろんな見方があるんですが、どれぐらいまでを指して8%とおっしゃるわけでしょうか。

○米良営農支援課長 基本的には共同活動の地域内の集落を基本としますけれども、共同活動の地域全体まで広がってもいいんですが、余りにも小さい単位は想定しておりません。

○原川農村整備課長 まず、この対策でございますけれども、土俵として共同活動の支援地域というものがございます。その共同活動の支援地域というのは、営農活動とは別で、水路とか農道、ため池、営農活動の基礎となる施設を地域できちんと保全していただく。そのときのエリアの考え方は、制度上は、地域によって一番いい範囲で決めてくれということでございます。実態は、8割ぐらいのところが多まるとある集落単位というところが多い。もう一つは、消火栓から堰で水を取っている、堰係という地区もございます。一方では、例えば圃場整備をやったと、その事業単位でまとまりがあるところは事業単位でやられている。どっちにしても地域ごとに適切な範囲をくくってくださいということをお願いしております。

○松田委員 地域ということで、とりあえず申請するとき、これぐらいの地域があるということ、余り細かく考えずに、大字なり小字な

り、耕地組合なりでくくって申請してもよろしいというふうにとらえてよろしいですか。

○原川農村整備課長 まず、活動組織を設立していただきます。設立に当たりましては、いろんな合意の仕方とか、構成員はだれになるのかとか、守るべきエリア（範囲）はどうなのかというものをきちんと決めていただくと。その決め方は地域に合っていればいいということでございます。

○榎藤委員 過疎化、高齢化、混住化ということでしたが、特に混住化が進んでいくと、この対象が8割というのは非常に高い率だと思うんです。例えばA、B、Cの農家の集落があるとして、A地域では農家の率が高い地域、Cは非常に低い。3つの地域をプールして、その中の農家が共同化で8割と、そういう認定の解釈でいいのでしょうか。

○米良営農支援課長 つくるのは地域の中の農家でございます。

○榎藤委員 8割というものと、農村集落が、当面する田植えとか水路の補修に対して、最近、比重が下がってきて1つの集落では対応できんのではないかと。そういうのがあるわけですから、そういう解釈かなと思って聞いたところです。

○原川農村整備課長 集落のくくり方でございますけれども、例えばA集落というのがありまして、比較的まだ元気がある。隣にかなり高齢化が進んで元気がないというところは、地域で話し合っ、2つまとまって一緒にやっ、ということ、この政策の趣旨に合う、むしろいい形じゃないかというふうには思っております。

○中野委員 この事業は既に取組まれているんじゃないですか。

○原川農村整備課長 この政策はかなり綿密に制度設計されておりまして、今、委員が御指摘のように、18年度実験的に宮崎県で15地区モデル的に支援してやっております。全国では約600地区、宮崎県では15地区やっております。それで本当にこの施策の有効性があるのか検証して、有効性が検証されたということで、19年度から本格的に全国展開していくというものでございます。

○中野委員 モデル地区が本格的に取り組む地域ということになるんですか。

○原川農村整備課長 18年度の実験事業では、宮崎県で15地区選定してやっております。本格的にといいますのは量的にやっていくということで、19年度は、この予算では約1万ヘクタールの農地を対象にこの施策をやっていきたいと考えております。

○中野委員 1地区がスタートすれば5年間事業ができるんですか。

○原川農村整備課長 こういう共同活動につきましては、一定年度継続的にやることによって効果が発現すると思っておりますので、この対策に乗る場合は、基本的には19年度、初年度から乗って5年間継続的にやっていただきたいと考えております。

○中野委員 えびのであちこちでこのような名前の集まりがあるから、そのことかなと思って聞いておったんですが、今から新規に申請ができるわけですね。

○原川農村整備課長 国の予算が3月末に決まりまして、それとあわせてこの対策の要綱、要領が決まっております。19年度は8月末が申請の提出期限ということになっております。

○押川委員長 本年度申請をされている各市町村、現状どのくらいされておるかわかれば教え

てください。

○原川農村整備課長 5月末時点でございますけれども、活動組織の数で言えば約196、農地面積で言えば約9,600ヘクタールということになっております。それらのところで今申請に向けて準備が行われているということでございます。

○押川委員長 それが8月末日で認可されるかされないかという審査か何かあるんですか。

○原川農村整備課長 8月末というのは最終の時期でございまして、随時上げていってもらっています。国や県が支援するものでございますので、支援要件が決まっております。それに合致するかどうかの観点とか、きちんと規約が決まっているかどうかとか、そういうことを審査して承認されれば交付金が行くという仕組みでございます。

○押川委員長 その中で市町村の割合、これは県内全域ですか。

○原川農村整備課長 先ほど活動組織196と申しましたけれども、市町村で言えば24市町村でございます。

○押川委員長 集落単位で結構ですが、支払う資金はどのくらいが最高かわかりますか。わからなければ、わかった段階で結構です。

○原川農村整備課長 今、手元に個別地区の面積がございませぬし、まだ活動組織が準備段階で、面積を把握するという段階でもございますので、正確な数字は持っておりませぬ。

○井本委員 聞いたところによると、兼業農家とか弱小農家というのはやっていけんようになると言いよったんだけど、そんなことになるわけですか。

○原川農村整備課長 地域によっては、今現在既にかなり草刈りの回数が減って、夏場にカメ

ムシが発生するとか、そういう支障が出ているところもございます。地域によってはまだ元気があるところもあります。ただ、日本全体として高齢化が急激に進んでいくということで、早いうちに対策をとるということで、品目横断対策と同時に車の両輪としてやっていくということとでございます。

先ほど委員から御質問のありました品目横断対策でございますが、これは担い手の経営に着目してそこに施策を集中していくということで、農業の振興ということで産業政策でございます。この農地・水・環境保全向上対策というのは、そういう活動組織のエリアを面的に支援します。担い手だけ育っても、その担い手が農業をやる農村が元気じゃないとだめだということで、地域振興策ということで位置づけられていまして、産業施策である品目横断と地域振興施策である対策を車の両輪として進めていくというのが今回の大きな思想になっております。

○井本委員 単純に見てると、弱小農家とか兼業農家というのは、できるだけ振り落とそうという政策ですね。

○原川農村整備課長 そうじゃなくて、担い手の方も兼業農家の方も安心して営農ができるように、その営農に不可欠な土俵の部分を地域でしっかり保全していくということとでございます。

○榎藤委員 歳出予算説明資料の212ページ、言葉的なことで恐縮なんですけど、緑資源機構事業負担金が都城区域の3億2,400万円の事業内容、事業負担金の比率があるのかどうかお聞きします。

○佐藤農村計画課長 都城区域の農用地総合整備事業ですが、負担率が、国が農業用道路で66.67%、県が25.33%、地元が8.0%でござ

います。それから農業用道路以外の圃場整備等が、国が45%、県が30%、地元が25%でございます。

○榎藤委員 3億2,474万円、都城地区の緑資源機構事業負担金の事業は道路整備なんですか。

○佐藤農村計画課長 主要な工事が農業用道路でございます。

○榎藤委員 それに対して県の負担が、66.云々という国の分を差し引くと25.33%とか、もう一つ言われたような区分で県が負担する分が3億2,400万円、そういう解釈でいいんですね。

○佐藤農村計画課長 そういことです。

○押川委員長 委員の皆様方にお諮りいたしますが、本日の日程は午後4時までとなっておりますが、このまま継続をしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○榎藤委員 同じ資料の215ページ、農村振興支援事業の北川町北川地区外1地区の2億900万円の事業内容と、北川以外のところの事業、それぞれ内容を御説明いただきたい。

○原川農村整備課長 農村振興支援事業でございすけれども、まず、北川町の北川地区でございす。この事業がハード整備とソフト事業、両方できるような形になっております。北川町でやっておりますのはハード整備のほうでございまして、農村における情報基盤施設の整備を行っております。外1地区というのが高千穂町でございす。これはソフトのほうでございまして、土地改良施設とか農地とかございすけれども、地域住民の参画による活動計画づくりを活用して、具体的に活動をやるためのワークショップに対して支援するものでござい

す。

○**榎藤委員** 情報基盤と言われてもわかりにくいです。何をやるんですか。2億900万円といえば大きいと思います。

○**原川農村整備課長** 防災情報を伝える施設の基盤とか、ケーブルテレビ関係でございます。

○**榎藤委員** 高千穂のほうはソフトで、土地改良のワークショップ……

○**原川農村整備課長** 住民が参加した形で地域活動をやっていこうということで、改良区の方々にノウハウを付与する研修とか、実際、地域住民や改良区の人、町の方が一緒になってワークショップを開いていろいろ計画をつくっていく、そういうのに対しての支援ということでございます。

○**榎藤委員** 災害のほうはもうできていると思うので、ケーブルテレビかなというふうに思います。ワークショップはわからんけど、実際に計画が固まって、視察等で見れたら見せてもらいます。

○**満行委員** 216ページの田園空間整備事業、これは都城市都城地区となっていますが、どこのかこれではわかりませんが、継続事業で関之尾の継続なのかなと思っているんですけど。

○**原川農村整備課長** 田園空間整備事業でございますが、これは継続事業でございます。

○**満行委員** 今度5,000万円ですよ。今までどれだけの予算だったのかわからないんですけど、この具体的な中身は。

○**原川農村整備課長** この地区につきましては、平成12年に新規採択をいたしまして、今年度で完了予定ということになっております。この田園空間整備事業というのがどういうものかということでございますが、ある農村地域を「屋根のない博物館」に見立てまして、歴史的

な施設を補修したり、それらをつなげる遊歩道を整備して、地域を美しい屋根のない博物館に作り上げていくという事業でございます。

○**満行委員** 現場は見ているのでわかるんですが、非常にユニークな事業だと思ってですね。関之尾しかやっていないと思うんですが、5,000万円はハードだと思うんですけど、上物をつくるのかそんなのですか。

○**原川農村整備課長** 今年度、最終年度ということで、幾つかの歴史的な施設を補修しますので、総合案内場とか、周辺整備として看板をつくったり、そういうことを行う予定にしております。

○**満行委員** 母智丘の裏は非常にそういうので整備がされているんですけど、地元10分の2.5の地元というのはどこを指すのか。

○**原川農村整備課長** この資料で地元というのは、市町村と農家等の受益者ということになっております。田園空間整備事業につきましては市町村が25%持つということで、農家負担はないという制度になっております。

○**中野委員** みんな地元のことや出身地のことを質問されますので。やっと「えびの」という字が出てきましたが、217ページ、県営一般農道整備事業、えびのと外1地区ですが、えびのの分は幾らですか。

○**原川農村整備課長** 調べて後で御報告します。

○**中野委員** 恐らくここが1カ所残っておって、ここが完成すれば、えびのの北部の農道が、一般農道、ふるさと農道、農免道路でつながるんです。ところが、そこに行くために県道があるんですが、その県道が改良されないものだから、農道はいいのができたけれども、途中の入り口がないから、農免道路はA地点からB

地点を結びますよね。途中から入る道路は農道じゃなくて県道なんです。その県道がなかなか改良されないものだから、利用価値が非常に下がると思うんです。

それで、今回も一般質問で、えびの市の五日市から入る石阿弥陀五日市線という県道をもう10年も前から——当時は県議ではなかったけれども、一般人としてずっと運動してきましたが、なかなか進まない。今度、部長がかわったから新たな答弁があるのかなと思ったら、一言一句変わらない答弁なんです。県土整備部と農政水産部がある程度連携をとりながらこういう道路はしていけないと、宝の持ち腐れとまでは言わないけれども、何のためにこういう農道をつくるのかという地元の意見が非常に強いんです。農道整備の10分の1、20分の1ですべての県道が整備できるのに、農道のほうは何十億と使っているわけです。本来ならば、国道から入って、県道に入って、その農道に行き着く。その農道の利用価値がよくなるはずです。国道から県道への入り口を何とかしてくれという要望があるのに、なかなか整備しない。農道を整備するときには、昔の土木とうまく連携をとって、我々も10カ年ですから、県道のほうも順次改良してくれとか、そういう連携というのはないんですか。

○原川農村整備課長 その前に、先ほどの一般農道の件でございますけれども、一般農道の2地区ともえびの市でやっておりまして、ここに書いてある下大河平4期地区は、平成22年を完了にやっっていく予定にしています。もう1地区、椎ノ木平3期地区は、平成23年を完了に計画的にやっしていきたいと思っています。

それで、先ほどの国県道、林道も含めての話になると思いますが、平成8年度から三者で連

絡調整会を設けていまして、その中で新規の計画路線の調整とか、いろんな事業進捗について意見交換をする場を設けて調整するようにやってはおります。

○中野委員 幸いに、椎ノ木平の農道も、隣の大河平の農道も全部五日市から入らないと行けないところなんです。その辺を向こうに強く申し出をしてください。お願いしておきます。

○坂口委員 212ページ、土地改良事業負担金が国営土地改良事業負担金と緑資源機構事業負担金と分けてある。これは直でやる分と機構がやる分とか、同じ事業を事業主体が違うところへの負担金ということですか。

○佐藤農村計画課長 2つともこの事業は国が事業主体で行う事業でございます。種類が全然違います。先ほど申し上げましたように、緑資源機構事業というのは都城区域の農業用道路と圃場整備、暗渠、排水等を行う事業でございます。

○坂口委員 事業の規模とか条件で負担金の率が違うとか、何かで分けてあると思うんです。それでなければ1つでいいと思うんです。

○佐藤農村計画課長 償還方法が違います。緑資源機構営のほうは事業完了年度の翌年度から据え置きなしの15年償還、国営土地改良事業負担金のほうは、既存負担方式でいきますと事業実施各年度の翌年度から支払うということで、これは3年据え置きの10年償還というふうになっております。

○坂口委員 どっちが有利な支払い条件か。

別個として、心配なのは緑資源機構の今後の事業がどうなっていくのか。これに乗ったほうが徳だなとか、これならやれるなというもので、今後整備の必要のある部分が、計画の中の未達成部分と、新たに計画をせんならん部

分と、特に新たな計画を立てざるを得ん部分に対しての今後の受け皿、ここらがどんなぐあいになってくるのか。

○佐藤農村計画課長 緑資源機構事業は平成15年度に既に完了しております。今後の計画等はありません。

○押川委員長 ほかにございませんか。

なければ、以上で農村計画課、農村整備課の審査を終了いたします。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

午後4時8分休憩

午後4時14分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

次に、水産政策課、漁港漁場整備課の審査を行います。それでは、水産政策課長から順次説明をお願いいたします。

○桑原水産政策課長 水産政策課でございます。

平成19年度6月補正予算について御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の221ページをお開きください。当課の補正予算は、一般会計で1億3,231万2,000円の増額をお願いしております。この結果、6月補正後の予算額は、右から3番目の欄ではありますが、一般会計と沿岸漁業改善資金特別会計を合わせまして20億2,408万8,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

223ページをお開きください。一番上の（事項）漁業基本対策費2,245万2,000円の増額についてであります。まず、説明欄の2の冷水性魚類（ます類）飼育槽整備事業2,200万円でございます。これは、水産試験場小林分場西米良試

験場が設置後68年を経過し、施設の老朽化や、たび重なる台風による濁り水の流入等による水魚の死亡の発生で、試験機能が近年著しく低下しているため、機能の移転を図るための事業でございます。具体的には、小林分場にマス類等冷水性魚類の産卵を促すための冷却設備を整備し、研究の継続と技術の開発・普及を図るものでございます。

次に、中ほどの（事項）水産金融対策費411万3,000円の増額についてであります。これは、漁業者等の経営環境の変化に対応することを目的に、利子補給等により資金融通の円滑化を図るものであります。

説明欄3の中小漁業関連資金融通円滑化対策事業につきましては、後ほど別冊の平成19年度予算案の主な新規・重点事業説明資料で御説明いたします。

次に、その下の（事項）漁業生産担い手育成事業費406万5,000円の増額についてでございます。これは、漁業生産の担い手の育成、新規漁業就業者の確保・定着化による漁村の活性化等を図るものでございます。

次の224ページをお開きください。一番上の（事項）水産物流通加工対策費の説明欄1のおさかな消費拡大と流通対策事業216万2,000円の増額についてでございます。これは、消費者ニーズに対応した安全で安心して消費できるブランドづくりを進めるとともに、生産者と消費者が繋がった新しい販売体制の構築や、地元消費の拡大や魚価の向上を図るものでございます。

次に、中ほどの（事項）水産業協同組合指導費2,797万2,000円の増額についてでございます。これは、水産業協同組合の健全な発展と漁協事業の基盤強化に要する経費でございます。

説明欄4の元気のいいJFづくり推進事業579万7,000円でございます。この事業は、漁業・漁村の中核的組織である漁協の合併等の推進や、各種事業の広域化・効率化等の改革の推進、及び漁業者に対する経営能力向上対策を実施することにより、県内漁業の安定的な発展を図るものでございます。

次のページをごらんください。一番上の（事項）漁業取締監督費5,026万円の増額についてでございます。説明欄3の密漁防止体制強化対策事業4,860万8,000円の増額でございます。県が行うシラスウナギの密漁取り締まりや「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例」に基づく立入検査等の補助事業を宮崎県内水面振興センターに委託するとともに、センターが行う内水面秩序維持に関する取り組みに補助を行い、内水面の秩序維持や流通の適正化を図るものでございます。

次に、別冊の平成19年度予算案の主な新規・重点事業説明資料の17ページをお開きください。事業名、中小漁業関連資金融通円滑化対策事業について御説明いたします。

右のフロー図をごらんください。漁業者を取り巻く環境は、漁業経営の悪化により経営改善等への取り組みが必要となっておりますが、そのためには円滑な融資が必要であります。しかしながら、現状では、融資の際に求められる保証のための担保等の確保が困難な状況でございます。そこで本事業は、中央の点線の枠内にありますように、市町村、漁協、県漁連、県信漁連等の地元が宮崎県漁業信用協会への支援協力を行うことを条件に、国（漁業信用基金中央会）、県も同様な支援を行い、同協会が無担保、無保証人による融資の円滑化を行うことを可能にするものであります。具体的には、融資

を受けた漁業者等が返済できなくなった場合に、保証を行った基金協会が漁業者等の債務を負担することになりますが、その債務、換言すれば保証制度がこうむる損失に対して、国、県、地元がそれぞれ9分の2を基金協会に対し支援することで、地域経済を支える役割を担っている漁業者等への融資の円滑化を図るものでございます。

本事業の効果といたしましては、地域の担い手への円滑な融資の支援はもとより、系統機関や地元が一体となった経営指導の促進が図られ、漁業者等の経営の向上・安定が期待されます。

次に、左の説明資料をごらんください。2の事業の概要であります。予算額は、基金協会が保証額の1000分の6を準備金として積み立てることになっており、その県負担分として毎年66万7,000円、事業期間は平成19年度から21年度までの3年間、保証期間は41年度までを予定しております。また、保証枠は5億円、保証限度額は1被保証人当たり8,000万円としております。

次に、債務負担行為でございます。お手元の平成19年6月定例県議会提出議案の8ページをお開きください。上から2つ目の水産政策課のところに掲げてございます。平成19年度中小漁業関連資金融通円滑化対策事業について、万が一の代弁事故発生に備え、その期間及びその限度額を設定しております。

補正予算につきましては以上でございます。

続きまして、報告事項について御説明申し上げます。

財団法人宮崎県内水面振興センターの平成18年度報告並びに19年度事業計画についてでございます。

常任委員会資料の11ページをお開きください。1の沿革についてでございますが、センターは、内水面における漁業及び養殖業の振興、水産動植物の繁殖、保護培養等を目的に、平成6年11月に設立されております。

次に、2の組織につきましては、役員は18名で、そのうち理事長と専務理事の2名が常勤の役員となっております。

3の出えん金等でございますが、基本財産3,000万円のうち、1,500万円を県が、残りを市町村、シラスウナギ協議会等が出捐しております。

次に、右側の12ページ、下の表をごらんください。(1)は、センターの主な事業の一つであるシラスウナギの供給実績の推移をお示しております。シラスウナギの供給量は、資源状況の変化により採捕量が左右されるため、毎年変動いたしますが、平成18年度は367キログラムと、平成12年と同水準を確保したところでございます。

次に、その下の(2)の表をごらんください。センターは設立当初に、暴力団等の排除のため予想外の警備費が必要となったことなどにより、多額の債務が生じました。そこで、平成11年度から経営改善に取り組み、事業の効率化や役職員の削減による経費の節減等を行っているところでございます。その結果、正味財産赤字額は平成18年度には1億1,600万円にまで削減されているところでございます。

それでは、平成19年6月定例県議会提出報告書の115ページをお開きください。まず、平成18年度事業報告についてであります。事業年度は平成18年4月1日から19年3月31日までであります。

内容が重複いたしますので、2の事業実績か

ら御説明いたします。(1)の内水面の増養殖用種苗の採捕、供給等に関する事業についてでございます。これは、大淀川及び一ツ瀬川においてシラスウナギの採捕を行い、県内養鰻業者へ供給する事業でございます。平成18年度のセンターのシラスウナギ採捕量は367キログラムと、前年度よりも70キログラムほど少なかったわけですが、全国的な不漁を背景に、平均価格は前年度と比べまして1万6,000円ほど高値のキロ当たり26万6,000円で取引されたことから、年度当初の見込み額8,000万円を上回る9,771万1,000円の採捕収入を確保したところであります。

(2)の内水面における秩序維持対策に関する事業につきましては、河川の巡回パトロールを実施し、河川環境の監視を行うとともに、密漁情報の収集等を実施したところでございます。

(3)の内水面における水産動植物の違法な採捕及び流通の防止に関する事業でございます。これは、センターがシラスウナギの採捕を行っております大淀川と一ツ瀬川のほか、その周辺河川等につきましても自主警備を行うとともに、「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例」に基づく書類調査等を実施しております。

続いて、116ページをごらんください。

(4)の内水面の水産動植物の保護培養及び環境保全に関する事業でございます。資源の保護、培養のためのアユ等の放流のほか、河川周辺の環境美化などを実施しております。

続いて、117ページをごらんください。3の貸借対照表でございます。

まず、I資産の部でございます。流動資産は、現金預金690万円余りであります。固定資産の合計は1億3,528万円余りとなっております。

す。以上で、資産合計は1億4,222万円余りでございます。

次に、Ⅱの負債の部でございます。まず、県信用漁連からの短期借入金等から成る流動負債が2億3,348万円余り、県シラスウナギ協議会からの長期借入金、退職給付引当金から成る固定負債が2,439万円余り、以上、負債合計で2億5,787万円余りとなっております。

次に、Ⅲ正味財産の部でございます。指定正味財産は、寄附金といたしまして基本財産の3,000万円余りでございます。一般正味財産につきましてはマイナス1億4,565万円余りとなっております。うち7,400万円が減価償却引当資産及び経営安定対策積立金として特定資産に充当されております。以上、正味財産合計はマイナス1億1,565万円余りとなっております。

負債及び正味財産の合計額は、資産合計と同額の1億4,222万円余りとなっております。

続きまして118ページ、4の正味財産増減計画書について御説明いたします。

まず、Ⅰ一般正味財産増減の部でございますが、1.計上増減の部の経常収益は合計で2億975万円余り、経常費用は合計で1億7,918万円余りとなっております。この結果、当期経常増減額は3,057万円余りとなっております。

続いて119ページ、2の経常外増減の部でございます。シラスウナギ協議会からの債権放棄により、当期経常外増減額は300万円となっております。この結果、当期一般正味財産増減額は3,357万円余りの黒字となり、一般正味財産期末残高は1億4,565万円余りに圧縮されました。

Ⅱ指定正味財産増減の部につきましては増減はなく、一般正味財産期末残高マイナス1

億4,565万円余りと、指定正味財産期末残高3,000万円を合わせまして、正味財産期末残高は1億1,565万円余りのマイナスとなっております。現在、その経営改善に向けて引き続き努力しているところであります。

続いて、120ページをごらんください。5の財産目録につきましては、3の貸借対照表と内容が重複いたしますので、説明は省略いたします。

121ページをごらんください。平成19年度の事業計画並びに収支計画について御報告いたします。

今年度の事業につきましても、養鰻業や内水面業の振興を目的として、2の事業計画に記載している事業を引き続き実施することといたしております。

次に、122ページ、3の収支計画についてでございます。事業活動収支につきましては、収入総額を1億8,493万円余りと見込んで事業を実施していく計画でございます。

事業活動収入の主なものといたしましては、まず、事業収入としてシラスウナギの種苗販売事業収入8,000万円と見込んでおります。シラスウナギ採捕量は資源の状況に大きく左右され、採捕収入の予想は難しいわけですが、効率的な採捕に努めつつ一定の収入を確保し、センター独自の収入によって採捕事業と振興事業の経費を賄うことを目標といたしております。次に、補助金収入につきましては、内水面秩序維持のための警備取り締まり、流通調査について補助金及び委託料として総額1億460万円余りを計上いたしております。

事業活動支出といたしましては、業務流通対策担当職員の給与手当、採捕警備委託料などから成る事業費支出、常勤役員、庶務担当職員の

給与等から成る管理費支出として、合計1億6,703万円余りの支出を見込んでおります。これらによる事業活動収支差額は1,790万円余りとなる見込みであります。

投資活動収支につきましては、退職給付引当資産取崩収入として425万円余りを計上し、退職給付引当資産取得支出として216万円余りを計上しております。これらによる投資活動収支差額は209万円余りになる見込みであります。

財務活動収支の部につきましては、県からの借入金償還の一部として、年度末に2億1,700万円を県信用漁連から借り入れることといたしております。続いて、その下にあります借入金返済支出の2億3,700万円につきましては、年度当初の県信用漁連への返済に充てるものでございます。これらによる財務活動収支差額はマイナス2,000万円となり、これが今年度の債務圧縮額となる予定でございます。

予備費支出については計上されておられません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○関屋漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

平成19年度6月補正予算について御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の227ページをお開きください。漁港漁場整備課の6月補正額は、一般会計で24億9,325万4,000円をお願いしております。この結果、6月補正後の予算額は、右から3番目の欄であります。44億84万3,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

229ページをお開きください。上から2番目の(事項)漁場保全対策費でございます。370

万5,000円の増額補正となっております。これは、漁場環境の保全、赤潮などによる被害防止、養殖魚の安全対策などを図るためのものであります。

次に、(事項)資源培養管理対策推進事業費でございます。377万円の増額補正となっております。これは、国の補助を受け、水産資源を適正に管理し、資源の回復と持続的利用を推進するものであります。

めぐりまして、一番上の(事項)栽培漁業定着化促進事業費でございます。1,899万5,000円の増額補正となっております。1のカンパチ種苗生産実用化事業につきましては、後ほど御説明申し上げますので、ここでは、2の藻場回復支援事業について御説明いたします。この事業は、水産資源の基礎生産を担っております藻場の回復を図るため、試験礁を設置するほか、食害するウニを駆除し、そのウニを有効利用するなど、藻場の継続的な管理技術の確立を推進するものであります。

次に、(事項)種子島周辺漁業対策事業費でございます。2億3,532万7,000円の増額補正となっております。この事業は、種子島のロケット実験に伴い操業制限を受ける漁業への影響緩和のための漁業用施設整備に要する経費でございます。南郷地区外1地区において、水揚げ荷さばき施設などの施設整備を予定しております。

次に、(事項)水産基盤(漁場)整備事業費でございます。4億2,450万円の増額補正となっております。この事業は、沿岸漁場の生産性の向上を目的として、人工構造物による魚礁、漁場及び増殖場を造成し、資源の拡大を図るための経費でございます。

次に、231ページの上から2番目の(事項)

県単漁港維持管理費でございます。7,783万3,000円の増額となっております。この事業は、国庫補助対象外の漁港区域内施設の航路や泊地のしゅんせつや維持補修等を行う経費でございます。1の浚渫工事では富田漁港外4港を、2の補修工事では北浦漁港外22港で事業を実施するものであります。

次に、その一番下の（事項）水産基盤（漁港）整備事業費でございますが、15億1,000万円の増額補正となっております。これは、国庫補助事業により、漁業活動の拠点である漁港の整備を行うものであります。具体的には、事業費規模や漁港の種別に応じて、1の地域水産物供給基盤整備事業では都井漁港外1港において、また、2の広域水産物供給基盤整備事業では川南漁港外5港において、それぞれ防波堤や岸壁等の整備を行うものであります。

歳出予算説明資料の説明は以上でございます。

続きまして、お手元に配付しております、平成19年度予算案の主な新規・重点事業説明資料で御説明を申し上げます。

資料の19ページをお開きいただきたいと存じます。事業名、カンパチ種苗生産実用化事業についてでございます。

平成17年における本県のカンパチ養殖生産量は約4,800トンで、鹿児島県に次いで全国2位、生産額は約34億円で、本県養殖生産額の2分の1程度を占める重要な魚種でございます。しかし、その養殖用種苗は、ほぼ100%を中国産天然種苗に依存しておりまして、供給量や価格が安定していないことに加え、アニサキスの寄生など防疫上のリスクも抱えております。そのため、良質で安全な国産人工種苗の生産技術を確立することによりまして、養殖経営の安定

と安全・安心な養殖魚の供給を図ってまいります。

2の事業の概要をごらんいただきたいと存じます。予算額は1,244万2,000円、事業期間は平成19年度から3年間を予定しております。

（4）の事業内容ですが、①の仔稚魚の生残向上技術開発では、水産試験場及び宮崎大学におきまして必要に応じた改良を行い、現在課題とされておりますふ化初期の生残率の向上を図ります。

次に、②の種苗性の確認では、養殖用種苗としての品質を確認するため、海上生けすにおいて試験養殖を行い、成長の状況や疾病等による減耗状況の把握などを行ってまいります。

漁港漁場整備課の6月補正予算は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、報告事項についてであります。

まず、財団法人宮崎県水産振興協会の概要について御説明いたします。

常任委員会資料の13ページをお開きください。当協会は旧財団法人宮崎県栽培漁業協会でありまして、本年4月に名称を変更しております。

1の沿革であります。「とる漁業」から「つくり育てる漁業」へ転換を図るために、栽培漁業振興の基幹施設として、昭和56年4月に県営の栽培漁業センターが延岡市熊野江町に設置されました。その後、漁業者参画のもと栽培漁業をより積極的に推進するため、平成4年4月に第3セクター化され、財団法人宮崎県栽培漁業協会として発足したものでございます。そして平成18年8月に財団法人宮崎県漁業振興基金の、また平成19年3月に社団法人宮崎県かん水漁業協会の事業の一部を引き継ぐ形で統合を

行いまして、平成19年4月から財団法人宮崎県水産振興協会と改称いたしました。今後は、幅広く本県水産業の振興を担っていただけるものと期待しております。

次に、2の組織であります。役員は理事長を含め21名であります。職員は、常勤の常務理事1名、理事兼務の事務局長1名を含めまして10名でございます。

3の出えん金等につきましては、基本財産2億8,600万円のうち、県が2分の1を、残りを沿海市町と水産関係団体が出捐しております。

では、平成19年6月定例県議会提出報告書の125ページをお開きください。財団法人宮崎県栽培漁業協会の平成18年度事業報告書及び財団法人宮崎県水産振興協会の平成19年度事業計画について御報告いたします。

まず、平成18年度事業報告についてであります。1の事業概要であります。当協会は、栽培漁業、いわゆる「つくり育てる漁業」の推進母体でありまして、種苗の生産、中間育成、放流の実施、また栽培漁業の技術改良に関する受託事業及び養殖用種苗の供給、並びに栽培漁業に関する知識等の教育啓発指導を実施いたしました。また、平成18年度からは、旧財団法人宮崎県漁業振興基金の一部事業引き継ぎに伴い、水産関係団体の組織強化及び漁業の担い手育成に関する事業などを新たに開始しております。

次に、2の事業実績であります。事業は大きく4つの事業に分かれております。まず、枠の中の(1)栽培漁業振興事業では、栽培漁業を広く理解してもらうための啓発普及等を行いますとともに、ヒラメやカサゴ等の放流用種苗の供給や、マダイやシマアジ等の養殖用種苗の供給を行っております。アユは生産計画の8割程度の実績にとどまりましたが、マダイ、シマ

アジ、ヒラメにつきましては計画を上回る生産ができたところです。

次に、(2)の漁業振興総合対策事業は、旧財団法人宮崎県漁業振興基金の解散と事業の一部引き継ぎにより受け入れました残余財産5億380万円余により実施した事業で、県漁連が実施主体となり行う水産関係団体強化事業、漁業担い手対策事業及び漁業緊急対策事業——これは燃油対策についてでありますけれども、協会が補助したものであります。

次に、126ページをごらんください。(3)の受託事業であります。県等の委託によりまして、栽培漁業推進協議会の運営のほか、カンパチや海草の生産を行うものであります。

次の(4)の種苗供給事業では、養殖用のアユ種苗を生産し供給いたしました。

次に、平成18年度決算状況を報告いたします。財団法人宮崎県水産振興協会は、公益法人改革関連法の改正などに伴い、平成18年度より公益法人新会計基準を導入し、これにより、従来の資金の動向から資産の動向把握に重点を置く会計処理となっております。内容として一般会計と種苗供給会計に分けております。新会計基準によります財務諸表の貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録を127ページから134ページにお示ししております。平成18年度決算につきまして、財務諸表で重複するものもありますので、貸借対照表と正味財産増減計算書で説明をいたします。

127ページをお開きください。まず、貸借対照表であります。(1)総括表の一般会計と種苗供給会計の合計欄をごらんください。上の資産の部であります。流動資産は4億6,003万円余でございます。固定資産は基本財産など3億7,728万円余で、資産合計は8億3,732万円余

となっております。

次に、中ほどの負債の部でございますが、流動負債は4億6,217万円余、固定負債は2,380万円余で、負債の合計は4億8,597万円余となっております。

次に、下の正味財産の部でございますが、指定正味財産は基本財産の2億8,600万円、一般正味財産は6,534万円余で、正味財産合計は3億5,134万円余となり、負債及び正味財産合計は8億3,732万円余となり、資産の合計と一致いたします。

続きまして、130ページをお開きください。正味財産増減計算書であります。(1)総括表の一般会計と種苗供給会計の合計欄をごらんください。まず、上の一般正味財産増減の部の経常増減の部でございますが、経常収益は、事業収益、受取補助金等、受取寄附金等により計7億249万円余、経常費用は、事業費及び管理費で計6億820万円余で、当期経常増減額は9,429万円余の増となっております。

中ほどの経常外増減の部では、経常外費用のみで、当該経常外増減額は747万円余の減となっております。したがって、当期一般正味財産増減額は8,681万円余の増となり、期首残高がマイナス2,147万円余でありましたので、期末残高は6,534万円余となります。

下の指定正味財産増減の部では、基本財産の2億8,600万円のみで、増減はなく、表の一番下の正味財産期末残高は3億5,134万円余となっております。

続きまして、135ページをお開きください。平成19年度事業計画についてでございます。枠内(1)栽培漁業振興事業、(2)漁業振興総合対策事業、136ページの(4)受託事業及び(5)種苗供給事業につきましては、一部事業

の組み替えがありますけれども、平成18年度とほぼ同様の内容となっております。

135ページの(3)魚類養殖適正管理指導事業につきましては、平成19年3月に社団法人宮崎県かん水漁業協会の解散に伴う一部事業引き継ぎにより開始された事業であります。この事業の主な内容は、ブリ稚魚の需給調整、マダイ等の人工種苗の需給動向把握や良好な種苗の安定供給等が主な業務となっております。種苗生産に当たりましては、ウイルス性疾病の発生による生産コストの増加や、生産尾数の減少がないよう防疫対策を徹底してまいります。また、平成17年度から販売課を設置しておりまして、今後とも養殖業界のニーズを的確に把握し、それに応じた種苗供給を行ってまいります。

137ページをごらんください。最後に、収支予算書であります。予算額の欄をごらんください。上の事業活動収支の部でございますが、事業活動収入の計は1億6,219万7,000円、事業活動支出の計は1億6,435万8,000円、事業活動収支差額はマイナス216万1,000円を見込んでおります。これは、収入におきまして稚魚の販売収入をふやすこととしておりますが、一方で補助金等の減収が見込まれること、また、支出におきましては、引き続き経費節減に努めていくものの、今後大きな節減できる要素が少なくなったためであります。

次に、中ほどの投資活動収支の部でございますが、投資活動収入では、特定資産取崩収入として555万円、これは漁業振興総合対策事業を実施するため引当金から取り崩すものであり、本事業実施のため、事業費支出に300万円、管理費支出に255万円を見込んでおります。一方、投資活動支出は252万5,000円を見込んでおりまして、これは事業活動収入を財源とした退

職給付引き当てのための支出でございます。

したがいまして、表の下にお示ししておりますように、前期繰越収支差額をマイナス805万2,000円と見込んでおりまして、次期繰越収支差額は、76万4,000円減のマイナス728万8,000円を見込んでおります。

今後とも、当協会の経営の安定を図り、本県の水産資源の積極的な培養を推進するため、防疫対策の徹底とさらなる経費の節減に努めまるとともに、養殖業界のニーズにこたえ、当協会の経営安定に資するため、有望な魚種の種苗生産の実用化に取り組むことといたしております。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。提出議案のほうから質疑を受けたいと思います。

○中野委員 カンパチ種苗生産実用化事業についてお尋ねいたします。この事業は、今回、改善の県単事業ですが、今までどのぐらいこの事業を進めておられるんですか。

○関屋漁港漁場整備課長 一番最初は、水産試験場のほうでいろんな事業に取り組みまして、平成2年ぐらいから取り組んでいる事業でございます。

○中野委員 成果が出ていると書いてありますが、全国トップクラス。しかし、よく見えないんですが、グラフを見ると、やっているのは宮崎県だけじゃないですか。まだほかにもたくさん実験をしているということですか。

○関屋漁港漁場整備課長 ほかのところでも取り組んでおりますが、今、5万尾以上の種苗生産の実績を持っているところは、県で言いますと*鹿児島県と本県の2県でございます。

○中野委員 この表で見ると鹿児島は途中でグ

ラフがとまっていますが、これはやめたという意味じゃないんですか。

○関屋漁港漁場整備課長 その表には載っておりませんが、現在も鹿児島県は取り組んでおりまして、17年度が5万尾台、18年度につきましては8万尾台の生産をしております。

○中野委員 既存事業ということは、何の表ですか。全部宮崎県だけがグラフが推移していますが。

○関屋漁港漁場整備課長 これは、私のほうで承知している、カンパチの種苗生産に取り組んでいる、稚魚の生残尾数について表示してございます。上のほうが生産尾数で、下のほうはふ化死魚から見た生残率。それから、ブリ類というのは形態異常があらわれる場合が多いので、その形態異常の発生率を示してございます。

○中野委員 宮崎県は鹿児島県に次いで2位の生産量と、しかし、その稚魚は中国天然産に頼っているから供給量や価格が安定しない。また、防疫上のリスクがあるから、今一生懸命改善して継続して事業に取り組んでおられるということですが、国は全く補助をしていないようだけれども、余り関心がないんですか。

○関屋漁港漁場整備課長 国のほうもカンパチには関心を持ってございまして、平成18年度から独立行政法人**水産総合センターを中核機関といたしまして、カンパチの種苗生産についても取り組んでございます。

○中野委員 国は別に事業をしているから、県には補助していないということですか。

○関屋漁港漁場整備課長 国のほうは取り組み方が少し異なっておりますが、私どものほうは、初期の飼育のところ動物プランクトンを

※147ページに訂正発言あり

※※150ページに訂正発言あり

えさとして用いて、栄養強化に視点を置いて取り組んでおるところでございますが、独立行政法人水産総合研究センターのほうでは、どちらかといいますと配合飼料的なものを中心に組み立てておりまして、その両方相まって研究が進んでいけばいいなと考えておりまして、そちらのほうに宮崎県水産振興協会も参加して情報を得ながら進めていくことにしております。

○中野委員 今度の3カ年の事業で、一定量の稚魚の生産ができてカンパチに育つような事業の成果が上がる見込みはあるんですか。

○関屋漁港漁場整備課長 そのように努力していくつもりでございます。

○中野委員 頑張ってください。また、国にも補助の請求をしてくださいよ。

○関屋漁港漁場整備課長 取り組み方が、国のほうと私どもで組み立てが若干異なっておりますけれども、両方が相まって技術が進んでいくものと考えておりますので、情報も十分得ながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○榎藤委員 予算説明資料の225ページの密漁防止体制強化対策事業の4,860万8,000円、これと19年の提出報告書の事業計画の4,472万2,000円、違法な採捕及び流通の防止、これは足して見るべきなんですか。

○那須漁業調整監 225ページの4,860万8,000円と、121ページの……。

○押川委員長 暫時休憩します。

午後4時56分休憩

午後4時58分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

○那須漁業調整監 225ページの密漁防止体制強化対策事業の4,860万8,000円のうち、センターのほうで使う部分が4,472万2,000円、あとの

分につきましては県のほうの活動費用及び事務費になっております。

○榎藤委員 225ページは県の一般会計の予算ですよね。それと内水面振興センターの事業費というのは、内水面振興センターの事業費じゃないですか。

○那須漁業調整監 そのとおりで、こちらのほうには、県の予算になっておりますので、密漁防止対策関係の地区協議会の費用とかその他が入っております4,860万8,000円。4,472万2,000円という内水面振興センターのほうはこちらで使う分ということで、県の予算書のほうには内水面センターの予算と県の使う部分が一緒に入っているということでございます。

○榎藤委員 内水面振興センターの収支バランスというのは、これを本庁予算から受けるのであれば収入になるんじゃないですか。

○桑原水産政策課長 県の予算のところではないかということでございますが、これは県の予算でございます。ただし、センターのほうに委託費として流れるものでございますので、4,800万円余りは県の予算としてまず計上しており、その後センターのほうに委託されることになります。先ほど委員おっしゃられましたように委託費でございますので、センターのほうは事業収入として計上されることになります。

○榎藤委員 そうしますと、これは足したやつではないということで理解をしました。

当初は、警備の部門は振興センターの機能としてはなかったのが、振興センターのほうで自衛隊や警察のOBを職員として入れてやるような形になったんじゃないかと思ったんですが、そのあたりの経緯が理解が十分できていない。

○桑原水産政策課長 委員がおっしゃるとおり

でございまして、当初はそのような予算がございませんでしたが、後ほど警備のための予算が予算措置されたところでございます。この予算につきましては、密漁の防止と申しますか行政補完性の高い事務でございましたので、当初予定していたよりも反社会的グループの活動が活発であったという経緯もございましたけれども、センター設立当初ではなくて、その後、予算措置されたものでございます。

○**榎藤委員** それと、これ以外に、採捕量が足りなくて赤字が出たという場合、県からの出資金というのはまた別にあるんですか。

○**桑原水産政策課長** 不漁になった場合の補てんと申しますか、カバーするものもこの予算書の中に入ってございまして、それをもちまして不漁になった場合も安定的な事業の継続ができるように措置されているところでございます。

○**榎藤委員** それから、新年度の事業を審査するときは常任委員会が別だったということでお許しいただいて、この資料の中で、18年度は1億4,600万円あるいは1億4,500万円という費用が、今年度は補正がないときから4億4,000万円ということなんです。これは、今回の補正じゃないんですけど、何か大きなものが3億円ぐらいあったんでしょうか。18年度の予算は1億4,500万円ぐらい、19年度は既に補正がないときで4億4,000万円ということで、補正後は3億円以上ふえているけれども、19年度から3億円ぐらいのものがふえたんでしょうか。

○**桑原水産政策課長** 済みません。どこの部分でございましょうか。

○**榎藤委員** 225ページの18年度の予算という欄が一番右にありますけど、そこは1億4,500万円、補正後でいくと4億9,000万円ということで3億幾らふえている。19年度から特別に費

用がふえたのがあるのか。

○**桑原水産政策課長** 主な要因といたしましては、平成18年度は水産業振興費に計上してございました（事項）内水面漁業振興対策費3億6,000万円を、平成19年度から（事項）漁業取締監督費に統合したためでございます。

○**外山委員** 知識として知りたいんですが、20万、30万放流しますよね、これが成魚になるまで生きておるのは何%ぐらいなんですか。

○**関屋漁港漁場整備課長** 報告例というのはそんなにたくさんありませんが、調査報告書を読んだ中で私が知っているのは、アユのある程度の大きさのものを川に放流した場合に、それが収穫できるものとしては、50%ぐらいの生残率と記憶してございます。

○**外山委員** 海のタイとかマダイ、ヒラメ、シマアジ、これはどのくらいでしょうか。

○**関屋漁港漁場整備課長** 魚種にもよろうかと思えますけれども、*数%から、いい場合に10%程度かと思えます。

○**外山委員** 数%、では、2~3%。そういう研究した学問的なものがあれば、あしたでもいいから教えてください。

○**関屋漁港漁場整備課長** 標識をつけてどの程度回収できたかということの調査はございます。ただ、マダイとかオオニベ等を見ますと、一度漁獲量が非常に下がっていたものが、今はある程度のオーダーでとれてございますので、魚種によっては、漁獲量から見て一定の成果が上がっているなどというのはございます。

○**松田委員** 水産政策課にお伺いいたします。内水面振興センターですけれども、平成6年の設立以来実績を見ますと、やっぺいらっしやることが大淀川、一ツ瀬川におけるウナギの稚

※147ページに修正発言あり

魚、捕獲だけのための機能のように思われてならないんですが、県内全域の河川に対する漁業の活動はほかにございますでしょうか。

○桑原水産政策課長 内水面振興事業は、今おっしゃられたことは確かに主な業務ではございますが、そのほかといたしまして、その他の河川に関するアユやウナギ種苗の放流や、養鰻漁業、内水面漁業の実態調査や河川の美化等も行っております。その他外来魚、例えばブラックバス等の生息調査等も行っているところでございます。

○松田委員 と申しますのが、県民の皆様が、私が言ったように、ウナギだけのためのセンターだという認識を持っていらっしゃる方が多いみたいで、そういった活動のほうも広く広報していただきたい、このように思います。

○満行委員 水産政策課、223ページ、漁船保険及び漁業無線対策費、漁船保険と漁業無線対策というのは、全然違うのが同じ事項にあるんですけど、補正後の予算は昨年当初よりも伸びるんですよね。なおかつ国庫支出金もない事業ですが、どういう事業なんですか。

○桑原水産政策課長 漁業無線対策費でございますけれども、海で活動するものでございますから、安全の確保等のために漁業者と無線等でやりとりしなければいけないので、無線局に対する設備とか管理経費のようなものがその中に入っております。

○満行委員 これは直営の船舶の経費ということですか。

○桑原水産政策課長 お答えいたします。

裨益いたしますのは一般の宮崎県の漁業者でございます。つまり、宮崎県の漁業者が活動するに当たりまして無線等のサービスを受けなければいけませんので、その関係の経費でござい

ます。

○満行委員 関係はどんな関係ですか。

○桑原水産政策課長 まず、中身でございますが、送受信の鉄塔の塗装費とか、無線局のウレタンの防水に係る施設の設備に係る経費とか、その管理のための経費のようなものが入っております。

○満行委員 施設というのは県有施設ということですか。

○桑原水産政策課長 はい、これは県の施設でございます。

○関屋漁港漁場整備課長 先ほどのデータの修正をお願い申し上げたいんですが、マダイの標識放流をして、放流効果、採捕率を調査しました結果、一番低いのは*0.01%、高いものは7.91%、これは法的にいろいろあろうと思いますが、そのような数字となっております。

それと、さっき中野委員のほうでお話があった、カンパチの表ですけれども、補足資料の中に図が2つついておりますが、その上のほうですが、県のレベルで5万尾以上の種苗生産の実績があるところは鹿児島県と宮崎県と申し上げましたが、長崎県が12万尾ほど生産しております。ただ、長崎県の場合は水温が全体に低いものですから、養殖の需要がそんなにないということもありまして、途中で生産を中止しているようでございます。補足させていただきます。

○押川委員長 よろしいですか。

水産政策課、漁港漁場整備課の審査は終了いたします。

総括質疑の準備はできているそうですが、どうしますか。

〔「あしたでいいです」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 では、総括質疑はあしたという

※150ページに修正発言あり

ことで、執行部の皆さん方、御理解をいただきたいと思います。

あした10時再開ということで、よろしく願いいたします。

以上で、本日の農政水産部の審議は終わります。

午後 5 時 7 分散会

平成19年6月22日（金曜日）

午前10時0分開会

出席委員（9人）

委員 長	押川 修一郎
副委員 長	山下 博三
委員	外山 三博
委員	坂口 博美
委員	井本 英雄
委員	中野 一則
委員	満行 潤一
委員	松田 勝則
委員	権藤 梅義

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	後藤 仁俊
農政水産部次長 （総括）	西田 二郎
農政水産部次長 （農政担当）	黒岩 一夫
農政水産部次長 （水産担当）	佐藤 信武
農政企画課長	玉置 賢
農水産物 ブランド対策監	服部 修一
団体調整監	假屋 義成
地域農業推進課長	岡崎 吉博
担い手対策監	土屋 秀二
営農支援課長	米良 弥
農業改良対策監	吉村 豊
消費安全企画監	吉田 周司
農産園芸課長	小八重 雅裕
畜産課長	荒武 正則
家畜防疫対策監	押川 延夫

農村計画課長	佐藤 公一
技術検査監	桑畑 政廣
国営事業対策監	矢方 道雄
農村整備課長	原川 忠典
水産政策課長	桑原 智
漁業調整監	那須 司
漁港漁場整備課長	関屋 朝裕
漁港整備対策監	野田 和彦
総合農業試験場長	齋藤 尚
県立農業大学校長	松尾 通昭
畜産試験場長	児玉 盛信
水産試験場長	田代 一洋

事務局職員出席者

議事課主幹	老岐 哲也
政策調査課主査	千知岩 義広

○押川委員長 それでは、環境農林水産常任委員会を再開いたします。

本日は総括質疑でありますので、どうぞよろしくお願いたします。

○那須漁業調整監 きこのの委員会で権藤委員から質問のありました、漁業取締監督費の内訳につきまして補足させていただきます。

歳出予算説明資料の225ページをお開きください。漁業取締監督費の密漁防止体制強化対策事業の補正額4,860万8,000円の内訳につきまして、昨日は内水面振興センターへの委託料及び県の事務費等と申し上げましたが、詳しく申し上げますと、センターへの密漁者等対策委託費2,454万円及び内水面秩序維持対策事業費補助金2,314万4,000円、それに県の事務費92万4,000円となっております。

もう一つ、県議会提出報告書の122ページをお開きください。3の収支予算書の中のセンタ

一受託金収入4,472万2,000円は、先ほど申し上げました6月補正の委託料2,454万円と、当初予算（骨格予算）のウナギ稚魚流通適正化委託費の中の2,018万2,000円を合わせた金額となっております。

○関屋漁港漁場整備課長 きのうの委員会で、外山委員から放流効果の御質問に対しお答えした内容に訂正がありますので、よろしく願いいたします。

まず、マダイの放流効果についてであります。水産試験場では、放流尾数に対して漁獲された放流魚の割合を回収率として放流効果を説明しております。きのう採捕率は最低0.01%、最高7.91%と申し上げましたが、0.01%といたしますのは放流後間もないものの数値でありました。適当ではないということで、放流を判断いたしますのに適当な事例、平成2年度から10年度まで9年間に毎年度放流したマダイの回収率で見ますと、各年度の放流魚の回収率は1.42～7.91%の範囲でありました。最低「0.01%」を「1.42%」に訂正をお願い申し上げます。また、平均では4.23%でございました。この回収率につきましては、市場に水揚げされましたマダイを、放流魚に特有な形態的特徴を確認する作業を丹念に積み上げて求めたものでございます。また、本県におきますマダイの年間の漁獲量は、昭和50年代前半は50トン前後で推移していましたが、本格的な種苗放流が始まった昭和55年度以降は増加傾向を示しまして、近年、100トン前後と高水準で推移しているところでございます。

また、カンパチの種苗生産において、国でも独立行政法人水産総合研究センターを中核機関として技術開発に取り組んでおり、財団法人宮崎県水産振興協会も一部参加していると申し上げ

ましたが、独立行政法人の名称が正確でなかったかと思えます。「水産総合研究センター」に訂正をお願い申し上げたいと思えます。

○外山委員 私のほうから2点だけお尋ねをしたいと思います。1点は、議案とは直接関係ないんですが、昨年初めから重油が上がってきましてね。この関係で特に施設園芸等は大変な影響というか打撃を受けたわけですが、今、油をたく時期は終わっていますので、今年の油が高騰してから今日までの農業に関する影響がどの程度あったのかということをお尋ねしたいと思います。

○小八重農産園芸課長 昨年から油が上がりまして倍近い値段になったわけですけど、去年の暮れからことしにかけて暖冬だった傾向で、実際は当初の予定の80%ぐらいの油をたいています。そういうことで、影響は、油の値段が上がったので大きいんですけど、思った以上にはなくて、暖冬の影響で8割ぐらいにおさまっているということです。4月になると、当初予想の5割ぐらいしかたいていないという状況になっています。

○外山委員 抽象的じゃなくて具体的にわかれば示してほしいんです。作目で温度が違うからあれですが、3反ぐらいのハウスをつくっておるピーマン農家の場合、今までと比べてどのくらい余計油代がかかったのかというのがわかりませんか。

○小八重農産園芸課長 油の値段が安定していた平成16年が40円程度でしたが、平成19年の4月時点で65円程度になって、24円ぐらい上がっています。暖房経費をピーマンで見ますと、平成16年が10アール当たり66万7,000円かかっておりましたが、19年は103万5,000円ということになっています。粗収益に占める割合も、16年

は14.8%の暖房費でしたが、19年では22.9%ということでふえています。ただ、先ほど言いましたように暖冬傾向で、2割ぐらいは抑えられたと思っています。

○外山委員 そこで大事なことは、14.8%から22.9%に上がったと、相当余分に使っておられるわけでしょう。そうすると農家の経営が相当圧迫されたと思うんです。そこ辺はどういうふうにとらえておられますか。

○小八重農産園芸課長 粗収益的には16年、ことしと変わっていないでしょうから、かなり農家は経営的には厳しくなっていると思います。この影響を少なくするには、販売単価を上げる方法と収量を上げる方法、それと、これは将来的な話でしょうけど、重油にかわる新しい熱源というものも研究していく必要があるのではないかと考えています。

○外山委員 販売価格を上げるといったって、ピーマンとかキュウリというのは差別化がそんなにできるものではないし、価格は市場で決まっていますよね。大量につくって売るといっても、温度を下げて油を使わないようにすると大量にできない。農家の経営にとっては油代というのは死活問題だと思うんです。

あわせて、運賃コストは、今までとするとどのくらいかかってきましたか。

○小八重農産園芸課長 運賃コストは送るところによって違いますけど、関東は今のところそう上がっていません。運送業者に吸収してもらっているという形です。

○外山委員 もうぼちぼち9月の植えつけの準備に生産者は入るわけですね。今の油の価格が大幅に下がっていくということは、国際的な動きの中で考えられない。そうなれば農家の生産意欲が果たしてこのまま持続するのかどうか

ということを考えてときに、非常に不安定な気持ちと。宮崎県の施設園芸の安定的な発展というのは大変だろうと思うんです。

そこで、県として、去年の状況を勘案して特段のそのための施策はしていなかったと思うんです。しかし、1年の経験があるから、ことしの作付に対して県として何らかの手を打つことが必要だろうと思うんです。今の価格を前提としたときね。さっき言われたように農家の経営には少なからず影響があったと。私も周りの農家を見て、そのことは悲鳴を上げています。そのところを考えたときに、ことし以降、県として何か考えておられればお願いします。

○小八重農産園芸課長 先ほど将来的な話をしましたけど、当面は暖房効率をよくする方法、例えば、中に再度ビニールを張る多層被覆というのに補助をしていますし、循環扇、さらには多段サーモ、廃熱回収装置を導入できる事業を創設してしまして、それを利用してハウスの中に入れてもらっているところです。

○外山委員 ひとつ前向きに油対策ということは考えていただきたいということを要望しておきます。

それから次ですが、農政のほうで、公共工事を発注して完成まで至らずに、ここ2カ月ぐらいで発注先の業者が倒産した事例はありますか。

○佐藤農村計画課長 中部農林で1件ほどございます。

○外山委員 私が何でもこういう質問をするかという、農政水産部が1件、あとは県土整備部でしょうが、ここ1~2カ月の間で、県が発注しておる工事を完工する前に途中で倒産した業者がいるわけです。そこで、業者はいろんな理由で倒産をするんでしょうが、そこに骨材とか

生コン、鋼材等を納品しておる業界、はっきり言いますと生コン組合の方が見えまして——ここはほとんどが組合に参加して、組合で共同受注しているわけなんです。この組合の最近の例で約1億5,000万円が回収不能と、そういう相談を受けまして、「発注者の県のほうは、資材納品の業界に対して発注者責任というのはどうでしょうか」ということを言われました。そこでお尋ねをしたいんですが、前渡金というのを工事発注と同時に払っておられますよね。この前渡金は、どの時点でどういう支払いのされ方をしておるんですか。

○佐藤農村計画課長 前渡金は、契約の*3割の範囲内で着手前に支払っております。

○外山委員 これは県土整備部も3割ですか、農政が3割ですか。

○佐藤農村計画課長 済みません。県土整備部も農政水産部も、3割じゃなくて4割です。

○外山委員 支払いの方法は現金か送金か、そこに何か要件をつけるかどうか、そこ辺のところはどういう形で支払いしておられますか。

○佐藤農村計画課長 支払い方法は、確認をさせていただきたいと思います。

○外山委員 支払い方法が今ここでわからんということは、実態がおかしいよ。

○佐藤農村計画課長 銀行振り込みということでございます。

○外山委員 そのときに無条件で振り込んでおるんですか、それとも何か条件をつけて、これは人件費とか資材費の代金という条件をつけておるかということのは、どうなんですか。

○佐藤農村計画課長 区別しておりません。

○外山委員 前渡金を払う理由は、どういうことで前渡金を払っておるんですか。

○佐藤農村計画課長 工事着手前に準備をする

内容というのがございます。もちろん資材の調達もございますし、工事のための材料を準備するというのもございますし、そういった調達のための準備金ということがあると思います。

○外山委員 最初私が言ったように、資材納品等の準備のための前渡金ということは、その企業が倒産をして、その前渡金が全然払われていないということについては、発注元の県としての責任はないんでしょうか。

○佐藤農村計画課長 発注者としては、特定の業者さんにそのお金が行くかどうかというのははっきりしませんので、どこに使われる、何に使われるかということまでは確認をしていません。例えば生コン業者のほうにどうこうということはなかなか我々が介入できないので、特定の業者に責任を負うということは無理じゃないかと考えています。

○外山委員 しかし、前渡金を払う理由は、こうこうこういうことだと、資材の手当てということを言われましたね。そうであるならば、前渡金がきちっとそこに行くかどうかの確認は必要だろうと思うんですが、どうでしょう。

○佐藤農村計画課長 発注者側として、その確認は今のところいたしておりません。

○外山委員 今までしていなかったということが事実であれば、それ以上聞いてもしようがないんですが。

今、倒産が私の手元でも5社、6社来ていますが、まだ入り口だと思うんです。知事も「淘汰されるのはやむを得ない」というような発言しておるということは、これからますます淘汰というか倒産する業者が出てくる。そういう中で、前渡金を今までのような形で払うとするならば、そこに納品する県内の資材業者等の保護

※このページ左段に訂正発言あり

も、当然発注者としては考えていく必要があると思うんです。どうでしょう。

○佐藤農村計画課長 委員のおっしゃるのはよく理解できますが……。

○黒岩農政水産部次長 前払金の使途について、発注者側が資材を納入した業者に支払うことを条件づけるかどうかということについては、民間同士のお互いの経済行為という場面もありますので、なかなかなところもあるかなとは思いますが。ただ、そういうことができるかどうかにつきましては、公共三部のほうでも話し合いをしてみたいと思います。

○外山委員 さっきちょっと言いましたように、これはまだ入り口なんです。知事も容認をしておるような形で進んでいけばね。極端に言えば、宮崎県の建設業の半分は倒産していくこともあり得ると。そうなれば、そこと取引のある業者はいっぱいあります。資材納入の業者その他、そこで働く従業員、社員。それを考えていったときに、税金を使った工事であるならば、無条件で業者に前渡金を渡していくというのは、ちょっと危険過ぎると思う。40%も払うわけでしょう。

それから、落札率が今70%ちょっと超えたところ辺で行くということは、競争の原理が働いておると言えばそれまでですがね。しかし、倒産しておるところを見ますと、1日に3件、4件ばんと落札をして——ということは何かというと、前渡金目当てに、前渡金で資金繰りをしておるといふようなものが見えてくるわけです。ということは倒産覚悟でこういうことをやっておる。そのところを、業界全体を含めたセーフティネットは絶対構築をしないといけないと思う。

ここでこれ以上のことを議論するつもりはあ

りませんが、今、次長が言われたように、公共三部で、例えば前渡金の2割ぐらいは人件費、資材の納品業のためにということで別枠にセットしておくとか、方法はいろいろあると思うんですが、ぜひその辺の検討を早急にやってもらうように強く要望しておきます。

○坂口委員 関連をしてですけど、今のは深刻な課題と思うんです。というのが、ちょっと公共事業というのを整理してみたいと思うんですけど、まず、契約の相手方として、契約のあり方としてと、今度は歳入を伴う契約のあり方に対しての地方自治法の基本ルールというのがありますよね。それは県として一番有利な人と契約しなさいという地方自治法がありますよね、契約に係る基本法。その中で最低制限価格がなぜ設けられるかというところの法の精神、法の背景、ここのところを十分頭に置いて作業を進める必要があると思うんです。

一番有利な相手方というのは、今の流通の金額からすれば1円入札が一番有利なわけです。最低制限価格というのは、結果的にそのことで損を受けるおそれがある場合は、8割から6割の範囲内で知事は最低制限価格を設けることができる。余り安過ぎて損をするおそれ、倒産とか、途中で現場を捨ててしまうとか、工事の能力がなくて粗悪品をつくったり手抜きをされるおそれがある。

そこでもう一つ問題になってくるのが、商法が定めている、契約した途端に、契約の発注方（甲乙の関係の甲）は工期が終わるまで一切口出ししてはいけませんよ、工期が終わって初めて口出しができます。相手の任意性に任せなさいと。しかし、工期が来たときに、できていなかったり粗悪だったときは、クレームをつけて改善を求められるし、損害を賠償することがで

きますよということで両方の平等性を担保して
ます。ただ、税金が財源だから、県民に損害を
与えないために、公共事業に関しては関与して
もいいですと。段階確認とか中間検査とかある
わけです。

そんなのをもろもろに考えてみたときに、完
成品もらうまでは前渡金は原則出せないんで
す。ただし、出さないことによって取引ができ
なくなったり、途中で穴があったりするといけ
ないから、絶対途中で業者が立てかえざるを得
ないもの、給料日が来たら、労働法に係るもの
で、必ず現金で労務費は払わなきゃならんとか、
骨材についても手形取引を認めて、1回手
形の不渡りを出しても倒産とみなさずに指名は
していきますということになれば、手形が出せ
ないところは現金でしかその日その日必要なも
のを買えないということで、前渡金が出せるとい
うのは、結果的に県民に損害を与えないとい
うことを補完するための行為なんです。本当は
その現場にどれが何ぼかかるというものを精査
して出さなきゃだめなんです。契約した途端、
一律4割以下。それは県は何で担保しているか
というと、債権譲渡とか信用保証とかで、万が
一食い逃げされても金は返ってきますというけ
ど、それは健全な姿じゃないと思うんです。だ
から、今のはもっと真剣に公共三部でやるべき
と思うんです。だから、必ず取り組んでいただ
きたいということが1つ。

最低制限価格というのは、さっき言いました
ように損害を与えるおそれがあるものに対して、
これ以下では結果的に損するよ、本当は安い
ほうがいいんだよということでの最低制限価
格なんですから、これはもうちょっと深刻にし
ないと、なかなか倒産の理由は特定できないで
すよ。最低制限価格が結果的にダンピング価格

だったり。でも、きのう僕が指摘した、農業開
発公社は設計額どおりで随契で結んでいく。宮
崎県相場というのは75%ぐらいで固定してしま
っているというときに、最低制限価格の正しさを
ここで努力して、少なくとも農業開発公社に
3つの物件を受託契約を結んでいくまでには、
本当に正しい最低制限価格を見つけなければ、
これは入札に付すべきだと思うんです。だっ
て、技術の移転はできているんです。現象から
見ると、農業開発公社のほうコストを削減す
る技術においては25%ダウンしているわけ
です、それでしかできないとなったら。というこ
とは技術は向こうのほう下です。そこらは大
急ぎでやらないと、これは大変な社会問題を
生じることになると思うんです。今、外山委員
が言ったように、倒産は織り込み済みなんだとい
うことで、倒産した人たちをどこでどう受けて
いくのかという受け皿は全くないですよ。

枝葉まで言えば、僕は宮崎県の定時制通信制
教育振興会の会長をやっています。通信制とい
うのは、勉強したい人がいかなる条件のもとに
あっても勉強するための最後のとりです。だ
から、ここでは希望者はすべて入れるのが原則
というか、あるべき姿なんです。ところが、こ
こが飽和状態でそういう子たちを受け入れられ
ないんです。なぜ飽和状態かということ、今の
経済格差です。全日制からそこに来る子たち。今
後、建設業にかかわる人たちの子弟が何人ぐ
らい全日制の学校をやめざるを得ないか、ある
いは私学をやめざるを得ないか。教育委員会が
どうやってそれを受け入れてくれるかというこ
とまで責任持たなきゃだめです。これは政治的
に倒産を出していくわけですから。

あるいは、つらい言い方ですけど、国はこれ
から先、自殺で亡くなる人を20%少なくしてい

くんだということを言われました。では、経営不振に陥って今行方不明になっている人たち、あるいは過去経営不振が原因で自殺した人たち、こういう人たちが何名ぐらいふえるだろう。それをどう防いでいくか。さっき言いましたように最低制限価格というのは結果的に県民に損害を与えない、社会的混乱を起こさないというための、安い人じゃなくて高い人と結んでいいよという与えられた裁量権の行使です。これは法律の上の裁量権です。

僕はうるさく林務にも言っていますが、一般競争入札、宮崎発、全国を変える、大変な発言なんです。全国を混乱に招く可能性のある発言なんです。もうちょっと、人の命がかかった改革だということをシビアにやらないとだめです。これは要望でいいです。

○井本委員 生コン組合の人たちは前渡金をもらう。ところが、業者が返せと言うて、しょうがないからまた返しましたと。こういう話を聞いたときに、業者のほうにまた前渡金を渡すという仕組みになっているんですか。

○佐藤農村計画課長 県営事業で言えば、契約者は県と業者さんになります。業者さんは元請ですので、元請と生コン業者との契約、話し合いになります。ただ、前渡金は資材に使われるということが原則になっています。

○井本委員 この前の話では、振り込んだやつをもう一回返せと、前渡金を……

○黒岩農政水産部次長 元請と下請で契約を結んだ場合には、下請の業者さんにもできるだけ前払金を払ってあげなさいというお願いはしています。ただ、元請が生コン業者に前金を払うということについては全然規制ありませんし、その業者さんと生コン業者さんとの取り決めというか相談の上そうだったんだろうと思

います。

○中野委員 さっき倒産件数が1件とありました。前渡金との絡みにもなるんですが、倒産した業者は30%か40%仕事をしておったと思うんです。その出来高払いというのは、倒産業者に支払うわけですか、どこに支払い先はなるんですか。

○黒岩農政水産部次長 検査をした上で、その出来高については倒産した業者に払います。ただ、債権譲渡とかされている場合には直接その業者に行かないかもしれませんが、ルール上は倒産した業者に払います。

○中野委員 債権者とか債権譲渡とかいろいろ法的な手続がしてあることが大半でしょうけれども、さっきは前渡金は資材への支払いをと言われましたが、倒産した会社は出来高払いで幾らかもらいますよね。それは、資材あるいは人件費もあると思うんですが、どこどこへ支払いなさいとか、そういう指導、指示をして支払われるわけですか、やりっ放しになるんですか。

○黒岩農政水産部次長 先ほども申し上げましたように、元請業者と資材の業者さんとの取り決めについては、発注者側は現在の段階では全然タッチしておりません。

○中野委員 結局、ブロックや生コン業者は回収できない可能性が出てくるということになりますね。

それから、入札をするときに指名業者を指名されるわけですが、その前に特AとかA、Bという能力審査されますよね。その能力審査をしたときと——倒産したということは、経営能力が下がって、Aが本当はBかCになっているかもしれない状態があると思うんです。その場合に、指名する業者は、AがBとかCになっておってもAランクとして仕事を与えるわけです

か。

○黒岩農政水産部次長 指名の場合で申し上げますと、指名をする場合に、それぞれの業者の経営の状況についても調査をして、指名にふさわしい業者かどうかという審査はします。ただ、A、B、Cの格付は短期間に更新されるものではございませんで、1回県の業者のリストに載りますと、Aランクが次の改定まではそのランクでいくことになります。

○中野委員 ということは、実力が審査したときより下がっておっても、審査された実力で仕事はとれるということですね。

○黒岩農政水産部次長 はい、そのとおりです。

○中野委員 それから、こういうことはないと思うんですが、一たん落札した人が契約を返上するということもあるんですか。

○黒岩農政水産部次長 経験はありませんけれども、できると思います。

○中野委員 落札率が70%とか下がってあって、最低価格が何とかでとったとか、抽せんとかあるから、とりたくないのにとってしまった。それを契約解除することが現実あるか、そこをお聞きします。

○黒岩農政水産部次長 先日、延岡市で契約解除という事例は報道されていましたが、私の経験では最近はありません。

○坂口委員 今のに関連して、いろいろな理由があると思うんですけど、せっかく契約の権利を得て放棄するというんですから、その中である程度の割合を占めるのは、こんな仕事をやったら大変だと気がつくこともあるんじゃないかと思うんです。

そこで、設計の妥当性を真剣に考えていただきたい。これは林務でも言ったんですけど、例

えば明許繰越という事業がたくさん上がってきます。明許繰越対象になった物件の歩掛の考え方ですが、工期が10カ月なら10カ月要るもので、4月に発注されていたものと、災害なんかで2月ごろに発注されて、当初の工期が2月、3月の50～60日で切ってあった。明許繰越を見ても、1億何千万円というような工事がありません。昔はもっと太いのがあったです。少なくとも1億7,000～8,000万円の工事だったら標準工期は200日ぐらいになると思うんです。ところが、4月に出たのも標準工期が200日の標準歩掛、2月に出したのも標準工期は200日ぐらいを想定した標準歩掛です。この中での損料計算、賃貸料をもとにする能力歩掛、例えば重機に対しての能力とか、現場に張りつけるべき人たち——契約条件として、ここには専任技術者を置きなさいとか、現場代理人を置きなさいとかいろんな義務があります。契約期間中は自分らで安全管理もやりなさいというもの。そういうものを業者は見積もってやっていきます。最低制限価格もそこで組まれていて、そこで一致した人たちが今後契約していくわけですけど、受注者側に理由のない契約変更、用地の交渉に日数を要したとか、事業主体の内部理由で工期を延長してしまったとか、場合によっては、工法の検討に日数を要したというのがあるから、これは受注者側責任の場合と発注者側責任の場合があると思うんですけど、少なくとも発注者側責任でその現場を延期させるときには——そこでずっと経費が出ていってるんです。特に港湾あたりで大型ブロックなんかを据えつけるときは、トレーラーで運搬してクレーン船に乗っけて据えつける。1個据えつける経費は、1日当たりトレーラーは16個なら16個の何十トンブロックを運ぶことができますよ。据え

つけ船は1日当たり何十個据えつけることができますよ。ブロックを何百個入れるときは何日間かかるし、1日当たり何ぶのチャーター料なり損料なりがかかっているから、1個据えつけるのに何ぼのお金なんですよということで、それが標準設計の価格なんです。歩掛と単価を掛けたもの。工期というのは物すごいシビアな勝負になると思うんです。

最近の入札でも、5円の違いで1億の物件が失格と、最低制限価格で、しかも抽せんでの契約でしょう。そんなシビアなときに1日当たり何十万と現場で出たり入ったりするんです。これからそれでやっていくときは——技術者の人たちにはわかるでしょうけど、わずかな管理費を乗っただけの最低制限価格の乱数表、計算のあり方。ここで何とか赤字を出さないとしたら、工期を短縮して、重機のリース代をちょっとでも節約しようとか、人件費がうちの現場監督には1日2万円かかっておると、これを10日すれば20万円何とか経費が浮くという中でやっていかにやいかに、1日、2日を命がけて短縮しようとしたときに、「用地交渉ができてなかったからごめん、2～3カ月待つて」とか、「次いつ始められる」「いや、それは地主さんに聞かなわからん。売ってくりゃらん」とか。施工計画はこれで進めろと言っていて、道路工事なんかになって舗装に入ろうと思えば、「九州電力の電信柱が立っておるからできません」、「どうするんですか、舗装できないじゃないですか、いつまでも現場管理は要るし、代理人もつけておけとあなたたちは言うじゃないか。うちは1日何万も要っているんよな」「九電がのけてくれんとよな」とか、そんなのはどちらの責任かということで、電柱の立ち退きがおくれたら1日当たりあんたのところに義務づ

けている、それから安全管理でやらせている防護フェンスとか。

○押川委員長 坂口委員、もう少し質問を…。

○坂口委員 3日でも4日でもやればいいじゃないか。委員長が発言を封じるようなことを言ったら問題だよ。何か悪いところがあればやるよ。

○押川委員長 悪いことはありませんけど。

○坂口委員 悪くなければとめっちゃだめだよ。

そういうことをやっていて、ことごとく業者の請け負けなんです。今まで何で業者が黙っていたかという、指名されんと怖いからです。だけど、今度はばんばん主張してくると思うんです。そんな整理もまだできていないと思うんです。だから、施工条件、明示書を勉強しなさいというのが公共三部に共通して県土整備部あたりから来たと思うんです。ことごとく施工条件を明示書に入れて、用地交渉は済んでいない。だから、この損害は県が責任持って法のもとに解決していきます。このときは工事中止命令を出しますから、現場を離れてもいいから、それを見込んであなた方は仕事を契約しておいてもその現場はやれますよ。3カ月あるから、そのかわり、ここにクローラークレーンを持ち込んでいたら、これは返しなさいと。分解組み立て代300万円は設計変更で見ますとか。工期が延びたもので1円の増額をした契約は過去ないじゃないですか。中身が変わってなければ、こういうのも全く整理できてないんです。さっきの前渡金がどこに行くべきか、県の介入がどこまでできるかといったような枝葉の問題じゃなくて、一般競争入札導入については基本のところはまだできてないんです。だから、今まで試行期間をもってやってきて、これを検証しよ

うとしたんです。

こういう死活問題に係るものを、日本全国を変えるような大改革の正しい改革なんて言うてから太平楽を言ってるんじゃないですよ。物すごい深刻な問題だから、早急に総力を挙げて、弁護士とか巻き込んで……。だって、これは宮崎を経済混乱に陥れる可能性を十分含んだ改革なんです。僕はオーバーに言っているんじゃないで、僕が業者だったらそういうことを今後ばんばん、自分が生きるためにやっていきますということなんです。工程計画も甲乙合議して、よしこれで行こうと決めたときは、段階確認だつて要請があったときは、何時間以内には、何日以内には行きますという、そういうシビアな契約まで今後要り出すんです、施工条件のところ。損害については甲乙その原因者が支払っていかなきゃいけないのが、自治法でいうのも、商法でいうのも契約ですから。だから、もうちょっと真剣にやってほしい思う。

○黒岩農政水産部次長 今、坂口委員がおっしゃったことも踏まえまして、公共三部の中でも十分勉強して検討していきたいと思えます。

○中野委員 今、坂口委員が言われた、結果的に請け負けということ、請けたけれども、実際は設計上の経費が要するというのが請け負けということだと思えるんですが、入札を返上した場合にはペナルティーがあるんですか。

○佐藤農村計画課長 契約解除したらペナルティーがあると思えます。

○中野委員 どのくらいのペナルティーですか。

○佐藤農村計画課長 指名停止等の措置があります。

○中野委員 請け負けというような状況であってもそうなるんですか。設計にミスがあったと

かそういうことでも、やはりペナルティーがあるんですか。

○佐藤農村計画課長 設計にミスがある場合は、また違った対応になるかと思えます。

○権藤委員 さっき外山委員の方から重油の話があったんだけど、個人的にかどうかわかりませんが、マグロ、カツオを追っかけていくときの重油対策について、事前に説明を受けたと認識をしているんですが、最短のこの常任委員会では報告はするんですかせんのですか。

○桑原水産政策課長 御指摘の点でございますが、委員の方から報告の要請があれば、もちろん報告させていただきたいと思っております。

○権藤委員 では、何で私のところに説明に来たのかな。

○桑原水産政策課長 そういうことございすから、報告させていただきたいと思えます。

○権藤委員 今いろいろほかにも問題になっていることがあるわけです。そういうことでタイムリーに説明しなきゃいかんという認識で委員のところの説明に回ったのであれば、この常任委員会で資料を添えて説明すべきだと思えます。あのときは手元資料ということで、どうせ説明があるんだろうなということで資料ももらわなかったと記憶しているんですが、今説明しますと言われても、口頭ではわかりません。数字とかを含めてね。

○桑原水産政策課長 今御指摘がありましたけれども、とりあえず今、口頭でよろしければ説明させていただきたいと思えます。

○権藤委員 お願いします。

○佐藤農村計画課長 先ほどの前払金の件でございますが、業者は、前払金の専用口座をつくりまして、資材調達の関係書類を銀行に見せてからでないとい引き落としはできないということ

です。

○井本委員 それを言いよるわけよ。そういうふうになっている仕組みがあるなら、何でそれをびしっと徹底させんのかと私は言いたかったわけよ。そういう仕組みになっておるんでしょ。資材の業者の領収書がないと前渡金は出さんというふうになっておるんだったら、それを何で徹底させんのかということをおは言いたいわけよ。見かけだけそれがあれば、はい、前渡金渡しますという形になっておるんでしょ、今。後は知ったこっちゃないと、こうなっておるわけよ。だから、資材業者に元請の人が、「おまえ、もらったろうが、返せ」こういってみんな返されておるとい話です。何のための領収書なのかわからんじゃないかと、こういうことです。この辺を縛りをびしっとかけるべきじゃないかと思うんですが、どうですか。

○佐藤農村計画課長 その辺は請負業者と確認しながら、協議しながら、しっかり徹底をさせたいというふうに思います。

○井本委員 それで、長野県は先進県で、何年も前から田中知事以来やってきて、そして破綻しておかしくなってしまうと、今、最低制限価格を82.5%まで上げてきております。あの辺の研究もひとつしていただいて、最低制限価格をあの辺ぐらいに落ちつかせるように工夫していただきたい、研究していただきたいと思ます。よろしくをお願いします。

○佐藤農村計画課長 最低制限価格の件につきましては、今後、入札・契約制度改革を進めていく中で公共三部が連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

○桑原水産政策課長 御報告させていただきます。平成17年度9月補正の新操業形態実証化支援事業の補助金の返還等についての御報告でござ

います。

新操業形態実証化支援事業の概要でございますが、平成17年8月7日の中西部太平洋まぐろ類条約(WCPFC)の発動に伴いまして、カツオ・マグロ漁船は船舶位置管理システム(VMS)——船に機器を取りつけて、その機器から電波を飛ばして衛星を通じて船の位置を監視するシステムの導入が条約で義務づけられております。その設置を条件といたしまして、国のほうでは操業の位置を緩和して、より広い水域で操業できるように規制緩和をしておるところでございます。本県のカツオ・マグロ漁の競争力強化のためには、他国や他県——カツオ・マグロですから、日本のみならずいろいろな国が活動しているわけでございますけれども——の漁船に先駆けまして、新たな漁場を有効に開発することで生産額を増大させることが緊急の課題でございます。しかしながら、これまでのようにそれぞれの船が……。

○権藤委員 概況は大体補正でわかっているわけだから、今回の事業について報告しなきゃいかんことをお願いします。

○桑原水産政策課長 当該予算に係る経緯でございますけれども、平成18年度に実施した県による漁協の定例検査を端緒といたしまして調査を行いました結果、一部に補助金等の交付に関する規則に合致しない使用が認められまして、その後、漁連に説明及び資料を求めつつ、補助金の最終的な確定を行ってまいりました。

調査結果でございますが、補助金約2億5,000万円のうち、約6,200万円が事業対象であるカツオ・マグロ漁業以外の漁業に用いられておりました。対応といたしまして、県は、平成19年6月8日に補助金6,215万9,326円の返還、11日に加算金761万564円の納入を漁連に対

して求めました。さらに、漁連に対しては、県規則や補助金等の規則、要領に従いまして適切に事業を実施するように指導いたしました。漁連は、平成19年6月8日に補助金の返還、6月13日に加算金の納入を完了いたしております。

○**権藤委員** 昨今、原油が70ドルを越すというニュースなんですけど、これは事務の不適正ということとは別に、1回ぼっきりなのか、今後もこの制度は存続するのか。

○**桑原水産政策課長** これは県の単年度の補正予算でございますので、この予算自体は既に終了しております。

○**権藤委員** 今後は、予算を組まない限りはその適用はないと解釈していいわけですね。

次に質問しますが、この適用条件と、カツオ・マグロの船を持っておるところと県との事務処理の関係ですが、どこが審査をして適否を判断するんですか。

○**桑原水産政策課長** この規則に関する適否の問題につきましては、県規則でございますので、県のほうで判断することになります。

○**権藤委員** そうしますと、6,200万円分の精査については、県はどのように精査して、その時点ではわからなかったのか。一つは今日の正式な常任委員会で説明がないということで、あえて聞く。この制度は初めての適用だから、そういうことはあるのかなと、私的に説明を受けたときは思っておりましたが、金額が大きい、あるいは反則金が課せられると、こういうようなことになったものですから改めて聞くわけですが、事務手続が不適切だったということの責任はどこにあるんですか。

○**桑原水産政策課長** 事業実施主体が事業を行っているわけでございますから、そちらのほう

が間違えたということだと思います。

○**権藤委員** 県の担当課としては、申請があればそのまま受理するというものでいいんですか。

○**桑原水産政策課長** 先ほどの補助金の返還、いわゆる加算金の納入問題につきましては、県の規則で明確に手続等も定まっておりますので……。

○**権藤委員** 私は反則金がどうだということを知っているのではなくて、事務手続の適正化に対して、担当課は、資料が出された時点で、登録した船等のチェックをしていないんじゃないか、そこに一時的な過失というか取扱上の不備があったんじゃないか、そういうことを聞いているんです。

○**桑原水産政策課長** 事業実施主体（漁連）は、今回の事業を適正に実施する中で、一たん補助金を漁業者のほうに支払った上で、払い込んだという実績に基づきまして報告がなされておりました、その後県が精査した結果、カツオ・マグロ漁業以外の漁業者に対して支援をしている分があったということでございますので、そういう点から考えますと、当時としては特段わかりにくかったというような点はあろうかと思えます。

○**権藤委員** 2億5,000万円、6,200万円、反則金の700万円を含めて、庶民感覚で言うと、そんな他人事みたいなことでは済まされない話なんです。船団の登録等についてもルールがあるはずで、それをやっていなかったということでしょう。申請があった時点でこういうことも起こることも——性善説でいいかもしれんけど、払った後に反則金が課せられるということは、明らかに受理をした担当課に問題があったということ、担当課としてもう少し襟を正し

て、報告義務を含めてちゃんとしないといかんのではないですか。農政水産担当次長、どうですか。きょうの報告をしなかったことを含めて、私はそういうことではいかんと思いますけどね。全部後追いじゃないですか。

○佐藤農政水産部次長 今回の件につきまして、私どもも遺憾に思っております。今後、事業の遂行に当たりましては十分注意しながらやっていきたいと考えております。

○榎藤委員 時間の関係でこれ以上申し上げませんが、きょうは口頭説明ということですから、きょうの常任委員会を執行部として尊重するという立場であれば、資料を添えて説明すべきと、そういうことに対して警鐘というか、私はそういうやり方はいかんということを申し上げたい。

もう一つは、ルールがあるわけですから、何億という予算を組んでやったことですから、厳密な受理時点でのチェックがなされていなかったということは、説明がしにくいと思いますが、これ以上申し上げませんので、次の機会にぜひ資料を添えて——そのときは余りやかましく言いませんが、よろしくお願ひしたい。委員長、そんなふうにお願ひします。

○押川委員長 榎藤委員、済みませんけれども、資料要求については、7月20日に予定をしております閉会中の委員会の中で報告をしていただくということによろしいですか。

○榎藤委員 結構ですよ。

○押川委員長 そういう取り計らいをさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

ほかにはないですか。

○満行委員 補正後の予算が、対前年度比で農政企画課114.5%、地域農業推進課112.9%、10数%アップしてますよね。ところが、営農支援

課は78.0%です。これは組み替えか何かあってこうなっているのか、その説明もありませんでした。対前年度比78%は低過ぎると思うんですけど、何かがあったのか説明いただきたいと思っています。

○玉置農政企画課長 農政企画課分でございますけれども、まず、新しいみやぎブランド安全・安心総合推進体制整備事業、3つを1つにしてセンターを新たに設置するという事業があります。国庫から2億円来ますので、その分が新しいものになってございます。また、昨年、現業職員の研修をいたしまして、今年度から任命がえによる職員として新たにふえましたので、その人件費分がふえてございます。

○米良営農支援課長 営農支援課でございます。約6億7,000万円以上の減額となっておりますけれども、これは、18年度に西都市のほうで焼酎リサイクルセンターが設置されております。この事業が18年度で完了しましたので、6億7,500万円ほどが減額になっておりまして、実質的には前年度並みの予算となっております。

○荒武畜産課長 畜産課でございます。増額の理由でございますが、今度の高病原性鳥インフルエンザ対策で補正予算をお願いしたということとあわせまして、国庫補助事業を活用して肉用牛や養豚の大型の施設整備が昨年度よりもふえたということで、増額しております。

○岡崎地域農業推進課長 地域農業推進課の伸びにつきましては、新山村振興の農林漁業特別対策事業費並びに農業経営構造対策事業費の伸びによるものでございます。

○満行委員 大体了解しました。ほぼ対前年度ベースということですね。

もう一つお願ひします。委員会資料8ページ

に「損害賠償額を定めたことについて」という報告が3件出ています。県有車両による交通事故なんですけど、私もいつ加害者になるかわからないので言いづらいんですけど、ただ、今回、報告事案5件中3件が農政水産部ということなんです。これは大きな件数かなと思うんです。先ほど現業の任用がえとかいうのが出ましたけれども、あつてはならない事故だと思うんですが、このことについて説明をお願いしたいと思います。

○玉置農政企画課長 5件中3件ということで、過去よりも多いということにつきまして、非常に反省をしておるところでございます。農政水産部としても所属長会議等さまざまな場所で、交通法令の遵守、交通違反しないようにということを徹底しているところでございます。また、ことしからは、交通違反がふえているぞということがわかるよう、機会あるごとに今の状況を全所属に配付をし、今の状況をちゃんと知ってくださいということをやっております。また、違反者におきましては、農政企画課のほうで呼んで説諭をするなりして徹底をするようにしてございますので、ことしも法令違反がないようにしっかりと取り組んでまいりたいと思っています。

○満行委員 今までも上から下には指示出されていると思うんです。しかし、事故を起こしたくて起こしている人はいないんです。事故を起こすときは、いらいらしていたり、ほかのことを考えていたりして注意を怠っているときだと思ふんです。年々、職員が自分で運転をしないといけない、忙しい時間に出張をしないといけない、いろんな部分があつてたまたまそうなのかもしれないんですけども、労務管理にも配慮いただいて指導してほしい。上は言わにゃい

かんから言うんでしょけど、言うだけじゃどうしようもない。現場が事故を起こさないような環境を、上としてはしっかり指導してもらおう。そこが一番大事な観点だと思いますので、お願い申し上げたいと思います。

○外山委員 きのうからずっと議論しておりまして、余り夢のあるような話が出てこないものですから、夢になるのかどうかわかりませんが、農産水産部のほうで、花、果樹その他の作目で新品種、これから自信持って世に出していかうと、打っていかうというようなものがあつたら、この際教えてほしいんですが。

○小八重農産園芸課長 前回御説明しました、ランキュラスという花をスイートピーに次ぐ宮崎の花として広めていかうということです。今までランキュラスというのは花壇に植えられておつた花ですが、切り花用のランキュラスができてきまして、切り花として産地化したい。これは栽培適地が中山間地ですから、高千穂や西米良、えびのも含めて標高の高いところに向いている品種ということで、これを広めていきたいと思っています。

それと果樹については、何とかポストマンゴーをつくりたいということで、ことし事業を起こして、海外にも行ってポストマンゴーを探してくることにしています。時間はかかると思いますけど。

それと野菜のほうでは、農業試験場で夏秋のイチゴです。イチゴはどちらかというと宮崎県では冬から春にかけてのイチゴですけど、夏場にどうしてもケーキにイチゴをのせたいという需要があります。これまでは北の方とか、ほとんどは外国、アメリカから来ているイチゴがケーキにのせられていたわけですが、宮崎でも1,000メートルを超える標高の高いところが

ありますので、そこに向けて夏秋のイチゴを広めたいと思っています。農業試験場で新たな夏秋のイチゴの品種を開発されましたので、それを今後広めていきたいということで進めています。

○外山委員 今の「かしゅう」というのは夏、秋という意味ですか。

○小八重農産園芸課長 夏と秋という意味です。

○外山委員 夏と秋のイチゴ。これは、もう開発して商品ができていますか。それとも今から開発しようということですか。

○小八重農産園芸課長 品種は開発できています。ことしから作付を始めます。

○外山委員 ネーミングはないんですか。

○齋藤総合農業試験場長 まだ部外秘になっているんですが、7月の中旬に発表予定でございます。7月2日、再来週の月曜日に試験場のほうに視察に見えますが、そのときには資料でお示ししたいと思います。現物は翌日に届くことになっておるものですから、申しわけございませんが、資料だけでございます。名前は決まっております。

○外山委員 商標登録の手続もしてあるわけでしょう。だったら教えてもいいじゃないですか。

○総合農業試験場長 返事に窮しておりますが、「宮崎夏はるか」ということで名前を考えております。MRTの方がいらっしゃいますので、よろしく願います。

○松田委員 今、ランタンキュラスが出ました。たしか2月の定例議会で切り花をお持ちいただいたと、前の委員の方に聞いておりますけれども、せっかくこういう場でございます。全県下の生産者が何とか県に知ってもらいたいと思っ

て県知事のところに日参をしている状態ですから、こういった場をお使いいただきましてぜひ公表いただきたい、このように思います。

○小八重農産園芸課長 ランタンキュラスは今ちょうど花がない時期です。秋口になるとランタンキュラスは咲いてきますので、ぜひここに示したいし、知事にもPRしていただきたいと思っています。いずれにしても、ランタンキュラスを早急に広めるための対策、苗の対策、新たな品種の開発も3年間でしていきたいと思っています。

○押川委員長 ほかになければ、農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様には本当に御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時21分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

採決につきまして、本日1時10分からということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、1時10分から採決を行いますので、よろしく願いをいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時23分休憩

午後1時10分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決のことについてお諮りをいたしますが、議案ごとがよろしいでしょうか、それとも一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第1号、第10号、第16号及び報告第1号、第2号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 御異議なしということでありませう。よって、議案第1号、第10号、第16号及び報告第1号、第2号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はございませんか。

○外山委員 一点は、きょう意見をちょっと言った、入札に絡んで前渡金の問題で、中身はさっき私が言ったことを少し短縮して表現して、ぜひお願いしたい。

もう一点は、余り報告書では取り上げないと思うんですが、最後で2つ言いました、切り花のラナンキュラス、それから夏秋イチゴ、「宮崎夏はるか」という銘柄まで言ったので、これは委員長報告に入れて、自信を持って大いに宣伝してやってくれということをぜひ入れてほしい。

○満行委員 ブランドですよ、宮崎地鶏というブランドはもともとないから、にせブランドもあり得ないという論法になるわけですよ。

県庁は30品目のブランドだけ守りますと、あとは「宮崎」と売られようがどうしようが、県庁は何もタッチしませんみたいな話ですけれども、本当にそれでいいのかなと、現実に「宮崎」という名前だけでばんばん農畜産物は出ているわけですよ。30品目以外も、県としては粗悪品が出ないように品質を維持する役割があると思うんです。それをもうちょっと、今の答弁では納得し切れないので、ブランド確立というか、宮崎県産品の質を守るという要望はしてほしいと思っております。

あと、松田委員がおっしゃいましたテレビコマーシャルですね。事業でやっているのかもしれませんが、去年とことしでは全然状況が違うわけで、テレビでスポットで30秒やろうが、効果はどうなのかなと。何千万もかける金があれば、知事に上京させて一言しゃべらせたほうが億という効果があるだろうと思うんです。ほかの商工とかいろいろなところも、テレビコマーシャルとか広報媒体を使って、既定の予算があるのかもしれませんが、それは見直すというか、抜本的に県全体として考えたほうがいいんじゃないのか。知事がばんばん出しながら、コマーシャル30秒とか20秒して何の効果があるかなという気もしたところであります。

○権藤委員 今の最初のブランドについては、ブランドの解釈とか確立という言葉だけで何ぼと指定するだけじゃなくて、正しい理解とかそういうものに対する要望があったということで、引き続き、これだけですよということじゃなくて、そういう努力をすべきだということを感じてもらいたい。

○押川委員長 例えば、マンゴーであれば糖度15度以上とか、メロンであれば12度以上と

か、そういう基準があると思うんです。そういうのも参考にさせていただいて、それはつくらせていただきたいと思います。

○坂口委員 30品目について責任を持つという説明だったですね。責任の中に迷惑をこうむらせないという責任を全然認識していないなと思って、責任というのが何をもちて責任か。そこからはぜひ委員会の意志として集約して入れるべきじゃないかなという気がします。

○井本委員 今後の土木行政、大変ですから、よく物事を見きわめて、公共事業には雇用を守るという役目も今まで実際あったわけだから、ただ安ければいいというものではありませんし。既に先進県はそれで失敗して、もう一回最低制限価格を引き上げよう引き上げようとかかっているわけですから、その辺もよく勉強していただいて、下請の末端業者が一番泣きよるわけです。その辺に対する心配りを忘れないようお願いしたい。

○松田委員 安心・安全、総合企画のところ、低農薬に大変なお金をかけて、それに躍起になって支援しておりますけれども、他県では低農薬を飛び越して無農薬というところの取り組みが進んでいます。消費者のほうも低農薬というよりは無農薬、エコのほうに傾いていますので、これにこだわることなく、もっともっと安全な部分を突き進めていただきたいと思います。が一点ございます。

続きまして、猿なんです、去年、2月の報告によりますと、県内にどれだけの猿の群落があつて云々という報告がされております。今回、そういったことが盛り込まれずに、また一から調査するようなイメージを受けておりますので、そういったことを一々積み上げていって、少しでも予算を削れるところは削れるよう

な、前年度の対策あるいは調査を盛り込んだ新しい対策事業にさせていただきたい、このように思っております。

○押川委員長 それでは、お諮りをいたしますが、委員長報告につきましては、皆様方のたゞいまの御意見も十分入れさせていただきまして、正副委員長に一任していただければと考えておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午後1時18分休憩

午後1時57分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

まず、閉会中の委員会を7月20日に予定しておりますが、委員会をどういう方向でやるかということについて御意見をお願いしたいと思います。

できれば、井本委員のほうから出ました、品目横断の勉強会を午前中に入れたらどうかということとは考えておるんですが、皆様方で閉会中に勉強がしたい、あるいは調査がしたいということがあれば意見を出してください。

○中野委員 中国木材の会社に伊万里に行けば。

○坂口委員 品目横断を何で勉強するのか。

○押川委員長 勉強したいということだから、案ですからいろいろ出していただいて、品目横断もありましたから。

○坂口委員 品目横断は価格政策一本でやっているから、所得政策ができましたということでしょう。そこが決まっただけのことで。

○押川委員長 では、中国木材ということで、伊万里のほうに閉会中に行くということによ

しいですか。

暫時休憩します。

午後 1 時 59 分休憩

午後 2 時 4 分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

検討させていただくということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 では、そういう方向でさせていただきます。

それでは、県内調査、県外調査、先ほど協議をしていただきましたから、行程等ができれば早目に皆さん方にお示しいたします。

以上、何もなければ、委員会を閉じたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、委員会を終了いたします。

午後 2 時 5 分閉会